

	目 次			2011.
頭言				
「法整備支援」への眼差し	慶應義塾大学大	学院法務研究科教授	松尾	弘
1独法律学シンポジウム				
法務省における途上国への法整備	支援の現状と課題	法務事務次官	西川	克行
<u>RI フォーラム</u> 2011 年夏の日韓交流		国際協力部長	네	海在
2011 平夏の日韓父派 集		国际肠刀部长	ШΓ	/理斗・・・・・・ 2
サマーシンポ「私たちの法整備支援 2011」		国際協力部教官	上坂	和央 5
際研修				
ラオス現地セミナー便り-民事訴詞	公法教材づくりの行力	うは?		
		国際協力部教官	中村	憲一 9
國際研究				
ラオス法律人材育成強化プロジェク	クトにおける『民法基	「本問題集」作成支援	から	
	慶應義塾大学大	学院法務研究科教授		弘
		,, .,	12 1 1	彩子 9
行政訴訟上の和解~日中の比較から見えるもの		国際協力部教官		
インドネシア司法に関する実情調査報告		国際協力部教官	松川	充康11
動報告 日本・ネパール捜査訴追実務に関 <sup>4</sup>	ナズル赤江空	国際協力部教官	木シ	→ − − 10
日本・イハール捜査計迫夫務に関い	りる44戦1年第1月	国际册刀即教目	末大乙氏	入时12
韓国の新不動産登記法について		国際協力部教官	朝山	直木16
際協力の現場から			124 124	
初めての「国際協力」		国際協力専門官		

~ 巻頭言 ~



「法整備支援」への眼差し

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松 尾 弘

ロー・スクールで「開発法学」を開講して8年, 法律学の中でも学際的領域の一つといえるこの科目 に、司法試験科目との両立に奮闘しながら、多様な バックグラウンドをもつ学生たちが参加してきた。 その一人である未修者コースの〇君は、人類学専攻 の大学院を修了した研究者の卵である。ある日、「や っぱり,私にはオソロシイことに思えるんですよね, 無邪気に途上国で大きな『制度』をつくることを夢 みる学生たちを見ていると。たしかに、民族間の虐 殺行為などが頻発するローカルでは、やはり一定の 『制度的』担保として人権を考えずにはいられない、 というのは分かるんです。でもそれは、 ローカルの 細やかな権力構造に配慮したものであってもいいい ズですよね。けっして『遅れている』から『制度』 が必要なんじゃないですよね」という真摯な疑問を 投げかけてきた。

この「オソロシイ」という直感は、少なくとも三 つの意味で正しいと、私は思う。第一に、制度改革 支援の背後にある隠れた力を知らずに乗せられてい るかも知れない「惧れ」である。例えば、1997年の アジア金融危機に至る国際金融機関による自由化へ の制度改革支援に対しても、支援側の新自由主義者 による陰謀説があった。

第二に、本当は人為的に操作できるはずもない制 度を操作可能と考えることへの「畏れ」である。制 度は,実は人間行動の不確実性を減らして社会を安 定化させるために工夫されたものであるから,容易 に変わらないことがむしろその本質といえる。アフ ガニスタン,イラクでは既存の政権を打倒して抜本 的法改革によるゼロからの国づくりを始めたが,全 体の状況が好転しているという評価は聞かない。

第三に,特定の規範体系に立脚した法改革の敢行 が伝統的な価値に基づく規範体系を破壊してしまう ことへの「怖れ」である。深刻なのは,西洋スタイ ルの法改革が,ムスリム等が尊重し,維持してきた 伝統的・宗教的な価値観をも破壊してしまうのでは ないか,という根本的な「恐怖」である。これらの 疑問に対し,はたしてどのように答えられるだろう か。

第一の惧れに対しては,むしろそれは当然ありう ることと冷静に受け止めたうえで,制度改革がけっ して誰かが勝つか負けるかのゼロサム・ゲームでは なく,より多くの人々の利益に配慮した法整備が, 長い目で見れば,プラスサム・ゲームになるという 視点から,関係者に対案を具体的に提示し,粘り強 く説得してゆくことにより,徐々に克服できるかも 知れない。

第二の畏れに対しても,最近の法整備支援では, 既存のインフォーマルな制度を否定するのではなく, それを使いながら,古い器に新しい中味を盛るよう

1

に,既存の制度と調整しながら,バランスに配慮し た漸進的な改革手法を工夫する手法が普及してきて いる。多くの学生たちも,制度を簡単に作ったり, 変えたりできると楽観しているわけではないであろ うし,ローカルな権力構造に配慮した法整備支援と いう点では,日本の法整備支援は,国際人権やそれ に関する条約を盾にラディカルな制度変更を迫る欧 米ドナーや国際機関と現地政府との仲介役を果たし ていることも,私自身経験している。

しかし、最も難しいのは、そしておそらくO君の 疑問の根底にあるのは,第三の怖れである。それは, 発展のための法改革そのものの必要性すら懐疑的に みる見解にまで通じているように思われる。アメリ カの著名な日本研究者F・アッパムは、「日本の法整 備の経験を参考にすることには、あまり意味がない だろう。なぜなら、日本人の生活はほとんど法に影 響されておらず、法は多くの日本人にとって重要視 されておらず、紛争解決の手段としても評価されて いないし、日本経済〔の急成長〕は、法律の規制に よって邪魔されない強力な官僚によって支配されて きたからである」という見解を積極的に紹介してい る。法に代わるインフォーマルな制度によって「法 がなくてもやっていける」という法懐疑論は、徐々 に拡大しているようにも感じられる。これに対して は、法整備支援の「法」が一体何を意味するのか、 それはどのような規範体系に根差しているのかを分 析し、開示する必要がある。その全体像を知ったう えで、それを全部または一部採用するか、それに代 わる別のルール体系でやってゆくかは、各国が主体 的に判断すべきである。おそらく現代の法整備支援 では、所有権を中核概念とする諸権利の体系として の法が一般化していると考えられるから、権利の体 系としての法を, ムスリム, その他の規範体系に属 する人々がどうみるかが、焦点になるであろう。

はたしてO君の疑問は、これである程度は解消さ れただろうか。まだまだ根本的な疑問が残るかも知 れない。そもそも人間行動の多様性をありのままに 理解しようとする人類学的な目線からみると、特定 のルールを人間行動に当てはめて一定範囲に枠づけ るかに見える法律は、かなり遠い存在に見えるだろ う。「ところで、君はどうして人類学やろうと思った の」。私のこの質問に対し、O君は人類学者E・プリ チャードが関心を寄せたヌアー族の言い回し「双子 は鳥である」という論理思考を例に、「科学が不在な 世界に認知的秩序がどのように維持されているの か」、「教会が不在な世界に精神的秩序がどのように 維持されているのか」、「西洋人が真に人間らしい生 活の土台とみなしているものが、西欧的諸制度の助 けを借りることなしにどうして存在しえているの か」という問題意識への共感を挙げた。人類社会に は,相互に理解が容易でないが,独自の論理思考が, 数多く併存している。それは、その一端を知った者 を魅惑する知的関心の源泉であるに違いない。「先生, 知ってますか。今では北極圏のイヌイットも携帯電 話使ってるんですよ。私はもっと原始的な生活スタ イル想像しちゃってたんですけど、こういう思考様 式がダメなんだよなあって。途上国の人々は貧しい、 だから助けてやらなきゃ,…っていう発想も」。

他者を自分の枠に単純に当てはめず、その前に相 手をよく見るというO君の姿勢に、私は強く共感す る。しかし、それと同時に、他人の痛みをあたかも 自分の痛みであるかのように感じるという傾向が、 深く人間本性に根差している事実も看過すべきでは ないだろう。他者を自分に置き換えて考えてみると いう思考、それによる互恵的利他行動、協力行動の 成立が,500~600万年前に人類の祖先をチンパンジ ーの祖先と分岐させたという進化生物学の分析もあ る。考えてみれば、人々が家族、地域社会、民族、 国家を超えて、まったく系統の違う民族と、一定の コミュニケーションができるというのも、不思議な 現象である。少なくとも、自分が属するコミュニテ ィとは別のコミュニティの人々の生き方に関心をも ち、両者を取り込んだより大きなコミュニティで自 分が生きることを想像することにも、私たちは寛容 な眼差しを向けるべきであろう。

「日本はなぜ法整備支援をすべきか」、今年度の開 発法学の期末試験で問うてみた。その際、「以下①~ ④のいずれかの立場を選択し、その理由を述べなさ い。どの立場を選択したかで有利・不利はないもの とする」とした。興味深かったのは、第一に、①日 本企業の海外進出に有利な制度環境をつくる, ②東 アジア共同体の形成を促す共通ルールをつくる、③ グローバル・ガバナンスの基盤を構築する、④国内 の震災対応に目途がつくまで法整備支援は凍結また は縮小すべきであるという趣旨の選択肢のうち、各 支持がほぼ拮抗していた点である。また、第二に、 前記③の理由として、日本は食糧も産業の原材料も 労働力も多くを海外に依存しているから、国際平和 の維持が何より不可欠だという説明が多かった点で ある。もっとも、この③の理由説明は①の拡大バー ジョンで、本質的には①の論拠の域を出ていない。 むしろ、③に固有の論拠は、私たちが相互に直接に 経済関係をもたない国々も含め、人々が各国に居な がらにして日々グローバルなコミュニティに生きて いる現象の内実の説明にある。しかも、この特殊な コミュニティは所与のものではなく、人々がそれを どのように想像し、どのような協力行動をとるか、 その主体的なヴィジョンとコミットによる創造的実 践に依存する動態的なものである。しかし、それは、 法整備支援の根底にある理念として、真剣な考慮に 値すると、私は考える。

お互いの,時には対極の考え方を徹底して理解し ようとすることで,各々の立場の意義も限界も課題 も見えてくる。法整備支援に対しても様々な見方が 併存し続けるであろうが,お互いの立場を率直に開 示しつつ,相手を自分の枠に当てはめず,最大限理 解しようとする眼差しをもっていたいと思う。

# ~ 日独法律学シンポジウム ~

日独交流 150 周年の記念行事の一環として,2011 年 11 月 3 ~ 4 日に,日独法律学 シンポジウム「法の継受と法整備支援」が開催されました。主催は,独日法律家協 会,アレクサンダー・フォン・フンボルト財団,ドイツ学術交流会,ベルリン日独交 流センター,慶應義塾大学です。

本稿は、そのシンポジウムで法務事務次官が講演した内容であり、法務省の取組を 概観する内容であるので、ここに掲載します。

# 法務省における途上国への法整備支援の現状と課題

法務事務次官

# 西川克行

(スライド1:表紙)

(導入)

ただ今,御紹介にあずかりました法務事務次官の 西川です。

本日は,このような機会を与えていただきまして 大変光栄に存じます。

私からは、「法務省における途上国への法整備支 援の現状と課題」と題して、お話しいたします。

構成としては、大きく4つに分けてお話しします。

1点目は、日本、といいますか法務省が、どうい う姿勢で法整備支援に臨んでいるかという点です。 いわば基本方針です。

2点目は、どういう手法で法整備支援をしている かという点です。ここでは JICA(独立行政法人国際 協力機構)との関係も含めて説明いたします。

3点目は、どの国に、どのような支援をしてきた かについて、具体例を挙げて御紹介いたします。

そして最後の4点目として、「今後の課題」に触 れたいと思います。

# (スライド2:日本の経験)

さて、皆様も御存じのとおり、日本はかつて西欧 法を継受するという形で、法の移植を経験しており ます。今の法整備支援と異なるのは、その費用は日 本自らが負担したという点でしょうが、その際には、 ドイツを始めとする西欧諸国の方々から支援を受け ていたことには違いありません。当時の日本には、 中国由来とはいえ、その後独自に展開した我が国固 有の法制度が存在しておりました。

しかし,1868年の明治維新以降,近代化を図る必要があり,そして何よりも,徳川幕府と西欧諸国との間に結ばれていた不平等条約を改正するため,西欧の法制度を導入することにしたわけです。

当初は、フランスから学んでいたものの、プロイ セン憲法の影響を受けた明治憲法の制定に伴って、 ドイツ法を模範とするようになりました。そして、 憲法・民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・商法 の「六法」が出そろい、1911年に不平等条約が解消 されたのです。

このように、日本は、主要な法律の全てにおいて ドイツ型の法典を持つようになりましたが、ドイツ の影響は法典だけにとどまりません。多数の者がド イツに留学し、ドイツ法学を日本に広めたことによ り,ドイツ法学は,日本の法解釈・運用に大きな影響を持つようになりました。確かに,第二次世界大 戦後,日本の法制度・法律学は,アメリカの影響を 大きく受けるようになりましたが,今なお,ドイツ 法の影響は生き続けています。この意味で,日本の 法律家は,ドイツの法律家の皆様に感謝しているわ けです。

# 1 どういう姿勢で臨んでいるか



そのような日本が、今は途上国に法整備支援を するようになったわけですが、ここで一番目の項 目の「基本方針」といいますか、「どういう姿勢 で法整備支援をしているか」について、お話しし ます。

### (1) なぜ支援するのか

まず,「なぜ日本が他国の法整備の支援をするの ですか」と聞かれることが,よくあります。その理 由や目的については,様々な意見があるでしょうが, 一つには,我々は,先ほどお話ししたようにフラン ス,ドイツ,アメリカなどの国々の知識や知恵を吸 収して日本独自の法制度を作り上げることができた という経験があるからです。途上国は,明治維新後 の日本と同じように,新たな法制度を導入する必要 に迫られているわけでして,そういう途上国を支援 するのは経験者として当然ともいえるわけです。そ のような支援をすることにより,日本が国際社会か ら受けた恩をお返しすることになるともいえると思 うわけです。

そして,このような法継受の経験は,法整備支援

を行うに当たっての日本の強みにもなっています。 日本は、従来の独自の法文化の上に、フランスある いはドイツという大陸法系の法制度を継受しまし た。さらに、アメリカから英米法系の法律も導入す る過程で、日本の法律家によるたゆまぬ研究が行わ れました。その結果、今では、多数の法学者が多数 の国々の法制度を研究し、しかも自国語(日本語) でおびただしい量の法律図書を発行してきたという 蓄積があります。主要な西洋諸国の法律文献は、さ ほど時を経ずして日本語で読めるまでになっていま すが、実は、こういう国は珍しいのです。この独自 の経験や比較法的知識の豊かさと強みを途上国の支 援に活かさない手はありません。現実に、日本の支 援は、支援対象国のニーズや問題点を的確に把握・ 検討し、適切な支援を行うことができていると考え ています。

# (スライド3:日本の支援の特徴)

#### (2) 支援対象国の自主性尊重

私たちが法整備支援を行うときに、最も注意して いることは、「押し付けでない」支援をするという ことです。法制度の整備は、国家の主権に関わるこ とですから、その国自身が主体的に行うべきもので あることは言うまでもありません。法整備支援とい う活動は、あくまでも相手国の自助努力を側面から 支援するものです。

そもそも、法制度は、一国の歴史、文化、社会を 背景とする国民の法意識に合致しなければ、その効 果を発揮できません。優れた法律であるから、ある いは使いやすい制度であるからといって、ある先進 国の法律や制度をそのままの形で一方的に支援対象 国に取り入れさせようとしたとしましょう。そうい うことをしても、既存の法律や制度との食い違いが 生じたり、あるいは、趣旨が理解されずに誤った形 で導入されるなど、好ましくない現象が起きます。

また,法制度の整備においては,その成果である 法律や制度が社会に根付くことが大切です。立派な 法律や制度が出来上がっても、それらが実際に運用 されなければ何の意味もありません。支援対象国の 自主性を軽視し、その国の事情をよく検討すること もなく取り入れさせた法律や制度は、必ず運用面で 壁にぶつかります。援助の効果という観点からも、 支援対象国の主体性と積極的取組は不可欠なので す。ですから、法整備支援に際しては、支援対象国 の関係者と十分な対話をしながら、その国が自国の 実情に合った法律や制度を作り上げていく必要があ ります。

我々は、法案の起草を支援する場合にも、あるい は、制度設計を支援する場合にも、我々の方から原 案を提示するようなことはできるだけ避け、相手方 の作る案を土台に議論を重ねるやり方で支援をして います。もちろん、選択肢として日本の法律や制度, あるいはその他の国の法律や制度を紹介しますし、 国際標準がどういうものかといった点について解説 することもありますが、法律や制度にどのような内 容を盛り込むのかについては、相手方の考え方を尊 重します。我々は、支援対象国が、主体性を持って 我々とのこのような議論をすることにより、その国 に合った法制度が出来上がるばかりでなく、関係者 の能力向上を図ることができると考えています。

このような共同作業は、支援する側にとっても、 支援を受ける側にとっても、相当な時間と根気を必 要とするものです。しかし、その国にしっかりと根 付く法制度を構築していくためには、このような支 援手法が最も適していると考えています。

#### (スライド4:支援分野)

#### (3) 支援対象国と支援分野

次に支援対象国・支援分野について触れておきま す。

法務省では,アジア諸国への支援を優先的に考え ています。それは,地理的・歴史的に日本と関係が 深く,話合いを基盤とした類似の文化を持っている からです。また,日本は,資源や食料を海外に依存 し、貿易や投資など海外と経済活動を活発に行なっ ていますが、特に関係の深いアジア諸国の安定と発 展は、日本にとっても重要であることから、アジア 諸国を対象とするのはある意味で当然です。

支援は、民商事法の分野から始まりました。民商 事法から始まった理由は、支援対象国の要望が民商 事法であったということと、当初、日本側の人材が 民法学者であったという事情によるものでしたが、 結果として理にかなったものでした。というのも、 憲法や刑法の支援となると、支援対象国の主権に深 く関係するため支援対象国も警戒したでしょうが、 民商事法となると、そのようなことはありませんで したし、支援対象国も市場経済に適応する法律を必 要としていたからです。

しかし,その後,押し付けではない支援方法,つ まり支援対象国との対話を尊重したことにより, 徐々に支援対象国の信頼を得られ,他の法分野での 支援も求められるようになり,現在では,刑事法や 一部の行政法なども取り扱うようになっています。 また,当初は,法案起草に対する助言が支援の中心 でしたが,法律を実際に役立たせるためには,その 運用体制も整えなければならないことが明らかにな ってきたことから,支援対象は,法令を運用する組 織の整備や人材育成にまで広がっています。

法務省では、1994年からアジア諸国に支援してき ましたが、支援対象国が増加し、支援分野も拡大し たことから、これに対処するため、2001年4月に法 務省の研修・研究機関である法務総合研究所の中に 「国際協力部」を新設しました。今年で10周年を迎 えたわけですが、現在、国際協力部では、裁判官、 検察官など出身の教官のほかに国際協力専門官がお り、それぞれの担当国の法整備支援に従事していま す。

## *(スライド5:0DA 大綱)*

#### (4) 政府の基本方針

どういう姿勢で法整備支援に臨んでいるかとい

う項目の締めくくりとして,政府の基本方針につい て御紹介しておきます。

法務省の取り組んでいる法整備支援の多くは,政 府開発援助(ODA)のうちの技術協力という枠組み で実施されるものです。

ODAの目的,基本方針,重点課題などは1994年 に作成され,2003年に改訂されたODA大綱(政府 開発援助大綱)に掲げられています。援助の目的は, 国際社会の平和と発展に貢献し,これを通じて我が 国の安全と繁栄の確保に資することとされ,その基 本方針として,開発途上国の自助努力支援,個々の 人間に着目した人間の安全保障の視点,公平性の確 保,我が国の経験と知見の活用,国際社会における 協調と連携が挙げられています。また,重点課題は, 貧困削減,持続的成長,地球的規模の問題への取組, 平和の構築であり,重点地域は,日本と緊密な関係 を有し,日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得 るアジアとされています。

# (スライド6:法制度整備支援に関する基本方針)

また,我が国の海外経済協力については,その重 要事項を審議し,戦略的な海外経済協力の効率的な 実施を図るために,内閣総理大臣を議長とする「海 外経済協力会議」という会議が設置されていました。 2008年1月に開催された「第13回海外経済協力会 議」において,法整備支援を経済協力の重要分野の 一つとして位置付けることが了承されました。これ を受けて,2009年4月の局長級会議において「法制 度整備支援に関する基本方針」が決定されました。

この基本方針において,法制度整備支援は,グッ ド・ガバナンスに基づく開発途上国の自助努力を支 援するものであるとともに,我が国が将来にわたり, 国際社会での名誉ある地位を保持していくための有 効なツールとされています。そして,①基本法及び 経済法の分野において積極的な支援を行うこと,② 支援対象国のオーナーシップを尊重し,国の実情・ ニーズに見合った支援をしていること,③法の起 草・改正にとどまらず,法が適切に運用・執行され るための基盤整備,法曹の人材育成や法学教育まで を視野に入れ,支援対象国自身による法の運用まで 見込んだ支援を行なっているという特長があること を確認し,今後もこうした特長を活かした支援を行 うこととされています。さらに,人材の活用と育成 のための基盤整備を図ること,具体的な支援方針の 策定・実施等においては,官民連携が不可欠である ことから,今後オールジャパンによる支援体制を強 化していくことなどが述べられています。この「法 制度整備支援に関する基本方針」は,これまで法務 省を始めとする関係機関が行なってきた支援の内容 を肯定し,更に後押しするものであり,我々として も心強く感じております。

#### (スライド7:支援方法)

# 2 どういう手法で支援しているか

ODA 大綱の話が出たところで、2番目の項目で あります「どういう手法で法整備支援をしているか」 の話に移りたいと思います。

日本の支援は、ただ今お話ししました ODA 大綱, 法制度整備支援に関する基本方針にのっとっている わけですが、ODA を担当しているのは JICA(独立 行政法人国際協力機構)でして、法務省はその技術 支援に協力するという形をとっています。

具体的な手法としては、大きく分けると5種類あ ります。

1番目は,現地への長期専門家の派遣です。長期 専門家というのは JICA 用語ですが,現地に1年以 上滞在して支援活動する人を指します。

2番目は、その長期専門家をバックアップする 「国内の支援組織」への参加です。個々の長期専門 家では限界がありますので、日本国内でもサポート するわけです。

3番目は、支援対象国から研修員を日本に招いて 研修を実施しますが、その研修の企画・実施です。

4番目は、支援対象国の現地で行われるセミナー

に派遣する講師の人選,セミナーの主題の選定・論 点の整理などの調整です。JICA 用語で短期専門家と 呼ばれています。

そして5番目として,支援対象国の司法制度の実 態に関する研究などを行なっています。

現在は、支援内容、支援対象国のニーズに応じて、 これらの手法を組み合わせて対応しています。

支援対象国に常駐する長期専門家は,基本的には 現役の検事・裁判官・弁護士出身の法曹です。長期 専門家は,支援対象国のカウンターパートと密接に 連携を取りながら,法律や制度に関わる問題点を把 握・分析し,現地で行われるワークショップなどを 通じて,その問題に関する日本や他国の法制度の紹 介や解決策を提示していきます。そして,長期専門 家が把握・分析した問題点は,日本国内に伝達され ます。

国内では、先ほど申し上げた支援組織ができてお り、そのメンバーは裁判官・検察官・弁護士などの 法律実務家や法学者です。この支援組織が、長期専 門家だけでは対処できない高度な問題を議論して解 決策を講じ、長期専門家を通じて、あるいはそのメ ンバーを短期専門家として現地に派遣して支援対象 国に伝えるわけです。また、必要がある場合には、 支援対象国の関係者を日本に招き、日本の法制度の 講義、支援対象国の法制及びその運用に関する協議、 裁判所などの関係機関の見学を実施しています。



法務省は,現在,検察官及び裁判官出身者を長期 専門家としてベトナム、カンボジア、ラオスに派遣 しています。長期専門家の人選・派遣方法としては 世界各国それぞれのやり方がありますが、日本以外 のドナーを見ておりますと、公募によりコンサルタ ント会社が受注し、そのコンサルタント会社が専門 家を募集して支援対象国に派遣することが多いので はないかと思われます。これに対して、我が国は、 法務省が、現役の公務員である裁判官及び検察官を 現地に派遣しています。このような体制は、支援対 象国側に安心感を与え、長期専門家と支援対象国関 係者との信頼関係構築に寄与しているのではないか と考えます。実際、支援対象国関係者から、法務省 から派遣される裁判官・検察官出身の長期専門家は、 その出自や経歴が明らかなことから信頼できるし、 前任者から後任者への引継ぎが適切に行われている ので、一貫した支援を継続的に受けることができる 旨の御意見をいただいたこともあります。

実は、ラオスに派遣していた女性検事が1年間の 任務を終えて帰国しまして、本年8月、その帰国報 告会が開かれました。私もその場で直接報告を聞い たのですが、見知らぬ現地での活躍と苦労が偲ばれ るものであり、その志の高さと逞しさに感銘を受け ました。そして、世の中の役に立ち、かつ、将来、 自分の能力向上にもつながるという点で、貴重な経 験をしていると感じ入った次第です。また、支援対 象国カウンターパートの方々も、こうした長期専門 家を高く評価し、複数の方から「私たちの仲間だと 思っている。」という言葉まで頂いていると聞き及 んでいます。長期専門家が、支援対象国と日本の架 け橋として重要な役割を果たしていることを実感し ております。

一方,日本側の国内支援組織に目を向けますと, 日本を代表する著名な研究者や法律実務家が多数参 加しております。ベトナムとカンボジアの国内支援 委員会を例に取ると,日本の学界をリードする民法 研究者や民事訴訟法研究者に加えて,高等裁判所幹 部クラスの裁判官なども参加しており、極めて質の 高い支援を提供できる体制が整っています。

このように、日本では、法律実務家と法学者が協 力しながら、官民を挙げて、オールジャパンの体制 で法整備支援を進めていると言えます。

# (スライド8:支援対象国)

#### 3 どの国に、どんな支援をしてきたか

3番目に「どの国に,どんな支援をしてきたか」 について,時間の許す範囲内で,具体的に各国別に 御紹介します。

法務省が法整備支援への関与を始めたのは,1994 年のことです。この年にベトナムの政府・司法関係 者を日本に招いて研修を実施したのが最初でした。 そして,1996年にベトナムに対する法整備支援を JICAがプロジェクトとして開始し,法務省がこれに 協力することになったのです。その後,法務省は, JICA 枠組みの法整備支援プロジェクトに継続して 協力するようになり,現在まで,ベトナム,カンボ ジア,ラオス,インドネシア,カザフスタン・タジ キスタン・ウズベキスタン及びキルギスの中央アジ ア4か国,中華人民共和国,モンゴル等に対する法 整備支援に協力しています。

# (スライド9:ベトナム)

# (1) ベトナム

ベトナムに対して,長期専門家として法曹三者か ら20名が派遣されてきましたが,うち法務省から派 遣する検察官・裁判官出身者は13名を占めていま す。また,短期専門家として法務・検察関係者から 43名を派遣し,本邦研修を合計40回開催して合計 410名を日本に招いております。

主要な法律起草支援としては,民事訴訟法,改正 破産法,改正民法,民事執行法,国家賠償法,行政 訴訟法の起草を助言という形で支援してそれぞれ成 立させており,また,検察官マニュアル・民事判決 書マニュアル作成を支援するなどして実務の改善に も取り組んでいます。

さらに、本年3月で一区切りの付いた JICA プロ ジェクトでは、新しい試みがなされました。これは、 パイロット地区を設定し、まず裁判実務上の課題を 抽出・蓄積します。それを中央機関へフィードバッ クし、中央機関は、地方の実務上の課題を把握して 問題を分析し、地方への助言・指導を改善していき ます。これを基に、実務上の経験や教訓を反映する 形で法令起草などを行うというものです。この手法 が好ましい効果を上げたことから、引き続き本年4 月から始まった後継プロジェクトにも、同様のコン セプトを取り入れております。

# (スライド10 : カンボジア)

#### (2) カンボジア

カンボジアに対する支援は、1996年に始まり、長 期専門家として法曹三者から 12 名が派遣されてき ました。そのうち検察官・裁判官出身者は4名です。 また、法務・検察関係者から短期専門家43名を派遣 したほか、本邦研修を合計 29 回開催して合計 268 名を日本に招きました。また、民事訴訟法、民法の 起草を支援して成立させ、現在、民事法関連法令の 起草を支援しています。

さらに、これらの法律を適切に運用して裁判実務 を運営・処理できる質の高い民事裁判官を養成する 必要があることから、裁判官・検察官の養成機関で ある王立裁判官・検察官養成校(RSJP)を支援する プロジェクトが実施されております。現在、裁判官・ 検察官出身の長期専門家を同校に派遣し、その長期 専門家と連携を取りながら、カリキュラムの改善や 教材の作成、教官の養成などの支援活動をしていま す。

9



# (スライド11:ラオス)

# (3) ラオス

ラオスに対しては、1999年から支援を開始し、こ れまでの長期専門家7名のうち、法務・検察からは 5名を派遣しているほか、短期専門家として26名派 遣しました。また、本邦研修を合計17回開催して合 計219名を日本に招きました。これまで民法と企業 法の教科書・民事第一審裁判の判決書マニュアル・ 検察官執務マニュアルの各作成という成果を上げて います。

また,昨年7月から新規プロジェクトとして「法 律人材育成強化プロジェクト」が開始され,検事1 名と弁護士1名が長期専門家として派遣されていま す。このプロジェクトでは,人的組織的能力向上に よる司法,立法及び行政各実務の改善を目的とし, 教材作成及びその普及活動を行うこととしていま す。

# (スライド12:支援対象国)

# (4) インドネシア

インドネシアに対しては、JICA の枠組みで 2002 年から協力を開始し、短期専門家を派遣したほか、 本邦研修を実施して、日本とインドネシアの司法制 度の比較研究を行い、まずはインドネシアが日本に 支援を求めるニーズの把握に努めました。その上で、 2007 年から「和解・調停制度強化支援」に焦点を当 て、インドネシア最高裁規則の改正、和解・調停 Q&A の作成を支援し、インドネシア最高裁判所がその普 及に努めているところです。このプロジェクトは, 2009年に終了しましたが,インドネシア最高裁判所 が日本の制度と支援に強い関心を示し,その後も, 和解・調停普及の現地セミナーや,裁判官養成制度 に関する支援を実施しております。

# (5) ウズベキスタン

ウズベキスタンに対しては、2002 年から協力を開 始し、2004 年から 2007 年までの間、JICA の倒産法 注釈書プロジェクトに協力しました。このプロジェ クトの終了後は、一国を対象とするよりも、中央ア ジア諸国の社会条件が似通っていることから、2008 年度から年1回、ウズベキスタン、カザフスタン、 キルギス、タジキスタンの4か国を対象国とした比 較法制研究セミナーを実施しました。これは裁判官、 立法担当者等を対象に、中央アジア諸国の企業法制 についての運用状況や問題点を明らかにし、それら 比較研究結果の現地法曹関係者への普及を目的とす るものです。

#### (6) 中華人民共和国

中国に対しては,2007 年から2010 年まで「民事 訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」が実施されまし た。これは全人代の法制工作委員会民法室がカウン ターパートであり,中国が法案を起草するに際して, 関心のある事項につき,日本の法制度を参考に助言 するというものです。中国の立法優先順序の変更も あって,2009 年には権利侵害責任法についても,こ のプロジェクトで対応し,その支援の結果,同法が 成立するなどの成果が見られました。現在は,新た に3年間の予定で「民事訴訟法及び民事関連法」支 援プロジェクトが実施されており,法務省は引き続 きこれに協力しています。

# (7) 東ティモール

東ティモールに対しては、JICA が平和構築の一環 として 2009 年から支援を始めました。東ティモール は 2002 年に独立したばかりの国で法制度の基盤が ぜい弱であり,主要法案起草に当たる司法省の人材 育成が急務です。

#### (8) ネパール

ネパールに対しては,同じく JICA が 2009 年に支 援を開始しました。ネパールにおいては新しい民 法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法等の普及・定着, 裁判官・検察官の人材育成が求められているところ です。

#### (9) モンゴル

モンゴルに対しては、1994年に民法改正について の助言を行うため短期専門家が派遣されたのが始ま りです。その後、長期専門家として弁護士3人が順 次派遣され、弁護士会強化や調停制度強化を目的と するプロジェクトが実施されています。法務省では、 法務総合研究所国際協力部教官をアドバイザリー・ グループの一員として参加させるなどして協力して います。

# (スライド13:今後の課題)

#### 4 今後の課題

最後に日本の法整備支援の今後の課題について お話ししたいと思います。

思いつくままに、5つほど挙げておきます。

第1に理念・戦略の問題,第2に日本国内の情報 共有の問題,第3にドナー間の連携・協調の問題, 第4に日本側人材確保の問題,そして第5に評価の 問題です。

第1については、日本の法整備支援は、もっと戦略が必要であるという議論が以前からあります。

確かに、これまでの支援を振り返りますと、各国 からの支援要請に応じて、その都度支援を実施して きたという状況にあったことは否定できません。ま た、日本の中でも各実施機関や担当者それぞれが思 い描く戦略というものはあるのでしょうが、日本全体として確固たる戦略があるかと問われますと、正直に申し上げて、なかなか厳しいものがあると思います。

しかし、次のようなことは言えるかと思います。

例えば、これまでは、支援対象国の市場経済化の 促進を目的とすると説明される場合が多かったよう に思います。確かに結果として、そのように見られ るのもやむを得ないでしょうが、それは日本側の人 材が十分ではない状況で実施するための目標設定で あったわけです。しかし、法整備支援は、市場経済 化の促進といった経済目的に尽きるものではなく、 より大きな観点から民生の安定の基盤としての法の 支配の確立を目的とすべきではないかと思います。 そして、法の支配を確立することにより、それぞれ の国で個人の権利が守られ、法的予測可能性が高ま り、その結果として自由な経済が活発になることに つながることになります。

第2は、国内における情報共有の問題です。

日本の法整備支援には、外務省、JICA,法務・検 察,裁判所,弁護士会,大学など多数の機関が関与 しています。これらの機関が緊密に連絡を取り,一 貫した効果的な支援方法を検討する必要がありま す。この点,法務省では、2000年から法整備支援に ついて関係機関が協議検討する場として「法整備支 援連絡会」を開催しております。そこでは、各機関 の活動報告や今後の日本の法整備支援の方向性など について協議していますが、まだまだ不十分かと思 います。対象国が増加し、支援内容も高度・複雑な ものとなってきており、これらに適切に対処するた めには、これまで支援に携わってきた関係機関のみ ならず、有用な知見を提供できる他の機関の助力を 求めることが必要になってくると思われます。

第3のドナー間の連携・協調ですが,途上国の支援には,通常,多数の国や地域がドナーとして関与

しています。現在,世界銀行(WB),アジア開発 銀行(ADB),欧州復興開発銀行(EBRD),国連 開発計画(UNDP)などの国際機関や,北米,ヨー ロッパ,オーストラリア等の先進諸国の国際支援担 当機関が,世界各国において様々な法整備支援を行 なっています。そこで,日本としても,支援を重複 させないため,また,相互に連携・補完し合って相 乗効果を生み出せるような支援を実施するため,こ れら関係機関と連絡・協調していくことが不可欠だ と考えます。

第4の支援を行う側の人材育成も大きな課題で す。

先ほど述べたように支援対象国が増加し,求めら れる支援内容も複雑・高度なものとなっている状況 の下で,これに適切に対応するためには,有能な人 材の確保が不可欠です。現在,日本の法整備支援に は,法律実務家や研究者などが関与していますが, 法整備支援を専門分野としている人材は僅かです し,法曹の中で法整備支援に興味を持っている方の 割合は多いとは言えません。

また,法務省は,日本の法整備支援において大き な役割を果たしていると自負しておりますが,まだ まだ後継者不足です。今後,法整備支援の専門家の 増加を期待するとともに,これまで培われた経験・ 知見を共有できる仕組を構築する必要があると思い ます。

そこで、新たな人材の発掘・育成のために、法務 省では、2009 年から、今後の法整備支援に携わる人 材の育成強化などを目的とし、大学生、大学院生な どを対象としたシンポジウムを開催し、法整備支援 の疑似体験をしてもらっています。このような取組 を通じて、徐々にではありますが、法整備支援に関 心を持つ若者が増加してきていると感じておりま す。

最後に第5として,評価の問題について触れたい

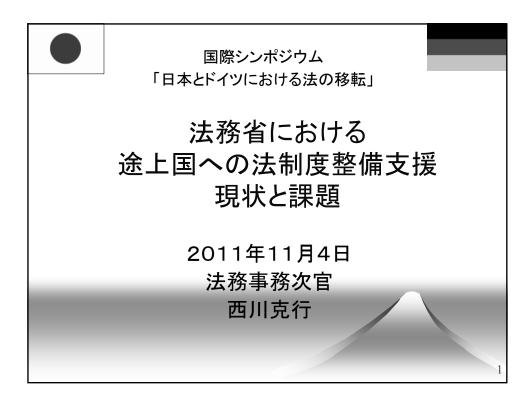
と思います。

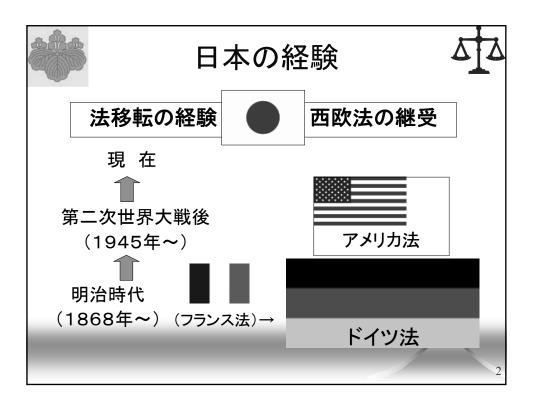
法整備支援は、従来の ODA 技術協力の枠組みで 行われており、その評価は、他の技術支援と同様に 経済協力開発機構開発援助委員会(OECD-DAC)の 評価5項目, つまり妥当性・有効性・効率性・イン パクト及び持続性の視点から行われています。そし て、先ほども述べましたように、我が国の法整備支 援活動はプロジェクト方式で行われることが多いた め、いわゆるロジカル・フレームワークに従って定 量的評価が求められる傾向があります。しかし、こ のような評価は、橋梁や道路建設などのプロジェク トには適しているでしょうが、法整備支援の評価方 法として妥当であるかについては検討を要すると思 われます。法整備支援は、多くの点で他の技術支援 とは性質を異にするものですので、それに適した評 価方法を構築する必要があると思われますが、これ は難しい問題であり、今後、関係者がそれぞれ検討 すべき課題だと思います。

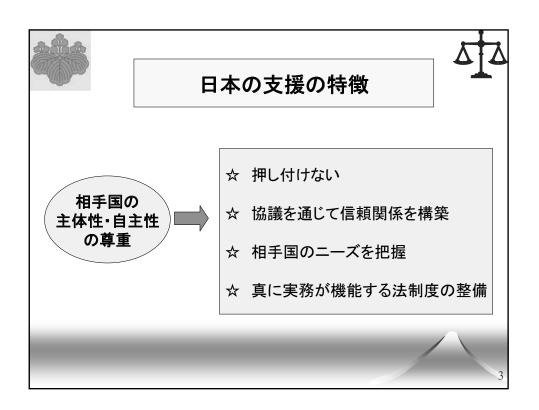
# (スライド14:ご静聴ありがとうございました)

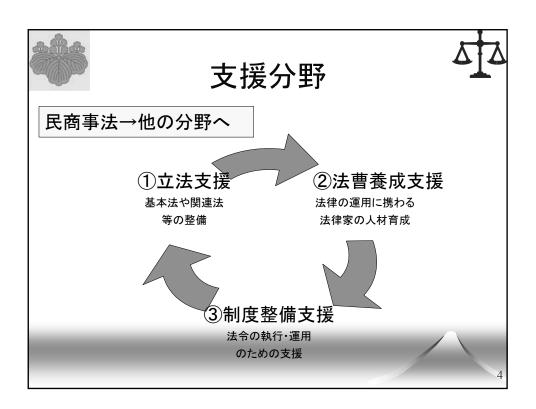
5 以上、本シンポジウムの講演といたしまして、「法務省における途上国への法制度整備支援の現状と課題」についてお話ししました。

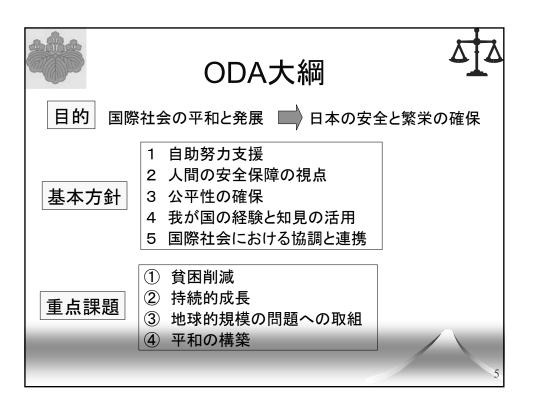
御清聴ありがとうございました。

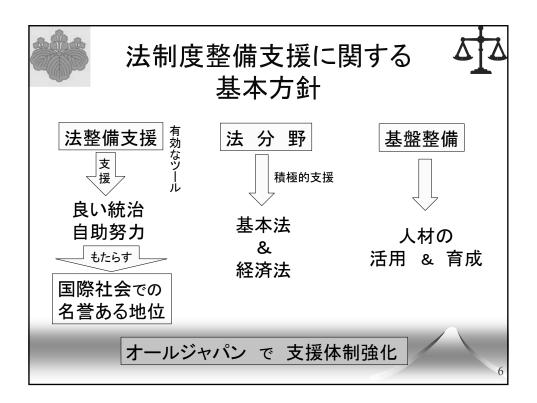


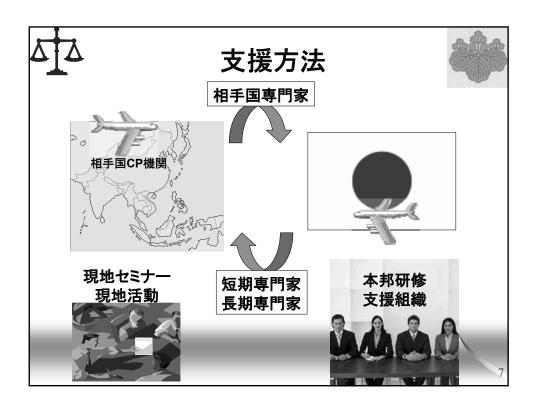


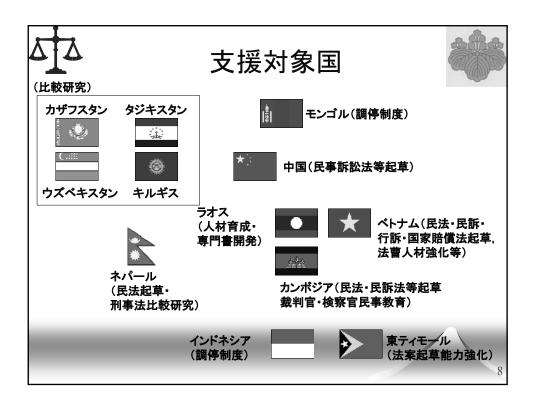


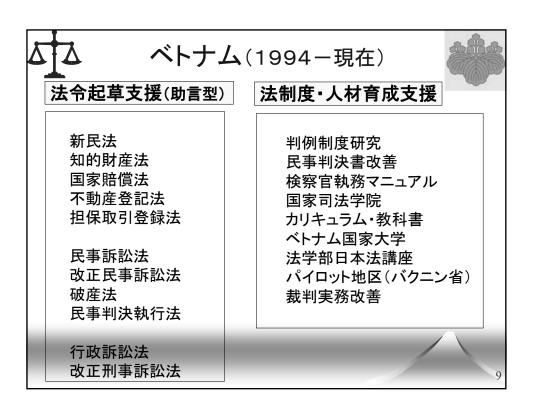


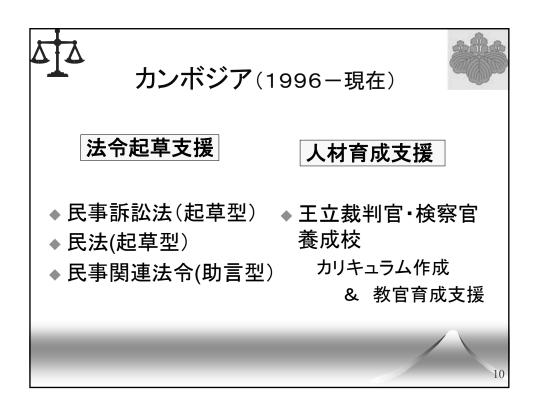


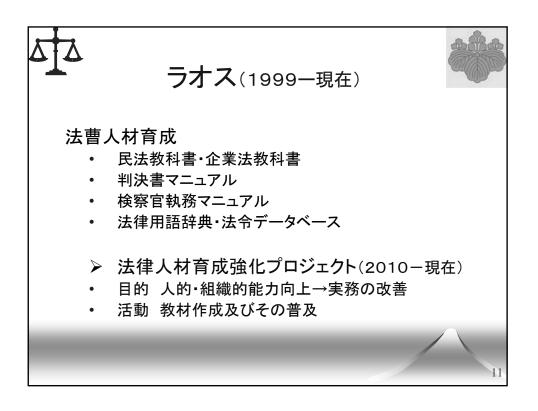


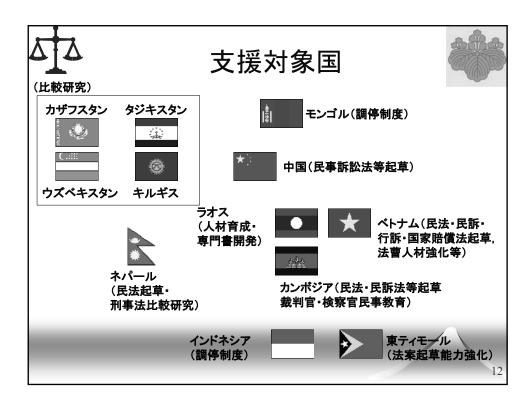


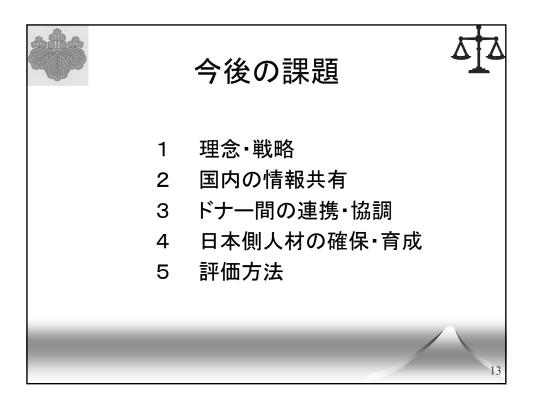














~ KLRI フォーラム ~

# 2011 年夏の日韓交流

~韓国法制研究院(KLRI)と韓国法院公務員教育院~

### 国際協力部長

# 山下輝年

法整備支援の分野で、日本と韓国が交流を始めていることは、既にこの ICD NEWS でも御紹介して おります。韓国で法整備支援を担当している機関は、韓国法制研究院(Korean Legal Research Institute: KLRI)ですが、今一度、その交流経緯をここに記しておきます。

① 2010年1月 KLRI 金基杓院長が法整備支援連絡会(於大阪: ICD) で活動内容紹介

(ICD NEWS 第 43 号: 2010 年 6 月 号参照)

② 2011 年 3 月 日韓ミニシンポ (於大阪: ICD) で相互の活動特徴比較と協力の可能性検討

KLRI 側 崔桓容(監查室長)·鄭明雲(副研究委員)

李濬瑞(グローバル法制研究センター副研究委員)

(ICD NEWS 第 48 号: 2011 年 9 月 号参照)

これに引き続いて,2011年8月18日に,KLRI主催で日本の法整備支援に関するフォーラムが開催 され,そこに私と森永太郎教官が日本の経験について説明する機会を得ました。その内容については, 次の4点を末尾に添付します。

(1) 国際協力部 10 周年(法務総合研究所報 2011 から転載,日本語版・英語版)

- (2) 日本による法整備支援の現状1:ベトナム (ppt 資料)
- (3) 日本による法整備支援の現状2:カンボジア(ppt 資料) 以下では、日韓に関して個人的観察記を披露したいと思います。

#### 1 韓国の法整備支援とその枠組み

これまでの交流による情報に基づき,韓国の法整 備支援に関する情報を整理して列挙すると,次のよ うになる。

- (1) 韓国は,2009 年 11 月に OECD の開発援助委員 会(DAC: Development Assistance Committee) に加わり,国際協力分野における支援国となっ た。急速な経済発展を遂げた国として,他の発 展途上国にとってモデルになる部分が多いと思 われ,また,そういう観点から関心を寄せる国 がある。
- (2)韓国法制研究院(KLRI)(http://www.klri.re.kr/) は、政府の法律起草、改正作業を助言する研究 機関である。法人形態を採っており、専門スタ ッフは博士号を持つ研究者で構成されている。 元々は、各省庁にこの種の研究機関が個別に設 立されていたが、これを一つに統合して現在の 法制研究院となっている。そのため、あらゆる 分野の法律研究者が存在し、これに相応する組 織・機関は日本にはない。
- (3) 韓国で法整備支援の実施機関は, KLRI を含め, 全部で13 (KOICA, 韓国の大法院, 法務部国際

法務課,公正取引委員会,証券取引所など)あ るが,法令起草支援の実際を担うのは法制研究 院である。韓国は,「低炭素・緑化運動」(Green Growth)を国家の重要施策として掲げており, 国内法制度上も環境法制を整備し,それを国際 的にもアピールした。そういう効果もあってか, 環境法制の整備に関する支援要請がいくつも寄 せられ,法令起草支援は,まず環境分野におい て先陣を切っている。ただ,他分野でも法整備 支援を展開していく意思を持っている。

- (4)環境法起草支援では、法律の技術的な部分だけでなく、政策立案の部分にまで知見の提供は及ぶ。但し、アイディアやパターンを複数示す方法を採っており、韓国の手法を押し付けるようなものではない。
- (5) KOICA (日本の JICA に相当する援助機関) も, 法整備支援に前向きな姿勢を持つようになって きた。KOICA の法整備支援事業については,す べて KLRI が意見する仕組みを採っている。
- (6) 2011 年度は、カンボジアの王立法律経済大学と 共同し、また、インドネシアのガジャマダ大学 との共同で、それぞれの国の投資法(土地法、 証券取引法など)をテーマとした研究も行う。 研究結果は、英語の報告書にまとめ、ウェブサ イトにも掲載する予定である。
- (7) 韓国大法院は、外国の裁判官研修、奨学生招聘、
   外国司法部とのネットワーク構築、司法研修支援などを実施している。
- (8)大学レベルでの話として、中国人民大学が、国際センターを立ち上げ、途上国の法律専門家要請支援を始めようとしているほか、ソウル大学でも同様の動きがある。
- (9) KLRI は、英語による発信に努めており、韓国 法令の英訳を進め、改正に伴う更新作業も素早 い。

#### http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do

(10)各国の法律情報を英語で共有することを目指

す ALIN (Asia Legal Information Network, http://www.e-alin.org/main.do) は、KLRI 主導で立 ち上げられたもので、韓国、中国、インド、イ ンドネシア、カザフスタン、マレーシア、モン ゴル、フィリピン、ロシア、タイ、ウズベキス タン、ベトナム、台湾といった国や地域の研究 機関がパートナーシップを結び、日本からは名 古屋大学 CALE が参加している。

- (11)なお、韓国法制処(日本の内閣法制局に相当) 主催により、2011年11月10-11日に第1回ア ジア法制情報フォーラム(AFOLIA: Asia Forum of Legal Information Affairs)が開催される運びと なった。KLRIではないが、これも深く関与し ているものであり、韓国法制所の企画によれば、 次のとおりである。
- 開催の目的
- ア 韓国の経済発展関係の法制の経験を共有し、長期的にはアジア各国との法制の交流・協力事業を 推進する基盤を構築する。
- イ 政府機関主導の法制情報交流チャネルを確保し、 学界・法曹界・産業界とのネットワークを構築す る。
- ウ海外で活動している韓国民に世界法制情報を円 滑に提供し、国内で活動している外国人に韓国の 法制情報を円滑に案内する。
- エ KSP (知識共有事業) のプラットフォームの提 供を通じて各機関の経験を共有し,発展させる場 を作る。
- ② 参加対象 約300名

アジアの 30 か国の法制業務担当省庁の代表者及 び駐韓大使館職員

- ③ 期待効果
- ア G20 サミット後の措置としての韓国経済開発の ノウハウ紹介し、アジア法制交流・協力を活性化 させる。
- イ 世界経済秩序との調和の下でのアジア経済発展 に寄与し、アジアの平和・共存に関するメッセー

ジをアジア各国に伝播させる。

ウ 経済発展法制経験の共有を通じて法制の下での 経済発展追及の重要性を共通認識とする。

#### 2 韓国法整備支援の特徴

法整備支援の分野では、日本は、次のような特徴 を説明する。即ち、明治期からフランス・ドイツ等 の大陸法系に加えて、第二次大戦以降の英米法(ア メリカ法)の影響を受け、約130年間にわたって現 在の法制度と運用に至った経験をアジアの開発途 上国に伝えられるという点である。

これに対して,韓国は,短期間で経済発展と民主 化を遂げた経験を下に,開発途上国・体制転換国と の交流支援を通して,国際貢献することを意図して いると説明している。

なるほど、長い年月をかけた日本よりも、短期間 で経済発展したことを強調するのであれば、開発途 上国にとっては魅力的に映るに違いない。アジアの 経済発展国となった韓国が、この点をセールスポイ ントとするのは道理である。しかも、韓国は、歴史 的には、日本の法制度が基本にあり、これまで必ず と言ってよいほど、日本の法律情報を参考にして、 その長所短所を素早く見極めて自らの法制度改革 を実施してきたのが実際のところである。最近で言 えば、登記制度のオンライン化は日本よりも先を行 っている。また、司法制度改革で話題になった法科 大学院制度,法曹養成制度,国民の司法参加(裁判) 員裁判) などについても、日本の改革を見つめなが ら,法学部を廃止した上,法科大学院の数や定員に 制限を設け、司法研修所による修習制度を廃止し、 評決に最終的拘束力のない陪審制度を導入してい る。これらは、日本の問題点であると韓国が評価す る点を巧みに回避しながら、結果として、日本とは 際立った特徴を有する制度になったといえる。した がって、日本の法制度についても一応それなりの説 明ができるという立場にもある。加えて、大陸法系 で憲法裁判所を 1988 年に設け、それまでの大法院 (最高裁判所)との権限関係や憲法判断に関して経 験を有する。

さらに、日本との比較で言うと、KLRI の朴鑛棟 副研究員は、その論考「日韓の法分野別法整備支援 事業の現状と問題点」(CALE 発行)の24 頁で、「先 進国に対する反感がある場合があるため、さして大 きな効果をあげることができず、むしろ同じ境遇か ら植民地主義を克服して現代化を遂げた韓国の成 長モデルを新たなモデルとして受け入れる状況が ある」と指摘している<sup>1</sup>。この点に関して言えば、実 は、今回の KLRI 主催の法整備支援フォーラムで、 私の発表に対する質問の中でも同様の内容に触れ られた。もちろん日韓の通訳を介してしか分からな いのだが、その内容は次のようなものであった。

「アメリカから韓国は法整備支援をしないのかと 質問されたことがある。アメリカが言うには、日本 がアジアの途上国に法整備支援をしているが、日本 はかつてアジアを植民地にするために進出したた めに、受入国が両手を挙げて賛成しているわけでは ない。ここは植民地経験を有する韓国が短期間に法 制を整備し経済発展した経験を伝える意義がある。 そのように言われて、それならばということで韓国 も法整備支援に乗り出した。また、最終的には将来 の南北統一のときのことも視野に入れている」と。

このセールスポイントが韓国自ら発想したもので あろうが、アメリカの言動に端を発したものであろ うが、そこはさして問題ではない。要するに、韓国 がこの点に意義を見出し、意識していることは事実 なのである。だからといって、日本が過敏に反応す る必要はない。もともと法整備支援は、どの開発途

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 鮎京正訓著 「法整備支援とは何か」(名古屋大学出版) の80 頁でも紹介されている。朴論文では韓国の優位性に ついて,インターネット法律新聞 2006 年 5 月 25 日の次の 記事を引用している。「アメリカやヨーロッパの先進国 は,・・・あまりに先を行っているか,文化的に大きく異 なるため,直ちにそのまま導入するには相当な負担をかけ る法制度を有している。日本は、ベトナムに韓国の 10 倍 を超える資金を注入しても、さして友好的な印象を残して いないという」

上国であれ、一国の援助あるいは一機関の援助によってできるものではない。複数のドナーがそれぞれの特徴を活かし、連携協調することにより、受入国が法整備の面で発展していけば、それが社会や地域の安定につながり、ひいては日本の安定にも繋がるからである。日本の貢献によりそうなることは確かに望ましいのだが、ドナー間で対立するほどに狭量になる必要はない。韓国の朴論文(前記)自体、その46頁で「韓国は・・・東南アジアを訪れる韓国人観光客らが見せるような優越主義的態度が表に出る場合、支援の目的を達成することはおろか、国際社会で無視されるおそれもある。」と指摘しているが、これはどの国・機関にも一長一短があることを示しているともいえよう。

韓国側の発言によると,自国の企業のことを考え て商事法・経済法関係に支援していくことを考えて いるということであった。おそらく効果がより直接 的であることを期待しているものと受け取れた。そ こで,法整備支援を先に始めた者として,次のよう に助言した。「商事法・経済法を支援するのはいい が,特に体制移行国では,民事法・民事契約と,社 会主義における経済法・経済契約が分かれている。 もし韓国の皆さんが,民法が基本法で商事法がその 特別法であると考えているなら,そして商法に規定 がなければ基本法たる民法に戻って考えることを 当然と考えているなら,それとは全く異なる発想が あるので注意したほうがよい」と。

また,森永教官は,ベトナム現地専門家として3 年・国際協力部教官5年の経験から,「法整備支援 の世界はすぐに効果が出るものではなく,ぐっと我 慢して我慢して,待ちに待って,そして受入国が 徐々に進展することに理解を示して耐えることが 重要である」と強調し,韓国側参加者に現実の世界 は厳しいことを伝えたのであるが,この点はかなり の共感と理解を得たようである。

日本が欧米のドナーに遅れて法整備支援の世界に 入ったのが 1990 年代後半であるが,その日本が 15 年の試行錯誤を繰り返して現在に至っている。そし て今, 韓国が法整備支援の世界に入ってきたのであ るから、日本にはまだ「一日の長」がある。もちろ ん日本も安穏とはしていられないが、互いに切磋琢 磨して、アジア諸国の法整備支援として貢献できる ようになることが望ましいであろう。この KLRI 主 催の法整備支援フォーラムに韓国側からの参加者 は20名程度であった。KLRIにいる研究者のほかに は, KOICA に勤務する韓国弁護士 (Kim Nam Yeaon), ソウル国立大学講師・博士(Lee Eubong), 弁護士(Sim Dong-Sub), 崇実大学校准教授(Lee Sanghyun), 韓 国外国語大学教授・弁護士(Kye Kyoung Moon)な ど様々な実務家や研究者が出席していた。中でも, 環境法専門の研究者が散見されたが、これは韓国が 「低炭素・緑化運動」(Green Growth)に重点を置い ていることの表れであろう。いずれにしても、日本 の経験を伝え、今後の交流の契機にもなったことは 有意義であった。

なお,ソウル大学校法科大学法学科博士課程に留 学中の松尾和彦氏には通訳を一部担当してもらう などお世話になったので,この場を借りて御礼申し 上げたい。

#### 3 フォーラムの周辺事情

# (1) 韓国出張に至るまで

今回のフォーラムの話が当部に持ち込まれたのは, 2011年7月初めのことであった。日程は,約1か月 後の8月中旬であったが,日韓の交流を継続してい く重要性は何事にも代えがたい。KLRIから企画さ れた背景には,これまで日本に招聘しているため, 相互主義の発想があって提案してきたことも考え られ,そこは相手の立場も考慮して,日程をやりく りしてでも参加することにした。その結果,私自身 としては

8月16日(火) 関西空港発
8月17日(水) 韓国法院公務員研究院へ訪問
8月18日(木) 本ジョントセミナー

8月19日(金) 仁川空港発 金沢着(国内行事へ) というように変則的な日程となった。

8月15日は、日本では終戦記念日、韓国では光復 節であり、その直後ではあるが、日本は「お盆」で 一気に夏休みモードであるものの、韓国も同じ雰囲 気かと思いきや、事情は異なる。韓国では、むしろ 秋夕(チュソク)といって、旧暦8月15日(2011 年は9月12日)のほうが国民的一大行事である。 したがって、韓国側に迷惑をかける時期ではなかっ た。

一方,個人的には,これまで UNAFEI 教官・ICD 教官としてアジア諸国を訪問した経験はあるが,途 上国支援の仕事であるため,アジアの中でも先進国 であるシンガポールと韓国を訪問したことはなか った。当部の活動の一部に「日韓パートナーシップ 研修」があるが,これは他の教官が担当していたた め,日本で韓国の方々をお世話したことはあっても, 韓国を訪れる機会を失していた。韓国は近くていつ でも行けるという考えがあって,個人旅行も経験し ていない。そこへ今回の企画が舞い込んだため,自 らの見聞を広める意味もあって参加した次第であ る。

国際協力部長として参加すると、必ず挨拶の機会 がある。実は、個人的にも 1990 年代から「日韓言 葉のつながり」に興味を持ってきたし、ここ数年は 韓流ドラマのファンでもある。ハングルもゆっくり ではあるが読めるようになった。ちなみに「ハング ル」は「韓字」の意味であり、文字自体を指す。日 本語で言えば、漢字・平仮名・片仮名という文字を 意味するので、漢字語とか平仮名語という言い方を しないのと同様に、ハングル語とかハングル会話と いう言い方は非常におかしいことになり、韓国語あ るいは朝鮮語と呼ぶのが適切である。

#### (2) フォーラムでの挨拶

以上の次第で,挨拶の出だしは愛嬌として韓国語 で話し,私なりの思い入れが分かるようにした挨拶 の内容が次のとおりである。

韓国法制研究院 Kim Ki-Pyo(金 基杓)院長を 始め、お集まりの皆様、おはようございます。法務 総合研究所国際協力部長の山下輝年と申します。

この度は、研究院におきまして法整備支援に関す るフォーラムを企画され、私共が日本の活動状況に つきお話しする機会を得ることができ、光栄に存じ ております。そして、そのために我々を御招待くだ さったことに対して、心から感謝申し上げます。

また,個人的にも,韓国は以前から訪れたい国で あったわけですが,近いだけにいつでもいけると後 回しになり,この度ようやく念願叶ったわけです。 こうしてハングルに囲まれ,韓国と人々に接して肌 で感じていることは,夢のような気分でもあります。

さて、今回の主題であります法整備支援について は、欧米諸国の援助機関(ドナー)は相当以前から 経験を有していますが、日本が曲がりなりにも、こ の活動を意識するようになったのは 1994 年のこと であります。

そのときから数えると 17 年になるのですが,本格 的になったのは 2000 年からになります。そして,法 務省に国際協力部が設けられたのが 2001 年ですか ら,今年が 10 周年になります。

ベトナムに始まり,カンボジア・ラオス・インド ネシアと進めてきましたが,それぞれの国の実情に 合わせ,手作りの支援を実施してきました。その意 味で,非常に手間のかかる活動でありながらも,実 に多くの貴重な経験をしたというのが,私の実感で あります。

実は、10年前の段階で、韓国も法整備支援に乗り 出すということは聞いていましたが、ここ数年、特 に戦略的に活動を活発にしていることは、ニュース 等を見ましても感じております。

ある途上国に対する法整備支援を,一つの先進国 やドナーで受け持つことはできるはずがなく,必ず ドナー間の分担・連携・協力が必要になってきます。 アジアで、日本と韓国が、それぞれの特徴を活か して、アジア地域における法の支配の確立と社会の 安定に貢献することができれば、この上なく価値あ るものになります。

私が常々思っていることは、元々自然界には国境 などなく、国境は人間が作り上げた人工的なもので すから、人間が失くすこともできるということです。 しかし、現実はそうもいきません。

法律も国民国家と結びついているのですが,その 法を動かすシステムや法律家の意識で,何かを進展 させられるはずで,そういう希望をもって活動して いきたいと思っております。

最後に、日本では、かつてドラマ「キョウリョン ガ」(冬のソナタ:女優チェ・ジウ主演)で韓流ブ ームが巻き起こり、個人的には、ドラマ「ポメワル トゥ」(春のワルツ:女優ハン・ヒョジュ主演)に 魅力を感じました。ならば、国際協力部としては、 この機会を、JK-POP(韓国語で「法」の意味あり) におけるヨルメキョリュ(夏の交流)として、記憶 と記録に残したいと思っております。

カムサハムニダ

## (3) KLRIの行動を垣間見る

このフォーラムの間に,関係者の行動を見ている と,韓国政府と近い関係にあり,重要な業務が多数 あり,それが同時並行で進んでいると思われる様子 が看て取れた。

例えば、このフォーラムの実質担当者の李濬瑞 (Lee Jun-Seo)氏は、グローバル法制研究センター の国際協力「TFT チームリーダー」であるが、中近 東や台湾を飛び回って活動している。鄭明雲(Jung Myoung-un)氏は、名古屋で長年過ごした日本語堪 能な研究員であるが、やはり中近東やカンボジアと の国際協力活動で繁忙を極めているという。そして、 KLRI の金基杓院長は、日本で言えば内閣法制局に 長らく勤めた高級幹部であり、フォーラムの合間に も,政府から呼び出されたり,決裁文書か合意文書 のようなものが回ってきて,署名している様子であ った。

なお、今回のフォーラムは、ホテル「江南ノボテ ル」のボールルームで開催された。この辺りは国際 舞台だと普通なのだが、日本、特に法務省と比べる と相当の違いがある。例えば、会議場にしても、我々 はホテルを借りると贅沢・無駄と考えがちであり、 一方でいつでも使えるように自前の施設を設けてい る。借りるときのコストか造るときのコストか、ど ちらが効率的かという問題になるのだろうが、その 行動様式の違いは大きいと感じた。目標に向かって 素早く動く機動性に富んだ韓国式と、事前にじっく り準備してミスのないように進む日本式か、という ようなところであろうか。

さて、日本に負けず劣らずのホスピタリティーも 経験した。日程のところで記したように、フォーラ ム前日に韓国法院公務員教育院を訪問することにし ていたのだが、当方が調べた事前情報では自動車で 40分程度で着くというものであった。ところが、そ の所在地と訪問時刻を聞いた KLRI 職員が、「1時 間以上かかり、渋滞も読めないので、早く出た方が よい」と言って、前夜にホテル・フロントに行き先 と出発時刻を告げてタクシーを手配してくれる念の 入れようであった。この件は、後の顚末があるのだ が、非常なる親切心と面倒見の良さを垣間見た思い がした。

また,到着当日の夜に夕食を共にしたのだが,一 軒目に入った店で焼肉を食べた。当方は,ある意味 で味に鈍感であり,その意味では何でも良い。しか し,KLRIの彼らが「ここの肉は駄目だ。店を変え よう」と言い出し,1時間経つか経たないかというと ころで店を出ることになった。これもホスピタリテ ィーなのであろうが,まさに即断即決であり,日本 人にはない行動様式であろうと感じた。

周辺事情といえば,韓国到着時から大雨であり, 最初の二日間は行動もままならず,フォーラム当日 は唯一晴れたが,その日は朝から夜までホテルで発 表と討論と懇親会という巡り会わせとなった。

#### 4 韓国法院公務員教育院について

#### (1) 訪問の趣旨

今回の KLRI 訪問の機会を利用して, 1999 年から 交流のある韓国法院公務員教育院を訪れた。その主 な趣旨は,日韓パートナーシップ研修の関係である。 1999 年から続けているこの研修は,その年の同じ研 修員が相互に日本と韓国で議論するものであるが, その主な対象は登記関係である。なぜ日本の法務省 と韓国法院がパートナーかといえば,韓国では戦前 の日本の制度のまま,法院が登記を所掌しているか らである。この研修・宿泊場所が日本では浦安セン ターであるのだが,今般の東日本大震災により液状 化現象で使用不能となったため,2011 年度はやむな く中止したという経緯にある。その経緯の説明と今 後の協力について確認するために訪れたのである。

ところで、この機関の名称は、日本語としては違 和感のある表記かもしれない。しかし、韓国はハン グル表記であっても、この一文字一文字はもともと 漢字であり、それをそのまま表記するとこうなる。 違和感の原因を私なりに考えると、二つある。一つ は、「院」「員」の同音が3回も繰り返されるため であろう。もう一つは、「教育」という用語に対す る日本語のニュアンスである。日本で「教育」とい うと、学校教育に代表されるように、どうしても「教 え込む」「詰め込む」という感覚があり、上から目 線の感覚が拭えないのである。もともと英語の

"education"は、教え込むのではなく、その人の持 っている能力、本人が気付かずに持っている能力を 引き出すという意味がある。今流行りの「コーチン グ」のほうが意味としては合っている。また、「和 解技術論」で有名な草野芳郎の言う「当事者自身が 持つ解決能力を活かす」というものと似ている。と ころが、これは日本語の「教育」となった瞬間に趣 旨が変わるので、自ら研鑽する「研修」(研いて修 める)のほうが落ち着く感じがする。韓国における 「教育」のニュアンスまでは分からないが、日本語 として敢えて違和感のない表記にすると「韓国裁判 所職員研修所」となろう。

#### (2) 組織·概要

教育院の組織概要については、別添のとおりであ り、ここでは特徴点だけ述べておきたい。

まず,沿革としては,1962年11月3日に設置さ れた法院職員訓練院に遡るが,現在の名称になった のは1979年9月1日である。そして,2001年2月 1日にソウル市内から車で約40分かかる現在の新 庁舎に移転した。偶然にも国際協力部が創設された 年と同じであるから,覚えやすい。

「法院」と言うときには、裁判所全体を指し、要 するに大法院(日本の最高裁判所)に相当する。そ して2011年7月31日時点での職員構成は、

裁判官 2,616名 一般職 8,942名 技能職 2,861名 その他 2,548名 (以上合計16,967名)

である。

この公務員(職員)を対象として教育(研修)を 行う機関であるが,法官(裁判官)は除かれる。つ まり,裁判官・司法修習生以外の裁判所職員(書記 官・事務官・執行官)であるが,登記も所掌事務で あるため登記官も含まれる。

その他に、韓国には大法院とは別に「憲法裁判所」 があり、これが遅れて1988年にできたためであろう が、その職員についても、「その他大法院長が必要と 認めた者」という範疇で、憲法裁判所から委託を受 けて教育(研修)を実施している。同様の要件に該 当する研修としては、国防部・法律救助公団の職員 などを対象としたものがある。

なお、韓国における議論として、法院が所掌して いる登記関係業務を法務部(日本でいう法務省)に 移管してはどうかというのがあるらしく、政府から 法院宛に意見照会が来ているということであった。 つまりは、日本と同じようにしようという発想であ ろうが、当然というか、この教育院を含めた法院の 意見としては、このままを維持したいということで 回答する方向であるということであった。もちろん、 日本型になると、教育院の登記関係部門のスタッ フ・ノウハウを含めて法務部に所管替えとなって分 割されことになるのであろう。もちろん、今後どう なるかは分からない。

#### (3) 教育院訪問時のエピソード

今回の訪問に当たって,訪問日時は8月17日午前 10時であったが,教育院側からは直前に別件がある ので「午前10時を少し過ぎて来て欲しい。10時前 には来ないで欲しい」という申し出があった。韓国 も日本と同じで,訪問客を待たせては悪いという考 えがあるのだろうと思った。そこで,車で約40分だ が,もしスムーズに行った場合には近くの公園で時 間を潰して訪問しようと考えていた。

ところが,「3(3)」で記したように, KLRI の親 切心により1時間以上かかるということで、かなり 早めにタクシーで出発した。すると、なんと30分で 着いてしまった。しかも、タクシー運転手は、日本 語も英語も通じず、行き先と地図を示しただけであ ったので、一直線に教育院に向かってしまった。す ぐ横の公園で時間を潰そうにも、運転手に伝わらな い。その運転手も教育院の門のところで、守衛か職 員のような人に「ここが教育院か?」というように 尋ね、その人が教育院に電話して我々の来訪を告げ てしまった。そのため、あれよあれよという間に建 物まで進み、結局、30分以上も早く着いた。建物の 前に,明らかに慌てた様子の男性二人が出迎えに出 てきた。おそらく「何故こんなに早く来るのだ?」 と思ったに違いない。もちろん、顔にはそんな様子 はおくびにも出さず、丁寧に対応してもらった。そ の男性は教育院事務局の人であったが、やはり韓国 語しかできない。結局、日本で研修経験のある事務 局長 Seong Ae Kyong 氏(日本語堪能)の部屋に案内 されて一頻り話した後に、訪問日程をこなすことに なった。海外では、何事も予定通りに進まないこと の証拠であり、その場で臨機応変に対応するしかな い。

#### (4) 教育院のHPに訪問記事掲載

最後に、今回の訪問については、教育院の HP に 掲載されたので、その日本語仮訳をここに記してお く。

\_\_\_\_\_

http://edu.scourt.go.kr/dcboard/DcNewsViewAction.wor k?seqnum=281&gubun=51

# 日本国法務省法務総合研究所国際協力部長の訪問 (仮訳)

日本国法務省法務総合研究所国際協力部の山下輝 年部長を始めとする3名が,2011年8月17日(水), 法院公務員教育院(院長カンヨンウク)を訪問しま した。訪問団は,2011年度韓・日登記官等相互研修 が,日本の大地震と津波によって中止されたことに ついて遺憾の意を表明し,我が国の法院公務員教育 院の教育システムや施設を見学のため訪問しました。

今回の訪問は、教育院長との会見、講演会、庁舎 見学、記念撮影、歓迎の昼食会などといったスケジ ュールで進行しました。教育院長は、歓迎の挨拶の 中で、地震や津波で苦しんでいる日本の国民が希望 を取り戻し、迅速な復旧が実現することを切に望む と述べ、2011年度の相互研修が中止された点につき、 韓国側の研修機関である法院公務員教育院としては 非常に残念に思うし、来年行われる相互研修では、 より多くの準備と研究を通して、より深く、幅広い 議論が行われることを期待するとしました。

日本国法務省法務総合研究所国際協力部の山下輝 年部長は、返礼の言葉の中で、日本に大地震と津波 が発生した際に韓国から送られた支援と激励に感謝 し、今年度の相互研修は地震の影響でやむを得ず中 止することになったものの、来年には全てが正常化 され、相互研修も再開されるだろうと信じていると 述べ、今後、韓日両国の司法交流がより一層活発に なることを望むとされました。 事務局長は「韓国の法院公務員教育制度」につい ての講演の中で,教育院の教育及び研修の制度を紹 介し,続いて,庁舎見学により教育院の施設を案内 する時間を持ちました。

最後に, 歓迎の昼食会を通して, お互いの法制度 や文化についてより深く理解し, 両国間の友交を深 める有意義な時間を持ちました。

## 1 国際協力部の誕生

法務総合研究所内に国際協力部が誕生したのは, 2001年4月1日であり、この4月で満10年が経過 しました。

2001 年と言えば、6月12日に司法制度改革審議 会意見書が提出されています。その意見書「II・第 3・3」に「法整備支援の推進」の項目で「発展途 上国に対する法整備支援を推進すべきである。」と されました。この支援活動に専従しているのが国際 協力部です。2001年には中央省庁等改革がなされ、 1月6日に1府12省庁でスタートした年でもあり ます。正に変革の時代を象徴する出来事です。

国際協力部は,東京誕生しましたが,半年後の11 月には新築の大阪中之島合同庁舎に拠点を移して, 現在に至っています。「もう10年」なのか,「まだ 10年」なのか。人によって印象は異なると思います が,部として一つの区切りを迎えたことは間違いあ りません。

ところで、新部創設には部長・教官5名・専門官 9名(民事局・矯正局・検察庁出身など)の総勢15 名でした。国際協力部の業務は、「外国(本邦の域外 にある国又は地域をいう。)が実施する法制の維持及 び整備に関する国際協力を行うこと。」となっていま す。現状は、主にアジアの開発途上国に対する民商 事法を中心とした国際協力を行っていますが、規定 上の間口は広く、担う役割の大きさを実感できるか と思います。

#### 2 胎動の時期

物事の誕生には必ず「胎動」があります。国際協 力部が誕生する前の状況をここで振り返ることにし ます。

先の司法制度改革審議会意見書で「法整備支援」 と呼ばれた活動は、その名称すら存在しない頃の 1994年から始まりました。ベトナム司法高官を招い て日本の制度を紹介する研修が最初です。法務省大 臣官房秘書課により実施され,翌1995年から法務総 合研究所の総務企画部で毎年1回の研修を実施して いきました。まずは担当者が国際連合研修協力部 (UNAFEI)の研修に帯同し,国際研修運営を体験 することから始めたのです。また,同じ時期にカン ボジア研修も年1回ペースで始まります。こちらの 方は日本弁護士連合会が中心で,法務省と最高裁判 所が協力する形でした。

1996年には、この活動を民間の立場から推進する ため、財団法人国際民商事法センター(ICCLC)が 設立されました。現在も ICCLC と法務総合研究所の 共催で「日中民商事法セミナー」が定期的に開催さ れていますが、その始まりの年でもあります。また、 同じ年には国際民商事法研修も始まっています。こ れはアジアの複数国を対象とした多数国間研修で、 通称「マルチ研修」と呼ばれ、いわば UNAFEI の民 商事版です。そして、12 月からは JICA(国際協力 事業団、後の独立行政法人国際協力機構)がベトナ ムに対して3年プロジェクトの支援を始め、弁護士 1名をベトナム司法省に派遣したのです。

1997年から日本での研修が年2回,ベトナム現地 セミナーが年4回開催されるようになり,法務総合 研究所は,研修運営やセミナー講師派遣で協力して いきます。1998年にはカンボジア支援のための調査 がなされ,民法・民事訴訟法の起草支援につき基本 合意ができました。この年にはラオスに対する研修 も名古屋大学と共同する形で始められています。

そして,1999 年から2000 年にかけて胎動は一気 に活発になっていきます。まず、ベトナム支援は次 の3年プロジェクトに移行し、その記念として ICCLC 主催でハノイにて「日越民商事法セミナー」 が開催されました。ここでは、故三ヶ月章東京大学 名誉教授・法務省特別顧問により格調高い基調講演 がなされたのです。その内容については、法務総合 研究所で「日本国の近代化(1868年)以後における 法制度構築の歴史」(日英対訳)としてまとめました (2001年7月発行)。2000年からは日本の法曹三者 がベトナム司法省に JICA 長期専門家として派遣さ れるようになります。一方、カンボジア支援は、民 法・民事訴訟法の起草案作成のため、著名な法学者 と実務家が共同してチームを作り、日本とカンボジ アを相互に行き来しながら活動を本格化させていっ たのです。さらに、1999 年からは ICCLC の共催で 「日韓パートナーシップ研修」も始まりました。相 互に対等の立場で啓発して専門性を高め、同時に相 互交流による友好関係を強化していくことを目指し たものです。いわば共同研究型のもので、援助を脱 した後の国際協力の理想型です。テーマは、登記・ 戸籍を中心として始められたため、これを所管とす る日本の法務省と韓国の大法院がパートナーとなっ ています。また,アジア開発銀行 (ADB) と共催で, 中国・インド・ネパール・パキスタン・フィリピン・ タイの法律家を対象として、多数国間研修(マルチ 研修)を実施したのも、2000年5月のことでした。

なお,2000年1月には「法整備支援連絡会」が法 務省地下1階の大会議室で開催されました(同年10 月に第2回を開催)。法分野において,それまで個人 ベースや機関ベースで様々な国際協力活動がなされ ていたため,一堂に会して情報の交換と共有を図り, 連携協力するためのものでした。

# 3 国際協力部の始動

冒頭で記しましたが,国際協力部は,2001年4月 1日に赤レンガ棟で発足し、2001年11月には大阪 移転が予定されていたため,その報告を兼ねて,こ の年の9月13日には浦安総合センターで第3回法 整備支援連絡会が開催されました。援助の世界では 必要となるPCM手法 (Project Cycle Management)を 学ぶ機会も設けました。前例のないことをやるのが 国際協力部であり,教官も専門官も分け隔てなく参 加する研修でした。 2001 年 11 月から 12 月にかけて 2 班に分かれて順 次移転し、いよいよ大阪での活動が始まります。国 際協力部報として「ICD NEWS」を創刊したのが 2002 年 1 月です(その後定期刊行し 47 号まで発行)。

# 4 活動の本格化と変遷

国際協力部の活動は、途上国の法制の維持・整備 に関して支援するものです。内容としては、法律の 起草案を作成する支援(起草型の立法支援)もあれ ば、対象国による法案起草の前提として情報・資料 を提供する支援(助言型の立法支援)もあります。 そして、法制度の運用面に関する支援もあれば、運 用する人材つまり法律家の養成に関する支援もあり ます。途上国の実情は国によって千差万別であり、 その実情に応じて進めなければなりません。また、 手法としては、①派遣された長期専門家による日常 的な助言やワークショップ、②短期専門家による日常 的な助言やワークショップ、②短期専門家によるマ ミナー開催、③日本国内の支援グループによるコメ ントや助言、④日本での研修などを組み合わせると いうものです。これらは当初から採られている手法 で、基本的には10年間受け継がれてきています。

ここで,10年間の発展をまず数字で振り返ってみ ます。

#### 1 対象国の増加

対象国は、当初はベトナム・カンボジア・ラオス・ 韓国でした。しかし、国際協力部ができた 2001 年に はモンゴル・ウズベキスタン・インドネシアでの現 地調査がなされ、その後に支援が開始されるように なります(モンゴルは日弁連中心)。また、ウズベキ スタン支援は 2008 年から中央アジア4か国の比較 法制研究セミナーとなって関係国が増え、同じ年に は中国に対する民事訴訟法関連の支援が始まるよう になりました。さらに、2009 年からは東ティモール やネパールから要請を受けるなど、対象国は広がっ てきています。これら 12 か国のほか単発の諸外国対 象の研修受入れを含めると、関与した国数と研修員 数は、2001 年から 16 か国・延べ 1,013 名に上りま す(1994年からでは28か国・延べ1,439名)。

#### 2 人的体制の拡大

この 10 年間で,法務省関係の長期専門家の派遣 人数は,当初のベトナム2名からラオス・カンボジ アを含む3か国・5名に増えました(弁護士や大学 関係者を含めると合計50名)。現地の調査やセミナ ーに派遣した日本の専門家は,11か国・97名に及ん でいます(1994年からでは11か国・120名)。職員 も教官が3名・専門官が1名増え,総勢15名から 19名となりました。2004年度からは裁判官出身の教 官も加わるようになっています。なお,この10年間 の国際協力部職員(教官・専門官・長期専門家)の 一覧表を参照してください。

なお、活動の変遷を象徴するものとして、国際民 商事法研修(マルチ研修)の終了があります。国際 協力部の活動は、JICAと密接に関連していますが、 JICAは2003年と2008年に大きな機構改革がなされ、 その方針も多数国対象の援助よりも地域別、地域別 よりも国別援助を重視するようになりました。その 影響もあって、このマルチ研修は2007年度が最後と なったわけです。この研修は民間人を含む日本人研 修生が参加するユニークなものでしたが、その終了 は時代の流れを物語る出来事といえるでしょう。

# 5 これまでの成果

法分野における国際協力では成果が見えにくいも のです。それは、最終的には一国の主権に関わるた め支援した内容がそのまま反映されるとは限らず、 対象国の政治情勢により途中で立法の優先順位が変 わることもあるからでます。また、法律ができて終 わりではなく、法がその国に定着することも視野に 入れる必要があります。それでも、支援の成果をこ こに掲げておくことは重要かと思い、その代表例を 紹介しておきます。

# 1 ベトナム

まずベトナムの立法支援(助言型)についてみる

と,1995 年民法の改正,知的財産法,民事訴訟法, 破産法改正,不動産登記法,担保取引登録法,判決 執行法,国家賠償法などの支援を実施してきました。 その結果,民法は改正ではなく,2005 年民法の新法 制定という形が採られました。新民法は市場経済化 への対応としては不十分ながらも,契約自由の原則 を正面から認めるなど相応の成果を挙げています。 民事訴訟法と改正破産法は2004 年6月に成立し,民 事判決執行法が2008 年 11 月に成立したほか,国家 賠償法が大幅に遅れたものの2009 年6月に成立す るに至りました。その他はベトナムの方針が揺れ動 き,今後の課題となります。

一方,人材育成支援については,刑事・民事事件 の解決技術に関する教材,判決書マニュアル,ベト ナム判例発展に関する共同研究,検察官マニュアル などが完成し,実務及び教育の場で活用されていま す。

## 2 カンボジア

次にカンボジア支援では、まさに日本側の研究 者・実務家グループがカンボジア司法関係者と対話 をしつつ、民法・民事訴訟法の草案作りから始めま した。他の国際機関等が短時日で草案を作るのとは 対照的に、4年以上かけてカンボジアの実情を考慮 しつつも、国際的にも耐え得る内容としたのです。 両法は 2003 年3月までにクメール語で草案が完成 して引き渡されました。その後、カンボジアの立法 手続に入った段階でも支援し、民事訴訟法が 2006 年7月に公布され(2007 年7月施行)、民法は 2007 年 12月に公布されるなどの成果を挙げています (2011 年3月時点で未施行)。その他、民法・民事 訴訟法の関連法規(人事訴訟法,非訟事件手続法等) の起草を支援し、順次成立に向かっています。

また,2005年11月からは裁判官・検察官養成校 で教官候補生に対して民法・民事訴訟法に基づく民 事裁判実務教育を行っており,これまで28名が育っ て実務家として活動しています。そのうち7名は, 2008年5月から教官の代わりに同養成校で後進の 指導に当たり、うち2名は書記官養成校でも指導す るなど実力を発揮しています。残りの教官候補生も いずれ教官となって指導することが期待されている のです。

#### 3 ラオス

ラオス支援では、2003 年から民法・企業法の教科 書作成支援、判決書マニュアルと検察官捜査マニュ アルの作成支援を行い、これらが実務で使用されて います。その後 2010 年 7 月から新たに法律人材の育 成強化プロジェクトが始まっています。具体的な立 法の支援ではなく、ラオス法理論の構築とこれに基 づく司法・立法実務上の問題分析を通じて、法学教 育や司法関係の人材・組織強化を図ることを目指し ており、今後の成果が期待される状況です。

### 4 インドネシア

インドネシア支援では,2002年から民事司法制度 比較研究など通じて合計5年間かけて実情を分析し た後,2007年から和解・調停制度強化支援プロジェ クト(2年間)を実施しました。その結果,2008年 7月にインドネシア最高裁規則が改正され,その後 には規則の注釈書やQ&Aが作成されたこともあっ て,和解・調停の積極的な利用に関心が広がってい ます。この活動を通じてインドネシア最高裁と国際 協力部の信頼関係が醸成され,今後も人材育成分野 における協力継続を望むようになっています。

# 5 ウズベキスタン

ウズベキスタン支援は、倒産法関連の支援プロジ ェクト(2005年から2年間)であり、この国では初 めてという倒産法注釈書が完成し、これが実務家に 利用されるようになっています。

以上のような成果は、いずれも具体的なものです が、より重要な成果も現れています。それは日本の 支援に対する対象国の信頼です。いずれの国も日本 に対して支援継続を望むだけでなく、特定の課題に ついて外国の助言が必要な場合、日本の専門家の参 加を求めるようになっています。中には費用を半分 負担してでも日本との交流を希望する国も出てきて いますので,これは目に見えない大きな成果といえ るでしょう。

#### 6 最近の状況と今後に向けて

このような活動をしている中で、海外経済協力会 議において、この活動が海外経済協力の重要分野で あり、戦略的に進めていく旨の合意がなされました。 そして、「法制度整備支援に関する基本方針」(2009 年4月22日)が出されるに至り、その重要性は益々 高まっています。

また,日本側人材の育成を続けていく必要がある ため,国際協力部では,大学の研究者と連携して大 学生・大学院生などを対象としたシンポジウムを開 催するほか,法科大学院生などのインターンシップ を積極的に受け入れています。そして,2009年から は,法務省内の人材育成のため,海外の現場の見聞 を含む国際協力人材育成研修を実施するようになり ました。

最後に、開発途上国が自力で法整備ができるよう になれば、いずれ支援という形の国際協力は終了し ます。そういう意味では、更に中長期的な活動目標 が必要になります。しかし、それぞれの国での法整 備や司法改革は続きますので、そうなった時点で、 互いに対等の立場として交流することが理想です。 そのためには、国際協力部がその仕事の質を益々高 めていくことを自覚して、今後の活動に取り組むこ とが重要です。

(山下輝年 記)

# The 10<sup>th</sup> Anniversary of the International Cooperation Department

October 6, 2011 YAMASHITA, Terutoshi Director International Cooperation Department Research and Training Institute, MOJ Japan

# I. The Birth of the International Cooperation Department (ICD)

The ICD was founded on April 1, 2001, and marked its 10<sup>th</sup> anniversary in April this year. The year would normally be indicated by Japanese era names in official documents, but as this paper discusses "international" matters, years shall be referred to according to the Western calendar.

Speaking of the year 2001, on June 12 of that year the "Recommendations of the Justice System Reform Council" were submitted to the Cabinet, which included the statement, "Legal technical assistance to developing countries should be promoted." in the 3<sup>rd</sup> item titled, "Promoting Legal Technical Assistance" in Chapter II, Part 3. The ICD is the very department which materializes those assistance activities.

The ICD was first established in the Red-brick Building of the Ministry of Justice, and half a year later, in November, it was relocated to the newly built Osaka Nakanoshima National Government Building. Since then, the ICD has been located there. In March of the same year, Universal Studios Japan was opened in Osaka. In November, the Japanese baseball player, Ichiro, became the leading hitter, stole the most bases, and was named Rookie of the Year and the Most Valuable Player (MVP) in his first year in the Major League. Looking back over the ten years of the ICD's history, some people may feel, "it has already been 10 years," and others may feel, "it has been only 10 years", but it is true that the ICD has marked the end of its first stage.

To establish a new department, internal effort and scrap-and-build are essential. The 1<sup>st</sup> and 2<sup>nd</sup> Research Departments, which used to exist in those days, were integrated into the "Research Department", and the ICD was newly founded. Thus, the establishment of a new department necessarily affects other entities. It should be noted that one entity vanished due to the birth of the ICD. Based on these circumstances, Article 62, paragraph 1, item 4 of the Order for Organization of the Ministry of Justice provides that the duty of the ICD is to "extend international cooperation regarding the maintenance and improvement of legal systems in foreign countries (countries or

regions outside the territory of Japan)." The ICD currently extends international cooperation with a focus on civil and commercial-related laws in developing countries, mostly in Asia. However, its duty may cover a broader range of activities under the above-mentioned provisions, so hopefully you can understand the importance of the ICD's role.

# **II. Embryonic Stage**

When things are newly created, "embryonic movements" always take place. Let me explain the situation before the ICD was born.

Activities categorized as "legal technical assistance" in the early-mentioned recommendations of the Justice System Reform Council started in 1994 when even such a title did not exist. Legal technical assistance started with a training seminar for high-level officials of the Ministry of Justice of Viet Nam in which the Japanese legal system was introduced. It was administered by the Secretarial Division of the Justice Minister's Secretariat. From 1995, one year later, training seminars were organized annually by the General Affairs and Planning Department of the Research and Training Institute (RTI). This department was established in 1995 (it was formerly named "Secretariat"), so the officials in charge of training courses first participated in a seminar organized by the United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders (UNAFEI) to experience and learn how to administer international training seminars. At the same time training seminars for Cambodia also started and they were conducted annually by the Japan Federation of Bar Associations with the help of the Ministry of Justice and the Supreme Court.

In 1996, in order to promote legal technical assistance from the standpoint of the private sector, the International Civil and Commercial Law Centre Foundation (ICCLC) was established. Since that year, the "Japan-China Civil and Commercial Law Seminar" has been regularly organized in cooperation with the ICCLC and the ICD. Moreover, the International Civil and Commercial Law Seminar also started in the same year. This Seminar was called "multi-seminar" and targeted several countries in Asia. It is a kind of civil and commercial law version of the international training seminars held by UNAFEI. In December of the same year, the Japan International Cooperation Agency (JICA) began a three-year project for Viet Nam, dispatching an attorney-at-law to the Ministry of Justice of Viet Nam.

From 1997, training seminars in Japan and local seminars in Viet Nam were organized biannually and quarterly respectively, and the RTI cooperated in the administration of, and coordinated the dispatch of lecturers to these seminars.

In 1998, a survey was conducted for the purpose of supporting Cambodia, and a basic agreement was signed between Japan and Cambodia for assistance in the drafting of the civil code and the civil procedure code. In the same year, a seminar for Laos was also organized in collaboration with Nagoya University.

The ICD's embryonic movements suddenly became active from 1999 to 2000. Its assistance to Viet Nam was transformed into the following 3-year project, and as a token of the new project, the "Japan-Viet Nam Civil and Commercial Law Seminar" was held by the ICCLC in Hanoi. In this seminar, the late Professor Emeritus Akira Mikazuki of the University of Tokyo and a former special advisor to the Ministry of Justice delivered a distinguished keynote speech, and his speech was compiled under the title of "An overview of the History of Construction of Japan's Modern Legal System After the Meiji Revolution (1868)" (provided in English and Japanese) by the RTI (issued in July 2001). Since 2000, three legal professionals (judge, prosecutor and attorney-at-law) have been dispatched to the Ministry of Justice of Viet Nam as JICA long-term experts.

As for assistance to Cambodia, teams of famed law scholars and legal practitioners were formed to assist in the drafting of the Civil Code and the Civil Procedure Code, and both the Japanese teams and Cambodian teams began their activities in full, traveling between Japan and Cambodia.

Since 1999, the "Japan-Korea Partnership Seminar" has been organized in collaboration with the ICCLC for the purpose of enhancing expertise of registration officers in both countries by enlightening each other on an equal footing, and at the same time strengthening their friendship through cooperation. This is a joint-study type activity and one of the ideal forms of international cooperation after a recipient country no longer needs assistance from other countries. As the Seminar was started under the theme of registration and family register, the institutions which have jurisdictions over these matters, that is, the Ministry of Justice of Japan and the Supreme Court of South Korea have worked together as counterparts in the Seminars.

In addition, in May 2000 a multi-countries seminar was also organized for lawyers in China, India, Nepal, Pakistan, the Philippines and Thailand, in cooperation with Asia Development Bank.

The 1<sup>st</sup> "Annual Conference on Technical Assistance in the Legal Field" was held in January 2000 at the main conference room on the 1<sup>st</sup> basement floor of the Ministry of

Justice (the 2<sup>nd</sup> conference was held in October of the same year). As legal technical assistance had been extended at various levels, from individual to organization bases, this conference aimed to bring together all those assistance providers in order for them to exchange and share information and thereby promote cooperation among them.

# **III. Organizational Response**

In parallel to this stage of embryonic movements, the building plan of the Osaka Nakanoshima National Government Building was underway. While the most part of this building is occupied by the Osaka District Public Prosecutors Office, it became the new base of the ICD as mentioned at the beginning of this paper. Though the ICD is one of the seven departments composing the RTI, the ICD staff need to work in Osaka. Thus, its members, more specifically its administrative officers (government attorneys assigned to the ICD are excluded here) shall be basically from the Kansai region (the southern-central region of Japan's main island). However, as the ICD relates to international affairs and has close relationships with the headquarters of the Ministry of Justice and the RTI, officers who have worked only in the Kansai region may have difficulties in performing their daily duties in the ICD. Thus, from 2000, one year before the relocation of the ICD, a deliberate arrangement of personnel was conducted. Some officers from the Kansai region were transferred to the Planning Division of the General Affairs and Planning Department of the RTI and UNAFEI, both located in Tokyo, to learn through experience how to deal with duties related to international cooperation (including organization of seminars). In the following year, they were to be moved to the ICD in Osaka. Though they were transferred from Kansai to Tokyo and from Tokyo to Kansai in a short period of time, it was the best way for them to learn new duties through on-the-job-training.

Changing the subject, the multi-countries anti-corruption seminar was held in 1998 and 1999 by the General Affairs and Planning Department of the RTI, mostly at the Osaka International Center of JICA (OSIC). This seminar was somehow related to the plan of building a new national government building in Osaka. Since assistance activities by the said department became more focused on the civil-and-commercial-law field, since 2002 the seminar has been organized under the jurisdiction of UNAFEI.

As mentioned above, the whole Ministry of Justice stepped up its efforts and measures to establish the ICD, through staff transfer and the shift of departments in charge of the administration of seminars.

# IV. The Start-Up of the ICD

As explained in the beginning of this paper, the ICD was first set up in the red-brick building of the Ministry of Justice on April 1, 2001. At the request of the RTI President at that time, the inauguration ceremony was held by the first ICD staff members in the 3<sup>rd</sup> classroom of the building. Each staff member, including the first ICD director, expressed their determinations on their new duties in a few words, like: "I will make efforts in my new important assignments."

As the ICD was to be relocated to Osaka in November 2001, for the purpose of announcing its relocation plan and other matters, the 3<sup>rd</sup> Annual Conference on Technical Assistance in the Legal Field was held in the *Urayasu* Center on September 13 of the same year. The ICD often makes unprecedented attempts and both government attorneys and administrative officers of the ICD have been impartially given the opportunities to learn the PCM (Project Cycle Management) method, a must in the assistance field.

From November 2001, the operation of the ICD was moved gradually to, and the department began its activities in Osaka. It was in January 2002 that the first departmental journal, "ICD NEWS" was published (subsequently it has been published regularly and up to Volume 46 has been published as of March 2011). On February 2002, an inauguration ceremony of the new national government building was held and invited high-level judicial officers from recipient countries gave commemorative speeches.

The ICD has intermittently contributed articles to journals such as "Horitsu no Hiroba (Law Plaza)", "Tsumi to Batsu (Crime and Punishment)", "Kenshu (Training)", "Minji Kenshu (Training in Civil Matters)", "Ho no Shihai (Rule of Law)", "Jiyu to Seigi (Freedom and Justice)", "Hikakuho Kenkyu (Comparative Law Study)", "Hogaku Semina (Seminar on Jurisprudence)", "Hoso (Legal Profession)", etc.

# V. Full-scale activities and changes

The ICD assists developing countries in their effort to maintain and improve their legal systems. Its activities range from assistance in drafting laws (legislative support) to provision of information and materials as a basis for drafting laws in target countries (advisory support), assistance in the operation of legal systems and in the education of people who operate law, that is, legal professionals. The situation in developing countries varies from country to country and therefore assistance must be designed and provided in accordance with their actual conditions. In providing assistance, the ICD adopts and combines the following four methods:

1. providing advice on a daily basis and organizing workshops by dispatched long-term experts;

- 2. organizing local seminars by short-term experts;
- 3. providing comments or advice by Japanese advisory groups; and
- 4. organizing training seminars in Japan.

These methods have been adopted since the ICD was established and they have been continued for the past 10 years.

The following is the description of the progress of the ICD in figures:

# A. Increase in the number of target countries

The Ministry of Justice first started its assistance activities for Viet Nam, Cambodia, Laos and Korea. In 2001 when the ICD was established, local surveys were conducted in Mongolia, Uzbekistan and Indonesia, and subsequently the ICD began assisting these countries (assistance to Mongolia was principally provided by the Japan Federation of Bar Associations). In 2008, assistance to Uzbekistan changed its form and started to target more countries in the form of seminar on comparative law study for four Central Asian countries. Moreover, in the same year assistance to China in the field of civil procedure law started. In 2009 the ICD received requests for assistance from East Timor and Nepal. Thus, the regions that the ICD targets are constantly expanding. Adding other countries for which the ICD conducted training seminars on single occasions to the above-mentioned 12 regular recipient countries, 16 countries and 1,013 people in total (28 countries and 1,439 people since 1994) received assistance from the ICD and participated in the training seminars held by the ICD, respectively.

# **B.** Expansion of the human network

With regard to the dispatch of personnel of, or persons related to the Ministry of Justice to recipient countries as JICA long-term experts, which started in Viet Nam with the dispatch of two experts, its scale also expanded and currently five people are dispatched to three countries: Viet Nam, Laos and Cambodia (50 people in total, if lawyers and scholars are included). As for Japanese experts who have been dispatched to local surveys or seminars, 97 experts in total have been dispatched to 11 countries (120 experts since 1994). Since 2004, judges have also joined the ICD faculty.

Activities of the ICD are closely related to JICA and thus they are subject to changes in JICA. This organization went through large-scale institutional reforms in 2003 and 2008, placing more focus on region-based aid, rather than aid for multi-countries, and country-based aid, rather than it being region-based. Influenced by these movements, the International Civil and Commercial Law Seminar, which started at the embryonic stage of the ICD as mentioned above, ended in the fiscal year 2007. It was a unique program in which Japanese officials, including those from the private sector, also participated. The end of this seminar symbolizes the flow of the times.

# VI. Achievements made so far

Achievements of international cooperation in the legal field are barely visible. As legal assistance is related to the sovereignty of a nation in the end, and legislative priorities may change subject to the political situation of a target country, assistance may not be reflected as purported in their legal system. Moreover, legislative support does not end when laws are enacted and consideration is necessary on how to encourage enacted laws to take root in the target country. Even taking into consideration these circumstances, several results have been produced by the ICD as follows:

# A. Viet Nam

As for legislative support for Viet Nam (advisory type), the ICD provided assistance in the revision of the 1995 Civil Code and the Bankruptcy Law and in drafting the Intellectual Property Law, Civil Procedure Code, Property Registration Law, Secured Transaction Registration Law, Judgment Execution Law, State Compensation Law, etc. As a result, the Civil Code was not revised but was totally renewed as the 2005 Civil Code. The new Civil Code fully adopted the principle of contract and made several other achievements, though it did not sufficiently respond to the nation's transition to a market economy. The Civil Procedure Code and the revised Bankruptcy Law were enacted in June 2004, and the Civil Judgment Execution Law was enacted in November 2008. As for the State Compensation Law, it was passed, though greatly delayed, in June 2009. Other statutes are pending due to changes in Vietnamese policies.

With regard to capacity building, teaching materials on the resolution techniques of civil and criminal cases, a judgment writing manual, a joint study on the development of the precedent system, a prosecutor's manual, etc. have been completed and they are used in law practice and legal training.

# **B.** Cambodia

Assistance to Cambodia began with the drafting of the Civil Code and the Civil Procedure Code through dialogues between Japanese law scholars, a practitioners team and a Cambodian judicial officials team. In contrast to other donors which draft laws for a short period of time, the Japanese legislative support continued for more than 4 years to reflect the actual situation of Cambodia in the Codes and made them durable under the international standard. Both draft Codes were completed in Khmer by March 2003 and submitted to Cambodia. Subsequently, even during the legislative procedure in Cambodia, assistance was continued. Finally, the Civil Procedure Code was promulgated in July 2006 (came into force in July 2007) and the Civil Code in December 2007 (it has not come into force as of March 2011). Moreover, assistance was provided to draft laws related to the above two Codes (Personal Status Litigation Law, Non-Suit Civil Case Procedural Law, etc.), which are to be enacted successively.

In addition, since November 2005, assistance has been offered in relation to the training of civil matters based on the Civil Code and the Civil Procedure Code for candidate teachers of the Royal School for Judges and Prosecutors. To date, 28 candidates have completed training and 7 of them have actually joined the faculty of the said school, two of them teaching also in the Training School of Court Clerks. This way they are actively contributing to the training of future judicial officials and the remaining candidates are also expected to become teachers.

# C. Laos

For Laos, from 2003 assistance had been provided for preparation of textbooks on the Civil Code and Company Law, a judgment writing manual and an investigation manual for prosecutors and they have been used in actual practices. Later in July 2010, a new project for capacity building of judicial personnel started. This new project is not a type of legislative support to draft individual statutes, but aims to strengthen the training system, human resources and institutions in the legal and judicial fields, and the project is highly expected to attain its goals.

# **D.** Indonesia

For Indonesia, after analyzing the actual condition of its legal system for five years, through comparative studies of civil justice systems since 2002, etc. the two-year project for strengthening mediation system was implemented from 2007. As a result, in July 2008 the regulations of the Supreme Court of Indonesia were revised, and coupled with the preparation of a commentary on the said regulations and a Q&A book, there is growing interest in the active use of the mediation system. Through these activities, a relationship of trust has been developed between the ICD and the Supreme Court of Indonesia, and a continued cooperative relationship in the field of capacity building is expected.

# E. Uzbekistan

Assistance for Uzbekistan was elaborated in the form of a project to support their bankruptcy law (for two years from 2005), and the Commentary on the Bankruptcy Law was completed for the first time in this country to be used by law practitioners.

In addition to such specific results, a more important achievement is also observed; trust of target countries toward Japanese assistance. Each country expects Japan not only to continue its assistance but also to count on Japanese experts when they need advice from foreign countries on specific issues. Some of them want to keep relationships with Japan even sharing half of the necessary costs. This can be considered as one of the great invisible results of ICD efforts.

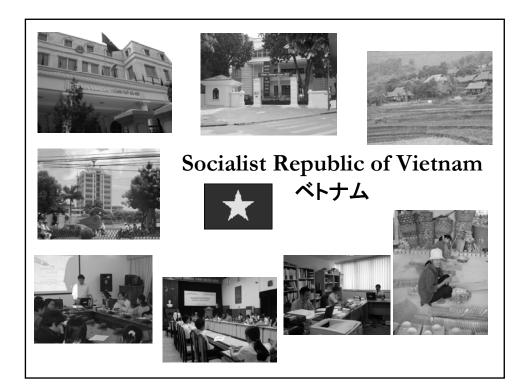
# VII. Current Situation and the Future

While the ICD has been pursuing its duties as above, the Council of Overseas Economic Cooperation reached an agreement to the effect that legal technical assistance activities are one of the important areas of overseas economic cooperation and thus they need to be implemented strategically. The Council issued the "Basic Policies on Legal Technical Assistance" (on April 22, 2009) and thus the importance of legal technical assistance is growing more and more.

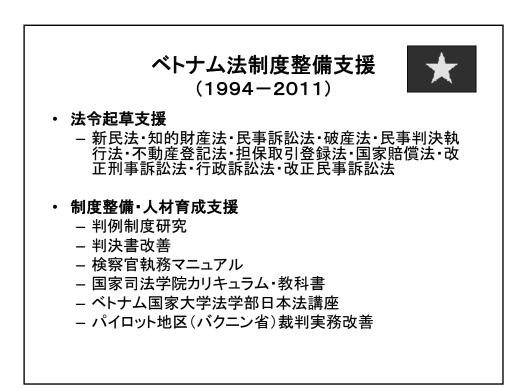
As it is necessary to continuously cultivate human resources who are competent enough to engage in legal technical assistance, the ICD is actively promoting its activities to young people, by organizing symposia targeting undergraduate and graduate students in collaboration with the academia and organizing internship programs for law school students, etc. Moreover, since 2009 the ICD has organized seminars of capacity building for international cooperation, including opportunities to visit cooperation sites abroad, to train human resources within the Ministry of Justice.

In order to bring an end to international cooperation in the form of assistance for developing countries, recipient countries need to be able to establish and improve their legal systems by themselves. In this sense, legal technical assistance requires mid- and long-term goals. Even when developing countries become capable enough to do so, improvement of legal systems or judicial reforms may continue in any country. Therefore, it is ideal that each country, when they are developed enough, interacts with each other on an equal footing. For this purpose, it is crucial for the ICD to work on its duties and be aware of the need to improve the quality of its activities on a constant basis.

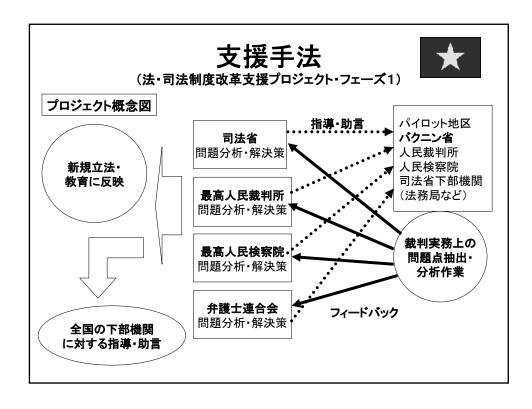


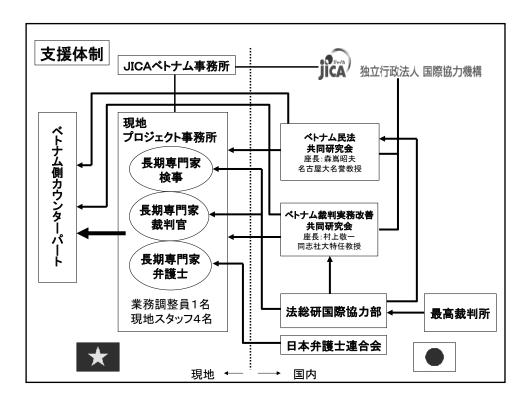


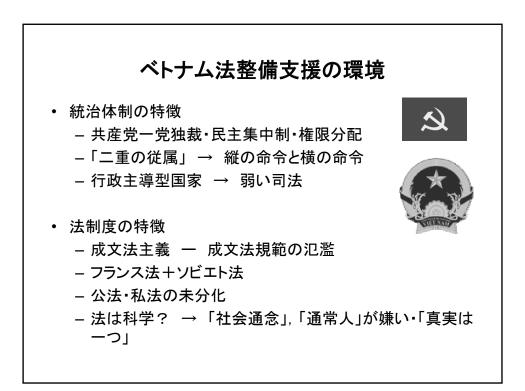


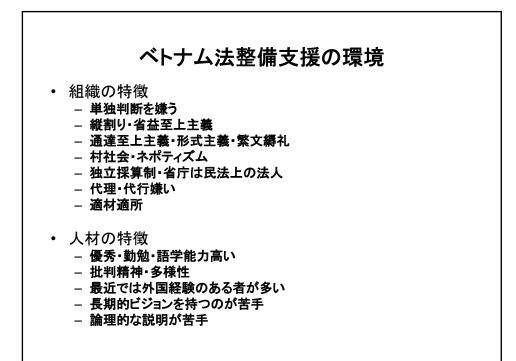


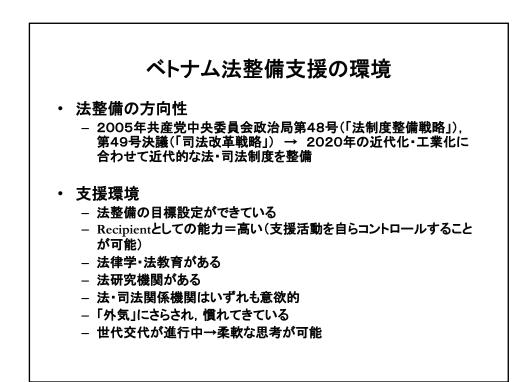


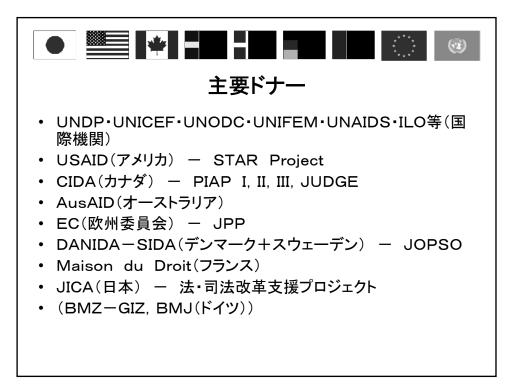


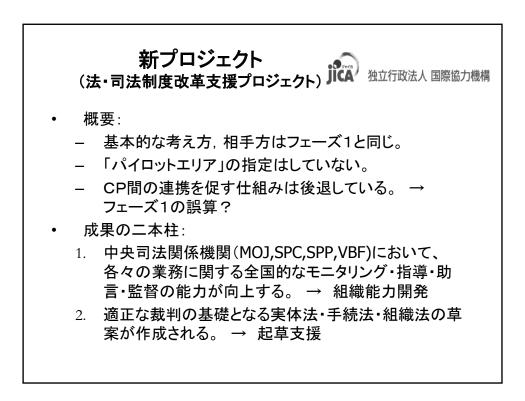


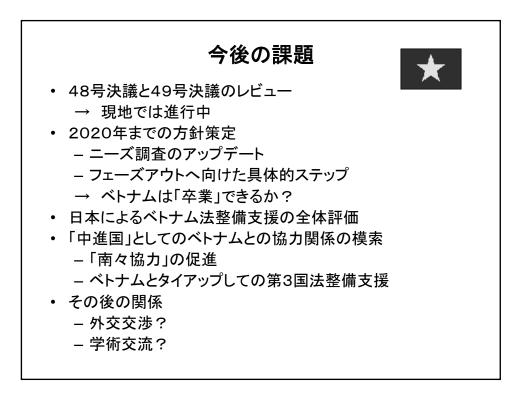










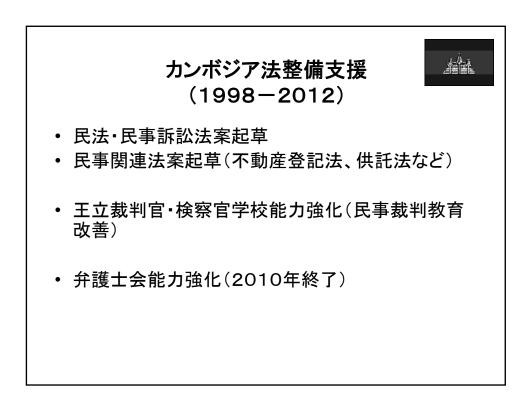




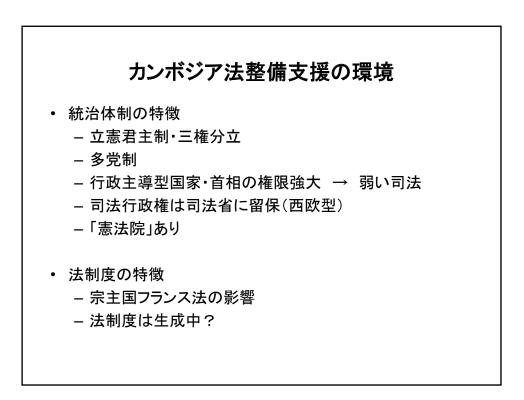


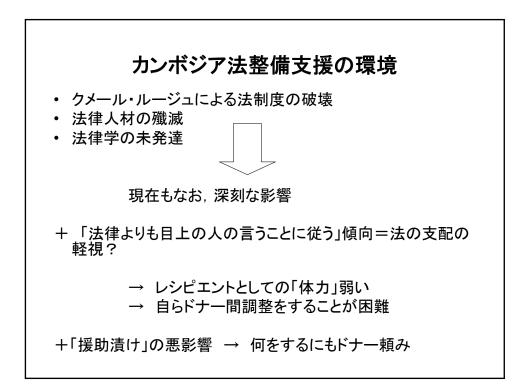


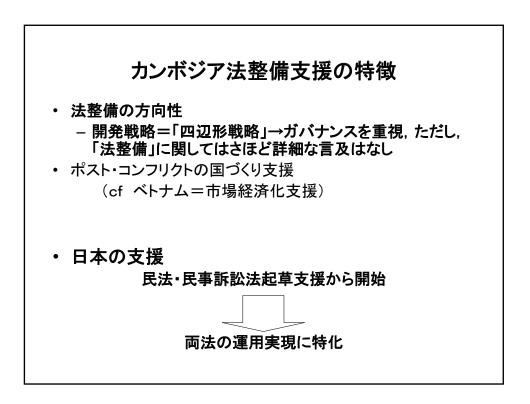


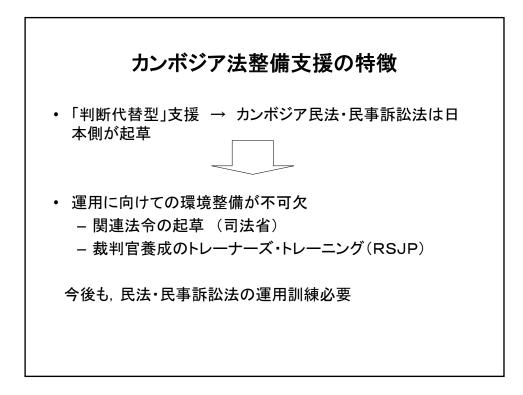




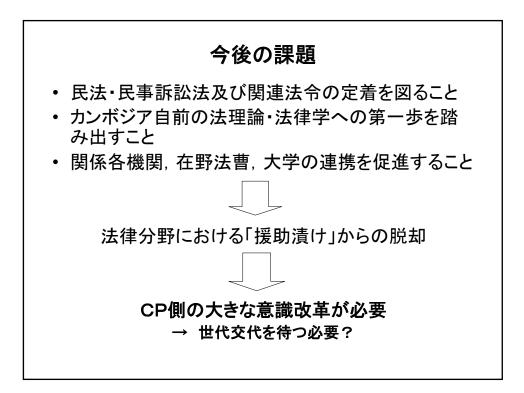


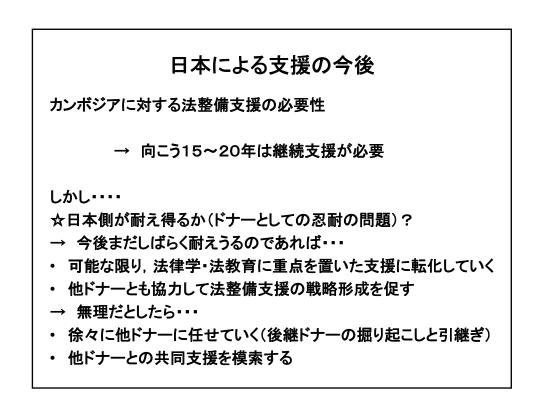






新プロジェクトの素案 (2012年4月以降) 独立行政法人 国際協力機構				
実施機関				
司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法経済法科大学				
上位目標				
民法、民事訴訟法及び関連法令の起草、立法、解釈、適用にかか る経験を通じ、カンボジア側が、将来、自立的、持続的に現法の運 用および新法の起草を行えるようになる。				
プロジェクト目標				
司法省及び裁判所において、民法および民事訴訟法の適正な解釈、 自立的な運用および見直しが行われる(司法省及び裁判所の、民法 および民事訴訟法の解釈・適用上の課題、関連制度の整備普及に 対処していく能力が向上する)。				
→ これまでの路線を踏襲 (民法・民事訴訟法のアフターサービス)				







## 韓国法院公務員教育院について

(2011 年 8 月 17 日時点)

## 1 概要

韓国法院公務員教育院(以下「教育院」)は、裁判所の事務官、書記官、秘書官その他の職員のための研修や育成プログラムを企画・実施している。

(1) 沿革

1962年11月3日法院職員訓練院として設置1979年9月1日法院公務員教育院(現在の名称)として開院2001年2月1日現庁舎に移転

# (2) 所掌事務

法院職員(除く法官)の教育(研修) 執行官の教育(研修) その他,大法院長が必要と認めた者の教育(研修) 例:憲法裁判所,国防省,法律扶助協会の職員などに対する委託教育(研修)

(3) モットー

「法院の光へ 国民の友へ 未来司法のために 力量ある人材養成」

(4) 組織及び人員

教育院は、教育院長が統括し、教職員が配置されている。

教育院長は,次官級の政務職であり,大法院長の指示の下,教育院の全ての業務を 実施し,教育院の全職員を監督する。

教育院長の下に,事務局長1名(3級),教授14名(4級),講師4名(5級),総 務課職員23名,教務課職員12名の合計55名の体制である。

なお、韓国の「級」は、日本と逆で、上位ほど番号が若くなる。

(5) 庁舎

現庁舎の敷地は約39,000平方kmで,建物の総面積は20,700平方kmである。 主要施設は、本館・講義棟・講堂・生活館(宿泊棟)・体育施設の5つがある。

## 2 研修プログラム

教育院のプログラムは、大別して、研修教育(管理研修)、職務教育(業務研修)、特別教育(特別研修)の3つがある。

研修教育(管理研修)の主要なものは,政策改善(3級以上),リーダーシップ改善(4級以上),サービス改善(5級以下)である。

職務教育(業務研修)は、更に研修員のレベルにより3つに分かれ、基本教育(導入 レベル)、実務教育(中級レベル)、専門教育(上級レベル)がある。

基本教育は、新規採用者(5・9級)のほか、昇進任用者(7級)に対して行われる。

実務教育は、初級(8・9級)、中級(6・7級)、高級(5級)の3つがある。

専門教育は,民事訴訟,刑事訴訟,執行,不動産登記,商業登記,戸籍,供託,破産 等の分野をカバーしている。

特別研修プログラムでは,戸籍担当職員,執行官,裁判所警備,技能職等に対する 研修が実施されている。

# 3 職員の構成

(1) 法院公務員の現況(2011年7月31日時点)

裁判官	2,616名		
一般職	8,942 名		
技能職	2,861名		
その他	2,548名	(総数	16,967名)

一般職の級別人員

1級
 1名
 2級
 10名
 3級
 45名
 4級
 457名
 5級
 870名
 6級
 1,846名
 7級
 1,445名
 8級
 2,752名
 9級
 1,516名

法院職員は,司法行政,技術試験,図書館,通訳,施設,工業管理,厚生等の様々 な分野で働いている。

司法行政は,更に法廷事務,登記事務,情報技術,統計,速記及び廷吏等の分野に 分けられる。

行政部の職員と同様に,法廷事務の分野で働いている法院職員も1級から9級まで にわたる。

# (2) 法院職員の任命

法廷事務を取り扱う法院職員は、公開競争試験に合格した後、任命される。 法院職員は、一定の定められた期間一定の地位を務めると昇進することができる。 但し、5級及び7級の場合は異なり、この場合は昇進試験に合格しなければならない。 原則として、法院職員は大法院長が任命するが、通常は、法院職員を任命する権限

- (3) 法院職員の職務
  - 法廷事務において,訴訟手続につき裁判官を補助する。

は、その法院職員が所属する組織の長に委任されている。

- 法院職員は、法廷でのやり取りを記録し、訴訟記録を保管し、法的事件に関する各種証明書を発行し、文書を提供する。
- 法院職員は、また、登記、戸籍及び供託等の法廷事務以外の業務も取り扱う。

以上

~ 特集 ~

# サマーシンポ「私たちの法整備支援 2011」

実施の背景

法務総合研究所では,法整備支援活動を続けて いくためには,若手の人材を育成することが重要 であると考え,2009年度から,学生向けのシン ポジウムを開催しています。

初年度は、2009 年 8 月に、シンポジウム「私 たちの法整備支援~ともに考えよう!法の世界 の国際協力」を開催しました。翌 2010 年には、 名古屋大学が夏に実施しているサマースクール を実施しており、これと連携したシンポジウムを 開催しました。このシンポジウムは、学生がサマ ースクールで学習した内容を糧として、その成果 をシンポジウムで発表・議論するものです。それ が 2010 年 9 月開催のパワーアップサマー2010 「サマーシンポ 私たちの法整備支援 2010」でし た。いずれのシンポジウムに関しても、多くの学 生や関係諸機関の方々の参加を得て、参加者から 積極的な評価をいただきました。



2011 年シンポジウムの様子

2011 年度も同様にこの連携企画をパワーアッ

国際協力部教官 上坂和央

プサマー2011 と呼び,2011 年9月2日(金),「サ マーシンポ 私たちの法整備支援2011」を開催し ました。より幅広い参加を得るため、本年度は、 名古屋大学のほか、慶応大学、神戸大学のご協力 も得て、開催することとなりました。

## サマースクールの状況(2011年8月8日~10日)

サマーシンポの実施に先立ち,2011年8月8日 (月)から10日(水)までの3日間,名古屋大 学主催のサマースクールが名古屋大学において 実施されました(本稿末尾にパンフレットを添付 しています)。内容は、「アジアの法と社会への誘 い」「法整備支援の理論」「法整備支援に携わるた めのキャリアパス」「アジアの方と社会を学ぶた めのフィールドワーク」「グローバル化するアジ アと法の課題」「今後の課題」の6つのセッショ ンであり、大学の枠を超えた約90人の学生の参 加を得て、盛況に開催されました。

法務総合研究所では、サマースクール前から、 シンポジウムでの課題(後述)を公表するととも に、課題に挑戦してシンポジウムで発表してくれ る学生を募集したところ、名古屋大学から1チー ム、慶応大学から3チームの合計4チームの応募 がありました。そこで、この4チームの学生に研 究発表を依頼し、本シンポジウム当日を迎えたの です。

# 「サマーシンポ 私たちの法整備支援 2011」開催 状況(本稿末尾にプログラム添付)

(日時)

9月2日(金)午後1時~午後6時

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 過去のシンポジウムについては、本誌第41号(2009年12月号),第46号(2011年3月号)に掲載している。

(場所)

法務総合研究所国際協力部国際会議室 名古屋大学会場

慶応義塾大学会場

(テレビ会議システムにより接続)

(主催)

法務総合研究所

名古屋大学大学院法学研究科

名古屋大学法政国際教育協力研究センター(C

ALE)

慶應義塾大学大学院法務研究科

神戸大学大学院国際協力研究科

独立行政法人日本学術振興会「若手研究者イン ターナショナル・トレーニング・プログラム」

財団法人国際民商事法センター(ICCLC) (後援)

最高裁判所

日本弁護士連合会

国連アジア極東犯罪防止研究所

財団法人アジア刑政財団

独立行政法人国際協力機構(JICA)

- (プログラム)
- ・開会の辞
- ・サマースクール概要説明
- ・課題説明
- ・研究発表 I (慶應義塾大学学生グループ:カン ボジア担当)
- ・研究発表Ⅱ(慶應義塾大学学生グループ:ネパール担当)

・研究発表Ⅲ(名古屋大学学生グループ:ウズベ キスタン担当)

- ・研究発表IV(慶應義塾大学学生グループ:東ティモール担当)
- ・コメンテーターによるコメント
- ·総括質疑応答
- 修了証贈呈
- ・総括
- ・閉会の辞

プログラムの実施状況について

# 【開会の辞】

#### (法務総合研究所国際協力部長山下輝年)

開会に当たり,法務総合研究所国際協力部山下 輝年部長から開会の辞を述べました。その概要は, 次のとおりです。

「最初に、法律の世界では『正解はない』とい うことがよく言われますが、特に法整備支援の分 野では,歴史も短く本当に正解がないのです。こ のようなことを実感できるという意味でも貴重 な機会だと思います。2点目として、法を語ると いうのは、力の解決を目指すのではなく、手続に よる解決,法に基づく正しい理屈のついた解決を 目指すという意味で、そのまま平和に繋がるもの です。この世界で語っていくということ自体, 平 和の証であると思っていただきたい。しかも、皆 さんが話す内容の説得力があるかどうかという ことで優劣を決めていくという関係にあります。 そこで揉まれるということは自分の可能性を高 めていくということになるのです。このような場 を有意義に使うようにお願いしたい。最後に3点 目として、日本は震災で大変な状況になりました が、世界各国、146に上る国や地域から支援表明 があったと聞いています。国際協力部にも過去に 我々と関係した方々から数多くの安否を気遣う メールをいただき、また、義援金まで送ってくだ さった方々がいます。こういう状況を見ると国際 協力というのは、やはり人の心に訴えかけるもの があり、その反映だろうと思われるのです。 震災 当時,日本で略奪が起こらないことに対して,外 国から『日本はすごい』と賞賛を受けたニュース がありました。日本人は、『日本人はすごい』と 受け取りがちだが,実際には日本国内にいる外国 人も略奪を起こしているわけではないのです。こ のような賞賛を受けたときには、『あなたの国の 人も同じ立場にあります』と言い、互いに協力を する、そういう広い視野に立つことを願っていま す。」

#### 【サマースクールの概要説明】

## (名古屋経済大学非常勤講師中村真咲)

中村真咲先生は、サマースクールの準備・実施 及び一部講義を担当しており、サマースクールの 概要について説明がされました(サマースクール の概要については、前記のとおりです。)。

#### 【課題説明】(法務総合研究所国際協力部)

学生の研究発表に先立ち,法務総合研究所国際 協力部から,本シンポジウムにおける研究課題 (本稿末尾にも添付)及びその出題意図について,

次のとおり説明をいたしました。

「本シンポジウムにおける研究課題は,『これま での日本の法整備支援は一定の成果をあげてき ましたが、必ずしも全てが大成功を収めてきたわ けではありません。日本が過去に行った法整備支 援を振り返った時に,『もっといいやり方がある。 私ならこういう支援をする。』と思うことはない でしょうか。これまで日本が法整備支援をした国 を対象に、より良い法整備支援を企画し、それを 発表してください。』という内容である。出題意 図は、日本が本格的に法整備支援に取り組むよう になって 15 年以上が経過しており,次世代の法 整備支援を担う方々には,これまで日本が実際に 実施した具体的な支援の内容を調査し,検討する ことで、先人の知恵や工夫、あるいは、実際の支 援現場でどのような問題が生じ得るのかを知り, 可能であればその対策を検討してもらいたいと 考え、本課題を出題しました。」

課題説明の後,学生4チームによる研究発表が 行われました。

本稿では誌面の都合上,学生チームの研究発表 の概要とそれに対するコメンテーターの方々に よるコメントの概要を中心にご紹介します。各学 生チームの発表は,パワーポイントのスライドに 基づいて実施されました(スライドは誌面の都合 上,省略します。)。

# 【研究発表 I カンボジアチーム】 (慶應義塾大学学生高橋功・庵貴政・亀井優志・塩 川円香・高橋佑季・戸田恵実・山内志穂)

慶應義塾大学学生7名のチーム(カンボジアチ ーム)は、JICA が2005年からカンボジア王立裁 判官・検察官養成校(RSJP)に対して支援してい る RSJP 民事教育改善プロジェクトを対象とした ものです。



カンボジアチームの発表

カンボジアチームは、「カンボジアは、日本が 法整備支援プロジェクトを行う対象の中心国で あり、他国と比較して現時点で具体的な成果や課 題点が豊富に報告されているため、プロジェクト によって現実に生じた事実を振り返ることで、具 体的提言が可能である。」という観点から、カン ボジアに焦点を当て、「法整備支援をするに当た って、法律を適切に運用できる人材がいなければ 対象国の自立的な運営という目的を達成し得な いという点に着目すべき」という問題意識から研 究発表の対象としました。

実際に行われた支援の調査・分析の結果として は、「民法・民事訴訟法に基づく民事裁判実務に 関する教育が自立的に発展できるようになるこ とを目標に2005年11月から開始され、現在まで に、カリキュラムや模擬裁判用記録、民事訴訟手 続のマニュアルなどが作成されるとともに、1期 から5期まで合計290名の卒業生を輩出し、かつ、 プロジェクトで選任された教官候補生が教官を 補佐してカンボジア人の手による教育が行われ るようになるなど、当初の状況を考えれば、非常 にすばらしい成果を生んだプロジェクト」と評価 しました。

その上で,カンボジアチームは,プロジェクト の改善点として

①学校運営に特化した人材の派遣 ②学生に対する法曹の仕事のPR

③情報公開の拡充

の3点を提言したのです。

具体的には, ①学校運営に特化した人材の派遣 について、「学校の人事や予算、事務などについ て効率よく行い、円滑な学校運営をするには、学 校運営の知識を持った専門家が不可欠であり,将 来 RSJP の規模を拡大し、より多くの法曹を輩出 するためには学校としての組織体制が必要であ る」という前提に立ちます。そして、「日本が派 遣した専門家の中には学校運営に特化した専門 家はいないため、学校運営に特化している人間を 日本から派遣することで, RSJP 内部での自立的 な学校運営の達成に近づくことができる。」と判 断します。その具体的対策として,「日本の文部 科学省中央教育審議会(初等中等教育分科会教育 行財政部会学校の組織運営に関する作業部会)に おいて決定された組織的学校運営を行うための 方針を参考にしつつ,カンボジアの現状に合った 学校運営とするため,日本の法曹養成学校である 法科大学院の職員等を派遣し, RSJP の現状を踏 まえた運営資料を作成していく。」「日本の法科大 学院の大学院規則を材料として, RSJP の運営に 取り入れていく。」「効率的運営を行うため,民間 のコンサルタントを派遣する。」といった検討結 果があげられました。



東京会場との意見交換

2点目の提言, ②学生に対する法曹の仕事の P Rについては、「RSJP の限られた予算の中で質の 高い人材を輩出するためには、広報を通じて RSJP の入学試験受験者を増やす必要がある。」と いった問題意識に基づく提言です。具体的には, 「RSJP プロジェクト開始当初に,カンボジアの 学生, 主として都市中心部の高校生への法曹の仕 事内容についてのPRを積極的に行うべきでは なかったか。」という提案がされました。なお、 対象者を「都市中心部の高校生」に絞った理由に ついて,「高校は,進路選択を目前に控えた最終 段階で進路決定に必要な現実的判断を伴うこと が期待される。都市中心部の学生に絞った理由は, 農村部の学生より都市中心部の学生へPRを行 う方が効果を期待できると考えた。都市中心部で は高校においても職業決定をしていない学生が 全体の13パーセントも存在し、これは農村部の 約2倍に当たる。専門職を希望している学生も農 村部より都市中心部の方が多い。農村部より都市 中心部の方が高い効果が期待できる。 加えて,都 市中心部の学生は経済的な余裕もある。以上の点 に着目し、学生へのPRをしていくには、まず、 都市中心部の高校生にPRするのがよいと考え た。行く行くは農村部の高校生へPRを図るにし ても,まずは財力もあり,進路も具体的に決まっ ていない高校生の多い都市中心部をターゲット に法曹の仕事をアピールすることで法曹職を希 望する母数を増やすことが期待できるのではな

いかと考えた。」との発表がされました。なお, この点については,後にコメンテーターの先生か ら,厳しい指摘を受けています。

提言の3点目である③情報公開の拡充につい て、「情報公開は、RSJPは司法の一翼を担う機関 として社会的責任の一つである。」という問題意 識から、RSJP に対し、市民への情報公開を求め るべきとの提言がなされたものです。具体的には、

「RSJP のホームページの作成と RSJP 入試問題 の過去問集の出版」が提案されました。「RSJP に はホームページがなく、市民が RSJP に気軽にア クセスできる環境が整備されていない。まずはホ ームページを開設し RSJP への門戸を開くことが 大切。次に、各国の支援状況も含めた RSJP 自体 の情報やRSJP の生徒がどのようなプロセスで入 学し,卒業した後どのような職についているのか ということについての統計的資料を公開するこ とが必要であると考えた。また、できる限りデー タを公開するという方針を確立させるためにも ホームページ上にメールフォーラムを設置して, 質問を受付け、それに対する回答をするような仕 組みを設置したい。」「入学試験の内容を知っても らうため,入試問題過去問集を作成・出版するこ とも提案する。本という形にすることで、学生が よりアクセスしやすくなり、また、実際の入学試 験問題を知ることで、法曹を志す人にとって RSJP が具体的な進路として浮かび上がる。」「ホ ームページ作成や過去問集の出版は,市民が RSJP, ひいては自国の司法に関心を持つ一つのき っかけともなると思う。」という内容でした。

そして、予想される効果については、「RSJP 自 身が経営などの現状を把握できるようになり、ま た、RSJP の公正性を保証することができる」と いう効果が生じると分析しました。

なお,情報公開に関する提言についても,後の コメントで若干の指摘がされています。

総括として、「3つの提言をしたが、いずれも RSJP の自立的運営のため必要な要素ではないか と考えた。」とし,発表自体に関して,「最後に, 提言を考える中で,実現可能性や優先順位などを 考慮し,一定の効果を生むプロジェクトを考える ことの難しさを痛感した。現在まで法整備支援に 携わった方々の努力は相当なものであろうとい うのが,発表を終えて思うところである。」とし て発表が締めくくられました。

# 【カンボジアチームへのコメント】

#### (神戸大学大学院国際協力研究科教授四本健二)

カンボジアチームの研究発表に関しては,四本 健二教授から,概要次のコメントがなされました。

- 形式面については、時間内にきちんと納まっていたし、プレゼンも非常に上手にされたと思う。
- ・ 全体的な内容については、支援の現場ではさまざまな課題があり、プロジェクトではそれに対応していかなければならない。しかし、提供できる資金もマンパワーも限定されている。当然ながら優先順位をつけていかなければならない。実現可能性も考慮した上で、どういった基準で今回発表した3つの内容が選ばれたのか、これが一番求められている仕事か、少し疑問を感じた。逆に言うと、ほかにどういったものが候補に上がり、落としてしまったのかというのを聞いてみたい。



コメンテーターの先生方

非常に多角的なアプローチとなっているが、
 何か相乗効果を狙ったものなのか、つまり、

3つの内容の関連性というのが分かりにく かった。

- ・ 個別の内容について、学校経営に関してはお もしろいと思う。RSJPの開校当初に学校運 営の専門家が入って、学校の立ち上げを法律 の専門家以外の視点からやっておくことは 必要だったのではないかと考えている。他方、 コストを考えると専門家派遣という方法が 妥当であるかは、慎重に考える必要がある。 また、具体的な人材としてどのような人がい いのかという点があまり具体的に言及され ていなかったので、そのあたりも少し詰めた 議論があっても良かったように思う。
- PRについては、そもそもカンボジアの法学 教育やRSJP入学者は、概ね王立経済法科大 学か私立パンニャサストラ大学の法学部出 身であり、数百人のマーケットなので、それ 以上PRすることがそもそも必要かどうか という点は検討の余地がある。また、カンボ ジアにもホームページ立ち上げ等の技術は あるので、わざわざ日本から高いコストをか けて専門家を送る必要があるかという点は 検討すべき点だと思う。
- 情報公開については、カンボジア政府に情報 公開をしなければいけないという下地がな いので、やや突飛な印象を受けた。カウンタ ーパートの理解を得るのも非常に難しいの ではないか。また、報告の中で司法への信頼 が低いことを情報公開の理由として挙げて いた、果たして情報公開という方法で解決で きるのか、問題の所在は別で対策も別に考え ることが必要ではないかと思っている。
- 全体についてとりまとめて2点。1つは、
   RSJPを取り上げつつ、教育の内容・方法論の
   改善という点を正面から取り上げなかった点
   は少し物足りない印象がある。また、PRの
   話で、都市中心部の富裕層に対象を絞って宣
   伝するという戦略が打ち出されたが、きつい

言葉を使うと、ちょっと許し難い発言だと思 っている。現在、カンボジアでは都市部と農 村部との格差は、非常に大きくなり、広がり つつあって、深刻な問題となっている。やは りそれに対しての批判を前提すべきであっ て、将来それを助長するようなことをやるべ きではないのではないかと思う。法整備支援 は、法律家や専門家による知識集約型、ある いは、テクニカルな援助分野ではあるが、途 上国に関わる以上、その国の貧困層や社会的 に不利な地位に置かれている人々に対する まなざしは忘れるべきではないと思う。

## 【研究発表Ⅱ ネパールチーム】

# (慶應義塾大学学生大津元・岩崎臣恭・橋本航・村 上沙織・村越礼実)

二組目の研究発表は、慶應義塾大学学生5名の チームで、JICA が実施したネパールの小学校運 営改善支援プロジェクトを対象とした研究発表 でした。

ネパールチームは、「ネパールでは、不可触民 であるダリットが差別されている。本来は憲法で 平等が認められているので、このような差別はあ ってはならない。」という問題意識から、「教育、 特に初等教育を通じて差別意識をなくすという 目標で初等教育に着目し、ネパールに対する小学 校運営改善支援プロジェクトを対象とした。」の です。



ネパールチームの発表

プロジェクトの概要について調査・評価した結

果は、「ネパールでは、地域ごとにさまざまな問 題があるので学校運営に関しても各地域のニー ズに合わせたものが望まれる。地域のニーズの把 握と, 主体性を持ったコミュニティーの形成を目 標として,住民参加による学校運営のための具体 的手段として学校運営委員会 (SMC) が設置され ている。この SMC はネパールの全ての公立小学 校に設置され,各学校の保護者を含む地域住民に よって組織されており、学校改善計画(SIP)を 作成し,それに基づいて学校運営する制度を導入 している。しかし, SMC のメンバーや校長など, 学校を運営する側の能力が不十分なため,この制 度が十分に機能していない。そこでこのプロジェ クトでは、学校運営改善のため、 スクールセルフ アセスメントによる運営改善の支援がされた。 「具体的には, 地域住民に対して啓蒙活動を実施 し、学校運営における当事者意識を育成した。加 えて、住民に対し、SMC の住民参加の促進や、 SIP の作成実施への住民参加による SMC の学校 運営能力の向上をはかった。」と概説しました。 そして,実際のプロジェクトの成果について,「本 プロジェクトは,住民参加と自主性を持った学校 運営という面で十分な成果を残すことに成功し た。プロジェクト対象地域に置いて, SMC が作 成した SIP は地域住民の意見が反映されより良 いものとなった。加えて地域住民が学校運営に携 わることでコミュニティー内の学校運営に対す るオーナーシップも高まった。このプロジェクト は、地域住民の学校運営の参加の促進及び SMC 自体の能力向上,活性化に寄与したと言える。」 と評価しました。

他方で,問題点として,「地域住民の声を取り 入れた学校運営,という本プロジェクトの第1目 標が本当に達成されたのか疑問が残る。」として います。その理由について,「対象となった小学 校 90 校のうち,43 校において,不可触民である ダリットが SMC に参加できていないというデー タから,ダリットの親が SMC に参加できないと なると、ダリットの意見が反映されない学校運営 となり、ダリットの子供が通える環境ではなくな る、という悪循環に陥り、最終的に中退などの結 果になるおそれがある。」と分析しました。



ネパールチームの発表

ネパールチームは,この問題点に対して次のよ うな提言をしたのです。

「まず,小学校運営改善プロジェクトにおける SMC の組織構成についての改善案(SMC 登用改 革)を提言する。また,このプロジェクトを改善 するだけではダリットの意見を反映させる場を 設けることはできても,ダリットたちへの差別を 完全に解消することはできないので,SMC の組 織構成についての改善案を主なプロジェクトと して,同時に農業に着目したプロジェクトを提案 する。」

これは具体的には、1つ目の改善案である SMC 登用改革について、「SMC 登用改革については、 従来の SMC の社会的弱者枠の制度の改革を提案 するものであり、従来 SMC ではメンバーのうち 2名を社会的弱者から選出する社会的弱者枠を 設けているが、うまく機能していない。そこで、 同じ条件であった2名の枠を短期枠1名と長期 枠1名とし、異なった機能を持たせることでダリ ットの参加を促進させる。どのような方法を採用 しても、メリット・デメリットは存在するが、デ メリット部分の補完のため、長期・短期の枠に分 けて考えることとした。」としたものです。また、

2つ目の改善案であるサブプロジェクトについ て、「SMC 登用改革を補完するサブプロジェクト については、そもそも SMC は、小学校の運営を 改善するための組織であり,小学校の補助的役割 を果たすにすぎない。外から差別の解消を狙うだ けでは不十分であり, 教育の主体である小学校か らも差別是正に向けたプロジェクトが必要であ ると考えた。共同作業を重要視し, 差別意識の固 まっていない幼少期に、カーストの異なる子ども たちが1つの目標に向かって共同作業を行うこ とで相互理解と仲間意識を形成することを目的 とした。ネパールで GDP の 33 パーセントを占め る重要産業の一つ, 農業に焦点を当てることとし た。プロジェクトの概要としては、実習を行う時 期は農業の繁忙期,学校の全生徒をグループに分 けて農家へ教員同伴で派遣し, 農家を指導者とし て農業実習を行うというものである。」などとし たのでした<sup>2</sup>。

最後に提言のまとめとして、「SMC の社会的弱 者枠制度を改革することにより, ダリットの声も 取り入れた学校運営を目指す。親の教育の必要性 への理解度を向上させ,子供の就学を阻害する最 大の要員となっている親の教育に対する不理解 を取り除く。そうすることで全ての子供に平等な 教育機会が確保されることになる。教育の機会を 確保してもカースト制に基づく根強い差別意識 は完全には解消できない。そこで、SMC の欠点 を改善するだけでなく, 農業に着目したプロジェ クトを行い強い差別意識を抱いてはいないと考 えられる小学校低学年のときに一緒に学び共同 作業をすることで差別意識が解消されることを 目指す。これらの改善策によって, SMC 自体の能 力向上に加えて, 差別意識の是正を図れるのでは ないかと考えた。」と述べて発表を終えたのです。 なお, ネパールチームの研究発表に対しては,

質疑において、「法整備の支援に直接は関しない が、法整備支援という枠組みとの関係をどのよう に捉えるのか。」という質問が出されました。こ のチームは、「そもそもネパールでは様々な整備、 法律以外の制度支援といったものを必要と考え、 法整備支援の枠組みをもう少し広く捉えて、制度 支援というようなものを行うことでネパールの 問題を解決できないか、と考えた結果、このよう な発表とした。」と回答しています。

## 【ネパールチームへのコメント】

# (慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)教 授松尾弘)

松尾弘教授から,本発表に対するコメントをい ただきました。概要は次のとおりです。

# ア 評価すべき点 (3点)

#### 1点目

カースト制度,しかもそこにおける差別意識と 言う非常にインフォーマルな制度の改革問題に 取り組んだという点は注目される。開発の阻害要 因として指摘されている数々のインフォーマル な制度の中で,身分制度とか差別意識の問題は, 非常に重く深刻で解決困難な問題であり,さまざ まな派生的問題を生じさせる。それに対して何と かしなければならないのではないか,それを無視 して法整備支援をしても効果が上がらないので はないか,という意識は評価したいと思う。

#### 2 点目

カースト制度の改革に向けて差別意識のレベ ルに着目して、人々の意識や規範意識といったも のに着目して改善を考えるという点も注目され る。具体策として JICA の小学校運営改善プロジ ェクトに則り、そこに法整備支援の要素を加える というスタンスについても、積極的に評価してい る。

## 3 点目

改正教育法を通じて,小学校の SMC への社会 的・経済的弱者の保護者とか,地域住民の中から

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 発表では,改善案に加え,プロジェクトの具体的な 整備方法についての検討もされましたが,若干詳細に わたるため割愛する。

その SMC に任命した2名を編入する,これにつ いて長期・短期枠に区分して参加公立の促進を図 るといったアイデアに,形式的な法改革を通じた 制度改革を行うという法整備支援の開発手法,法 整備支援に特有な開発手法の一つのミクロレベ ルの原始的な展開を見出そうとしたと理解し,評 価している。

イ 問題点(3点)

#### 1 点目

今回の発表課題が日本の従来の法整備支援の 特色と問題点を徹底的に洗い出してみようとい う趣旨なので,従来のアプローチに対する分析評 価との関連付けをもっとやってもよかったと思 われる。本来、出題の趣旨からすれば、そこをや った上でネパールのカースト制度とか, 差別意識 の改善問題に取り組まなければ, 今の支援は生き てきませんというメッセージを発してもらえた らさらによかった。また、ネパールに対する日本 の支援方針の中で法整備支援がどのように位置 づけられているかということも参照してもらい たい。その中で,経済や政治,その他の支援分野 の連携について、JICA の支援を中心にどんな特 徴や問題点があるのかという点と絡めて提示す れば、この身分制の問題というのが浮かび上がっ てくるのではないかと思う。

# 2 点目

身分制度に対して法整備支援としてどう向き 合うかという問題と,初等教育の問題を法整備支 援の課題としてどのように位置づけるか,法整備 支援がどのような解決策を提示できるかという ことについて,さらに詳細なプログラムないしプ ロジェクトの検討が必要と思う。教育問題の重要 性については,認識が一致していると思うが,そ もそもこれを法律的にどのようにアプローチで きるのかということについては,まだ手付かずの 大きな問題だと思う。法整備支援の優先順位とし て,教育分野をどう考えるかということは問題提 起として非常に重要だと思う。我々としては,法 制度,教育,経済,政治という開発の諸側面が緊 密により合わされた糸のようだという単に比喩 的に表現をするのを超えて,実際にどのように絡 み合っているのかということを究明して行く必 要があり,今後,そのような面から教育問題と法 整備との関係を考えてみてはどうかと思われる。

#### 3 点目

補完プロジェクトとして農業支援を取り上げ たが,おそらくこれが農業に対して一定のインパ クトを持つためには,相当な時間を費やす必要が あると思われる。年に何回か行って,農業体験で お手伝いをしたということの範囲をかなり超え る問題であり,共同作業を通じて平等意識を内側 から涵養することを狙う場合には,かなりの本格 プログラムとして学校教育の過程に入れなけれ ば行けないという問題点がある。この点について も,何らかの改善,提案をすべきと思う。

研究所国際協力部 k 太郎



松尾先生からのコメント

# 【研究発表Ⅲ ウズベキスタンチーム】

(名古屋大学学生金井怜己・河島春菜・益田浩二・ ネマトフ=ジュラベック・ムハッマド=ラスロ フ)

名古屋大学学生チームから JICA が実施したウ ズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェク トを対象とした研究発表がなされました。

発表の冒頭で研究発表の対象として本プロジ エクトを選択した理由につき,「ウズベキスタン 倒産法注釈書作成プロジェクトは,プロジェクト 自体の規模が比較的大きいこと,ある程度の期間 が既に経過しており中長期的視点からの検討が 可能であること,支援に伴う困難や学ぶべき課題 が存在する。そこで,このプロジェクトを発表対 象として選択した。」と説明しました。

続いて,前提となるウズベキスタンの倒産法制 度の紹介をした上で,プロジェクトの問題点とし て,「注釈書プロジェクトは,プロジェクト立案 段階における事前調査の不足及びその調査結果 を反映させ,効果的なプロジェクトを行うための 協議・合意が不十分であったという2点に最大の 問題があったと考えている。」との結論が示され ました。

ウズベキスタンチームは、上記2点の問題点に ついて、次のような分析をし、改善案を示しまし た。

まず,問題点の1つ目である事前調査の不足に ついては、「事前調査を行う上で、特に注意すべ き点として、①当該法制度の全体的構造、② 当 該法制度や関連法との間にある問題の発見と分 析,③専門用語の定義の確認,④被支援国の当該 法制度の改善に向けた取組み, ⑤調査を行う主体 としての調査メンバー,につき,特に注意を要す る。」とした上、「実際のプロジェクトでは、①の 当該法制度の全体的構造及び⑤の調査を行う主 体としての調査メンバーについては,注意を払っ て行われていたが,他方,②の当該法制度や関連 法との間にある問題の発見と分析につき,他の法 律との齟齬や矛盾についての調査が不十分であ った。また,③の専門用語の定義の確認,につき, ウズベキスタン側が想定している注釈書がどの ようなものであるかについての重要な調査を欠 いていた。」と分析をしました。その上で、改善 案として「プロジェクトの開始までの約1年半の 間に,先に述べた5つの留意点に注意しながら事 前調査を行うべきであった。そして, その調査結 果から,多くの問題を抱えた倒産法制度の状況下 で注釈書プロジェクトをしたとしても倒産法制

度が効果的に運用されるとは考えられないので, 注釈書のみではなく倒産法制度全体の改善も視 野に入れた支援を行うべきとの結論に達した。」 「具体的には,上位目標を制度上の問題の改善と 裁判官による解釈の統一と設定し,この目標を実 現するため注釈書の作成及び法律の一部改正を 行うべき」と提言しました。



ウズベキスタンチームの発表

また,当初に提示した問題点の2つ目であるウ ズベキスタン側と日本側の協議・合意が不十分で あったとの点については、「注釈書プロジェクト では,そもそもウズベキスタン側と日本側の注釈 書に関する認識に齟齬があり,成果目標をあいま いにしていた点が最大の問題であった。そこで私 達は, 改正法・注釈書作成の内容として, 具体的 に何を目指すか, どのようなインパクトを期待す るか誰が関わるのか、どのような困難が伴うと予 想されるか、という点につき、ウズベキスタン側 の理念や前提を確認し,協議によって目指す注釈 書の理念を共有するだけではなく,これを上位目 標達成のためにより効果的になるよう,日本が適 宜提案を行っていく。特にプロジェクトデザイン の段階では、ウズベキスタン側による継続的な取 組を明確にすることが必要だが,注釈書プロジェ クトではこの点が明確ではなかった。」などの分 析をしました。そして、この分析に基づき、「私 たちのプロジェクトでは,具体的に以下の点につ いてウズベキスタン側との合意を目指す。」「第1 点目は,注釈書とは何かということにつき,ウズ ベキスタンと具体的な注釈書の内容を共有する。 日本が想定する注釈書の姿を示す方法として,た だ説明するだけではなく,例えば日本の注釈書を 見せたり,実際に倒産法の一部注釈書を作って見 せるなども考えられる。」「第2点目は,ウズベキ スタン倒産制度の理解を促進するための裁判 官・弁護士・管財人の育成をどのように行うのか という点及び倒産制度が改正された際,誰がどの ような資金で注釈書を作りなおすのかという点 を明確にすることを目指す。」「第3点は,カウン ターパートのワーキンググループに様々な関係 者を取り入れることを提案する。」との改善案の 提言がなされました。

ウズベキスタンチームは、発表の最後に、「日 本が行っている法整備支援の問題点を指摘した が、それでもウズベキスタン側からは、日本が行 っている法整備支援を一般的に高く評価してい る。」「プロジェクトの評価は難しいが、後の法整 備支援の教訓とするため、多くの人が評価に関わ るべきではないかと思う。」と述べて発表を締め くくりました。

# 【ウズベキスタンチームへのコメント】

# (名古屋大学法学部長・名古屋大学大学院法学研究科長教授鮎京正訓)

このチームの研究発表に対し,鮎京正訓教授か ら概要次のようなコメントをいただきました。

 ・ 倒産法の注釈書作成プロジェクトがどのようなものであったのかということについて 評価があいまいで分からなかったという印象がある。自分達であればこうするんだということが後半に出てくるが、やはり、実際に歴史の中で日本が行ってきたこのプロジェクトがどうなのかという評価をまとめる必要があると考えている。倒産法の注釈書作成プロジェクトについては、いくつかの文献や資料があり、その中には重要な論点が出され ている。報告にもあったように、ウズベキス タンにおいては、法解釈というのはあくまで 立法者の仕事であり、注釈書というようなも のは本来的に必要ではないという態度が支 配的であり、支援をする上でも困ったという ようなことが重要な論点として書かれてい る。そうであるなら、皆さんの問題提起の中 でもあったように、注釈書というのは一体何 なのかというこの論点は非常に重要であっ て、ウズベキスタンにおける立法者と裁判官 をめぐる問題について、今、ウズベキスタン ではどういう変化があるのか、どのように変 わっているのかということについて論じる 必要があった。



鮎京先生からのコメント

- ・2番目の問題は、ウズベキスタンの倒産法の 注釈書についてはロシアのものの影響が非 常に強いといわれており、旧ソ連、あるいは ウズベキスタンと近い国の影響がこの分野 でどうだったのかという論点があるように 思う。
- ・3番目には、実際に日本が行ったこのコンメンタールがウズベキスタンの人達がどのような受け止め方をしたのかというのを述べると意味のある議論になると思われる。

# 【研究発表Ⅳ 東ティモールチーム】 (慶應義塾大学学生猪鼻亮佑・高島悠介・西田千

#### 晃・山川修平・渡部友里)

このチームは、研究発表の対象の選択にあたり、 「東ティモールの統治機構がどんどん変わって いったことや、裁判をするものの、裁判官が外国 人であること、1日1ドル以下で40パーセント の人が生活しているなど、当たり前が当たり前で はない世界の話を聞き、何かできないかと思った。 また、21世紀初の独立国家として成立したものの、 足りないものだらけなので、何から着手し、どう していいか考えるには最適な国だと思った。」と して、東ティモールを研究対象としたものです。



東ティモールチームの発表

研究発表の対象選択についての説明に続いて日本の東ティモールに対する支援の概要の説明を した後,研究発表をする上での視点について次の ような提示がされました。

「それぞれの支援内容を細かく調べていく過程 で見えてくるものは何かを考えてみた結果,自立 発展性を向上するために何が必要なのかという ことにつき,国家レベルと国民レベル,双方の支 援が必要である。東ティモールのプロジェクトを 見たとき,国民,国家レベル双方のバランスがあ まり良くないという印象を受けた。自立発展性の 向上を目指す支援に当たっては,国家レベルと国 民レベルの両輪で回すということが重要である と考えた。」

東ティモールチームは,着目すべき分野として 「農業」を挙げました。その理由は,「1つ目は, 東ティモールの国民に法を守ろうという意識を 持ってもらうためには、まずその全段階として国 民の生活水準を上げる必要がある。まずは経済復 興をして、国民が最低限の生活を送ることができ てこそ、法に意識を向けてもらえる。農業は生活 水準を向上させるために必須と考える。」「2つ目 は、国の発展の順序として、農業から発展し、繊 維、工業等に発展するのが一般であり、法整備と いう支援に関わらず、発展途上国に対する全般的 な支援として、まず農業分野から着手することが その国の発展にとって大切なことである。」との ことでした。

なお,いわゆる法整備支援という範囲から若干 逸れることを自覚した上であえて発表したと説 明していました。

# 【東ティモールチームの研究発表へのコメント】 (法務総合研究所国際協力部教官森永太郎)

東ティモールチームの発表に対し,森永太郎教 官から,概要次のコメントがありました。

- 全体的な発表やプレゼンのやり方については、
   なかなかよくできた発表であったと思う。
- ただし、ちょっと論理破綻していないか、という印象を受けた。なぜ農業を選んだかと言う説明で、要するに「衣食足りて礼節を知る」というか、法律をいじる場合ではなくまず国民のお腹を満たさなければいけない、と聞こえる提言がみられる。これは、東ティモールにおいては、法整備支援より食糧自給立を上げる方の優先度が明らかに高いのでそちらに集中しろと言っているように思える。そうだとすると、その後に農業支援も法整備支援だとすることは、矛盾しているのではないかという印象を受け、論理的には無理があるのかなという感じがした。
- もちろん現状では、法整備支援がどこまでの
   範囲のものを指しているか、はっきりボーダ
   ーラインが引けるというものではない。しか

しながら、それにしてもやはり何らかの規範 の定立、あるいは制度とその運用がやはり核 になることは間違いない。それをベースに考 えると、農業振興がそれと全く接点を持たな いということはないが、もし法整備支援の一 環としてこの事業をやるなら、それなりにど ういう形で法整備支援なのか、どこに絡んで くるのかということにつき、もう少し丁寧に 論証していく必要があるのかと思う。



森永教官からのコメント

## 【修了証贈呈】

法務総合研究所国際協力部山下部長より,各チ ーム代表者に対し,修了証を贈呈いたしました。

#### 【総括】(鮎京正訓教授)

最後のまとめとして次のようなメッセージが 送られました。

「一番言いたいことは,やはり法整備を行う上 で最大の困難というのは何かということについ て,改めて若い方々に認識していただきたいこと である。何が最大の困難かというと,私達は日本 人なので,ベトナムのこともウズベキスタンのこ とも東ティモールのこともカンボジアのことも なかなか分からない。つまり,現地のいろいろな 状況やそれを生み出すに至った歴史,あるいは, 現地で実際に支配している法とは何か,あるいは, 国家制定法も含めてどういう法制度があるかと いうことを知ることが非常に難しい。したがって, 法整備支援をする人はまさしくその部分で,例え ば宗教の問題について聞かれればすぐに答えら れる,といった知識をつけなければいけないし, あるいはカンボジアで裁判官・検察官の養成がど のように行われて,どのような人がなっているの かということも知っていなければならないと思 う。その意味では,若い方々にはこれから非常に 長い時間があるので,今申し上げた現地の状況や 現地の法を知るということにぜひ命をかけてい ただきたいと思っている。そうすれば,法整備支 援の方向性ややり方は,おのずと,とまでは言わ ないし知恵もいるが,今,申し上げたことが前提 になってさまざまなアイデアが出てくるだろう と思っている。」

#### 【閉会の辞】

#### (財団法人国際民商事法センター理事加納駿亮)

閉会にあたり,財団法人国際民商事法センター 加納駿亮理事から閉会の辞が述べられました。 概要は次のとおりです。



閉会の辞

「ちょうど,この建物(大阪会場である大阪中 之島合同庁舎)ができて今年10年となり,法務 総合研究所国際協力部が発足して10年というこ とである。そのようなときに,本シンポジウムを 開催し,アジアの発展や国際協力といった視点か ら皆さんのような若い方々が,内向きにこもらず, 広く世界を見て,日本が,個人個人が何ができる かを真剣に考え,議論し,お互い手を携えて協力

しようとしている、このようなことがようやくで きるようになったのか、と感じている。今日の発 表で各大学の皆さんから,大変新鮮ですばらしい 視点から,深い問題を取り上げていただいた。取 り上げた国の中には戦乱からようやく立ち直っ て民政を充実させていこうとしている国もある。 日本も戦後 66 年という中にあり、今年は大震災 等,大変な状況にある。しかしながら,66年間 戦争がない平和な国を築いてきて,日本が国際社 会の中で内向きにこもらず,日本としての姿勢を 示して協力し合うということに取り組んで言っ ている姿を見せることが少しずつではあるがで きてきているのではないかと思っている。日本で は、 少子化や経済力の低下などの問題が懸念され ているが、そうはいいつつも、皆さん方のような 若い,世界に目を向ける力が育っており,間もな



カンボジアチームの皆さん

く皆さんが巣立っていくという感じを受けると, 非常にありがたく,また力強く感じる。

皆さん方を指導された先生方,会場の方々に深 く感謝を申し上げる。」

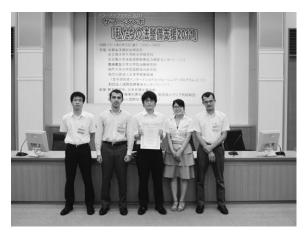
# おわりに

各発表チームからは、本誌掲載にあわせて感想 文が寄せられました。本稿末尾に添付しましたの でご参照ください。

本シンポジウムは、台風接近という悪天候の中 で開催することとなりましたが、各会場に多数の 方にご参加いただき、熱心な議論をしていただき ました。ご参加いただいた各関係者の方々に対し てこの場を借りて深くお礼を申し上げます。



ネパールチームの皆さん



ウズベキスタンチームの皆さん



東ティモールチームの皆さん



パワーア	マー2011 マージジ派
Ū	2011月2011月
8	時 : 2011年9月2日(金) 13:00~18:00
숦	<ul> <li>場:【大阪会場】 法務省法務総合研究所国際協力部国際会議室 (大阪市福島区福島1-1-60 大阪中之島合同庁舎2階)</li> <li>【東京会場】 慶應義塾大学(東京都港区三田2-15-45)</li> <li>【名古屋会場】名古屋大学(名古屋市千種区不老町)</li> <li>※各会場をテレビ会議システムにより中継</li> </ul>
ŧ	<ul> <li>催:法務省法務総合研究所</li> <li>名古屋大学大学院法学研究科</li> <li>名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)</li> <li>慶應義塾大学大学院法務研究科</li> <li>神戸大学大学院国際協力研究科</li> <li>独立行政法人日本学術振興会「若手研究者インターナショナル・</li> <li>トレーニング・プログラム」(ITP)</li> <li>財団法人国際民商事法センター(ICCLC)</li> </ul>
後	援:最高裁判所 日本弁護士連合会 国連アジア極東犯罪防止研修所 財団法人アジア刑政財団 独立行政法人国際協力機構(JICA)
<sub>問合世先</sub> 法務省法	- 〒553-0003 大阪市福島区福島1-1-60 大阪中之島合同庁舎4階 務総合研究所国際協力部 ा⊾: 06-4796-2153 E-mail: icdmoj@moj.go.jp

プログラム			
13:00~	■ 開会の辞 法務総合研究所国際協力部 部長 山下輝	年	
13:05~	■ 概要説明 名古屋経済大学 非常勤講師 中村員	〔 咲	
13:15~	■ 課題説明 法務総合研究所国際協力部 教官 上坂和	吷	
13:20~	■ 研究発表   慶應義塾大学学生グループ(カンボジア担当) 高橋 功,庵 貴政,亀井優志,塩川円香,高橋佑季,戸田恵実,山内志穂		
14:00~	14:00~ ■ 研究発表 II 慶應義塾大学学生グループ(ネパール担当) 大津 元,岩崎臣恭,根岸佑樹,橋本 航,村上沙織,村越礼実		
14:40~	【休憩】		
14:55~	■ 研究発表 III 名古屋大学学生グループ 金井怜己,河嶋春菜,小山夏生,益田浩志,ネマトフ・ジュラベック ムハッマド・ラスロフ		
15:35~	■ 研究発表 IV 慶應義塾大学学生グループ(東ティモール担当) 猪鼻亮佑,高島悠介,西田千晃,山川修平,渡部友里		
16:15~	【休憩】		
16:30~	■ コメント・総括質疑応答 コメンテーター:名古屋大学法学部長・大学院法学研究科長 教授 鮎京正訓 慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)教授 松尾 弘 神戸大学大学院国際協力研究科 教授 四本健二 法務総合研究所国際協力部 教官 森永太郎		
17:30~	■ 修了証贈呈 法務総合研究所国際協力部 部長 山下輝	軍年	
17:40~	■ 総括 名古屋大学法学部長・大学院法学研究科長 教授 鮎京山	日前	
17:50~	■ <b>閉会の辞</b> 財団法人国際民商事法センター 理事 加納	俊亮	

#### 2011年度サマーシンポ課題

### 【課題】

これまでの日本の法整備支援は一定の成果をあげてきましたが,必ずしも全てが大成 功を収めてきたわけではありません。日本が過去に行った法整備支援を振り返った時に,

「もっといいやり方がある。私ならこういう支援をする!」と思うことはないでしょうか。

これまで日本が法整備支援をした国を対象に,より良い法整備支援を企画し,それを発 表してください。

なお、企画に当たっては次のルールを守ってください。

- 対象国は、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、
   中国、モンゴル、東ティモール及びネパールのうち、いずれか1か国としてください。
- ・ 企画をする際に前提とする対象国の状況(法制度,社会情勢,その他の状況) については,想定する支援開始時のものにしてください。
- ・ 実際に行われた支援を分析し、改善すべき点などを指摘してください。
- 支援の手法はプログラム方式でもプロジェクト方式でもその他の方式でも結構 です。
- 日本が実際に行った支援の手法や内容を一部改善するものでも、全く別の新たな支援を企画するものでも構いません。

今回カンボジアに対する具体的なプロジェクト案 を検討するにあたり、『予算や人員の面から実現が可 能か』『第一歩として着手すべきものは何か』といっ た基準で、RSJPの運営を向上させる効率的な運営を 実現する提案をいたしました。その結果、発表に対 するフィードバックで様々な意見をいただき、自分 達の考えを伝えきれなかった点や、考慮の甘かった 点など、今回のシンポジウムはたいへん学ぶべきこ との多い場となりました。

特に都市部学生に対する PR 活動については、将 来的に格差を助長するような支援をすることは、法 整備支援という観点からは許しがたいというコメン トをいただきました。私たちの考えは、カンボジア 国内の教育機会平等を実現することを最終的な目標 としたうえで、そのプロセスの1段階目としてまず は都市部学生から PR 活動を開始したらどうかとい うものでした。当日、うまく伝えきれていなかった と思いますので、決して格差を助長する意図で発表 したものではない、という点はここに付言させてい ただきます。もっとも、コスト面等によりそのよう に考えたとしても、1段階目が都市部学生に限られ てしまうことの妥当性はまた別問題です。その点に ついては、シンポジウムを終えてからも班員の中で 考えていく必要があると思います。

サマースクールから始まりシンポジウムの発表を 終えたことで形式上一区切りついたようですが、い ただいたコメントや新たに得た情報などから各々考 えは変わっており、発表から1か月たった今でも、 同じ問題について班員の中で議論をしています。そ の意味で、シンポジウムは終わりではなく、これを 糧にして次に進んでいく通過点のように思います。 考え、他の意見を取り入れ、そして再考する、その 繰り返しが法整備支援を考えるに当たり不可欠であ るように感じました。

以下、発表に際し、各班員の感じた反省点、感想

等について述べていきます。

今回のシンポジウムでカンボジアの法曹育成支援 (具体的には RSJP) について発表させていただきま したが、その中で法整備支援の難しさを実感しまし た。私たちの法整備支援に対する提言が適切で効果 的なものであるという保証がありません。また、自 分たちが一方的に考えた提言がカンボジアの法制度 や文化に合っておらず、結果的に自分たちの考えを 一方的に押し付けることになってしまうのではない かなどとも思い、中々先に進みませんでした。それ でも、日本以外の国の法を調べて普段自分が学習し ている日本法とは別の視点を得ることができたため、 その点に関しては大変有意義な経験ができたなと思 います。

今回のパワーアップサマー2011 を通じて法に対 する興味はさらに深まり、自分が今後法律関連の道 に進む上で今回の経験は非常に強い後押しになって くれると思います(庵貴政)

私はパワーアップサマー2011 に今回参加させて 頂いたことで、専門家の先生方の講義を受けること ができ、研究発表の準備をするなど、普段の学生生 活を送っている中ではできない貴重な経験をしまし た。8月のサマースクールでは法整備支援について の基礎知識から実際に活動をされた方の貴重なお話 を聞くことができました。私は今年の4月に法整備 支援についての学習を始めたのでしたが、正直良く 分かっていない状況でした。しかし、3日間のサマ ースクールで専門家の方々のお話を聞く上で実際に どういう活動をしているのかということが分かり、 そもそも法整備支援とは何なのかということも少し 具体的に掴めた気がします。

9月のサマーシンポでは、たくさんの人の前で研 究発表をしました。研究発表を終えた後で私は「相手 に伝えることの難しさ」を痛感しました。研究発表を するまでに法整備支援に関わりの無い資料を含む 様々な資料に当たり、提言を作ったのですが、うま く提言を伝えることができず、コメントでは鋭い点 を指摘されてしまいました。この経験を通して、私 はもっと自分が伝えたいことを相手に 100%伝えら れるように努めないといけないと思いました。今回 のパワーアップサマー2011 を通して得た経験や反 省点を今後の学習に反映できるように努力していき たいと思います。(亀井優志)

私たちは、「カンボジアの法制度が適切に機能する こと」これを前提として発表に向けて議論を進めて 参りました。カンボジアにおいて、法が制定されて も運用できる人がいないと形骸化してしまうという 危機感から、裁判官と検察官を育成する学校である RSJP の組織的発展及び自立的運営に資すると考え たプレゼンテーションをさせていただきましたが、 その結果、シンポジウムの講評において厳しいご指 摘をいただきました。後で振り返ってみると、今回 の発表で足りなかったもの、それは「相手国の立場 に"なりきって""深く"考え、"実現可能な"支援 を行うこと」であったと思います。支援のカウンタ ーパートは法律や学校であっても、支援をした結果、 影響を受けるのはその国の人々です。ご指摘の通り、 より良い RSJP を目指す計画を具体化する前に、「本 当にこの計画がカンボジアで暮らす人々のためにな るのか」ということについて、根本から自分たちに 問い直す必要があったことは否めません。しかし、 その反省に気付けただけでもこの一か月、発表の準 備をしてきてよかったと実感しました。

学生時代に、一つの正解のない事柄に対して、こ んなにも深く取り組むことは少ないように思います。 シンポジウムに向けて準備をしていく中で、「法整備 支援」という曖昧で正解のない分野の面白さのカケ ラが分かった気がしました。最後に、今回、このよ うな機会を与えてくださった先生方、そして白熱し た議論を交わし刺激的な体験をくれたグループの仲 間に感謝の気持ちを申し上げたいと思います。本当 に有難うございました。(塩川円香)

支援対象国にとって何が必要なのか、限られたコ ストの中でどこに優先度を置いて支援をするのか、 といった点を考慮しながら発表の準備を進めました が、日本にいて得られる情報は限られており、また 得られた情報から当時の支援対象国に最も必要なこ とを判断し、そのための方策を練ることは容易では ありませんでした。また、プロジェクトを提案する にあたり必要な情報は既存の法制度に関するものの みならず、文化、宗教、慣習、規範意識など多岐に わたったことから、単に情報収集という点だけを見 ても非常に難しいと思います。支援対象国に支援を するということは支援対象国をよく知るということ に他ならず、法律の知識はもちろん、幅広い知識と 経験が必要であると感じました。

さらに、私たちのグループという小規模の単位で すらプロジェクト案を形にすることは難しく、班で の議論の中で数多くの葛藤・妥協があり、本音を言 えずに進んでしまった部分が少なからずあったであ ろうと感じています。支援対象国の将来を左右する ような責任ある現場でも似たような状況があると想 像するに、より大きな決断を為さっているのだと思 います。今回、文献から日本の法整備支援の歴史に 触れるだけでなく、グループワーキングを通じてこ のような体験ができたことは貴重でした。

最後に、この夏を通じて法整備支援に携わる方々 の貴重なお話を聞くことが出来、また大学の垣根を 越えて、同世代の人と議論できたことは有意義で、 充実した夏を過ごすことが出来たと思います。この ような場を提供してくださった皆様方に感謝いたし ます。(高橋功)

今回のサマーシンポジウムを通して学んだことは たくさんあります。その中でも、大きく2点あげた いと思います。

1つ目は、今までなされてきた法整備支援がどれ だけ大変で素晴らしいものかということを再確認で きました。プレゼンテーションに向けて、私たちの 発表班はカンボジアの RSJP に重点をおいて調べま した。日本がカンボジアにおいて過去にしてきた歴 史は比較的長いといわれています。そして、その問 題点も多く挙げられると聞いていました。確かに、 一定の成果を果たしても、別の観点からみると問題 点はあげられます。また、その成果を果たすために やってきたことも、また別の問題点を生んでしまう こともあります。しかし、法典を一緒に作ってきた 裁判官の成長や RSJP での自立的運営へ向けての取 り組みを調べていくと、なるほどその成果が読み取 れました。今回は問題点を探すことに着目してしま い、その成果がどれだけ素晴らしいものかという点 を見落としてしまいがちでした。実際に、カンボジ アにとってカンボジア国民の方々にとってどれだけ 大きなものかは察することはできないかもしれませ んが、それらの成果は確実にカンボジアでの法の支 配にとっての1ステップになっているのだろうと思 います。

2つ目は、法整備支援に関わりたいという将来の ビジョンを具体的に描くきっかけとなりました。今 まで法整備支援をなさっていた人たちがどのような 活動をされていたのかを知ることで、自分も将来そ のような活動がしてみたいという意欲がわきました。 最後に、このような素晴らしい機会を与えて下さっ た皆様に本当に感謝しております。(高橋佑季)

シンポジウムに臨む前、開発法学を学び始めてま だ数か月程度でしたが、代表的な論文を読み意見を 交わすことを通じて、法整備支援を行う上で特に心 がけるべきことが2つあると感じました。必ず「相 手国の立場になって考える」こと、そして「相手国 の自立的発展を促進する体制を整える」という支援 の最終的な目的を常に意識するということです。そ

こで今回の課題に取り組むにあたって、何か問題に 直面した際には必ずこの2点に立ち返り、決してぶ れてしまうことのないようにしようと心がけました。 しかし実際に始めてみると、意識しているつもりで いても、考え出した提案が相手国に対する配慮に欠 けたものになってしまうこともあり、法整備支援の 難しさを実感しました。まずその国の歴史、慣習、 制度、現在の経済状況等様々な情報を調べ尽くして 理解しなければ、本当の意味で相手国の立場になっ て考えることはなかなかできません。しかし、調査 不足のまま、「きっとこれが良いに違いない」と半ば 思い込みのような考え方をしてしまうこともあり、 その都度軌道修正をしていました。また、ドナー国 が支援を終えた後も自立的発展が可能となるような 支援方法を考えるには、予算や人材の面での実現可 能性をはじめ、現地でどのようにプロジェクトを進 めていくか、その結果どのような効果が期待される のかについて具体的な将来像を描く必要があります。 発表を終えた今振り返ると当然のことだと感じるの ですが、プロジェクトを考え出すのに必死だった当 時は、どこか欠けてしまうことが多々ありました。 実際にプロジェクトを考えるとなった時、広い視野 で冷静に取り組む姿勢が大切なのだなと強く感じて います。

こうした経験は、私たちが実際にプログラムを提 案してみるという課題に取り組む機会を与えて頂い たからこそ、得ることができたものです。自分たち の力で挑戦してみて初めて実感できた法整備支援の 難しさ、奥深さを糧に、今後も開発法学を学んでい きたいと思います。(戸田恵実)

今回のシンポジウムに際し、一つの国の法整備支 援について具体的に検討するという事により、法整 備支援の方針を検討する困難さ、座学での情報の限 界について痛感する良い経験をさせていただきまし た。特に、法整備支援の方針の検討については、研 究を進めるうちに徐々に対象国の文化、情勢といっ た知識を得るに当たって、知識を得れば得るほど、 その方針のマイナス面や、実現不可能な点が浮き彫 りになり、先を見据えた法整備支援の構想を組み立 てる困難さを実感いたしました。

私達が本シンポジウムで注目したカンボジアの人 材支援プロジェクトである RSJP の方針を検討する に当たっても、例えば、プロジェクトの自律的運営 という最終目標を前に、何から優先的に手を付ける べきで、その時点で何が可能なのか?何が必要とさ れているのか?といった事が常に問題となり、この ような視点を持って議論し、研究していくことは非 常に刺激的なものとなりました。今回のシンポジウ ムで得たものを今後の研究に生かし、学んでいきた いと思います。(山内志穂)

# 感想文(ネパールチーム)

私たちは今回のシンポジウムにてネパールに対す る法整備支援について発表を行ない、「この内容は法 整備支援と言えるのか」という質問を頂きました。

確かに、今回の発表での内容は差別の是正を目的 に教育内容を改善するというもので、一見法整備支 援ではないとも思えます。

しかし、私たちは以下のような理由から、今回の 発表内容は法整備支援であると考えました。

ネパールでは、今でも身分差別が残っています。 しかし、本来は法律上で平等が謳われているため身 分差別は是正されなければなりません。

また,ネパールでは,2007年から暫定憲法につい て議会で議論されていますが,いまだに成立してい ません。その理由としてネパールの国民は法に興味 がないという点が挙げられます。それならば,差別 是正を図り,万人の意見の反映を容易にし,法に対 する国民の関心を高めることができれば,差別の是 正から平等な法を守ることにつながり,法への興味 は憲法が成立する可能性を高めることになり,間接 的にも法整備支援につながると思われます。

そして,そもそも憲法や民法のような抽象的な法 律の改正などの外側からのアプローチのみならず, それと併せて,もっと国民に近い法律や制度の改正 を行うことで,法や平等に対する基本的な見方につ いてネパール国民の多くに影響を与えることができ, 内側からの改革を期待することができると思われま す。

そこで具体的な国民により近く重要である,教育 法をも改善することによって,差別意識の形成に対 して大きな影響を与える過程であると考えられる学 校という1つの現場から直接アプローチし,憲法の 平等という理念を実現するべきではないかと考えま した。 今回,私たちはこのプレゼンテーションを作成す るにあたって,ネパールに詳しい学者からお話しを 伺ってきました。その方からいつも言われていたこ とがあります・・「本当にこれがネパール人のためだ と思っているの?」

私たちは誰も実際にネパールへ行ったことはなく, ネパールの情報は、インターネット・文献から得た ものばかりでした。それに対し、その方は実際にネ パールへ行って活動をしている経験があったため現 地の人々たちの立場にたって私たちに意見をくれま した。

「ネパールの国民の願いや想いなどは、実際に行か なければわからない。あなたたちがこの国のためと 思っていることは、ネパール国民にとっても望まし いかはわからない。」

この方は,現地の人々の意識に注目していました。 それに比べて,私たちはネパール国全体に注目して いました。今思えば、どちらが正しい・どちらが間 違っているという問題ではないように思えます。私 たちは法整備支援の視点に立って物事を考えており、 あちらは違った視点から考えていただけであり、ネ パールをよくしたいという最終目標は同じだからで す。

ですが、専門家から法整備支援とは相手と対等の 立場に立って考え、〇〇してあげるなど上から目線 で考えることではないとの指摘がありました。たし かに、相手と対等の立場で考えるということは、頭 では理解できますが、相手国の依頼があってから支 援を始める以上どうしても「支援してあげる」とい う考えに至ってしまいます。この根本の考え方につ いては毎回必ずぶつかる問題なので自分たちなりの 答えを見つけていきたいと思います。

以下, 班員の感想文となります。

1,今回のシンポジウムは「法整備支援」とは何か、

延いては「法」とは何か、ということについて再考 する良い機会となりました。とりわけ、法整備支援 が始まって間もないネパール、東ティモールに対し ての支援プロジェクトの提案から多くの発見があり、 多くの刺激を受けることができました。

法整備支援が始まって間もない,もしくは法整備 支援がこれから行われようとしている国においては, しばしばそのプライオリティの置き方,つまりどう いった事柄から着手すべきか,ということが問題と なります。具体的な法制度の改革に着手するには, 安定した社会が形成されているとは言い難いネパー ル,東ティモールの両国に対しての支援プロジェク トの提案から,法整備支援,および法そのもの自体 の認識,定義付けが非常に難解であることを再認識 しました。

私自身は、ネパールに対しての支援プロジェクト を提案させていただきましたが、そのプロジェクト の中核となる要素は、教育制度の改革でした。とい うのも、どのような切り口からプロジェクトを提案 するかを考えた際、いかなるアプローチを採っても、 最終的に行き着くところが具体的な法制度ではなく、 教育や農業、インフラ設備といったその他の要素で した。言ってしまえば、狭義の法整備支援からは漏 れてしまうようなアプローチしか浮かび上がらなか ったのです。

開発法学を顧みない法整備支援,つまり理論を無 視した実践は無意味であり,しばしば失敗を招く可 能性があります。それと同時に,被支援国が置かれ た状況を無視した理論は、やはり机上の空論の域か ら抜け出すことができません。過去の失敗から学び、 被支援国が置かれた状況を知り、開発法学から学ぶ ことが今後、日本がより良い法整備支援を行ってい く上で不可欠な要素になると感じました。(岩崎 臣 恭)

2,私は、大学へ入学して以来、社会人の先輩と交流する機会が圧倒的に増え、その方々から「海外に

目を向けろ。今の学生は内向きだ。」とご指摘を受け ることが非常に多いと感じていました。

そして私も内向きの学生の1人であると感じ、そ こで少しでも自分の勉強している法律を活かしつつ 海外へと視野を広げることができないかと考え、辿 り着いたのが「法整備支援」という分野でした。

もともと差別問題について関心があった私は,今 回のシンポジウムでカースト制による差別が存在す るネパールを対象国とすることで,意欲的に取り組 み,内向きから外向きへと自分の視野を広げること ができるのではないかという目的意識のもと,この シンポジウムに参加しました。

やはりヒンドゥー教の教義としてのカースト制は 歴史的に見ても根強く,またネパール国民の間でも カースト意識が強いため,「ネパールの現地の人たち は何を本当に望んでいるのか」という視点で支援内 容を考えることが非常に難しく感じると共に,考え 応えのある課題となりました。

ただ,私はネパールという国は知っているものの, 国情についての知識はゼロでした。日本での研究者 が少ないため、文献も少なく、情報量が圧倒的に少 なかったため、社会学者であるネパールの専門家の 方の話を直接聞き、国の内部の状況をリアルな形で イメージすることができましたが、日本との文化や 考え方の差異が大きく、中々自分の中にある固定観 念を取り払うことができず、異なる文化や考え方を もつ他者を理解することの難しさを実感しました。

今回のシンポジウムでの発表を通じ、私たちが提 言を行うにあたって支援相手国をより深く理解する ことが重要であったように、そもそも私が目的意識 として掲げた対外的志向についても深く相手国を理 解する必要があるということを痛感すると共に、こ のシンポジウムを有意義に過ごすことができ、参加 してよかったと心から思いました。

最後に、今回このような有意義なシンポジウムを 開催してくださった ICD の方々、その他関係者各位 に深く感謝し、私の感想文とさせていただきます。

#### (大津 元)

3,私は、今回のシンポジウムで法整備支援の奥行 きの広さを垣間見ることができました。今回私たち が取り上げたネパール国の中でもそうでしたが、被 支援国にはたくさんの解決すべき重大な問題、それ を実現困難にする要因があります。それを法律・制 度面だけで解決していくか、より深い支援でもって 身近な部分に及んで解決するかなど、「法整備支援」 は多様な切り口で論じていける深みある分野だと改 めて感じました。

また発表を通しての反省として、日本語文献が少 ないことや時間的な制約などから、相手国を細部ま で知り尽くすということが不十分だった点がありま す。この点に関しては、文献にあたるだけでは限界 があり、実際に現地に赴く中で気づくような部分も あるはずです。しかし支援を考える中で、宗教の実 質的な内容や国民意識などの情報がいかに必要かつ 重要かを考えさせられる場面が多々ありました。

シンポジウムに参加してみて、それぞれのグルー プの発表に対する専門家の方々のコメントが非常に 身になりました。実務的な面など、いろいろな角度 から法整備支援を捉えた意見をお聞きする中で、法 整備支援の全体像がこれまで以上に明確に描くこと ができたように思います。さらに、考えを進める中 で、法整備支援の範囲・ゴールなど新たな疑問点も 見出すことができたので、これらの点を今後の開発 法学の研究によって明らかにしていきたいと思いま す。(根岸 佑樹)

4, 今回のシンポジウム・提携企画である名古屋に ある CALE 主催のパワーアップサマー(以下, PUS) を通して,私は色々なことを考えさせられました。 4月から開発法学を松尾先生の下で学びはじめ,理 論や実践について知り,法整備支援はこのように行 われているとわかったつもりでした。ですが,PUS に参加し, 愕然としました。PUS では,アジアの法・ 理論・専門家の話・被支援国の話・今後の課題について話されましたが、どれを聞いても考えさせられ自分がいかに勉強不足かを痛感しました。PUSの後、自分が無知であったこと・法整備支援の現実は甘くないということを受け入れシンポジウムに臨もうと思いました。

当日のシンポジウムでも、カンボジア・ウズベキ スタン・東ティモールの班の発表を聞き、そして自 分たちもネパールの発表を行ない色々なことを学ば せていただきました。どのようにその国を支援して いこうかという様々な視点、その支援を行なうため の理論、それについての専門家による意見、どれも 感心するものばかりでした。私はネパールについて 発表を行ないましたが、やはり専門家から厳しい意 見をいただき、まだ自分たちの考え方は甘いと思い ました。それでもこのような機会に約一か月、様々 な文献を読み、本気で支援国について考えられたこ とは、自分にとって本当にためになりましたし、い い勉強になりました。次は、この場で学んだことを 無駄にせず、指摘していただいた点を参考に、考え たプログラムを放置せず、さらにいいものにしたい と僕は思います。

最後に、このような機会を設けていただいた法務 総合研究所国際協力部(ICD)の皆様、そしてシン ポジウムの運営に携わった教授の皆様本当にありが とうございました。(橋本 航)

5, 今回ネパールへの法整備支援についての提案を 考えるにあたっては様々な困難にぶつかりました。 中でも最大のものは,そもそもネパール国について は日本語の資料が比較的少ないために,しばしば英 語の資料を探して日本語に訳すことから始めなけれ ばならなかったことです。英文があればまだ良い方 で,ネパール語の原文しか見当たらない資料などは, 試行錯誤した末諦めるほかありませんでした。

しかし,そのように四苦八苦しながらネパール国 を調べていくうちに,日本人である自分の常識や先 入観は徹底的に覆されました。多民族国家であって 人々に国という概念が希薄であることや、隣の村ま で行くのに数日かかる村があること、また今回発表 させて頂いたカースト制度による差別についても、 調べれば調べるほど価値観の違いに驚かされました。

また,発表当日の質疑応答において,「その提案は 法整備支援と言えるのか」との意見を頂いたことは, そもそも「法整備支援」とは何なのだろうかと考え 直すきっかけになりました。

以上のように、今回のシンポジウムは様々な困難 もありましたが、それ以上に大きな収穫のある貴重 な経験になりました。もし後輩ができたらシンポジ ウムへの参加をぜひ勧めたいと思います。どうもあ りがとうございました。(村上 沙織)

6,シンポジウムを終えて感じたのは何より悔しさ でした。教育と法整備支援の関係性。ゼミ内の中間 発表でも指摘されていたにも拘らず,発表の場でそ れをうまく説明できず非常に歯がゆい思いをしまし た。またもう1点,外部者である私達がいかにして ネパール国民の立場にたって支援を考えられるか。 私達は実際に現地を訪れたことがあるわけでもなく, ひたすら文献とインターネットの資料を漁ることや, 専門家の方にお話しを伺うことしかできません。第 三者を媒体とする限られた情報のみを頼りに支援を 考えることは想像以上に困難な道程でした。名古屋 大学で行われた Power Up Seminar でも多くの先生方 がおっしゃっていたと思いますが,フィールドワー クの重要性を認識した瞬間でした。

今回のシンポジウムではこのように今まで考えが 及ばなかった部分にも目がいくきっかけとなりまし た。このような貴重な経験を活かし、今後法整備支 援についてより深く学んでいきたいと思います。お 世話になった皆様方、素敵なシンポジウムをありが とうございました。(村越礼実) 名古屋大学法学部3年 益田浩志

個人的に、サマーシンポジウムに参加できて良か ったと思えることがあります。それは、法整備支援 に対する今まで欠けていた新たな視点を得られたこ とです。当たり前のことのようですが、法整備支援 も人と人が関わる以上、窮極的には相互の信頼関係 が肝要であるということです。法を対象とした開発 分野である法整備支援も、支援国と被支援国、それ ぞれの人間が同じ問題に取り組み、そして力を合わ せて問題を解決する。そこには人間同士, 互いの協 力が不可欠であり、特にトラブルが生じた際にそれ は当てはまるのではないかと思います。私たちは今 回の報告で、予期せぬトラブルの回避、プロジェク トの効果的実施の手段として、「事前調査」というキ ーワードを報告で展開しました。つまり、事前調査 を徹底的に行うことであらかじめ問題を洗い出すこ とができ、プロジェクト途中の予期せぬ問題を回避 し、また、それにより効果的な支援が期待できると いうものです。しかし実際には、問題となる事項を あらかじめ網羅的に調査し尽くすことはできません。 予期せぬ問題やトラブルというのは、いくら気を付 けていても起きる時は起きてしまうものです。した がって,問題に対する事前の対処が重要である一方, それだけでなく、問題が発生した際にいかに相手国 と協力してそれを乗り越えるかということも重要で す。問題解決には双方の協力が不可欠であり、その 基礎となるのが互いの信頼関係です。両者の間の信 頼関係が希薄では、支援も成功しない。当たり前の ようなことでしたが、私の中で抜けていた、ないし は、重要視していなかったことでした。これはサマ ーシンポを終えてあらためて気づけたことです。

支援の前提となるある程度の信頼関係,そして, その上に相手国とさらなる信頼関係をどのように支 援を通じて作り上げていくか,私にとっての新たな 視点としてこれから深めていけたらと思います。 さいごに、今回サマーシンポジウムという貴重な 機会を私たちに与えてくださった多くの方々、そし て、まだまだ未熟な身である私をメンバーとして迎 え入れてくれた名古屋大学チームの皆様、あらため て深く感謝致します。本当にありがとうございまし た!!

名古屋大学法学部4年 河嶋 春菜

私たちは、サマーシンポジウムの課題に取り組む に当たり、2004年から実施された「ウズベキスタン 倒産法注釈書作成プロジェクト」を題材に選びまし た。倒産法注釈書作成プロジェクトは実施からある 程度時間がたっており、評価がしやすいのではない かと考え資料取集を始めました。すると、 倒産法注 釈書作成プロジェクトでは、1. ウズベキスタン法 制度・法文化に対する理解が不足していたこと,2. それを理解していく過程で、ウズベキスタンとのコ ンセンサスが不十分であったことに問題があったの ではないかと評価するに至りました。とくに、社会 主義国では、法律を解釈するのは国会の役割であり、 裁判官はたとえ裁判のなかでも法律を解釈すること は適当でないという考え方があります。旧社会主義 国であるウズベキスタンでもそのような考え方が根 強く残っており、ウズベキスタン側が目指していた 「注釈書」の姿が、私たちが日本で使っている注釈 書とはかけ離れていたことがわかりました。倒産法 注釈書作成支援プロジェクトでは、この点を確認し、 プロジェクト開始の段階で「目指す注釈書」の姿を 共有していなかったことがプロジェクトの途中でさ まざまな問題を生むことになったと考えました。

法整備支援をするうえで,受け入れ国の法文化や 歴史などの理解が不可欠であることは,サマーシン ポジウムに先行して行われたサマーセミナーでも学 んだことでした。しかし,実際に行われた法整備支 援のプロセスをたどることで,そのような理解なし には支援目標が達成されない事態にまで至りかねな いことを,よりなまなましく感じました。

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援について調 べる過程では、プロジェクト評価書の内容にかかわ らず、グループ内でさまざまな評価や意見がでまし た。これからも法整備支援を考えるときには、これ までの法整備支援の蓄積をたどり自分でそれらを評 価していくことをしなければならないと思いました。

文末ではありますが,法整備支援を考え発表でき る貴重な機会を与えてくださった法務省法務総合研 究所国際協力部,名古屋大学法制国際教育協力セン ター等関係機関のみなさま,資料を快く提供してく ださった先生方に,この場をお借りして心より感謝 申し上げます。

名古屋大学法学研究科M2 金井 怜己

まず,最初に,去年に引き続き今年もサマーシン ポで報告する機会を与えていただき,主催である法 務省法務総合研究所国際協力部の皆様をはじめ関係 者の皆様に誠に感謝申し上げます。

さて,今年のサマーシンポは去年と形式が異なり, 日本がすでに行った法整備支援プロジェクトから一 つを選び,それを評価・分析し,自分たちならどの ような支援を行ったか,を報告する形式でした。(去 年は架空の国に対してどう支援をおこなうかという 課題及び形式。)そして,今年の名古屋大学チームは

「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」につ いて検討し、新たな提案を行いました。報告準備か らシンポ終了までに様々な事を考え、思いましたが、 その点については名古屋大学チームのみんなが書い てあるので、あえて書きません。私からは、裏話な り課題発表から報告までの過程であったり、くだけ た部分を書いていきたいと思います。

やはり,我々がなぜウズベキスタンを選んだのか という疑問が出てくると思いますが,建前上はOD A大綱や国別支援計画など日本が支援の対象国とし て重要としているからというのと,同じアジアとい

えども、文化や慣習が全く違う国であるという点に 魅力を感じといった具合で説明しましたが,実際は, ウズベキスタン人の留学生が同じチームに居たから というのが大きな要因ですね。私個人としては、日 本が最初に法整備支援を行ったベトナムを対象とし てその中でどれか一つのプロジェクトを選ぼうかな と思っていたのですが(資料も多そうですし),ウズ ベキスタン留学生の方々の熱い気持ちにやられ(資 料が少ないけど) ウズベキスタンのプロジェクトを 選ぶことになりました。しかし、結果として見れば、 今まで国の位置しか知らなかったようなウズベキス タンについて理解が深まったり、支援を行う上で国 家体制から文化や慣習まで全く違う国への支援には どのような問題が生じうるのかというのがよくわか りました。特に今回の報告で私たちが何度も言いま したが,「言葉の定義・意味」の理解が何よりも重要 だと思いました。

また、この報告に向けての準備期間ですが、今年 の我々はとても短くて大変でした。

慶応大学チームは7月頃からすでに始めていたよう ですが,我々は1カ月遅れの8月中旬からでした。 名古屋大学で開催されるサマースクールが終わった 後に人を集め,それから何をするか考えたので,1 日当たりの仕事量というべきか,勉強量が多かった です。

他には、報告当日の反省ですが、報告の形式があ まり良くなかったなと。30分と短い時間で、プロジ ェクト全容を報告するのはなかなか厳しいものです が、やり方次第では充分に行い得たのではないかと 今頃思っています。しかし、資料の関係などから推 測に成らざるを得ない部分も多くあるのでそれが良 いのか悪いのかはなかなか判断がつかないところで した。

最後に,来年以降もずっとパワーアップサマーが 開催されることを信じて,これを興味本位にしろ, 偶然にしろ,兎も角,読まれた方は是非とも参加し ていただきたいと思います。よろしくお願い申し上 げます。

# 名古屋大学法学研究科D1

ムハッマド・ラスロフ

私は、「私たちの法整備支援 2011」 サマーシンポ に参加して、様々なことを学ぶことができました。 サマーシンポは、私にとって非常に有益であったと 思います。シンポの目的ややり方、取り上げられた 課題等、いろいろな点で、良い経験になりました。 シンポの目的について考えると、法整備支援による 被支援国の利益は、ある程度明らかであるが(法制 度が整い、きちんとした制度ができるなど)、支援国 の利益を考えるときに、それを一言で表すことは困 難です。最初に、ある国がある国に対して支援や協 力をすると、それは経済的な利益を目指して行われ ると思う人が多いかもしれませんが、実際に関わっ てみると、必ずしもそうでないことがわかります。 今回のシンポで、それが、日本がアジアの国々に対 して実施している法整備支援の目的に照らして、理 論的な観点からも, 議論され, 法整備支援の目的を 理解するにあたって、よい手段になったと思います。

法整備支援のやり方についても、いくつかの点で、 意見を述べたいと思います。まず、法整備支援に関 わる人材についてですが、学生まで及ぶ幅広い範囲 で、法整備支援の課題が議論されることが、得点だ と思います。私は、母国でも、日本側が行っている 法整備支援にかかわったことが,若干ありますが, その参加は例外的であった。学生は、まだその専門 に関する十分な知識や基礎を持っていない、経験も ない等の理由から、それらの意見等が無視される場 合が多いです。もちろん、学生など、将来の担い手 になる若い人材の見解が法整備支援を実施している 者を拘束するわけでもないし、また、法整備支援な ど国の統治制度と関連する課題は、国対国、また、 政府対政府で行われるものであるが、日本では、こ れに関する学生たちの見解をも聞いてみることが特 殊な現象であると思いました。私の国では「知恵は

年齢ではなく,頭にある」ということわざがありま す。学生であれ,優秀な専門家であれ,その考え方 や思考力が,値するものであれば,目的の達成に良 い貢献になることは明らかである。母国でも,これ からの国の構築における若い世代の参加が広がるよ う,期待しています。

サマーシンポで取り上げられた諸問題について ですが、その中で最も気に入った点は、「被支援国の 自立性 (Capacity Building)」であった。被支援国は、 永遠に他の国々の支援を受け続けるわけでもないし、 また、国を発達していく人材の育成という観点から も、この課題に関心が高かったです。これは、国民 の国に対する愛国心やその発展に自分なりの貢献を 与えたいという気持ちを身につけていくにつながる と思います。

## 名古屋大学法学研究科博士課程2年生

ネマトフ・ジュラベック 「私たちの法整備支援」という法務省国際局が主催 する、学生たちの発表会は大変有益な機会になりま した。準備段階でもメンバーの皆さんと大変熱い議 論があって、経験になりました。発表当日に関して、 慶応のグループから法整備支援のとらえ方に関して 多面的な発表をも興味深かった。

ただ,ある現象に関して結論を述べる前に相手方 等様々な人々の意見を聞いたほうがいいと思いまし た。つまり,日本がやっている法整備支援を日本人 だけではなく,支援受け入れ国の人々の意見も大変 参考になると思います。その際,一番大事なのは, 支援カウンタパートではなく,利害関係のない方の 意見も必要であります。自分で自己を評価するのは, 若干客観性が低くなるためです。だから,これから も日本が行う法整備支援であれ,その評価会であれ, 第三者の意見等をも盛り込んだほうがいいと思いま す。そのような第三者の一例として,シンポに参加 した学生及び留学生の皆さん,支援相手国のカウン タパートではない大学の先生及び研究者,弁護士等 の意見・評価を聞いたほうがいいです。もちろん, それを今後の法整備支援に盛り込んだほうがさらに いい支援のために必要不可欠なことだと考えます。

最後に、日本が行っている法整備支援は大変すば らしいことであり、心から感謝します。その法整備 支援は、もちろん日本国民のお金(税金)で出来上 がっていることも承知しています。だから、法整備 支援の担い手である専門家、カウンタパート、WG メンバーの皆様の責任感が改めて必要であることを 強調しておきたいです。国民のお金なので、担い手 の皆さんの自己利益や無責任な態度は許しがたいこ とであると思います。従って、これからの法整備支 援を行う際にも、自己利益及び自己遊楽のために作 業をやるのではなく、国民の信頼感のもとで国民の ためにより良い支援をやることがきわめて大事であ ると思います。これは、国内WG及び相手国の支援 カウンタパートにも関係することであると思います。

さて、以上をもちまして、今回2011年9月2日に 開催されたシンポの感想文とさせていただきたいで す。

# 感想文(東ティモールチーム)

<コメントに対する反省>

東ティモール班のコメントに対する反省は以下の 2つである。

1つ目は、聴き手によっては論理矛盾ととられる 部分があったということである。私たちとしては、

「法整備支援」の意味を広く捉え,広く国家運営に 関わる制度を整備することも法整備支援であると考 えて,「農業」に対するアプローチを提言として発表 した。この意識を班員全員で共有していたものの, 実際には東ティモールの人々に法遵守意識を定着さ せる「前段階」として農業が必要である旨の発表を してしまった。このことが聴者に,農業を「法整備 支援」として捉えるのか,それとも法遵守意識を浸 透させる「前段階」として必要なものとして捉える のか,で混乱を生じさせてしまい,結果的に論理矛 盾しているととられる可能性を招いた。この点,班 員で意識共有しており,事前に防げた部分であった ので,スライドの修正や言い方次第で対処できたも のと考えられる。

2つ目は、フォーカスを絞り切っての提言に終始 し、そこからの展開に欠けたということである。私 たちは提言の対象となる部分を、マナツト県灌漑稲 作プロジェクト→灌漑施設→水利組合といった具合 に絞っていき、最終的に水利組合における提言で終 わってしまった。つまり、フォーカスを絞り切って の提言に終始してしまったのである。だが、そこか らさらに一歩進んで、例えば水利組合で確立された 水利費徴収システムの体系が他の組織にも用いられ ていったら、国全体としてもっと良くなっていくの ではないかといったように、水利組合をもとにして、 提言としてさらに他の分野にまで広げられたのなら ば,発表としてより良かったとのコメントを頂いた。 この点に関しては、シンポのテーマが「これまでの 日本の法整備支援を振り返って、もっとこうすれば よかった、自分たちならこうするということを提言 としてまとめ、発表する」というもので、テーマに 忠実にいけば、そこまで踏み込む必要はないと思っ ていたため、当初から踏み込むことは頭にもなかっ たが、プレゼンの中で、日本の法整備支援の大目標 として「被支援国の自立発展性の向上」を述べてい たことを考慮すれば、指摘された部分にまで踏み込 んだ提言をするべきであったと考える。

以上,東ティモール班としては,上記2点をシン ポのコメントに対する反省点として据えておく。

## <シンポの感想>

今年の夏は「東ティモール」に捧げた夏だった。 7月の終わりから9月のシンポジウムまで,ほぼ毎 日のように大学に集まっては,話し合いに話し合い を重ねた。11時に集まり,夜の19時頃まで議論を するのはさすがにつらく,昼食や夕食の時間がこれ ほどまでに待ち遠しいと思ったことはなかった。

議論においては資料が非常に少ないことに悩まさ れた。JICA 図書館や国連大学の図書館に足を運んで みたが目新しい資料は見つからず、ネットサーフィ ングをしてみても、多くを見つけられたわけではな かった。

そういった状況の中,事実に先立ち論理構築をし てしまったことは否めなかった。一つの事実から, こうしたらいいのではないかと考えるものの,それ を補強する事実が見つからず,何度も論理破綻して しまった。それが班に停滞感や重たい雰囲気をもた らしてしまったのは明らかだし,その犯人はまさに 自分自身であったので,その点は猛省しなければな らない。しかし,少しポジティブに考えてみれば, その堂々巡りが,逆に班にプラスに働いたのではな いかとも思う。どこを論点にしようかとみんな資料 を読み込んだし,その積み重ねがプレゼンを構成し ていく過程での多角的に考えられることに繋がった と思う。そして,それはひいては「東ティモール」 という国をよりよく知ることに繋がったのではない か。その意味で、あの堂々巡りは無駄ではなかった のではないかと、若干自己を正当化している感は否 めないが、思う。

このように、この夏を振り返ってみると、改めて いい経験ができたとつくづく思う。ゼミに夏を捧げ た価値は十分にあったし、何というか、本当の意味 での勉強ができたように思う。最後に法務省の方々 をはじめ、シンポジウムに携わった方全員に感謝申 し上げたい。本当にありがとうございました。(猪鼻 亮佑)

私自身は2009 年度に引き続き、2度目のシンポジ ウム参加であった。前回の反省を踏まえ、「シンポジ ウムを契機に、より実りのある経験を積む為には、 何が必要か」という事に主眼を置き参加した。

具体的に、文献講読のみに終始せず、足を使って 様々なモノに触れ合あおうと意識して取り組んだ。 そしてそれらをシンポジウムでの発表に活かそうと 試みた。8月頭には名古屋に赴き、サマースクール を通じ、専門家の見解や法整備支援を取り巻く状況 を垣間見た。8月末にはラオスに赴き、現地プロジ ェクト見学を通じ、実務の難しさ、もどかしさを垣 間見た。「必要な事、問題点」が浮き彫りになってい るのにも関わらず、それを改善しようとする際のア プローチを取ることがいかに大変なのかを痛感でき た。

発表に際しては、「圧倒的な資料不足」が大きな壁 となった。自身の目指す方向性の裏付けとなる資料 が何も見つからず、事実ベースでの提言が困難とな っていた。そのため論理構築を綿密に行い、蓋然性 の高い仮定を置き、そこから提言へと繋げる事を心 掛けた。徹底的な議論を積み重ねる過程にて、一つ の結論を導くことの難しさを体感した。実務家の苦 労というものも疑似体験できたように思う。

今回のシンポジウムでは、2年前と比べ、段違いの 経験を積むことができた。次回以降参加される学生 にも、トコトン真正面から向き合って取り組む事で、 貴重な経験値を積む為の契機として欲しい。(高島悠 介)

今回はシンポジウムを通して、発表させていただ く機会を与えてくださり,ありがとうございました。 約2ヶ月間, 東ティモールという国と向き合わせて いただき、今までになく自分と環境の違う人々の生 活や望みを真剣に考えることができたと思います。 国民の約半数が一日一ドル以下の生活をしている絶 対貧困状態にあること, 統治機構が何度も変わって いるため政府への信頼が薄く、法律が作られても国 民に浸透していかない問題など、どれも国民が安心 して暮らしていくためには国家として支援国と団結 して解決していかなければなりません。法整備とし て、私たちに何ができるのか。国民の状態を考えた とき,明日の生活もままならない人に,道徳的に国 家が決めたルールを守るよう促しても、実際に効果 はでないと思われました。まずは、国民一人ひとり が生活していけるように、経済復興と同時進行で法 意識を高める活動を行っていくことが一番であると 考え、国民の約90パーセントが従事している農業に 注目しました。その際、法整備とは何か常に悩みま したが、法律を制定することでなく、法を運用する 制度(仕組み)作りを支援することも私たちが今でき ることであると意見が一致しました。提言で述べま したように水利費徴収法の運用を確立し、水利組合 が現地の民衆によって金銭的にも自立的に運営され ていくことは、これから効率的に生産量を上げ、農 民の収入を増やしていくのと相互に不可欠です。シ ンポジウムで先生方からご指摘されたように改善点 はまだあると思うので、 今後も引き続き取り組み、 形にしていければと思います。(西田千晃)

私は今回のICD主催のサマーシンポジウムに参加 し、本当にたくさんの事を学ぶことができたように 感じます。

まず、私たちのグループのプレゼンの準備や他グ

ループの発表をきく中で,法整備支援そのものにつ いての理解が深まりました。シンポジウムを通して 法整備支援とは一体何なのか,どこまでを法整備支 援と指すのか,といった根本的な部分が特に今回の シンポジウムで浮かび上がった問題の一つではない かと私は感じました。現に私たちのグループも法整 備支援の範囲について考え,法律の制定だけでなく, 法がより効果的・効率的に運用されるための支援に ついてもそれに含むべきであるとしました。なぜな ら法が制定されてもきちんと運用されていなければ, 法が機能しているとは言えないからです。他グルー プの中にも同じ考えの人がいたかもしれません。

またグループ全員で本気で構成・内容について夏 休み返上でほぼ毎日話しあい,それを法務省の皆様 の目の前で発表する,ということは人生で初めての 事でした。私は普段人前で(それも役人の皆様方の 前で)発表することはあまりないので,本番ではと にかく緊張しました。恥ずかしながら,いかに口の 中をカラカラにさせない為に水を飲むか,と気をつ けていたことが実は一番印象に残っています。しか しこのような貴重な経験ができた,ということは自 分の人生の中でも本当に大きなものとなりそうです。

そして本シンポジウムでは、法整備支援について 学ぶ同年代の貴重な仲間と出会うことができました。 彼らは志が高く、話していて私たちの刺激になりま した。そんな彼らと法整備支援についてさらに切磋 琢磨して学んでいければいいなと思います。

最後に、本当にこのような機会を与えていただき ありがとうございます。今後も機会があればぜひサ マーシンポジウムに参加したいと考えています。(山 川修平)

私たちが法整備支援,開発法学という分野を知る ようになったのは,大学でゼミ活動を始めた今年初 めのことでした。慶應大学の法学部でこの分野を扱 っているゼミは私が所属しているゼミのみで,当初 はただ興味本位でやってみようと思っただけでした が、この分野を勉強できて本当によかったと今では 思います。

私たちは今回、東ティモールにおける法整備支援 について発表しました。東ティモールという国を選 んで一番大変だったことは、その資料の少なさです。 直接,法整備にかかわる資料がなかなか見つからず, JICA や国連の図書館に赴いたりもしました。その中 で私たちは最初、東ティモールにおいて多くの課題 が見受けられる、法律分野の人材育成に焦点を当て ました。しばらくはそれで準備を進めていたのです が,先生に助言を求めた際,「最初から人材育成に絞 るな、もっと広い視野で東ティモールという国を見 てみなさい」と言われました。そこで、私たちは日 本が行ってきた東ティモールに対するすべての支援 内容を調べ、その中から問題点を抽出していく作業 をしました。そして調べていく中で、法整備支援は なにも直接法律に関することだけではないのではな いかと考えるようになりました。

それから、毎日のようにみんなで大学の図書館に 集まり、8月中は夏休みという感じがしないほど、夢 中になってみんなで取り組みました。私たちはそれ ぞれが考えていることを共有するということを第一 にして、発表に皆の意見が取り入れられるようにし ました。

発表当日はICDの方や教授がいらっしゃって緊張 しました。まだまだ未熟だなぁと感じる点はたくさ んありましたが、自分たちが描いた発表はできたと 思います。

今回の発表を通して,得たことが大きく3つあり ます。一つ目は,法整備支援に対する理解が格段に 深まったことです。夏休み前までは,わりと抽象論 的なことを学んできましたが,それを今回は具体化 して考えることができました。私が一番心に残って いるのは,法整備支援とは,"やってあげる"という 姿勢ではだめだということです。発展途上国にだっ て文化があり,独自の感覚があること,支援が決し て先進国による押しつけになってはならないこと。 発表案を練る際もそれを意識しました。また,支援 は理想だけでは成り立たないということも感じまし た。ある一つのプロジェクトを行うにしても多くの 問題が出てきます。そこの調整が支援の難しさだと 思いました。ここで得た感覚を後期の勉強にもつな げていきたいです。

二つ目は、プレゼンの技術が身についたことです。 私自身、今回のような場でプレゼンをするというの は初めてのことで、どうやったら聴いている人の興 味を引き、わかりやすく発表できるのかということ を考えるのは大変なものでした。幸い、私たちの班 には、プレゼン能力にたけている4年生の先輩がい て、その先輩から多くのことを学ぶことができまし た。発表当日も教授から論理破綻を指摘され、自分 が思っていることを人に伝えることの難しさを知り ました。今回得られたプレゼンの知識を今後活かし ていきたいと思います。

三つ目は、ゼミ員同士がより親密になれたことで す。夏休み中毎日会っていれば仲良くなるのは当然 ですが、夜遅くまで作業したあと、皆でごはんを食 べに行ったりして、お互いの色々なことを知るよい きっかけとなりました。共通の目標に向かってみん なで力を合わせて頑張るってやっぱりいいことだな と思いました。慶應の他の2グループとも切磋琢磨 できました。

私自身は、リーダーや先輩に頼ってしまった部分 があり、もっと何かできたのではと思うところもあ りますが、でも今年の夏は今までの大学生活の夏休 みの中で一番頑張ったと思える夏となりました。大 変有意義な機会と時間を与えてくだり、感謝してい ます。ありがとうございました。(渡部友里)

~ 国際研修 ~

# ラオス現地セミナー便り - 民事訴訟法教材づくりの行方は?

現在, ラオスでは,「ラオス法律人材育成強化 プロジェクト」が実施されているが, 2011 年9 月 28 日 (水) 午後から 30 日 (金) 夕方にかけて ラオスの首都ヴィエンチャン郊外にあるタラー ト (Thalat) で開催された同プロジェクト民事訴 訟法サブワーキンググループの現地セミナーに 参加したので,その様子を報告する。

#### 1 プロジェクトの概要

プロジェクトの詳細については,本誌 44 号に 掲載されているため,ここではその概要を紹介す るにとどめる。

期間 2010年7月~2014年7月(4年間) 実施機関 司法省,最高人民裁判所,最高人民検 察院,ラオス国立大学及びその下部機関

(司法省所管法科大学を含む)

長期専門家 3名(検事・弁護士・業務調整)

ラオスでは、法理論の十分な理解に基づかない 立法、行政及び司法の各実務が行われる傾向があ るほか、法理論の体系的な説明や、法理論と実務 上の問題の関連付けがほとんど行われないまま 法学教育・研修が行われている実情にある。そこ で、プロジェクトでは、各実施機関が共同して、 ラオス民法・民事訴訟法・刑事訴訟法についての 法理論と実務の関係を分析・検討し、結果を「モ デル教材」に取りまとめることにより、法理論を 踏まえた法学教育・研修の実施及び各実務の改善 を前提として必要とされる人的・組織的能力を向 国際協力部教官 中 村 憲 一

上させることを目的としている。

今回の現地セミナーに先立ち,民事訴訟法サブ ワーキンググループでは,モデル教材作りの前段 階として,ラオス民事訴訟法に基づく手続を図示 したチャート作りを行っており,今回の現地セミ ナー当時完成に至ってはいなかったが,相当程度 進んだ状況にあった。

# 2 今回の現地セミナーのあらまし

今回の現地セミナーは、タラートにある宿泊施 設に関係者が泊まり込んで行われた。サブワーキ ンググループのメンバーは、いずれも所属機関に おいて要職にあり、ヴィエンチャン市内でセミナ ーを実施した場合には職場に呼び戻されるなど セミナーに集中できないおそれがあるためであ る。

ラオス側からは,民事訴訟法サブワーキンググ ループのメンバー4機関合計17名のうち13名が 参加した。日本側からは,JICAの石岡修専門家 (弁護士),伊藤浩之専門家(当部元教官・検事), 川村仁専門家(業務調整)のほか,アドバイザリ ーグループのメンバーである名古屋大学大学院 法学研究科の酒井一教授,JICA本部の板垣賢樹 氏,当部の松川充康教官,私,菅原奈津子専門官 が参加した。

現地セミナーの内容は、大きく分けると、2つ の設問からなるケーススタディの検討(28日午 後・29日午前)、モデル教材のコンセプトに関す る意見交換会(29日午後・30日終日)によって 構成されていた。

ケーススタディについては、ラオス側から提案 された2つの設問それぞれについて、ラオス側が ラオス法に基づく処理を、日本側が日本法に基づ く処理を説明するという形で進められた。

また,意見交換会では,民事訴訟法サブワーキ ンググループのメンバーが3つのグループに分 かれ,それぞれグループワークを行い,全体会で その内容を発表し,更に議論するという形で進行 した。

以下、それぞれの内容について紹介する。

# 3 ケーススタディについて

(1) 設問1

設問1は,裁判所の審判権や訴えの利益に関す る問題であった。具体的には,女性A・Bがおり, Aが性転換手術を受け,それ以降二人は夫婦とし て暮らし,子Cをもらって養子として育てていた ところ,Aが,自分が男性である旨の確認を求め る訴状1と,子Cに対して自分が父親である旨の 確認を求める訴状2<sup>1</sup>を裁判所に持参したという 事例である。ラオス側が,今後ラオスで扱われそ うなケースを想定したものである。こうした事実 関係の下で,次のような内容の小問が設けられて いた。

- 裁判所による各訴状の受理の可否
- ② 訴状1に対する裁判所の対応
- ③ 訴状2に対する裁判所の対応

④ 訴えの種類とその違い,確認の訴えにおける留意事項

ラオス側からは、ラオス民事訴訟法に基づく処 理が説明され、その中で、例えば、ラオス家族法 が同性愛者による結婚を禁止していることから 訴状を却下すべきであるなどといった議論があ った。こうした議論から、ラオスでは、訴訟要件 の問題と本案の問題とが未だ分離されていない ことがうかがわれた。また、発表者の個人的な見 解として、3つの種類の訴えが考えられるとの説 明があったが、ラオスでは、この点に関する議論 がこれまで十分されていなかったとの印象を受 けた。

日本側からは、日本の民事訴訟法に基づく処理 について酒井教授から説明があった。その説明は、 例えば、訴訟を権利に関する闘いに、また、訴状 を果たし状にそれぞれ見立てた上で、訴状の必要 的記載事項を説明し、あるいは、判決を終着駅に なぞらえながら、訴訟判決や本案判決について解 説するなど、ユニークで、ラオス側にとっても分 かりやすいものだったと思われる。



設問1を巡る議論の中で、日本側から「非訟事 件」という言葉が出たが、ラオスにはこれに対応 する言葉がなかった。言葉がないということは概 念がないということにほかならず、ラオス側のメ ンバーはそうしたカテゴリーを考えたことすら ないということを意味する。日本側としては、通 訳を介してその概念をラオス側に伝えるのに苦 労した。この点に関連して、後に酒井教授は、ラ オス側に対し、日本が明治維新の頃から多くの造 語を生み出してきた歴史を紹介するとともに、ラ オスにおいても専門用語を作ることの必要性・重 要性につき熱く語られた。

(2) 設問2

設問2は、当事者の一方の欠席に関する問題で

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> ラオス側でそれぞれの訴状例を作成したが、ここで はその内容は割愛する。

あった。具体的には、AがBに5万ドルを貸して いたところ、B(土地建物を所有している。)が 行方不明になり、返済期限到来後、Bの居所が不 明のまま数か月が経過し、AがBを被告として貸 金返還訴訟を提起したという事例であった。その 上で、次のような内容の小問が設けられていた。 ① 訴状の送達の責任主体、種類及び具体的な方 法

② 判決の可否, 判決が出せない場合の解決方法

③ A勝訴判決に基づく執行の可否

Bを救済する手段

この事例のラオス法による処理に関する説明 の中で、ラオス側からは、書記官が訴状を被告に 渡すため、村民管理を行っている村を通して呼出 状を被告に送り、出頭した被告に訴状を確認させ るという実務上の運用が紹介された。また、ラオ ス側から、債務者が失踪し、あるいは、外国に行 った場合の債務に係る事件審理について、最高裁 判所長官通達(2010年8月24日付け、425号)<sup>2</sup> が手続を定めているとして、この通達に基づく処 理に関する説明があった。



また、日本側からは、日本法に基づく処理を松 川教官が説明した。ここでも、日本法が定める「送 達」に対応する概念がラオスに存在しないことか ら、まず、送達は英語の service に、通知は英語 の notice にそれぞれ対応することを紹介した。そ の上で,送達は相手・場所などが決められたフォ ーマルなものである,それでは何が送達の対象か などといった説明を展開し,ラオス側にとってで きるだけ理解しやすくなるよう配慮した。

なお、小問2の検討の中で、ラオスの裁判官か ら、日本の法律の条文にも、考慮すべき要素が挙 げられ「その他の事情」などと規定された条文や、 「相当な理由」などと書かれた条文が存在するの かといった質問があった。ラオスの法律家が、参 考文献など十分な情報がない状況下で、こうした 条文の適用に頭を悩ませていることがうかがわ れた。

# 4 モデル教材に関する意見交換会について

(1) グループワーク

モデル教材に関する意見交換会におけるグル ープワークでは、次の検討を順番に行った。

- 現状分析として、法学教育や民事裁判手続そのものにおける問題点を挙げる。
- 2 それぞれの問題点に対する解決手段を考える。
- ③ 以上を踏まえ,自分たちの作るモデル教材の イメージを導き出す。

こうした検討結果は、各グループに与えられた 畳一枚以上の大きさはあるボード上に整理され た。ボードの左上部に問題点、右上部に解決手段、 下部にモデル教材のイメージを、各グループのメ ンバーが紙に書いて貼り付けていく形で進めら れた。そして、最後に、各グループの代表者がボ ードの前に立って検討結果を説明した。

<ボード上の配置>

① 問題点	② 解決手段		
③ モデル教材のイメージ			

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> ラオスでは、問題となる事例が生じた場合、判例という形ではなく、最高裁判所長官通達という形式で解決方法が示される場合がある(ただし、この通達は公刊されていない。)。なお、通達の番号については、各年に発出された文書の通し番号である。

各グループが挙げた問題点は,共通するものも あれば,グループに固有のものもあり,様々であ った。例えば,

- ・ 教科書が不足している
- ・ 教員が研究せずレベルが低い
- ・ 教員によって説明が異なる
- ・ 学生の考え・視野が狭い
- ・ 学生が実務に接する機会が少ない
- 法律が明確でない
- ・ 実務と理論が統一されていない
- ・ 訴訟手続が法律の規定どおりでない
- ・ 実務における条文の理解が一致してい ない

といった問題点が挙げられていた。

そして,これらの問題点の解決手段として,例 えば,

- 教科書を多く作る
- 教科書のケーススタディ・例示を増や
   す
- 写真やイラストを使う
- 教科書で分かりやすい言葉を使う
- 教員のトレーニングを行う
- 裁判官・検察官が教える
- ・ 理論と実務の比較説明をする
- 法律家の研修を行う
- ・ 模擬裁判・見学・視察(スタディツア
   ー)を行う
- 図書館を設ける

といったものが掲げられていた。

こうした, モデル教材のイメージについては, 例えば,

教育機関や司法機関等が使用すること
 を念頭に置き,基本的な理論と条文解説に
 加え,実務との比較を行うものが望ましい

総論として用語の定義や民事訴訟の目
 的・原理について触れ、各論として手続の
 各段階につき理論と実務を紹介し、事例や

判例も盛り込むべきである といった非常に意欲的な意見もあった。

現地専門家や酒井教授,当部の教官は,各グル ープを回ったりしながらこうした議論に参加し たが,各グループともに活発な意見のやり取りが 見られた。議論の中で,メンバーが自国の法教育 や法制度の問題点を直視し改めようという姿勢 には,見る者の心を打つ真剣さがあった。ただ, 議論の中身をみると,問題点と解決手段の間には 対応が見られたものの,それらからモデル教材の イメージを導く場面では,グループによっては, 十分な議論がされないまま,考えられる要素を全 て盛り込んだ,ある意味,非常に欲張った教材を 目指そうとする面も見受けられた。



(2) 全体会における議論

全体会では,主に,モデル教材の利用者として 想定する対象をどのような人たちにするかとい う点を中心に話し合った。

大学教員や学生,実務家を対象とすることに特 に異論は出なかったが,一般人を対象にするかど うかに関しては,当初,メンバー間に若干の意見 の相違が見られた。一部のメンバーから,一般人 も裁判を起こすのだから,モデル教材はそうした 人たちも利用できるものにすべきだといった意 見が出た<sup>3</sup>。しかし,最終的には,一般人にも分 かるように書くのは非常に難しいため,モデル教 材の利用者として想定する対象から一般人は外

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> ラオスでは、未だ弁護士の数が少なく、正確な統計 は存在しないものの、多くの事件が本人訴訟であり、 そのような事情を背景として出た意見だと思われる。

す方向で議論は収束した。

全体会でも活発な議論が見られたが,その結果, 時間が足りなくなり,残念ながら,モデル教材の 内容面に関して踏み込んだ議論をするまでには 至らなかった。

## 5 おわりに

石岡専門家を始めとする現地専門家には,今回 の現地セミナーに先立ち,ラオス側に日本の制度 や概念を紹介してもらい,モデル教材の種類等に ついて説明をしてもらうなど,相互の理解や議論 がより深まるよう配慮いただいた。

その一方で,モデル教材のイメージに関する議 論に際して,現地専門家は,ラオス側に日本側の 意見を押しつけない形で進めたいとの方針を堅 持した。我々もその方針を尊重し,現地専門家と 共に,ラオス側の議論の推移を辛抱強く見守った。 今回のプロジェクトの目的は,モデル教材の作成 そのものではなく,あくまでも人的・組織的な能 力の改善にあり,現地専門家は,そのような観点 から,かねてからメンバー自身が議論する過程を 重視しているが,それがラオス側メンバーによる 活発な議論に結びついているとの印象を受けた。

なお、ラオスでは、2012 年6月の国会におい て、民事訴訟法改正が予定されており、民事訴訟 法サブワーキンググループのリーダーが中心に なって改正法の起草を行っている。改正法の起草 はプロジェクトの内容そのものではないとはい え、当然ながらモデル教材には改正法の内容を反 映させる必要がある。今後、民事訴訟法サブワー キンググループのリーダー以外のメンバーも、草 案に関して地方で行われるヒアリングに参加す るなど、法改正に関わる見込みであり、日本側で も、法改正の動きを注視する必要がある。

最後になりましたが、今回の現地セミナーに当 たり、酒井教授から多大な御協力をいただいたほ か、現地専門家の皆様から様々な御配慮をいただ きましたことに,この場を借りてお礼申し上げま す。ありがとうございました。





\*本稿は、本プロジェクトに関するテレビ会議、本邦研修、現地セミナー等おいて、 松尾弘(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)が作成したメモ、および松邑翔太(慶 應義塾大学文学部)、杉田彩子(同法学部)が作成した議事録に基づくものである。 最終的な文責は松尾にある。

# ラオス法律人材育成強化プロジェクトにおける 『民法基本問題集』作成支援から

I はじめに

ラオス法律人材育成強化プロジェクトの一環 として<sup>1</sup>,『民法基本問題集』の作成が進んでい る<sup>2</sup>。これは、ラオスにおける法律学の形成支援 を目的とし、カウンター・パートであるラオス司 法省、最高人民裁判所、最高人民検察院およびラ オス国立大学が主体となり、民法全般にわたる 『モデル教材(教科書)』を作成するための準備 作業に位置づけられる<sup>3</sup>。この作業は2009年7月 に開始され、最初に民法の主要分野に関する基本 松尾弘 松邑翔太 杉田彩子

問題を6問作成し<sup>4</sup>, ラオス法を適用した場合と 日本法を適用した場合のそれぞれの解決方法の 準備が進められた<sup>5</sup>。そのために, ラオスでは前 記4機関から選出されたワーキング・グループ (以下 WG という), 日本では民法アドバイザリ ー・グループ(以下 AG という)が組織され<sup>6</sup>, JICA-Net を通じたテレビ会議,本邦研修,現地 セミナーを通じて内容が詰められた<sup>7</sup>。

この作業プロセスでは、ラオス法の現状、ラオ スに独特の法観念・法概念,法解釈方法、日本法 との比較など、日本・ラオス双方にとって有益な 法情報の交換があり、それ自体が今後の法整備協 力にとって有用であるように思われる。そこで、 以下ではその中から重要と思われる点、議論にな った点を中心に、記録に留めたい。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 渡部洋子「ラオス法律人材育成強化プロジェクト開始 までの経緯及びプロジェクトの概要紹介」ICD NEWS 44 号 (2010) 4-27 頁, 佐藤直史「ラオス法律人材育 成強化プロジェクト立上げにおける共通理解の形成— —本案件形成プロセスの含意と教訓——」同前 28-34 頁参照。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 伊藤浩之「ラオス法律人材育成強化プロジェクト 第1回本邦研修」ICD NEWS 47 号 (2011) 194-199 頁, とくに 195-197 頁参照。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> このプロジェクトに先立ち,民法教科書作成支援が 行われた。小宮由美「各国法整備支援の状況― ラオ ス― 」ICD NEWS 16 号 (2004) 11-16 頁,田中嘉寿 子「ラオス法整備支援プロジェクトの実施概要とその 成果について」ICD NEWS 30 号 (2007) 14 頁, 20-21 頁,松尾弘「ラオス民法教科書作成支援について― 1.回顧と展望― 」同前 40-56 頁,野澤正充「同前 ― 2.債権法について」同前 57-66 頁,古積健三郎 「同前― 3.担保法について―」同前 67-70 頁参 照。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup>本稿末尾【資料】参照。松尾が素案を作成し,渡部 洋子教官(当時)と協議して最終版を確定した。その 際,赤根智子国際協力部長(当時)からコメントをい ただいた。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup>日本法を適用した場合の解答例は松尾が作成し、ラオス語に翻訳され、ラオス側 WG に回付された。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup>日本側 AG 委員は,野澤正充立教大学大学院法務研 究科教授,瀬戸裕之京都大学東南アジア研究所研究員, 中村憲一国際協力部教官および筆者。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup>本邦研修は2011年3月14日~22日(伊藤・前掲[注 2]参照),現地セミナーは2011年8月24日~26日。

## Ⅱ 個別的検討

# 1.不動産取引

(1) 土地に対する所有権の観念

【設問1】は不動産取引の法制度に関する。そ の前提として,土地に対する所有権の観念が問題 になる。ラオス憲法(2003年改正)では、「土地 については,国家共同体の所有に属し,国家は法 律に従い, その土地を使用, 譲渡及び相続する権 利を保護する」(17条)と規定する<sup>8</sup>。その結果, 個々の国民(私人)がもちうるのは、国家によっ て認められた土地の「使用権」であるとも考えら れる<sup>9</sup>。もっとも,WGの解答案では,個々の国 民(私人)が土地の「所有権」をもち、それが私 人間で売買され,移転する旨の表現も行われてい る。これに対する WG の説明によれば、ラオス 憲法制定に際して土地は誰のものかが議論され、 国民全体のものであると観念され,財産法でも土 地はラオス国家全体の所有とされ,個人には政府 の管理下で使用権と相続権が認められるとされ た<sup>10</sup>。その後,現在の考えでは、ラオス国民も土 地の所有権をもっていると考えており、これにつ いてはイギリス等のコモンウェルスにおける土 地所有権概念(形式的には国王の所有であるが, 実質的には国民が所有しうる)に類比する説明も 挙げられた。

こうした土地所有権観念の変化は,財産法・土 地法の改正に反映している。元々財産法 20 条に よれば,土地は自由に使用できず,売買も禁止さ れているが<sup>11</sup>,市場経済の導入に伴い,2003 年土

- <sup>9</sup> 土地に対する全人民所有と私人の使用権という法概 念は、中国法、ベトナム法などの社会主義法に見出さ れる。
- <sup>10</sup>「土地,水,森林,水棲及び陸上動物などは,天然 資源であり国家が代表する国家共同体に帰属し,国家 はこれらの管理,利用,譲渡,相続に関する権利を, 他の組織,経済単位又は個人に譲与することができる」
- (財産法4条2項)。
- <sup>11</sup> 国家以外の組織,経済単位,個人は「…土地を売却 する権利は有さない」(財産法4条3項)。

地法(改正)では、土地が売買の対象外である旨 の規定が削除された。もっとも、土地を売却でき ると積極的には規定されなかった。しかし、政府 通達により、土地の所有権は売買によって取得さ れることが認められた。こうした法意識の変化お よび政府通達に伴い、財産法自体を改正すべきで あるとの意見も出ている。最終的に、WGは、【設 問1】におけるラオスの土地取引に関する用語法 として、土地に対する私人の「所有権」の用語を 用いることでよいと確認した。

(2) 不動産取引に必要な文書

ラオスの土地取引実務では,土地の所有権移転 のために、①売買契約書、②譲渡証明書、③土地 登記証が必要である。もっとも,土地法制定後も 土地登記をせず,土地登記証がないまま,代替的 文書(村長が発行した証明書など)によって土地 の権利を証明し、土地取引が行われていた。しか し,現在の土地取引実務では土地所有権の移転を 登記することが一般化してきている12。その際に は、公証人の証明を受けた譲渡証明書と土地登記 書が必要である。公証人は土地登記証(その真正 さ,担保権設定の有無など)のほか,契約書の適 性(例えば,僅かな額の借金のために土地に抵当 権が設定されようとしていないか,利息はどうな っているか,水田の場合に土地だけか,作付米を 含むか, 被担保債権額が土地価格を超えていない かなど)も確認する。1つの土地の上に複数の抵 当権を設定することは可能であるが13, 被担保債 権の総額が土地の価格を超えないことが要件と なる。

また,WGの理解では,「登記簿に所有者とし て記載された者には所有権がある」と観念されて おり,登記(形式)から概念的に分離された抽象 的な権利(実体)の観念は明確でないように思わ

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> なお、土地法3条(土地所有権)も同旨。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> ラオスの土地登記制度の整備はドイツの GTZ から 技術供与を受け、土地管理庁(司法省ではなく、首相 府が管轄)が管理している。

<sup>13</sup> この点は、土地管理庁の通達で確認されている。

れる。

(3) 土地と建物の関係(建物の独立不動産性) 土地と建物の関係,建物の独立不動産性は、ラ オス法では明確でない<sup>14</sup>。担保取引法 22 条(不 **動産の性質の決定と価格評価)**は「不動産に関わ る担保契約は,担保として使用されるかかる不動 産の価額評価ならびにその区分, 種類, 大きさ, 品質, 数量, および所在といった当該不動産の特 性に関する明確な記述を含むものとしなければ ならない」と規定し、担保権の客体を明らかにす ることを求めているものの,建物が土地と独立し た不動産かを明らかにしていない。WG の意見は, (a)土地に担保権を設定した場合,担保契約書に建 物を担保不動産に含めると明確に記載していな ければ、建物は含まないとの見解と、(b)担保契 約書に記載されていなくとも,建物および土地の 付属物は担保不動産に当然に含まれるとの見解 に分かれた。後者は、 ラオスでは建物について独 立した登記制度は設けられていないため,法実務 では土地と建物を一体的に捉えることを前提に しつつ,事案に応じて利益調整を図っているとい う理解によるものと考えられる。

(4) 土地の時効取得

ラオス法でも土地の時効取得が認められる。そ れは「他人資産の善意占有による財産権の取得」 であり、「①不動産については20年間,動産につ いては5年間,他人の資産を自分が所有者である のと同様に善意で継続して占有した者は,かかる 資産に対する財産権者となることができる。こう した善意の占有は,公然,継続かつ平穏に表れて いる必要がある。この期間を経過した後,本来の 財産権者は,上述の資産に対する返還請求権を有 しない。/②上述の者が資産を占有している期間 がいまだ第1項の期間に満たないもののこれを 善意で他人に占有を引き渡した場合,財産権を取 得するのに必要な期間は,最初の者が占有を開始 した日から計算し,上述の期間を経過した後,新 しい占有者が財産権を取得する。/③国有財産又 は共同体財産は,いかなる場合であれ,第①項の 期間が満了しても,善意の占有者の財産とはなら ない」(財産法 42 条)。

そこでは, 善意が時効取得に必要な期間中継続 していることを要する点に特色がある。例えば, BがAから引渡しを受けたSの土地を 19 年 10 か月経った時点で, 真の所有者Sから明け渡すよ う申し立てられ, その後, 占有開始時から 20 年 6か月経った時点で訴えが提起された場合, Bの 「善意」要件が満たされないことを理由に, 取得 時効の成立は認められない。WG によれば, Sが Bに明渡しを申し立ててから提訴までの期間は 制限されていないが, SのBに対する明渡しの申 立ては書面で行わないと証明が困難であるから, 例えば, 慣習的に村長に依頼して書面による申立 てをしてもらうことがある。

なお、ラオス法には、提訴時効があり、契約に 基づく権利の場合、原則として契約期間終了時ま たは損害発生時から3年で提訴時効が成立する (契約内外債務法102条)。

(5) 他人物売買

ラオス法では,他人物売買契約が無効かどうか, 法令上は明確でない<sup>15</sup>。WGの理解では,売買契 約は所有権移転を生じさせるものであるが,他人 物売買では所有権を移せないから,売主が自分に 所有権がない土地を売ったときは契約が無効で あり,買主は契約無効に基づく代金返還請求を行 う<sup>16</sup>。なお,他人物売買の買主からの転得者は,

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> この点は,伊藤・前掲(注2)197 頁でも解説され ている。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 契約内外債務法 39 条は、「売買契約は、売主が買主 に対して財産の所有権を移転する義務を負い、買主が 受領し、かつ合意した価格に従って代金を支払う義務 を負う、契約当事者による合意である」と規定する。 文言上は、日本民法 555 条と同様の債権契約(したが って、他人物売買契約自体は有効)であるかのように もみえる。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> もっとも,契約内外債務法 22 条(無効な契約の解除請求)によるとする。

善意で買っていれば契約内外債務法 42 条 1 項の 保護が認められ,悪意であれば同法 42 条 2 項に 従う<sup>17</sup>。

#### 2.動産取引

(1) 無権利者からの善意取得の可否

【設問2】は動産取引の基本ルールに関するものである。その(1)は他人物売買の買主の保護 に関するものであるが、ラオス法にはこれに関して2つの規定がある。

財産法 58条(善意による財産の非合法的占有)

①財産を善意で保有する非合法的占有者とは, かかる資産が他の個人の財産であると関知しな いか,〔相応の注意を払ったとしても〕関知し得 なかったと思われる者のことである。

②この場合,当初の所有者がその財産の返却を 要求した場合,かかる占有者は返却しなければな らないが,所有者は資産価額に応じて占有者に補 償しなければならない。当初の所有者は,財産を 非合法的に引き渡した者から損害の補償を要求 する権利も有する。

③占有者が付与または相続により財産を受領 している場合,財産価額または損害に関する補償 は一切ない。

契約内外債務法 42条(違法に取得した財物の 購入)

①善意による財物の購入者は,自らが法律に適 合して財物を購入したと信じている者であり,購 入時における市場での適切な価格により購入し たこと,並びに公然と,継続的に,平穏に購入し, かつ使用していることに示される。財物の所有者 は,購入者が支払った代金を償還するときに限り, その財物を取り戻すことができる。財物の所有者 は,自己の財物を違法に販売した者に対する訴え を提起する権利を有する。

②悪意による財物の購入者は,法律に反する財

物を購入していることを知りながら,又は知りう る状況にありながら,その財物を購入した者であ り,購入時における市場からみて不適切な価格に より購入したこと,秘密に,非継続的に,又は非 難されているにも拘らずに購入し,かつ使用して いることに示される。財物の所有者は,購入者に 対していかなる賠償も支払わずに,財物の返還を 求める権利を有する。購入者は,販売者に対して, 財物を購入した代金の返還を主張することがで きるが,裁判所に訴えを提起する権限を有しない。

ここで最初に注目すべきは、他人物売主Yから 物を買った買主Xの保護は、いわゆる即時取得に よるのではなく、①真の所有者AがXから目的物 の返還を求めるためには価格賠償義務が課され, ②Aがこの価格賠償義務を果たさないかぎり、X は目的物の返還を免れることによる取得が認め られるということである。これら①・②の2段階 の説明により、《なぜ無権利者と取り引きしたの に権利を取得できるのか》――いわば無から有を 生じるのはなぜか――,初めて即時取得制度を学 んだ者が直面するであろう根本的疑問に答える ことができる18。このように真の所有者からの返 還請求権の制限が善意者保護の原初形態と考え られる19。しかし、現行日本民法から入ってしま うと、代価賠償義務(民法194条)は、即時取得 の原則(民法192条)に対する盗品・遺失物の回 復の例外(民法193条)の例外(市場や商人から 取得した者に対しては、代価賠償を要する)と位

<sup>17</sup> この問題は、【設問2】(後述2)で扱われる。

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> もっとも、多くの日本の法学生のように、最初から 即時取得制度ありき、その理由は「取引安全の保護」 と教え込まれてしまうと、そうした根本的疑問すらも ちえないかも知れない。しかし、法整備支援では、原 則に立ち返った、納得のゆく説明が絶えず求められる。 <sup>19</sup> 例えば、ドイツのバイエルン州法典II(2)7条・ 10条、ザクセン民法典295条・314~315条、プロイセン一般ラント法典I(15)44条などは、善意・有償の 取得者に対し、真の所有者は代価賠償しなければ返還 請求できないという形で、善意取得者を保護した。こ れは、17世紀アントワープの都市法などに由来すると もみられている。

置づけられていることから,即時取得――いわば 無から有を生じる――こそが原則にみえてしま う。法整備協力では,このように原則を再発見し, 制度の存在意義について原理に従った説明に立 ち返ることができるという効果も軽視できない。

つぎに,財産法58条と契約内外債務法42条(旧 契約法40条も同旨)は,規定内容がほぼ重複し ているようにみえる。その一方で,所有者が占有 者に償還すべき価額につき,財産法58条2項は

「資産価額に応じて…補償」と規定するのに対し, 契約内外債務法 42 条 1 項は「購入者が支払った 代金を償還」と規定しており,両者の関係が問題 になる。WGによれば,実務上は,財産法 58 条 2 項の「資産価額」は取得時における「市場価格 に基づく代価」を意味すると解釈することにより, 買主Xが売主Yに支払った代価を意味するもの として,契約内外債務法 42 条と統一的に解釈し ている<sup>20</sup>。

例えば、【説例2】で、(i) XがYに支払った 代金が 70 万キップであったが、その後AがXに 返還を求めた時点では当該水牛が 100 万キップ に値上がりしていたときでも, 70 万キップを償 還すればXから返還を受けることができる。この ケースでは、Xが目的物の使用利益を得ていると 考えられるから, Xとしては 70 万キップの償還 を受けることが衡平であろう。それに対し、(ii) AがXに返還請求をした時点で水牛の値段が 50 万キップだったときでも、70 万キップを償還し なければならないとすると,Xにむしろ利益を与 える場合もある。とくに減価償却が行われる資産 の場合,Xは使用利益と元の資産価値の双方を取 得できることになり、この場合はむしろ返還請求 時の時価を償還すべきとする方が衡平な場合も ある。この点は、日本でも議論されている点であ り、比較議論の興味深い題材といえる。もっとも、

WGの中には,値段が下がったときは支払った金額を払わなければいけないが,上がったときには, (a) Y X間の契約時にXがYに支払った代金額であるという見解と,(b)最初に支払った金額を現在の時価に換算すべきであるとの見解があり,なお流動的であるようにもみえる。将来的にはこれら2つの規定は新立法によって一本化されることも考えられるから,ここで議論をしておくことは有益であろう。

(2) 善意の主張・立証責任

「善意」(財産法 58 条1項,契約内外債務法 42 条)は買主Xが立証責任を負うものと解され ているが,善意の推定規定(日本民法 186 条参照) はないことから,訴訟では両当事者の証拠提出が 重要になってくる<sup>21</sup>。

(3) 果実の返還

他人物売主Yからの取得者Xが所有者Aに目 的物たる水牛を返還する際に,Xの取得後・返還 前に生まれた水牛の子も返還すべきかについて, WGの中では,(a)Xの取得時に水牛が妊娠してい れば返還すべきであるが,Xの取得後に妊娠した ときは返還しなくともよいとの見解が示された。 これに対しては,(b)妊娠時期がXの取得前か後 かを問わず,子牛も水牛から「生じた」果実(財 産法 60 条 2 項)であるとすれば,XがAから代 価賠償と引き換えに返還請求されるまでに生ま れた子牛はXのものになるが,「生じた」の解釈 によるとの見解も示された<sup>22</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> この点に限ってみれば,日本民法 194 条と同様である。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> WG の理解では、ラオス民事訴訟法 20 条によれば、 両当事者とも証拠を提出しなければならず、裁判官は 証拠が不十分であるばあい、判決をする前に、職権で 証拠の収集を行う権限をもつ。証拠調べを専門家に依 頼することもできる(民事訴訟法 31 条)。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 財産法 60条(不法占有資産から生じた果実又は収 入)は「①悪意の不法占有資産から生じた果実又は収 入は,そのすべてを財産権者に返還しなくてはならな い。悪意の不法占有者がその果実又は収入を使用,売 却等した場合,その者は,財産権者に対して損害賠償 を支払うか,利益又は所得の価額を返還しなくてはな らない。/②資産の善意の不法占有者については,そ の資産から生じた果実又は収入は,本法第 58条の規定 に従って返還する必要はない」とする。

3.担保権の設定

(1) 担保権の設定手続

【設問3】は不動産に対する担保権の成立要件, 設定手続,効果を明らかにするためのものである。 不動産に関する担保とは,債権者に対する債務の 返済,その他義務の履行を確保するために,例え ば、土地の区画、建物もしくは工場といった債務 者の不動産,他人の不動産に対する債務者の使用 権,またはこれら所有権や使用権を証明した書類 を担保として設定されるものである23。それは、 ①公証人または三人の証人を伴う村長立会いの 下,または②3人の証人立会いの下,書面で締結 されなければならず<sup>24</sup>,その際には、当該不動産 の評価,区分,種類,大きさ,品質,数量,所在 等,その特性に関する明確な記述を含まなければ ならない25。その際、同一不動産に複数の担保権 を設定することは,理論上は可能であるが,実際 には土地の登記書を債権者に渡すことが多いの で,後順位担保権の設定は事実上困難である(先 順位担保権者が承認する場合に限られる)。また, 被担保債権の合計額が目的不動産の価額を超え てはならないという制約がある26。

ちなみに,動産に関する担保は,①物質的(有 形の)品目<sup>27</sup>,②所有権の証書・株券・債券等の 書類,③倉庫物品,④知的財産,銀行貯蓄口座, 契約上の権利,売掛金を含む無形資産,事業運営 を行うための承認・許可・権利に基づく利益,⑤ 将来的に発生し得るプロジェクトや活動からの 資産または利得に設定される<sup>28</sup>。このうち,②・ ④・⑤は法的性質としては権利質に当たるという

ントロールとして注目される。 <sup>27</sup> ここで言及されているのは,有形品目のことである。 べきであろう。また,③は流動動産<sup>29</sup>,⑤は将来 の集合債権譲渡担保を含むものと解される<sup>30</sup>。① について,債務者が目的動産を占有する非占有担 保も<sup>31</sup>,債権者または両当事者が合意した第三者 による占有も<sup>32</sup>,いずれも「動産に関する担保」 として認められる。債務者が合意期間内に債務の 返済を怠った場合,物質的品目は債権者の財産と なるが,物質的品目の価額が債務よりも高い場合 は,債権者が差額を支払うか,債務者と合意した とおり物質的品目を売却するか,オークションに かけることができる<sup>33</sup>。

重要なことは、不動産であれ、動産であれ、担 保契約は政府の財務担当部局の登録事務所で登 録されなければならず、不動産に関わる担保契約 は、当該不動産の所在する土地管理事務所で登録 されなければならない。担保契約は、この登録日 から法的効力をもつ(効力要件主義)ことに注意 する必要がある<sup>34</sup>。

なお,担保目的で買戻し特約付き売買が用いら れることもある<sup>35</sup>。この場合,目的物は債権者が 占有することになる。

(2) 担保権の効力

<sup>31</sup> 担保取引法 12条, 14条1項。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> なお,他人の不動産に対する債務者の使用権に担保 を設定するためには,当該不動産の所有者から事前の 承諾を取り付けなければならないとされる(担保取引 法 20 条 2 文)。

<sup>24</sup> 担保取引法 21 条 1 項。

<sup>25</sup> 担保取引法 22 条。

<sup>26</sup> このような規制は,経済状況に応じた担保取引のコ

<sup>28</sup> 担保取引法 11 条。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 担保取引法 17 条。在庫商品に対する担保を意味す る。

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> 将来的に発生しうるプロジェクトや活動からの無 形資産および利得を担保とすることができる(担保取 引法 19 条)。

 <sup>&</sup>lt;sup>32</sup> 担保取引法 12 条, 13 条, 14 条 1 項。この場合,債務者の書面による承諾がない限り,債権者または第三者は目的物の利用権はもたない(同法 14 条 1 項)。
 <sup>33</sup> 担保取引法 14 条 2 項。

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> 担保取引法 31 条 1 項。未登録担保契約は当事者間 で適用されるものの,登録担保に優先する優先権は付 帯しない。また,政府の財務担当部局または土地管理 事務所における担保契約の登録は一般に公開されるも のとし,当該財務部局または土地管理事務所は当該情 報が事前の要求手続等を要することなく一般的に入手 可能なように確実な措置を講ずるものとされている (担保取引法 31 条 2 項・3 項)。

<sup>&</sup>lt;sup>35</sup> 契約内外債務法 53 条~55 条。WG によれば,目的 物の価値が売却代金(実質的には融資)を相当上回っ ていることもあり,また,買戻し代金に利息が付加さ れることについての規制もないために,いわゆる闇金 がこれを利用することもあるという。

債務者が約定期間内に債務の返済を怠ったと きは、①債権者は、金利を含めた債務の返済を求 め、そのために当該不動産を担保設定者(所有者) が売却するためのオークションを提案する権利 をもつ<sup>36</sup>。それが行われた場合、担保権を設定し た債権者は、当該不動産から、遅れて担保契約を 設定した債権者および担保権をもたない債権者 に優先して弁済を受ける権利をもつ。また、②債 権者は、担保財産の所有権を獲得する権利をもち、 これを行使することにより、設定者はその所有権 を失う。さらに、③債権者は、担保契約で合意し たとおり、担保財産を売却ないしは保有すること ができる<sup>37</sup>。

他方,債務者は担保の対象となっている不動産 を売却または譲渡する権利をもたず,また,担保 権設定契約に従い,当該不動産を債務者が占有し うる場合でも,債務者は当該不動産を契約条件に 従って「適切に使用および保護し,当初の状態に 保たなければ」ならず,「債権者からの承認なし に,当該不動産について評価減を生じさせること はできない」<sup>38</sup>。

担保不動産を無権原で妨害する第三者Zに対 しては,まずは所有者Yが明渡しを請求すること ができ<sup>39</sup>,Yがこれを行使しないときは,Xが債 権者代位権をもちいて,明渡請求権を行使するこ とができる<sup>40</sup>。

4.契約責任

(1) 債務不履行と瑕疵担保

36 担保取引法 25 条。

【設問4】は動産の売買契約を題材に,契約責 任としての債務不履行責任と瑕疵担保責任の関 係を明らかにするための問題である。これに関し, 契約内外債務法33条および40条は以下のように 規律する。

契約内外債務法 33 条(契約不履行の効果。旧 契約法 36 条)

①契約不履行は,契約に定めたとおりの品質を 伴わない,期限に間に合わない,若しくは誤った 場所における契約履行等,契約当事者の一方によ る全体的契約不履行,部分的契約不履行又は非合 理的な契約履行である。

②契約当事者の一方が契約不履行を行ったと きは、その当事者が加えた損害を賠償する責任を 負わなければならない。ただし、契約不履行が緊 急事態によって生じたときは、この限りでない。

契約内外債務法 40 条(販売する物の品質。旧 契約法 38 条)

①販売する物の品質は、契約の内容に従って適 正でなければならない。販売した物が、契約に定 められた品質を伴わないときは、売主はその物に ついて責任を負わなければならない。

②買主が、その物が品質を伴わないことを知っ たときは、買主は、品質を伴った同一の種類の物 との交換を請求する、価格の減額を請求する、又 は契約の解除を請求する権利を有し、並びに損害 賠償を請求する権利を有する。

③買主は,購入した財物の品質を検査し,購入 した物に瑕疵を発見した場合は,売主に直ちに通 知しなければならない。その義務を怠ったときは, 買主はその瑕疵について責任を負わなければな らない。

ここでは,(i)売買目的物の瑕疵について主 観的瑕疵概念がとられており,その結果,(ii) 売主の瑕疵担保責任を債務不履行責任として位 置づけている。そして,(iii)買主の救済方法と

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> 担保取引法 34 条。本文②・③の場合において,担 保財産の売却価額が債務額よりも高かったときは,債 権者は自ら差額を支払うか(②の場合),売却代金から 債務および金利を差し引いた後,残額を債務者に返却 しなければならない。抵当および担保が設定された財 産の売却から上がった金額が債務返済に十分なものと ならない場合,債務者は未払い額を全額埋め合わせな ければならない。

<sup>38</sup> 担保取引法 24 条, 25 条。

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> 財産法 57 条。

<sup>40</sup> 契約内外債務法 32 条。裁判上の代位による。

して,①債務不履行としては損害賠償(ただし, 「緊急事態」の場合は損害賠償は免責される)<sup>41</sup>, 瑕疵担保としては,②代物請求(追完請求),③ 代金減額,④契約解除が可能(これらは,「緊急 事態」の場合も免責されない)とされている。こ れらの条文の内容は,旧契約法 36 条・38 条と同 旨であり,実質的には「国際物品売買契約に関す る国際連合条約」45 条,46 条~52 条,74 条~77 条に沿ったものであると考えられる。そうである とすれば,これらはいわばグローバル化対応の規 定であるということができよう。もっとも,前記 ①に関し,損害賠償の範囲については定めがなく, 今後の課題といえる<sup>42</sup>。

(2) 錯誤, 詐欺

契約内外債務法によれば,錯誤による契約は, 自発的意思を欠いた契約であり(同法 11 条 1 項・2項),無効事由とされているが(同法 10 条,18条),それが確定的無効原因か,不確定的 無効原因かは,条文上はやや不明確な状況である。 というのも,不確定的無効原因を列挙する同法 19条2項が,錯誤による契約を挙げていないか らである。しかし,WGによれば,確定的無効と されるのは「国家又は社会の権利に関係する無効 な契約」(同法 20条)であるのに対し,不確定的 無効は「私人の権利に関係する無効な契約」の場 合であるから(同法 19条1項),不確定的無効と 解しているようである。

他方, 詐欺による契約は, 自発的意思を欠くも ので, 無効原因となり(同法 10 条, 18 条), か つ不確定的無効原因として明示的に列挙されて いる(同法 19 条 2 項)。 いずれにせよ,無効な契約については,契約解 除を請求することにより,履行した財産の返還等, 原状回復を請求することができる(相手方が応じ ない場合は裁判上の請求による)<sup>43</sup>。なお,詐欺 者が相手方に給付した財産は,国家が没収するも のとされる(同法23条2項)。詐欺による契約や 不法行為では,刑事手続と民事手続は密接に関連 するものとして捉えられている。

# 5.不法行為

(1) 不法行為の要件・効果

【設問5】は不法行為の要件・効果を確認する ための問題である。

契約内外債務法によれば,自己の行為によって 他人に損害を生じさせた者は,自らが生じさせた 損害を賠償する責任を負う(83条。ただし,損 害が自己防衛,合法的な職務執行,又は被害者の 過失により生じたときは,この限りでない)。

「損害」とは、「既に生じている、又は将来に おいて確実に生じる等、確実性を有する損害でな ければならない」とされ、「将来において起こり うる、又は起こり得ない損害は、確実な損害とは みなさない」(84条)。その際、「損害」を①財産 的損害だけでなく、②生命又は健康上の損害、③ 精神的損害を含むものと捉えていることが注目 される(85条)。

何ぴとも,自己の不法行為と生じた損害の間に 「因果関係」が存在する場合に限り,その損害を 賠償する責任を負うが,原因は損害を生じさせる ために不可欠な事象であり,損害の前に発生し, 損害の直接的事由でなければならない(87条)。

積極的損害および消極的損害<sup>44</sup>の賠償の算定は 「加害者の過失に適合するように」行わなければ

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> 契約内外債務法3条17号は「緊急事態とは,洪水, 雷,地震等,予測することができない,並びに統制す ることができない事態であり,債務者が自己の義務を 履行することを不可能にする事態である」とする。こ れは実質的に不可抗力を指すか,あるいはもう少し広 く,契約当事者の帰責事由によらない履行不能を指す と解する余地もあるか。

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> 不法行為については,契約内外債務法 83 条~85 条 に規定がある。

<sup>43</sup> 契約内外債務法 22 条, 23 条。

<sup>&</sup>lt;sup>44</sup> これは「被害者の逸失利益、又は違法行為によって 生じた被害者の追加支出等」と説明されている(契約 内外債務法 91 条 2 項)。例えば,後遺症や労働能力の 喪失については,医師による証明が必要である。

ならない(91条1項)<sup>45</sup>。

そして,「過失」とは「法令に反し,かつ故意 または不注意によって他人に損害を与える作為 又は不作為」である(86条)。

不法行為でも,民事と刑事は密接に結びついて いる。例えば,交通事故の被害者が加害者に損害 賠償請求するためには,証拠書類の作成をしてく れる警察の役割が大きい。なお,ラオスでは民事 裁判でも裁判官が証拠収集をする権限をもって おり,それを通じて刑事裁判の結果も参考にする。

(2) 共同不法行為

ラオスにも共同不法行為の規定はあるが<sup>46</sup>, WGの見解によれば,複数人が「協力して」行為 したことが前提となっていると解釈されるので, Yの飲酒運転による交通事故とZ病院のA医師 の手術ミスによる医療過誤が連続して生じた場 合,Y・Z・Aの過失は分けて考えるべきで,共 同不法行為とみることはできない。

6.家族法

(1) 夫婦間の財産関係

【設問6】は夫婦の法律関係を中心とする親族 法,および相続法の基本原則を確認するための問 題である。

夫婦の財産関係に関して、ラオス法には大きな 特色がある。すなわち、夫婦または夫婦の一方は、 ①夫妻が共同で消費貸借をしたとき、②夫または 妻の一方が「家族の支出に充てるために」消費貸 借をしたときだけでなく、③夫または妻の一方が 「自己の個人的な利益のために、金銭又は財物の 消費貸借を行ったとき」にも,消費貸借に対する 責任を負わなければならない47。

こうした夫婦間の連帯責任の強さは、その反面 として、夫婦間の財産共有の強さにも反映してい るとみられることが、看過できない。すなわち、 「婚姻した夫婦が婚姻生活中に築き、また取得し た資産」(個人的な日用品や高い価値をもたない 物、婚姻前に夫または妻のいずれかの資産であっ た物、婚姻生活中の相続または贈与によって夫ま たは妻単独のものとなった資産、宝石、金、高級 装飾品等の高価な物を除き、衣類、その他の個人 用日用品を除く)は、「夫婦財産」と呼ばれ、「夫 と妻は、そのどちらがその資産を実際に取得した かにかかわらず、夫婦資産に対してそれぞれ平等 な権利を有する」<sup>48</sup>。したがってまた、離婚の際 には夫婦財産は「均等に分割」される<sup>49</sup>。

また,家族法<sup>50</sup>は,夫または妻が共同で働いて 得た収入は,婚姻後取得財産とし,夫によって取 得されたか,妻によって取得されたかにかかわり なく,「夫と妻は平等の権利をもつ」とする(26 条,27条)。

このように夫婦間の連帯責任の強さは,夫婦財 産ないし婚姻後取得財産に対する夫または妻の 権利の強さと表裏一体とみられることが注目さ れる。

#### (2) 相続

相続法<sup>51</sup>は,遺言がない場合の法定相続につき, 被相続人の特有財産と共有財産で相続による分 配原理を分けている点に特徴がある。(i) 被相 続人の特有財産は,生存配偶者4分の1・子4分

50 2008年改正家族法。

51 2008 年改正相続法。

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup>したがってまた,「被害者に過失があった場合,被害者は損害又は逸失利益に対し,同様に責任の一部を負わなければならない」(契約内外債務法 91 条 3 項)。
<sup>46</sup>「共同して損害を生じさせた数人の者は,各自が生じさせた損害の賠償について連帯して責任を負わなければならない。裁判所は,損害を生じさせた数人の者の中の1人又は数人の者にすべての損害を賠償させる判決を下すことができる。賠償を支払った者は,自らが代わって支払った他の者に対して請求する権利を有する」(契約内外債務法 90 条)。

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> 契約内外債務法 57 条。もっとも,本文③の場合, 夫または妻が自己の金銭または共有財産を用いて債務 を弁済したときは,共有財産の分与に際して補償を受 ける権利をもつ。

<sup>48</sup> 財産法 26 条。

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> 財産法 27 条。なお,離婚に対して有責配偶者は, 夫婦財産の3分の1しか取得できない(同条3項)。家 族法 28 条1項も同旨。

の3,生存配偶者3分の1・直系尊属3分の2と なり,(ii)被相続人の共有財産は,生存配偶者 2分の1・子2分の1,生存配偶者全部・直系尊 属ゼロとされる<sup>52</sup>。

これを前提に, 夫婦の死亡の先後が不明の場合 につき, 明確な法律の規定はないが, WG の理解 では, 夫婦間に相続は起こらず, 各自の財産につ き, その子, 直系尊属, …の順に相続されると解 している<sup>53</sup>。

Ⅲ おわりに

以上は、ラオスにおける民法関連の法概念・法 規定・法解釈等の特色につき、そのごく一部を垣 間見たにすぎない。しかし、このことだけでも、 同じ事件に対する解決ルールが、日本民法の場合 と異なる点が少なくないことが感得されたと思 われる。そうしたルールは、一部はラオスの経済 状況、社会状況等を反映し、それに即したルール を原則から導入し、必要に応じて徐々に改正する スタイルを政府がとっていることの帰結であり、 一部はグローバル化しつつある標準に国内ルー ルを適合させようとするという政策の産物であ るように思われる。

今後『民法基本問題集』の完成後,日本法のほ か,他のアジア諸国,欧米諸国等の民法関連法を 適用した場合の比較例を徐々に蓄積することに より,法整備協力を推進するためのさらに新たな 発見があるものと考える。

【資料】『民法基本問題集』設問

#### 【設問1】(物権法:不動産)

Aから土地を買って引渡しを受けたBは,その 土地上に自宅を建てたうえ,庭に先祖の石像を置 いていた。しかし、Sが実はその土地は自分のも のであると主張し、建物・石像を撤去し、土地を 明け渡すよう請求してきた。この場合、Bは建物 や石像を撤去して立ち退かなければならないか。

(1) Sの主張の根拠は何か。Sは土地の財産 権をどのような事実について証明できれば、Sの 主張を根拠付けられるか。(i) SがAからその 土地を取得したと主張する場合と、(ii) A以外 の者から取得したと主張する場合とに分けて検 討しなさい。また、土地の登記については、Aに ある場合、Bにある場合、Sにある場合のそれぞ れについて検討しなさい。

(2) 土地は不動産であるが,建物や石像はどうか。BがTから融資を受けるためにこの土地に Tの抵当権を設定する場合,その効力は建物や石 像にも及ぶか。建物はどのように登記されるか。

(3) SのBに対する請求が, BがAから土地 の引渡しを受けてから 21 年後だった場合はどう か。

(4) BがSの請求に応じなければならなかった場合, BはAに対してどのような主張ができるか。

(5) Sはこの土地をAに売却し,引き渡し, 登記も移転したが,Aの詐欺を理由に,Aとの売 買契約を取り消したとする。ところが,Bがこの 土地・建物・石像をCに売却し,登記を移転し, 引渡しをしていた場合,SはCに対して建物・石 像の撤去,土地の明渡しを請求できるか。

## 【設問2】(物権法:動産)

XはYから水牛を一頭買ったが、その水牛は実 はYがAから盗んだものであった。また、YがA から水牛を盗んだときに水牛は妊娠しており、X がYから水牛を買った後に子牛を1頭産んだ。

(1) AがXに対して水牛の返還を請求してき た場合, Aは返還しなければならないか。水牛の 子についてはどうか。

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup> 相続法 12 条, 13 条。

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> 【設問6】(4) の場合, Xの財産(特有財産および 各共有財産の持分権2分の1) はその父Aに, Yの財 産(同前) はその母Bにそれぞれ相続されるものと解 される。

(2) AはXから水牛の返還のほかに, XがY から水牛の引渡しを受けてからAに返還するま での使用利益の返還も求めることができるか。

(3) AがYに水牛を預けていたが、それをY が自分の水牛であるとしてXに売却した場合に おいて、AがXに水牛および水牛の子の返還を請 求したときはどうか。

## 【設問3】(物権法:担保物権)

XはYに対して 1000 万円を貸し付け,これを 担保するために,Y所有の水田に抵当権を設定し, 登記した。

(1) 抵当権の設定および登記の仕組みについ て説明しなさい。

(2) Y所有の水田を, Zが何らの権原なしに 利用している場合, XはZに対してどのような請 求ができるか。

(3) Y所有の水田に生えていた樹木をZが伐 採し,水田から搬出し,Aに売却してしまった。 YはAからこの樹木を取り戻すことができるか。 Aがその事情を知っていた場合と知らなかった 場合とに分けて検討しなさい。

(4) Yが 1000 万円の支払期限が到来しても返 還できなかったことから,Xは抵当地であるY所 有の水田の抵当権を実行したいと考えている。そ の手続について説明しなさい。その場合,抵当権 設定・登記前から水田に生えていた樹木,抵当権 設定・登記後に水田に設置された揚水機も水田と ともに売却することができるか。

## 【設問4】(債権法:契約)

XはY経営の店で、国内・国外両方で観られる と店内の説明に表示されていた DVD を、自宅で も海外出張先でも観たいと考えて 3000 円で購入 した。しかし、Xが海外出張の際確認したところ、 DVD は国内でしか観られない作りのものである ことがわかった。 この場合において,XはYに対し,どのような 法的根拠に基づいて,どのような請求ができるか。 考えられる法的構成を検討しなさい。

### 【設問5】(債権法:不法行為)

Xは飲酒運転をしていたYの車にひかれ,重傷 を負って半年間入院し治療を受けた。しかし,X は半身不随となる後遺症が残り,会社を辞めなけ ればならなくなった。

 XがYに損害賠償を請求する場合,Xは どのようなことを主張し,立証しなければならな いか。

(2) XがYに請求できる損害賠償の範囲には どのようなものが含まれるか。

(3) Xは特別な技術をもった優秀な従業員で, Xの事故によって会社にも損害が発生した場合, 会社はYに対して賠償請求することができるか。

(4) Xは後遺症が残った原因には, Xが事故 によって入院したZ病院の医師Aの手術ミスも 影響していると考えている。この場合, XはYの ほか, ZやAにも損害賠償請求することができる か。できるとすればどの範囲か。

#### 【設問6】(家族法)

Xの夫Yは, Aから 100,000 キップを借りた。 しかし,返済期限の3か月が過ぎても, YはAに 返済することができなかった。Yには財産がなく, 返済の目途は立っていない。この場合において, 次の問題を検討しなさい。(1)と(2)は別個の 問題である。

(1) YがAから借りた 100,000 キップは, X との生活費に当てるためのものであった。この場 合,AはXに対し,100,000 キップの返済を請求 することができるか。

(2) YがAから借りた 100,000 キップは, Yの趣味であるゴルフ用具を購入するためであった。この場合, AはXに対し, 100,000 キップの

返済を請求することができるか。AがYへの融資 金の使途を知っていた場合と知らなかった場合 に分けて検討しなさい。

その後,XとYは協力して働いて貯金を貯め, 土地を買って建物を建てた。土地・建物の登記名 義は,便宜上Y名義になっていた。この場合にお いて,次の問題を検討しなさい。(3)と(4)は 別個の問題である。

(3) XとYが離婚した場合,XはYに対し, 土地・建物について何らかの権利を主張すること ができるか。

(4) XとYは海外旅行中に事故で死亡したが, どちらが先に死亡したかは明確でない。X・Y間 に子はなく,XにもYにも兄弟姉妹はなかったが, Xの父AとYの母Bが生存している。この場合, 土地・建物は誰の所有物になるか。

~ 国際研究 ~

# 行政訴訟上の和解 ~日中の比較から見えるもの~

## 1 本稿の目的

2010年11月,北京において,全国人民代表大会 常務委員会法制工作委員会行政法室と国際協力機構 (JICA),法務総合研究所国際協力部とが合同で開 催したセミナーで,行政訴訟における和解がテーマ の一つとして取り上げられていた。実は,2007年に 私が大阪法務局に訟務検事として勤務していた時, 行政訴訟に和解は適用されないというのが訟務実務 の大勢であるにもかかわらず,裁判所から和解を勧 められた経験が少なからずあった。そこで,本稿で は,日中の行政訴訟法(日本では行政事件訴訟法) を比較検討することを通じて行政訴訟における和解 の可否・適否についての考察を試みることとしたい。

なお、本稿では、特に断りのない限り、行政訴訟 の中でもとりわけ和解の可否・適否が問題となる抗 告訴訟<sup>1</sup>を中心に論じることとする。

#### 2 行政訴訟制度の歴史及び現状

現行の中国行政訴訟法は,1989年4月4日に制定 (1990年10月1日施行)されたものである。それ 以前の中国では,政府の行政機関によって人民の権 利が侵害された場合,法的に人民が政府を訴える手 段が存在せず,人民の権利侵害は陳情や政策の実行 を通じて解決される他なく,行政機関が裁判で敗訴 国際協力部教官 江藤 美紀音

することはおよそなかったのであるから、行政訴訟 法の制定は画期的な事柄であったといえる。

しかし、同法施行から既に20年余が経ち、その間 に中国の社会情勢は激変して、中国行政訴訟法は実 務に適合しないものとなってきている。現在、中国 で最も問題視されているのはその狭すぎる受理範囲<sup>2</sup> であるが、もう一つの大きな問題として、行政訴訟 上の和解の適用が検討されている<sup>3</sup>。

他方,我が国では,明治憲法の下,明治23年に「行 政裁判法」及び「行政庁ノ違法処分ニ関スル行政裁 判ノ件」が制定され,一審にして終審の行政裁判所 (東京に1箇所のみ設置)が限定的に列挙された事 由について行政訴訟を取り扱っていた。第二次世界

全国人民代表大会法性工作委員会元副主任張春生「行政 強制法は近日審議・採択の見込み」 http://epaper.legaldaily.com.cn/fzrb/content/20110305/Page07T B.htm

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 抗告訴訟とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴 訟をいう(行政事件訴訟法3条1項)。抗告訴訟には処分 の取消しの訴え(同条2項)、裁決の取消しの訴え(同条 3項)、無効等確認の訴え(同条4項)、不作為の違法確認 の訴え(同条5項)、義務付けの訴え(同条6項)、差止め の訴え(同条7項)がある。なお、国家賠償請求訴訟の和 解は、民事事件の損害賠償事件の和解と同様に考えられる。

<sup>2</sup>現行法の受理範囲は、①拘留(ここでは行政罰としての 拘留を指す。), 過料, 許可証及び免許証の取消, 清算, 営 業の停止命令, 財物の没収等の行政処罰に不服があるとき, ②人身の自由の制限又は財産の封印,差押え及び凍結等の 行政強制措置に不服があるとき,③法律で定めた経営自主 権を, 行政機関が侵害したと認めるとき, ④法定条件に適 合すると認め, 行政機関に許可証及び免許証の発給を申請 した場合に、行政機関が発給を拒絶し又は回答しないとき、 ⑤行政機関に人身権及び財産権を保護する法定職責の履 行を申請した場合に,行政機関が履行を拒絶し又は回答し ないとき、⑥救済金を行政機関が法に従って給付しないと 認めるとき、⑦行政機関が義務の履行を違法に要求したと 認めるとき, ⑧その他人身権及び財産権を行政機関が侵害 したと認めるとき、その他法律法規で訴訟を提起できると 定めているときである(中国行訴法11条)。いわゆる制限 列挙主義を採用しており, 我が国のような概括主義とは異 なっている。しかし, 近時は教育, 労働, 医療, 社会保障 に関する権利についての行政訴訟が急増しており、これら の事件についても人民法院で受理しているのが現状であ る。

<sup>3</sup>法制日報 2011年3月5日記事より

大戦後は、日本国憲法によって行政裁判所は廃止さ れ、全ての司法権は裁判所に集約され(憲法 76 条), 昭和 23 年に行政事件訴訟特例法,昭和 37 年に行政 事件訴訟法が制定された。しかし、その後の行政需 要の増大と行政作用の多様化に伴い、行政による国 民の利益調整が一層複雑多様化するなどの変化が生 じ、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備 を図る必要が生じたため、司法制度改革の一環とし て、平成 16 年に行政事件訴訟法が大幅改正されたの は我々の記憶にも新しいところである。

平成16年改正では,義務付けの訴え(行政事件訴 訟法3条6項,37条の2及び37条の3)や差止め の訴え(同法3条7項及び37条の4)の法定,仮の 救済制度の新設(同法37条の5),原告適格の要件 の考慮事項の法定(同法9条2項)等,国民の権利 利益のより実効的な救済を図るための諸手続が整備 された。しかし,和解導入については,議題には上 ったものの活発な議論が行われることなく,同改正 には盛り込まれなかった。

## 3 日中における行政訴訟上の和解の位置づけ

中国行政訴訟法 50 条は、「人民法院は、行政事件 を審理するに当たって、調解<sup>4</sup>を適用しない。」(人民 法院审理行政案件、不适用调解。)と規定しており、 行政訴訟における和解の適用を明文で否定している。 行政訴訟法制定当時は、行政権とは公的権力で、和 解を行うことは公的権力を放棄したに等しいと考え られていたからである。しかし、実際のところは、 一部の裁判官が、「協調」「協商」、「法定外での作業」 と称して法律の根拠のない和解を原告に強要したり、 説得により押し付けたり、訴訟の引き延ばしによっ て和解へと向かわせたりする現象がしばしば見られ、 そのため、原告によって大量に訴訟が取り下げられ るといった現象が起きているようである<sup>5</sup>。また、近 時中国では、「調和の取れた社会(和諧社会)」の構 築を強調しており、2010年6月7日に発行された最 高人民法院の通知「『調停を優先し、調停と判決を結 合する』業務原則を更に徹底することに関する若干 の意見」によると、人民法院が、法律の規定に違反 しない前提で、行政賠償事件について和解を実施す ることや、その他行政事件について事件調整業務を 行うことが規定されている。また、具体的行政行為 が違法又は適法ではあるものの合理性を備えていな い行政事件については、人民法院が、行政機関に対 し、自主的に違法行為を撤回し、無効であることを 自ら確認し、改めて処分を決定するよう促さなけれ ばならないこと(事実上の和解)が規定されている。

このようなことから、中国国内では、行政訴訟に おいても和解を適用すべきとする見解が有力であり、 次期の改正では和解導入の可否が大きな争点となっ ている。

これに対し、日本の行政事件訴訟法は和解に関す る明文規定を置いていない。むしろ、同法7条は、 「行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項 については,民事訴訟の例による。」と定めているの であるから,条文を字義どおり解釈すれば行政訴訟 にも民事訴訟と同様に和解の適用があるはずである (日本民事訴訟法267条参照)。にもかかわらず,有 力な見解は、行政訴訟上の和解に否定的である。そ の理由は、行政処分は、権限ある行政庁が、法令に 基づき、公権力の行使としてその一方的判断によっ てするものであるから, 行政庁が私人との契約によ り行政処分の取消し、変更あるいは新たな行政処分 をする義務を負い、その履行として行政処分の行う ことは、行政処分の本質に反するといわざるを得な いとか、行政処分の違法性の存否あるいは効力の有 無は法令に照らして客観的に判断されるべきであり, 行政庁と私人との契約でこれを確認することによっ

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 中国法では,訴訟上の和解と訴訟外の和解,調停を区別 せず,調解という広い概念を使用している。

<sup>5 2007</sup> 年日中公法学シンポジウムでの楊海坤教授 (蘇州大

学法学院)の発言要旨である http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programsinenglish/asianlaw/japa nese/nichu/repo/062.pdf

て変動を及ぼすことはできないから、行政庁と原告 との間で行政処分の取消し変更、再処分をするよう な和解は、抗告訴訟の性質に反し許されないなどと いうものである<sup>6</sup>。中には、行政庁が当事者と馴れ合 って任意に譲歩し、いわば司法取引の結果に確定判 決を同一の効力を認めるのは妥当でないとも考えら れるなどとする見解もある<sup>7</sup>。

他方,国や地方公共団体が和解に全く応じないか というと,そうではない<sup>8</sup>。最高裁判所が公表してい る司法統計上では,平成21年度の行政第一審既済事 件(全地方裁判所)総数2,034件中,和解が20件も ある<sup>9</sup>。

また,裏技的なものとして,「事実上の和解」も存 在する。すなわち,訴訟の推移によって,被告(国 等)が訴訟の対象となっている行政処分(原処分) に違法性を自覚した場合(つまり,そのままでは敗訴 になることが明らかな場合),被告側の行政庁が訴訟 外で原処分を取消し,変更,再処分することによっ て,原告の不利益状態を解消し,その後原告が訴訟 の取り下げるというものである。実際のところ,実 務ではこの方法が多用されており,平成21年の行政 第一審訴訟既済事件(全地方裁判所)中,350件が 訴訟の取下げにより終了している<sup>10</sup>。

このように,日中の双方で事実上の和解が広く行 われているのであるが,中国では明文で行政訴訟上 の和解が否定され、その副作用として訴訟の取下げ の押し付けが行われているのに対し、日本では条文 上は可能であるのに敢えて和解を避け、その代わり 事実上の和解が行われているという違いがある。

## 4 諸外国との比較からの考察

ところで、諸外国の法制度に目を向けると、行政 訴訟上の和解を明文で規定している国も存在する。 ドイツの行政裁判所法では、関係人は、和解の対象 物を自由に処分することができる場合に限り、訴訟 の全部又は一部を解決するために、和解をすること ができる(ドイツ行政裁判所法 106 条)<sup>11</sup>とされて いる。

また、台湾の行政訴訟法では、当事者が処分権を 有する訴訟の相手方であり、公益に違反しない者で ある場合には、行政法院は訴訟の程度を問わず、い つでも和解を試行できるとしており(中華民国行政 訴訟法 219 条)、和解について 10 の条文をおいてい る(同法第7節、219 条~228 条)<sup>12</sup>。

なお、2010年、ベトナムでも行政訴訟法が制定さ れた<sup>13</sup>が、同法では、裁判官が行政事件の解決過程 において当事者に「対話」できるような条件を与え、 当事者に対話の場を与える旨規定している(ベトナ ム行政訴訟法12条、36条4項)。しかし、この「対 話」は訴訟上の和解とは異なり、裁判官が裁判中に 当事者に訴訟外の和解を勧めることができるという ものにすぎない。

このように,諸外国の制度との比較から考察する と,行政訴訟上の和解はおよそ理論上不可能なもの ではなく,和解導入の可否は,あくまで各国の立法 政策によるところが大きいと考えられる。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 司法研修所編「改訂行事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」235 頁(法曹会)。なお、和解を肯定する立場として、南博方「注釈行政事件訴訟法」80 頁(有斐閣),宮田三郎「行政訴訟法」263 頁(信山社)など。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 原田尚彦 地方公務員新研修選書3「行政法」242頁(学 陽書房)

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 抗告訴訟ではないが、国家賠償訴訟においては、大型集団訴訟(水俣病訴訟,C型肝炎訴訟、トンネルじん肺訴訟等)で国が和解をした若しくは裁判所が和解勧告をしたという報道がされることがよくある。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 平成 21 年度 行政第一審訴訟既済事件数—終局区分及 び審理期間別—地方裁判所

http://www.courts.go.jp/sihotokei/nenpo/pdf/B21DMIN58~61.p df

ただし,当該和解が抗告訴訟に関するものであるかは不 明である点,注意を要する。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup>前掲平成21年度行政第一審訴訟既済事件数一終局区分 及び審理期間別一全地方裁判所

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> 司法研修所編「ドイツにおける行政裁判制度の研究」(法 曹会) 260 頁。

<sup>12</sup> 全国法規資料庫

http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=A003015 4

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 行政訴訟法 (ベトナム社会主義共和国) 2010 年 11 月 21 日成立, 2011 年 7 月 1 日施行。条文和訳は ICD NEWS48 号に掲載。

## 5 日中における取り組み姿勢の違い

日本では、平成16年行政訴訟法改正の際に、行政 訴訟でも訴訟上の和解を明文化しようという議論が あったが<sup>14</sup>、結局取り入れられず今後の課題として 取り残されたままになっている。他方、中国では、 先に述べたように、行政訴訟に和解を取り入れよう とする気運が高い。この違いは何に由来するであろ うか。

まず、中国と日本における行政事件訴訟の数の違 いが一つの理由として挙げられる。中国では、1989 年~2009 年で全国人民法院が受理した一審行政事 件は、約150万余件(年間平均7.9万件)といわれ ているのに対し、日本の全国地方裁判所が受理した 行政事件数(第一審)は平成12年~21年までで1万 8,675件(年間平均約1,867件)<sup>15</sup>しかない。つまり、 年間平均ベースで事件数に42倍もの格差があり、日 中の人口の差異(中国は日本の約13倍)を考慮して も、その差は歴然である。このように、中国では、 事件の効率的な処理のためにも和解を取り入れる必 要性が高いのに対し、日本では、さほどその必要性 が高くないのだと考えられる。

次に、中国では日本より、訴訟外紛争解決制度 (ADR)が相当程度発達していることが挙げられる。 日本でも、先の司法制度改革において ADR 制度が 整備されたし、民事訴訟では判決より和解による方 が当事者間の紛争の妥当な解決が図られるとして和 解を推奨する傾向があるが、中国の場合、人民調解 委員会に代表される人民調解を始め、行政調解(人 民政府,公安等の各種行政機関による調停)、商事調

http://www.courts.go.jp/sihotokei/nenpo/pdf/B21DMIN1-2.pdf

解等を行う各種組織(インフラ)が高度に発達し整備 されており,相当広範囲にわたって調解が活用され ている。これに加えて、昨年には人民調解法(2010 年8月18日公布,2011年1月1日施行)の制定に より、調解で合意に至った案件について人民法院が 法的効力を付与する司法確認の制度が法定されるな ど,調解重視の傾向が顕著である16。加えて,激増 する訴訟事件数に対応するため, 最高人民法院が 2009年に「訴訟と非訟を相互に連携させた紛争解決 システムの構築と健全化に関する最高人民法院の若 干の意見」を、2010年に「『調解を優先し、調解と 判決を結合する』業務原則を更に徹底することに関 する若干の意見」を相次いで発出し、調解重視の方 針を打ち出している。このような流れは、行政訴訟 も例外ではなく、それゆえ中国では行政訴訟上の和 解導入の気運が高いのである。

さらに、中国では、民事事件以外にも和解が認め られていることも、行政訴訟上の和解が受け入れや すい社会的素地を形成しているといえる。例えば、 中国の刑事訴訟法では、軽微な刑事事件について、 被害者が人民法院に自訴できる制度があるが(自訴 事件)、これについては、自訴人は被告人と和解を行 って自訴を取り下げることができる(中国刑事訴訟 法172条)。これに対し、日本では刑事事件の公訴権 を検察官が独占し、どんなに軽微な事件であっても 起訴された事件の刑事処罰について和解は不可能で あるなど<sup>17</sup>、民事事件以外への和解の適用が余り考 えられてこなかったという背景があるのではなかろ うか。

このように、中国では膨大な事件数による迅速処 理の要請が高く、かつ、和解を広く認める社会的素 地がありインフラも整備されているのに対し、日本

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> 司法制度改革推進本部内におかれた行政訴訟検討会(第 11回)でも、行政訴訟における和解について議論が交わ された。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/gyouseisosyou/dai11/11gijiroku.html

なお,同検討会第31回では,水野武夫委員が今後残され た課題の一つとして行政訴訟上の和解を挙げている。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/gyouseisosyou/ dai31/31gaiyou.html

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 平成 21 年度 事件の種類と新受件数の推移 地方裁判 所

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 中国の ADR 制度については,住田尚之弁護士の調査報 告が当部のホームページに掲載されている。 http://www.moj.go.jp/content/000073880.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続 に付随する措置に関する法律 13 条~16 条には、いわゆる 刑事和解についての規定があるが、これは飽くまで民事上 の損害賠償に関する和解であるので、本稿では論じない。

ではそのような事情がないことが,日中の行政訴訟 上の和解適用に対する取組姿勢の違いを導いている のであろう。

## 6 終わりに

結局,日中の比較により見えたものは,それぞれ のお国事情や社会的背景事情の違いが行政訴訟上の 和解適用への態度の違いを導いているということに なろうか。こう考えると,中国では近い将来行政訴 訟法に和解が盛り込まれそうであるのに対し,日本 ではまだまだ先の話のような気がする。日本で行政 訴訟上の和解導入の気運が低い原因は,個々の事件 では先にも述べた事実上の和解で解決が図られ,深 刻な被害をもたらした公害訴訟や薬害訴訟などでは, 国家賠償請求の範囲において国との間で和解が成立 するなど,結果的に妥当な解決が図られていること が原因と思われる。しかし,行政の透明性を確保し, 行政の現場で無用な混乱を回避する意味では,日本 においても明文規定を置いて行政訴訟における和解 を導入するのが望ましいと考えている。

## 【参考文献等】

- · 「行政訴訟法」宮田三郎著 信山社
- · 「注釈行政事件訴訟法」南博方編 有斐閣
- 「行政関係訴訟」リーガル・プログレッシブ・
   シリーズ6 西川知一郎編著 青林書院
- 「改訂 行政事件訴訟の一般的問題に関する
   実務的研究」 司法研修所編 法曹会
- 「改正行政事件訴訟法執務資料」 最高裁判所
   事務総局行政局監修 法曹会
- 「行政法」地方公務員新研修選書3原田尚彦著
   (学陽書房)
- 「ドイツにおける行政裁判制度の研究」 司法 研修所編 法曹会
- 「欧米諸国の行政裁判法制について」 最高裁
   判所事務総局行政局監修 法曹会
- · 「中国経済六法」 2010 年度版 日本国際貿

易促進協会

- 法制日報 http://epaper.legaldaily.com.cn/fzrb/content/2011030
   5/Page07TB.htm
- · 全国法規資料庫
  - http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCod e=A0030154
- ・ 最高裁司法統計
   平成 21 年度 行政第一審訴訟既済事件数一終
   局区分及び審理期間別全地方裁判所
   http://www.courts.go.jp/sihotokei/nenpo/pdf/B21D

MIN58~61.pdf

・ 平成 21 年度 事件の種類と新受件数の推移
 地方裁判所

http://www.courts.go.jp/sihotokei/nenpo/pdf/B21D MIN1-2.pdf

- 行政訴訟検討会(第31回)議事録
   http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/gy
   ouseisosyou/dai31/31gaiyou.html
- 同(第11回)議事録
  - http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/gy ouseisosyou/dai11/11gijiroku.html
- 2007 年日中公法学シンポジウム 楊海坤教授
   (蘇州大学法学院)発言原稿

http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programsinenglish/as

ianlaw/japanese/nichu/repo/062.pdf

住田尚之弁護士「中国における ADR 制度の研 究」http://www.moj.go.jp/content/000073880.pdf

~ 国際研究 ~

# インドネシア司法に関する実情調査報告

国際協力部教官

松川充康

## 第1 本調査の概要と目的

1 当職は、平成23年8月8月(月)夕刻から同月 16日(火)までインドネシアに滞在し、インドネ シアの法・司法に関する実情調査を行った。同調 査には、当部石井涼子専門官のほか、草野芳郎教 授(学習院大学、元裁判官)、稲葉一人教授(中 京大学、元裁判官)、大島崇志弁護士(元裁判官)、 稲田龍樹教授(学習院大学、元裁判官)にも御自 身の研究費で同行いただいた。通訳は、日本で工 学博士を取得し、現在はインドネシアで法学修士 課程に在籍しているジョコ氏にお願いした。

日程は、以下のとおりである。

8月9日(火)

インドネシア最高裁判所長官表敬 インドネシア最高裁との協議 鹿取在インドネシア日本国大使表敬

8月10日(水)

南ジャカルタ地方裁判所訪問

- ボロブドゥール(Borobudur)大学での講演 福井信雄弁護士(長島・大野・常松法律事 務所,ジャカルタ駐在)との協議
- 8月11日(木)

司法研究開発研修所訪問

8月12日(金)

日・インドネシア法律関係者交流セッショ ン

JICA, JETRO, ジャカルタ・ジャパン・ク ラブなど, 日系の機関を訪問 福井弁護士, 知的財産権保護強化プロジェ クト<sup>1</sup>長期専門家らとの夕食会

8月14日(日) 城田在デンパサール総領事との昼食会

8月15日(月)

デンパサール地方裁判所訪問

8月16日(火)

ワルマデワ (Warmadewa) 大学での講演

なお、ほぼ全ての日程につき、在インドネシア 日本国大使館の身玉山宗三郎専門調査員に同行い ただいたほか、デンパサールを含む多くの日程に、 タクディル(Takdir Rahmadi)最高裁判事、アグン (I Gusti Agung Sumanatha)裁判官(司法研究開発 研修所・司法研修局長)ほか数名が同行くださっ た。

2 法務省法務総合研究所では、2002 年から 2009 年までは JICA 技術協力の枠組みの下、2010 年から らは独自の取組として、インドネシアに対する法 整備支援を実施してきた。特に 2007 年から 2 年間、インドネシア最高裁判所を対象として実施し た和解調停強化支援プロジェクトを通じ、インド ネシア最高裁判所との協力関係が強まった<sup>2</sup>。その 結果、インドネシア最高裁判所は、同プロジェク ト終了後も、司法制度改革を更に推進していく上

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 同プロジェクトの基本情報は,JICAナレッジサイト内の 情報を参照。<u>http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/4f370</u> 0b697729bb649256bf300087d02/6de16c1a8ff77f69492577040 020afd7?OpenDocument

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 今般同行いただいた草野教授及び稲葉教授は、同プロジ ェクトの国内支援委員として中心的な役割を果たした。

で、和解・調停に限らず、法律分野全般において 日本の知見や経験を学びたいという強い意向を 示している。

そこで、インドネシアからの要望にどう応える か、法律分野での協力・交流をどのように進めて いくべきかを検討するに当たり、インドネシアの 法・司法の実情を正確に把握、理解する必要があ ると考えられたことから、本調査を実施したもの である。

# 第2 インドネシアの裁判所訪問時に得た情報・知 見

以下では、インドネシアの裁判所を訪問した際に 提供を受けた情報・知見を紹介する。

#### 1 最高裁判所長官表敬

インドネシア最高裁側からの発案で、ハリフィン・トゥンパ(Harifin A. Tumpa)最高裁判所長官への表敬訪問が実現した。

- ・2007 年~2009 年までの JICA 和解調停強化支援プ ロジェクトを通じての協力及び 2006 年最高裁規 定集改訂支援(特に第2巻)に改めて感謝を表す る。インドネシアでは,和解調停強化支援プロジ ェクトを通じて制定された 2008 年最高裁規則や 研修教材をきっかけとし,裁判所内外において, 和解・調停といった話合いによる紛争解決システ ムを促進していこうという機運が高まっている。
- ・ 今後も司法改革を遂行していこうと考えているが、
   中でも裁判官その他裁判所職員の人材育成,能力
   強化が大きな課題である。日本には、判決起案能力の向上など、裁判所の人材育成について、引き
   続き協力をお願いしたい<sup>3</sup>。
- ・最高裁判所への上告事件数が膨大すぎるというか

ねてからの課題については、上告できる事件を限 定する上告制限の導入を検討している<sup>4</sup>。この点に ついても、日本の制度を参考にしたいので、情報・ 知見を提供してほしい。

2 最高裁判所との今後の交流・協力に関する協議 長官表敬に続き,アチャ(Atja Sondjaja)最高裁判 事(民事部長),タクディル最高裁判事及びアグン裁 判官と当職らとの間で,今後の交流・協力の方向性 及び内容について,具体的な協議を行った。また, 別機会に,アグン裁判官から,商業裁判所の実情に 関する聴き取りも行ったため,その内容もあわせて, この項内に記載する。

ア 本年11月の来日について

日本の民事訴訟システムや法律家養成の実情など を研究する目的で,本年11月13日~19日の日程で, アチャ最高裁判所判事(民事部長)を団長とし,タ クディル最高裁判事及びアグン裁判官も含めた最高 裁判事及び司法研究開発研修所の幹部裁判官10名 が来日することを合意。5名分の渡航費・滞在費は 法務省法務総合研究所が負担する一方,残り5名分 はインドネシア最高裁が費用を負担することも決め られた。

アチャ最高裁判事らからは、日本の司法研修所で 用いられる教材,民事訴訟のケースマネージメント, 民事訴訟における上告制限及び最高裁の調査官制度, さらに損害賠償額の算定基準といった点を特に学び たいとの意向が示された。(当職から,日本の司法研 修所教材である「民事判決起案の手引」や民事第一 審の流れを説明する動画教材のスクリプトにつき, インドネシア語訳を進めており,来日時にはそれら 翻訳教材の説明も取り入れる方針である旨を説明。 また,既に翻訳済みの部分については、参考資料と して交付した上,簡単な概要説明も行った。)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> インドネシアでは、裁判官候補生・裁判官向けの研修に っき、一定のカリキュラムこそできつつあるものの、教材 や参考資料がほとんどなく、それらの開発が大きな課題に なっている。インドネシア最高裁からは、調停に関するD VD教材開発支援の実績がある日本への期待が強いが、旧 宗主国のオランダが、裁判官候補生研修への支援を取り止 めたことに伴って、その必要性はさらに高まっている。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 上告制限の導入は、かねてから議論されている。2000年 代前半に検討されていた規定案については、山下輝年「イ ンドネシア司法事情」ICDニュース12号(2003年11月号) http://www.moj.go.jp/content/000010280.pdfを参照されたい。

なお,インドネシアの裁判官向け研修の強化については,オランダが支援を行っていたが,既に打ち切られている。オランダの政権交代に伴い,アフリカ重視政策へとシフトしたことが理由であるとのことであった。

イ 法務省法務総合研究所による委託調査について

法務省法務総合研究所では,ジャカルタ駐在の福 井信雄弁護士(長島・大野・常松法律事務所)に対 し,知的財産権の行使も含めた法的エンフォースメ ントの中核である強制執行・民事保全・担保権実行 の実情調査を委託している。

本調査の遂行のためには,資料の提供や実務運用 の実情に関するインタビューといった面で最高裁の 協力が不可欠と考えられるため,当職は,本協議の 場に,福井弁護士にも同席してもらい,アチャ最高 裁判事らに,本調査の内容や目的を説明するととも に,調査受託者として紹介した。アチャ最高裁判事 らには,本件調査への協力を快く引き受けていただ くことができた。アチャ最高裁判事付調査官のエデ ィ裁判官が窓口となり,関連する法律,最高裁規則, 回状などが提供される予定。

ウ 和解・調停制度の普及状況

(アチャ最高裁判事)

- ・調停人養成研修を経て,調停人資格を取得した者 は,既に1000人に達している。JICA 和解調停強 化支援プロジェクトをきっかけに,インドネシア 全体で,紛争を話合いによって解決するシステム を広げていこうという意識が高まっている。
- ・裁判官に対する調停研修についてはもちろんのこと、裁判所外での調停人養成研修においても、日本で本邦研修を受けた人々がトレーナーとして活躍している。
- ・裁判所外で資格ある調停人の下、合意が成立した
   場合、裁判所で所定の手続を採れば、執行力を得
   ることができるが、手続の所要時間は長くても2

週間程度である。なお,労働事件については,特 別の紛争解決システムがあり,裁判所外での合意 に執行力を付与させる手続についても,即日で終 了する。

ただ,実際には,訴訟外で合意が成立した場合に, 執行力を付与する手続まで採られることはまれであ る。

エ 商業裁判所について

(アグン裁判官5)

- ・商業裁判所は、通常裁判所に属しており、中央ジャカルタ地方裁判所を始め、全国で5か所の地方 裁判所のみにある。倒産事件と知的財産権<sup>6</sup>事件 (民事)を管轄している。
- ・商業裁判所の事件を担当するのは、通常裁判所の 裁判官のうち、10年以上の実務経験を積んだ後、 所定の研修を受け、そこでのアセスメントも踏ま え、最高裁判所から資格を付与された者に限られ る。
- ・商業裁判所の事件につき資格を有する裁判官も, 商業裁判所に専属しているわけではないし、人事 異動として,商業裁判所のない裁判所へ異動する ことがある。また,商業裁判所がある裁判所に在 籍している間も、倒産事件や知的財産権事件だけ を担当するわけではなく、別の民事事件や刑事事 件も配転される。
- ・知的財産権保護を図るため、侵害品につき、税関 での水際差止めや国内での裁判所による差止命令 につき、手続の細則を最高裁規則として制定する

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> アグン裁判官は,知的財産分野でも裁判所内で中核的な 役割を担っている。2007年には,早稲田大学の招へいで来 日し,次のような講演も行った(「インドネシアにおける 知財エンフォースメント」<u>http://www.21coe-win-cls.org/acti</u> <u>vity/pdf/14/25.pdf</u>)。

なお、早稲田大学は、同講演を含め、アジアにおける知 的財産法の実情に関する研究をまとめている(<u>http://www.</u> <u>21coe-win-cls.org/activity/index14.html</u>)。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup>インドネシアの知的財産権については、以下のウェブサイト中のリンクが参考になる。

http://www.e-patentsearch.net/database/patent\_database\_free\_indonesia.html

作業を進めている

## 3 司法研究開発研修所

# (BALITBANGDIKLATKUMDIL)訪問

司法研究開発研修所は,裁判官その他裁判所職員 の研修を実施する最高裁判所下の機関である<sup>8</sup>。シャ リフディン (Syarifudin)所長代行,アグン裁判官ら に御対応いただいた。

ア 施設見学

模擬法廷,図書室,講師・研修員用の宿泊施設な ど,いわゆる箱部分の整備は相当に進みつつある。 アメリカの判例集が大きなスペースを占めるなど, 外国ドナーが積極的に文献を寄付している様子もう かがわれた。

また,新たにオランダ語の学習設備が整備されて いるのが印象的であった。インドネシアの民法や民 事訴訟法は,原典がいまだに旧宗主国のオランダ語 で書かれている上,母法の解釈学を学ぶという意味 でも,オランダ語に精通しておくことが,一段階深 い法律学習,研究を可能にする。このような研修設 備の導入は、法律研究に対する姿勢の深化を示すも のと考えられる。

## イ 研修見学

当職らが訪問した際には、調停人資格取得研修, 幹部書記官研修,産業開発裁判所裁判官養成研修が 行われていたが、そのうち調停人養成研修の模様を 見学した。研修員らは、通常裁判所及び宗教裁判所 の裁判官らであり、20名程度の小グループ3つに分 けられ、グループごとに双方向的な研修が実施され ていた。研修員の学習意欲も積極的に見えたが、一 方で、後記の講演時の質疑応答からは、調停に関す る最高裁規則2008年1号につき、執行力の有無など の基本的な事項であっても、必ずしも正確な理解は 行き渡っていないようであった。

司法研究開発研修所所長によると,年間を通じ,裁 判官候補生研修,裁判官継続研修,特別研修(商事, 労働,汚職,調停など),書記官研修など,様々な研 修が入れ替わり行われているとのことであった<sup>9</sup>。た だ,全国で裁判官数が約7000名<sup>10</sup>であり,地方裁判 所だけでも331にのぼる状況<sup>11</sup>では,全国の裁判所, 裁判官に研修の機会を均等に与えることは難しい。 幹部裁判官らは予算上の制約も含め,悩ましい問題 として語っている。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> これら知的財産権侵害品差止めのルール整備は、ジャカ ルタ・ジャパン・クラブを通じ、日系企業が求めているもの でもある。現在進行中のJICA知的財産権保護強化支援プロ ジェクトでも、これらルール規定の整備をプロジェクト目 標達成の外部条件と位置づけている。

なお,当部は,この分野でも,インドネシア最高裁に対 し,日本の法令英訳や資料の提供,日本の知的財産高等裁 判所や税関等の訪問をアレンジするなど,協力を行ってい る。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> インドネシアでは、下級裁判所が通常裁判所,行政裁判 所,宗教裁判所及び軍事裁判所に分かれている。それらの 司法行政権につき,通常裁判所及び行政裁判所は法務人権 省に,宗教裁判所は宗教省,軍事裁判所は国防省にと分か れていたが,2004年に最高裁判所がすべての下級裁判所の 司法行政権を持つ体制に移行した(ただし,税務裁判所は, 引き続き財務省が所管。)。それに伴い,最高裁判所下に 司法研究開発研修所が設置され,裁判官その他裁判所職員 の研修を開始。2008年にはジャカルタ郊外のチアウィ郡メ ガムンドゥンに研修所施設も開設された。

同研修所の体制及び研修の詳細,その他インドネシアに おける法教育の実情については,法務省法務総合研究所が, JICA和解・調停支援プロジェクトで長期専門家を務めた角 田多真紀に委託した調査結果「インドネシア法曹養成制度 及び司法改革計画に関する調査研究」<u>http://www.moj.go.jp/ content/000073986.pdf</u>,「インドネシア最高裁判所司法研修 所における裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討, 及び今後の改善充実の方向性について」<u>http://www.moj.go.</u> jp/content/000073987.pdf を参照されたい。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 2010年の研修実績や裁判官候補生研修のカリキュラム については、角田多真紀「インドネシア最高裁判所司法研 修所における裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討, 及び今後の改善充実の方向性について」<u>http://www.moj.go.jp/</u> content/000073987.pdfを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> BAPPENAS=NLRP(2010) "Statistik Penegakan Hukum tahun 2007. Law Enforcement Statistics 2007.Jakarta."によ ると,通常裁判所裁判官3559,宗教裁判所裁判官3053,行 政裁判所裁判官240,軍事裁判所裁判官94で,合計6946名 である。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> BAPPENAS=NLRP(2010) "Statistik Penegakan Hukum tahun 2007. Law Enforcement Statistics 2007. Jakarta."によ ると,地方裁判所は331,宗教裁判所は343,行政裁判所は 26,軍事裁判所は19である。また,普通高等裁判所は30

<sup>(</sup>州の総数は33であるが,例外的に2州を管轄する高等裁 判所が3つある。),宗教高等裁判所は29,行政高等裁判 所は4,軍事高等裁判所も4である。

ウ 調停人資格取得研修の一環としての日本人教授 による講演実施

調停人資格取得者研修の一環として,草野教授及 び稲葉教授が,話合いでの紛争解決を促進する技法 について,それぞれ「貸金訴訟において金銭の支払 を合意する事例での和解技術」「自主交渉援助型調停 と人間関係調整のトレーニング」との講演を行った。

### 4 南ジャカルタ地方裁判所訪問

ヘリスワントロ (Heriswantoro) 副所長をはじめと する裁判官のみなさまに御対応いただき,また,タ クディル最高裁判事,アグン裁判官もアテンドいた だいた。

ア 副所長からの説明

- ・南ジャカルタ地裁には、23名の裁判官が在籍して おり、いずれも民事、刑事双方の事件を担当して いる。
- ・インドネシアの地方裁判所は、1A、1B、2にラ ンク分けされ、南ジャカルタ地方裁判所は、1A に当たる。下のランクの地方裁判所で所長を経験 した裁判官ばかりが配属されている<sup>12</sup>。
- ・民事訴訟につき、裁判官3名の合議体で審理するが、養子縁組の許可など紛争性が低い、比較的簡易な事件については、裁判官1名で審理することもある。事件担当裁判官は、事件ごとに裁判所所長又は副所長が決定する。
- ・合議体で審理する場合、判決のドラフトは、裁判
   長が行う。どの裁判官も裁判長として担当する事
   件を持っていることが前提である。
- ・訴訟費用は、裁判所所長の決定の形でルールが決められている。訴え提起の手数料は、請求額の多寡にかかわらず、一定である。一方、書類の郵送や証人等の交通費に関しては、当事者や関係者の所在地によって、予納すべき金額が異なってくる。

- ・民事訴訟で判決がなされる前に被告の財産を仮差 押えする手続(日本で言うところの民事保全)は、 制度としてはあるが、抑制的、慎重な運用がなさ れている。仮差押えの発令に当たって、担保を求 めるということはない。
- 一審判決がなされた後、上訴がなされた場合でも、
   判決確定前の執行を認める命令(日本で言うところの仮執行宣言)を出すことがないわけではないが、
   特別必要性が高い場合に限定されている。この発令に当たっては、請求額と同額の担保を立てることが必要とされている。
- イ 和解・調停・ADR に関するセミナーの開催 2007 年から 2009 年まで実施された JICA 和解・調 停支援プロジェクトのフォローとして、インドネシ ア最高裁の主催で、南ジャカルタ地裁の裁判官その 他職員を対象に、草野教授及び稲葉教授が話合いで の紛争解決を促進する技法について、司法研究開発 研修所におけるのと同様の講演を行った。
- ウ 訴訟手続に関するプレゼンテーション

南ジャカルタ地裁の裁判官らから,民事訴訟の第 一審<sup>13</sup>から最高裁の上告審,判決の強制執行までの 流れ,刑事訴訟手続,さらに各種統計につき,プレ ゼンテーションをしていただいた。その際用いられ たパワーポイントはデータとしても提供を受け,日 本語訳した上で公開することの了解もいただいた。 また,当職からの求めに応じ,仮差押えや判決の強 制執行に関する決定書の写し,売買,貸金,離婚な どの事件に関する判決書の写しを提供いただいた<sup>14</sup>。

## 5 デンパサール地方裁判所訪問

ピター (John Piter) 所長をはじめとする裁判官の

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 2010年度インドネシアの裁判官に確認したところでは、 地方裁判所の所長を経た者が高等裁判所の裁判官になる という昇進経路である一方,高等裁判所の裁判官になった 者が、地方裁判所の裁判官になることは原則としてないと のことであった。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 民事訴訟の第一審手続については、山下輝年「インドネ シア司法事情」ICDニュース12号(2003年11月号)<u>http://w</u> ww.moj.go.jp/content/000010280.pdf</u>が詳しい。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> いずれの資料も、インドネシアの法・司法を知る上で有 用な資料と考えられるため、福井弁護士に委託している調 査との連携も視野に、翻訳作業を進めていく方針である。

みなさまに御対応いただき、また、タクディル最高 裁判事、アグン裁判官もアテンドいただいた。南ジ ャカルタ地方裁判所の際と同様、和解・調停・ADR に関するセミナーの開催したほか、ピター所長から、 以下のとおり、説明を受けた。

- ・デンパサール地方裁判所には、16名の裁判官が在 籍している。地方裁判所は、1A、1B、2の三段 階にランク分けされるが、当裁判所は一番上の1 Aにランクされており、下位ランクの地裁で所長 を経験した者ばかりで、経験年数としては20年程 度である。
- ・また,裁判官採用試験合格後の実務研修中である 裁判官候補生が1期当たり6名,合計12名いる。 今は事務や書記官の業務を行っている。また,全 国で10の地裁にいるメンター(教官)は,当裁判 所にはいない<sup>15</sup>。裁判官候補生は,正式に採用さ れると,一番低い2のランクの地方裁判所に配属 される。
- ・デンパサールを含むバリ島では、ヒンズー教徒が 多いが、イスラム教徒以外の離婚事件は、宗教裁 判所ではなく、通常裁判所の管轄である。そのた め、デンパサール地方裁判所では離婚事件がとて も多く、昨年の民事事件 500 件程度のうち、400 件程度は離婚事件である。他の民事事件としては、 契約不履行、土地紛争、不法行為などがある。一 方、刑事事件は、昨年 1300 件程度であった。
- インドネシアでは、夫婦間で離婚の合意があった としても、必ず裁判所の判決を得なければ離婚す ることはできない。離婚訴訟のうち、離婚の合意 があるものは25%程度、離婚に争いがあるものは 75%程度といったイメージである。また、このよ うな離婚制度であるため、私たちにとって離婚事 件で調停や和解が成功するというのは、円満な方

向での調整ができた場合を意味する16。

- ・アダット(慣習法)が適用される典型としては、 遺産分割事件における相続分が挙げられる。現在 16名の裁判官中、バリ出身者は4名であり、他は 北スマトラ出身者が7名、ジャワ出身者が4名、 アンボン出身者が1名であるが、訴訟でアダット を知る必要が生じた場合には、村長を証人として 呼ぶのが通例である。なお、20年ほど前に全国の アダットが編さんされたが、慣習法が変化してい る可能性があるため、参考資料としての扱いにと どまる。
- ・16名の裁判官のうち、6名は産業関係裁判所の裁判官として、労働事件を担当する資格を持っている。この資格を取得するためには、10年以上の実務経験を積んだ後、所定の研修を受け、そこでのアセスメントも踏まえ、最高裁判所から資格を付与されることが必要である。なお、これら裁判官も労働事件だけを担当しているわけではなく、他の裁判官と同様、別の民事事件や刑事事件も配転される。
- ・バリ島の労働事件は、すべてデンパサール地方裁 判所(内に観念される産業関係裁判所)が扱う。
  労働事件においては、上記6名中1名のキャリア 裁判官と、労使それぞれの立場からのアドホック 裁判官の合計3名で合議体を構成する。デンパサ ール地方裁判所では、アドホック裁判官のリスト に載っているのは、労使それぞれにつき各2名で ある。

#### 第3 若干の考察

### 1 裁判官の研修について

日本では、合議体ごとにこれを構成する裁判官は、 ほぼ固定されているが、インドネシアでは、事件ご とに合議体を構成する裁判官の組合わせが異なって

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> メンターシステムその他裁判官候補生研修の詳細については、角田多真紀「インドネシア最高裁判所司法研修所における裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討、及び今後の改善充実の方向性について」<u>http://www.moj.go.jp/</u>content/000073987.pdfを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 日本では調停離婚や和解離婚が許容されているため,日本における離婚事件での調停率を紹介する際などに,誤解が生じないよう留意が必要である。

いる。日本では、この合議体にベテランの裁判長と 若手の裁判官を入れ、しかも合議事件の主任裁判官 に最も若い裁判官を入れた上、判決のファーストド ラフトも主任裁判官の役割とすることで、若手裁判 官に対する OJT の環境を整えているが、インドネシ アの仕組みでは、若手裁判官が一定以上の経験、能 力を有する先輩裁判官と一緒に仕事をする機会を持 つことができず、OJT に限界があると考えられる。

このようにインドネシアでは、裁判官の人事配置 に起因して OJT が十分に機能しておらず、また、執 務の参考になるような教材、資料などの整備も進ん でいない。そのため、裁判官の能力向上を実現して いく方策として、司法研究開発研修所での研修への 依存が大きくなり過ぎであるようにも思われる。

とはいえ,日本でOJT がうまく循環しているのは, 指導者足り得る人材の層が厚いからである。インド ネシアにおいて,日本と同じほどに OJT の比重を高 めるだけの土壌,すなわち,指導者たり得る裁判官 層の厚みがあるとは考えにくい。インドネシアの実 情に応じた研修所での研修,OJT,執務教材・参考 資料整備のベストミックスが検討されるべきであろ う。

#### 2 膨大な上告事件への対応について

インドネシアでは、膨大な上告事件への対応策と して、上告制限導入の議論が再燃している。ただ、 上告制限の導入には、本来下級裁判所が一定水準の 司法サービスを提供していることが前提として必要 とも思われ、制度設計に当たっては、この点の問題 意識も不可欠と考えられる。さらに、商業裁判所や 産業関係裁判所(労働事件を扱う)の事件について は、一審判決に対して、最高裁判所への上告のみが 認められているが、これについても他事件と同様に 上告制限を設けてよいかという問題もある。

なお、日本であれば、金銭請求を始め、給付請求 事件の大半において、無担保で仮執行宣言が出され ており、これが一審重視による紛争解決にもつなが っているが、インドネシアの制度下では、仮執行宣 言はほぼ機能していないと思われ、下級審軽視,最 高裁への上告事件数の肥大化の一因にもなっている と推測される。ただし、日本のような運用を行うこ とができる前提としては、下級審裁判官の能力、判 決の質,それらに対する一般的な信頼が必要であり、 それらがいまだ不十分なインドネシアで全く同様の 制度設計及び運用を直ちに求めることは、困難と思 われる。

## 3 民事保全について

民事保全は債権回収の実効性を高めるために不可 欠な制度であるが、インドネシアでは、有効に機能 していない様子である。民事保全を含めた民事訴訟 について規定する HIR (RIB) 226,227 条によれば、 保全の発令に先だって債権者が担保を立てることは 必要とされていないし、現にそのような運用がなさ れているようだが、これがかえって保全の発令を必 要以上に慎重に、抑制的にしており、結果として債 権者の権利行使を阻害しているように見える。この 点、日本であれば、原則として債権者に担保を求め る一方、比較的柔軟に発令をすることで、債権者と 債務者との利害調整を図っている。

また,HIR(RIB)226,227 条及びヘリスワントロ 副所長の説明によれば,民事保全の申立ては,飽く まで訴訟提起が前提となっていることがうかがわれ る。また,裁判所での調停手続についても,訴訟提 起後にしか認められていない。日本では,民事保全, 調停のいずれについても,訴訟手続とは別個の手続 として,独立に申し立てることが可能であるのとは 対照的である。

#### 4 概要の整理メモ

本調査の結果も踏まえ、インドネシアの法・司法 や法整備支援の概要につき、「インドネシア法・司法 の実情と法整備支援の経過」と題した4ページ程度 のメモをまとめたので、末尾に添付する。

# インドネシア法・司法の実情と法整備支援の経過(2011年10月時点)

法務省法務総合研究所国際協力部

教官 松川 充康

## 1 インドネシア基礎情報<sup>1</sup>

- 面積 約189万平方キロメートル(日本の約5倍)
- 人口約2億3800万人(2010年)
- 首都 ジャカルタ (人口 959 万人: 2010 年)
- 民族 大半がマレー系(ジャワ,スンダ等27種族に大別)
- 原語 インドネシア語
- 宗教 イスラム教 88.6%、キリスト教 8.9%(プロテスタント 5.8%、カトリッ ク 3.1%)、ヒンズー教 1.7%、仏教 0.6%、儒教 0.1%、その他 0.1% \*世界最大のイスラム人口を有する
- 政体 大統領制,共和制
- 国家元首 スシロ・バンバン・ユドヨノ大統領(2009年10月20日二期目就任、任期5 年)
- 1人当たり GDP

3005 ドル(2010 年)←1283 ドル(2005 年)

ASEAN における位置づけ

<u>ASEAN 事務局や ASEAN 常駐代表委員会(大使級)が置かれているほか,</u> <u>ASEAN 日本政府代表部もインドネシアに。</u>

#### 2 インドネシア法・司法制度の概要

- (1) 統治機構及び裁判所機構
  - 末尾の図面参照2

通常裁判所裁判官 3559, 宗教裁判所裁判官 3053, 行政裁判所裁判官 240, 軍事裁判所 裁判官 94 で,合計 6946 名(最高裁判所裁判官は約 60 名)。

上訴率が高く、最高裁の膨大な未済事件数がかねてから問題となっている。

(2) 法令の整備状況

会社設立の手続など,外国企業からの投資呼込みの「入り口」部分に関する法律は比較的整備。知的財産権法など,いわゆる経済法に属する法律も整備が進展。

↓しかし,

<sup>\*&</sup>lt;u>ASEAN は、人口が約5億 8000 万人</u>で、<u>わが国の貿易先としてはアメリカ</u> を上回り、中国に次ぐ規模。

<sup>1</sup>外務省ウェブサイトを参考にした。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 島田弦「インドネシア」『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会を参考とした。

民商事法全体の体系にとって、<u>基礎工事部分ともいえる民法及び民事訴訟法(民事保</u> <u>全・民事執行も含む。)については、オランダ統治時代のオランダ語で書かれた法律が</u> <u>いまだにそのままで、時代の変化にまったく対応できていない。</u>民事訴訟につき、最高 裁通達で埋め合わせることも多いが、一般人にとって入手が容易でなく不透明。

(3) 法運用の実情

行政,司法ともに,汚職の問題に加え,公務員や裁判官の能力の問題を原因として, その<u>法運用は予測可能性,透明性ともに欠けている<sup>3</sup>。主要なビジネスリスク</u>としても 繰り返し指摘されている。

また,法律家であっても,漠然と「実務はこうなっている。」という説明にとどまり, 法律上の要件や効果を意識した法的議論をできない人が少なくない。

## 3 法学教育,裁判官養成制度の実情

- 大学における法学教育 講師が逐条解説的に自分のノートを読み上げ、学生がそれを書き取るというものが多い。ケース検討・研究のようなことはあまりなされない。
- (2) 裁判官採用試験及びその後の研修
  - ・ 検察官,弁護士とは,採用試験も研修も別。
  - ・採用後の研修として、2年間で集合修習と実務修習を計3回往復するシステムを2011 年から開始。裁判官の職務だけでなく、組織マネジメントや書記官事務も。
  - 日本の白表紙に当たるような教材はない。研修の質を安定させるため、標準的な教材の開発が課題となっている。
  - ・ 裁判官の OJT を意識した人員配置,執務室設計がなされているとは言いがたい。

#### 4 法整備支援の経過

2002年	JICA 枠組みによる交流開始
2007年4月~2009年3月	JICA 和解・調停支援プロジェクト
	成果物① 2008 年調停に関する最高裁規則及び注釈書
	成果物② 調停人養成研修のカリキュラム及び教材
2009 年	同プロジェクトフォローアップ研修
2010年3月	当部予算にて、インドネシア最高裁アチャ民事部長などを招

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> ジャパンジャカルタクラブによる提言「黄金の5 年間に向けて-ビジネス環境の改善に向けた日本企業 の提言-」(2010年1月)<u>http://www.jjc.or.id/picture/iken20100122JPN.pdf</u>

<sup>・「</sup>インドネシアが取り組むべき課題は無数にあるが,我々は,とりわけ2つのL,すなわち,法的不透明性("Legal Uncertainty")と,インフラの欠如("Lack of Infrastructure")については早急な解決が求められていると考える。」

<sup>・「</sup>法の信頼性確保のため、行政、司法を含め、予見可能で統一的な法解釈とその迅速で的確な執行が求められる。」

	へい。JICA プロジェクトを通じて形成された人的信頼関係を
	基礎に、今後も交流を続けていくことに。
2010年8月	当部予算にてインドネシアを1週間程度訪問。草野教授など
	と共に、和解・調停普及セミナーに協力するとともに、インド
	ネシアの裁判官養成制度に関する調査を実施。
2010年11月	インドネシア最高裁判事ら 10 名が 1 週間程度来日(5 名は
	当部予算による招へい,残り5名はインドネシア側負担)。司
	法研修所などを訪問し、日本の法曹養成制度を研究。
2011年8月	インドネシア現地における法・司法の実情調査
2011 年 11 月	インドネシア最高裁判事ら 10 名が 1 週間程度来日(5 名は
	当部予算による招へい,残り5名はインドネシア側負担)。日
	本の法曹養成,民事訴訟などを研究。

# 5 インドネシア法・司法に関する調査活動

(2010 年度)

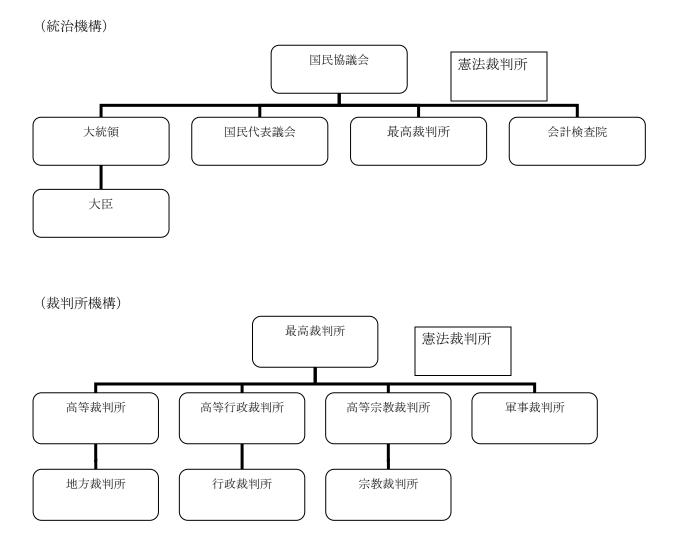
- ・角田多真紀(弁護士,元長期専門家)「法曹養成制度及び司法改革計画に関する調査研究」
- ・角田多真紀「最高裁判所司法研修所における裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討,および今後の改善充実の方向性について」
   (2011 年度)
- ・福井信雄(弁護士,長島大野常松法律事務所,ジャカルタ駐在)「インドネシアにおけ る強制執行,民事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」
- ・島田弦(名古屋大学准教授,インドネシア法学者)「インドネシアの民事訴訟における第 一審判決と上訴に関する調査研究」

# 6 インドネシアにおける法整備支援ニーズと今後の方向性

- (1) 基本的な位置づけ
  - ア インドネシアはわが国政府にとって法整備支援重点国の1つ<sup>4</sup>。
  - イ 法整備支援全般につき,政府インターネットテレビ(内閣府)での広報動画「法 制度整備支援~法律づくりと人材育成の国際協力~」<sup>5</sup>
- (2) 具体的なニーズの例
  - ア 民法,民事訴訟法といった基本法の整備
  - イ 裁判官研修制度(OJT や教材開発を含む。)の改善・充実
  - ウ 基本的な法的思考や倫理観を備えた法律実務家の育成

<sup>4</sup> 第13回海外経済協力会議を踏まえた法制度整備支援に関する基本方針(平成21年4月)

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> <u>http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg5316.html</u>



~活動報告~

# 日本・ネパール捜査訴追実務に関する比較研究

2011年9月,国際協力部では、ネパール連邦民主 共和国の上級検事2名を招へいし、大阪、札幌及び 函館の3か所において、主として日本とネパールに おける捜査訴追の実務と検察官の職務についての比 較研究を企画実施した。以下はその活動報告である。

## 1 ネパールにおける法整備の状況と今後の課題

ネパールでは、2008 年5月 28 日に王政の廃止と 連邦民主共和制への移行が宣言され、制憲議会によ り、憲法制定作業が進められている。これと並行し て、法制度の近代化を目指し、19 世紀に制定され、 現在もなお効力を有する「ムルキ・アイン法典」(「国 法典」一民事実体法、民事手続法、刑事実体法、刑 事手続法の4分野を包摂する基本法典)の分割・再 編纂作業が行われており、これまでの我が国の支援 は、この作業への支援が中心となっていた。この分 割・再編纂作業は、本年初頭に民法、民事訴訟法、 刑法、刑事訴訟法、量刑法及び「調整法」」の草案が 制憲議会に提出されたことによって一段落し、今後 は、これらの法令の議会審議を見守りながら、これ らの法令が成立した後にその運用に不可欠な体制作 りや、関連法令の整備に取り組むことになる。

しかし、それ以上に急務となっているのは、司法 への国民の信頼を損なう大きな問題として残ってい る「不処罰」(impunity)問題<sup>2</sup>及び訴訟遅延の現象を 解消するための裁判官・検察官等の執務能力の向上 国際協力部教官 森 永 太 郎

と裁判所・検察庁の事件処理・管理能力の強化であ る。ネパール側関係者はいずれもこのような問題意 識を持っており、この点についての我が国による支 援を強く望んでいる。

## 2 ネパールに対する我が国の法整備支援の現状

ネパールと我が国の関係は伝統的に良好であり, 現在日本は対ネパール2国間援助の主要ドナーであ る。我が国の対ネパール民主化平和構築支援におい ては,その内容として「法制度整備に関する支援」 が盛り込まれており<sup>3</sup>,現在この方針に沿って支援が 継続している。

ネパールに対する法整備支援は、国際協力機構 (JICA)が実施している「民主化プロセス支援プロ グラム」の下、民事分野では2009年度~2011年度 の3年間にわたる国別研修「民法及び関連法セミナ ー」が進行中<sup>4</sup>であるほか、刑事分野については2010 年度に「刑事司法制度及び刑事手続に関する比較研 究」と題する本邦研修が実施された。また、日本弁 護士連合会から函館弁護士会所属の平井克宗弁護士 が2010年7月29日からネパール最高裁判所にJICA 長期専門家(法整備アドバイザー)として派遣され、 調査及び助言活動に従事している。

法務総合研究所では、上記プロジェクトの日本側 アドバイザリーグループに国際協力部教官を参加さ せているほか、同プロジェクトの一部を構成する本

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 民法・民訴法・刑法・刑訴法及び量刑法が他の既存法 令に影響する部分を調整する法律

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>「不処罰」と訳しているが、犯罪者が適正に処罰されず に野放しになっていることを意味する。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 外務省

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nepal/pdfs/h\_shien.pdf 参照
 <sup>4</sup>現在,JICAではこの国別研修の枠組み内で,先に制憲 議会に提出された民法草案についての解説書を作成する 支援をしている。

邦研修,上記刑事関係の本邦研修,国際協力部教官 による比較刑事法の現地セミナー及び現地調査を実 施してJICAに協力してきた。

また、JICA の活動と並行して、2010年1月には、 ネパール最高裁判所判事を「法整備支援連絡会」に 招いたほか、同年3月及び2011年3月には国際協力 部教官がカトマンズに赴き、調査活動及び現地での 刑事法セミナーを実施しており、これらの活動を通 じてネパール側法務・司法関係者との良好な信頼関 係が築かれている。

#### 3 本研究実施に至る経緯

本研究は、ネパールの刑事事件捜査及び訴追実務 の現状を憂慮した前ネパール検事総長ユバ・ラジ・ サングロウラ氏<sup>5</sup>の要望に応えて法務総合研究所国 際協力部が企画実施したものである。

上記のとおり,ネパールにおいては,長期にわた った国内の武力紛争とその後の政治的混乱の中で, 犯罪者が適正に処罰されずに野放しになっていると いう事態が継続していることが,民事における訴 訟・執行の遅延の問題とともに,国民の司法不信を 増大させる大きな原因になっている。この不処罰問 題は,武力紛争と王政崩壊後の政治的な混乱に伴う 政党の乱立と,政党の行政・司法への不当な介入に より助長されている面が大きいが,その一方で,警 察・検察の組織的能力の低さ及び検察と警察の関係 の悪化もその大きな要因になっている。

この点につき,筆者は,2011年2月から3月にか けて実施した現地調査の折にサングロウラ前検事総 長と会談する機会を得た。サングロウラ氏によると, ネパールの捜査・訴追に関する諸制度は日本のそれ と基本的には大差はないと考えられるが,ネパール においては検察の能力が低下し,警察との協調関係 が崩れている結果,公判維持に耐え得るような証拠 の収集がおろそかになり,検察はまともな立証活動 ができないという,極めて深刻な事態に陥っている とのことである。そして,サングロウラ氏から,筆 者に対し「優秀な幹部検察官を日本に研修に行かせ, 彼らに日本の検察官がどのようにして実際に警察を 適切に指揮し,連携・協力関係を保っているのかを つぶさに観察させたい」との要望が表明された。

これを受けて,国際協力部では検討を重ねた結果, サングロウラ氏の要望に応えることは、ネパール検 察の深刻な支援ニーズに少しでも応えることになる ほか、我が方にとっても、ネパールの幹部検察官か らネパール検察の抱える問題点や改革へ向けた進捗 状況などについての最新情報を得ることができ、今 後の協力関係を検討するに当たって有益であると考 え,ネパールから幹部検察官2名を招へいして本研 究を実施することとした次第である。実施に当たっ ては、可能な限り先方の要望に応えるべく、日常的 な検察官の業務,特に警察とのやり取りを中心に, 我が国の検察実務を「体感」できるようなプログラ ムを構成し、かつ、大規模な検察庁における業務と 小規模な検察庁における業務の比較ができるように 配慮し、さらには、検察官の指揮を受ける立場にあ る警察及び対立当事者である弁護人の視点について も知ることができるよう、訪問する地方検察庁に対 応する警察及び弁護士会との会談などもプログラム に盛り込むこととした。

さらに、ネパール検事総長府からは、事前に、

- ・警察官又は検察官による立件手続及び証拠収集手 続
- ・刑事事件における警察と検察の協働
- ・検察官による警察に対する指揮・監督の実際
- ・警察の捜査官と検察官との組織的・人的関係

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> Dr. Yubaraj Sangroula。前職はカトマンズ法科大学総長で 比較刑事法の専門家。検事総長在職は2011年2月14~8 月30日と短期間であったが,その間,ネパール検察の建 て直し策を強力に推進し,「首都検察」の構築,「検察研修 センター」の設置,カトマンズ警察との関係改善などを実 行した辣腕の人物である。制憲議会第2次延長期間の終了 時である2011年8月31日を前に,首相の辞任に伴い辞職 (ネパールの検事総長職は政治職であり,首相と運命を共 にする)した。現検事総長は弁護士出身のムクティ・ナラ ヤン・プラドハン (Mr. Mukti Narayan Pradhan)氏(2011 年9月8日~)。

・起訴状の作成とその内容

## ・第一審公判と証拠の提出

などに特に興味がある旨の連絡があり,「刑事捜査・ 訴追に関してはどのような小さなことでもこの目で 見て知りたい」旨のメッセージが添えられていたこ とから,制度説明のようなことは必要最小限にとど め,可能なかぎり現場の生の姿を観察できるように 配慮した。

### 4 概要

- (1) 実施期間·日程
  - ① 期間:2011年9月7日(水)~16日(金)
  - ② 日程:別添日程表のとおり

(2) ネパール側参加者

 ネパール検事総長府上級検事 ユバ・ラジ・ スペディ (Yub Raj Subedi)氏

スペディ上級検事は、日本で言えば最高検察庁 に相当するネパール検事総長府の筆頭上級検事で ある。同検事は、1955年生まれ、1978年に高等学 校の教師となったが、その翌年には行政官に転じ、 食料農業省事務官、最高監査院監査官、司法省事 務官、商業大臣秘書などを経て、1993年に検察官 となり、検事総長府をはじめとして多くの地方検 察庁、高等検察庁に検事補又は検事として勤務し、 2001年から 2005年にかけて権力乱用調査委員会

(CIAA)<sup>7</sup>に出向し,その後に検事総長府の上級検 事に就任したという,実に経験豊富な検事である。 現在では,最高裁判所で争われる重要事件への立 会いや,全国の刑事・民事事件の監視,担当検事 に対する助言指導のほか,各省庁に対する法律的 な助言を任務としている。敬虔な仏教徒であり, メディテーション(瞑想)を日課としているとの ことである。



スベディ上級検事



ポカレル上級検事

② ブトワル高等検察庁上級検事 スルヤ・プラ サド・ポカレル (Soorya Prasad Pokharel)氏 ポカレル上級検事は、ブトワル高等検察庁の長 官である。同検事は、1963年生まれで、1982年にト リブヴァン大学法学部を卒業後、カトマンズ地方 裁判所の法律助手としてキャリアをスタートし、 検事総長府助手を経て、1990年に地方検事に任命 された後は高等検察庁検事補、税務局付検事補、 CIAA 付検事補、検事総長府検事補、ディパヤル高 等検察庁検事を経て2010年から現職を務めている。 スベディ検事とは異なり、ヒンドゥー教徒である 由。幅広い行政職の経験を持つスベディ検事と対 照的に、いわば生え抜きの現場検察官といった印 象があり、発言の端々にも公訴官らしい力強さを

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> ネパールの検察制度の概要については別添メモを参照 されたい。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> Commission for the Investigation of Abuse of Authority。1991 年の設置法により組織された汚職防止活動及び汚職事件 の捜査訴追を専門とする独立委員会。独自の起訴権限を持 ち,暫定憲法上でも明文で認知された委員会である。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> Butwal Appellate Government Attorney's Office。ブトワルは, 西部(Western Region) 3地区(Zone)のうち最も南側に あるルンビニ地区(Lumbini Zone)の中心都市。カトマン ズの西方約240kmに位置する。人口約60万人。同市のあ るルンビニ地区は釈迦の生誕地であることで有名である。 なお,英語に対応する日本語表記は「ブトワル控訴審級検 事事務所」とでもするのが正確ではあろうが,分かりやす くするために「高等検察庁」の語を充てている。

感じさせる人物である。

- (3) 活動内容
- ① 大阪セッション
- 大阪高検検事長・大阪地検検事正表敬
- 大阪地検業務概要説明
- ・業務説明「検務事務―大規模庁における事件管
   理」
- ・講義「日本の刑事訴訟における捜査・立証の概
   略」
- ・座談会「検察実務が抱える諸問題―国民の信頼確 保に向けて日本及びネパールの現状比較」(法務 省特別顧問・最高検検事・アジ研教官が参加)
- ② 札幌セッション
- ・札幌高検検事長・札幌地検検事正表敬
- ・札幌地裁所長表敬・刑事公判廷傍聴・担当裁判官
   との質疑応答
- ・アジア刑政財団(ACPF)札幌支部講演会「ネパ ール新憲法の制定と今後の検察」
- ③ 函館セッション
- ・函館地検検事正表敬・函館地裁所長表敬
- ・庁舎見学・業務説明「小規模庁における事件管
   理・事件処理」
- ・座談会「現場検察官から見た検察と警察の関係」
- ・模擬弁解録取
- ・事件相談見学
- ·北海道警察函館方面本部見学
- ・函館弁護士会訪問
- ・総括質疑応答

#### 5 実施結果

## (1) 大阪セッション

大阪では、高検・地検への表敬訪問のほか、セッ ションの主要目的2つあった。一つは、今回の研究 活動全体にわたるオリエンテーションに続き、大阪 のような大規模長における業務の実際、特にネパー ル側が関心を持っている検察庁における事件管理の 実務を観察してもらうこと、そしてもう一つは、近 時新たに設置された最高検察庁の「国際分野専門委 員会」の関係者との座談である。

大阪地検の業務説明及び施設見学等

最初に、大阪地方検察庁の検務検察官から検察庁 における事件取扱いの流れについて詳しい説明がな された後、事件記録の受付を行う部署から始まって 証拠品担当部署, 令状担当部署, 犯歴担当部署, 執 行担当部署、徴収担当部署、記録担当部署などの見 学が行われた。両検事は、日本の検察庁における高 度にシステム化された事件管理の様子を目の当たり にし, また, 各部署において担当係員に詳細な質問 をし、それに対して的確な応答がなされたことにか なりの感銘を受けたようで、「管理システムもさるこ とながら, 各部署において, 担当係員がいずれも自 らの担当する仕事に誇りと責任感を持って当たって いることが彼らの表情や言葉の端々に感じられ、す ばらしいことだと思った。日本のシステムがきちん と機能していることの裏にある秘密を見たような気 がする」と述べていた。

また,記録の保管・管理については非常に大きな 興味を示し,多くの質問をした。スペディ検事によ ると「この点は特に日本から学ばなければならない。 ネパールでは刑事事件記録も裁判所が保管すること になっているが,保管施設の不足や老朽化,そして 何よりも管理責任の不明確さ,担当者の無責任など が相まって,記録が失われたり,汚損して使い物に ならなかったりしている。そのため,被告人の前科 の内容すら不明ということも多く,適切な訴追・処 罰に悪影響を及ぼしている」とのことであった。

② 最高検察庁「国際分野専門委員会」との座談会 この座談会は、今回のネパールの幹部検察官の来 日が、国際分野で求められる法務検察職員の役割や、 収集される情報の集積・活用方策を検討する上で必 要な、他国の刑事司法の実情とその問題点に関する 情報や、彼我の比較を通じて日本に参考となる情報 を得る場として好適な機会であり、かつ同委員会が 国際協力(法整備支援)の必要性についてさらに認 識を深めることに資すると考え,企画されたもので ある。同委員会からは横田洋三参与(法務省特別顧 問・(財)人権教育啓発推進センター理事長),田内正 宏座長(最高検察庁公安部長),山下輝年委員(法務 総合研究所国際協力部長)及び藤田勇志委員(東京 地方検察庁総務部上席検務専門官)の4名に加え, 法務総合研究所国際連合研修協力部の野口元郎教官<sup>9</sup> も参加され,国際協力部教官も交えて行われた。

概ね3時間にわたった座談会の最初にスペディ検 事及びポカレル検事によるネパール刑事司法の実情 に関する発表(発表内容については発表原稿の和訳 を添付したので参照されたい)が行われ,引き続い て発表に関する質疑応答,そして自由討論と続いた。



大阪高検検事長・次席検事表敬



大阪地検検事正表敬



座談会の様子

# (2) 札幌セッション

札幌においては,高検・地検への表敬のほか,行 事としては,裁判傍聴とアジア刑政財団札幌支部の 招きによる講演会が主たるものであった。また,札 幌地裁の御好意により,所長への表敬訪問も実現し た。



札幌高検検事長表敬



札幌地検検事正表敬

札幌地裁での刑事裁判傍聴

刑事裁判傍聴はネパール側からの要望にもあった もので,正式裁判の手続を理解するには実際の裁判

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 野口教官は、カンボジアのクメール・ルージュ政権によって行われた犯罪を裁く「カンボジア特別法廷最高審裁判 部」(Supreme Court Chamber, Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia)の裁判官でもある。

を傍聴することが何よりである。札幌地裁の配慮に より,閉廷後,担当裁判官との質疑応答も行われた。 事件は夫婦間の傷害事件で夫が内妻に暴力をふるっ て怪我をさせたというもので、自白事件であるが、 同種事件で保護観察付きの執行猶予中の犯行であっ たことから、体刑が選択されれば実刑を免れない事 案であり,被害者である内妻が弁護側情状証人とし て出廷し、実刑回避を訴えた点に特徴があった。情 状証人の尋問に加え、かなり入念な被告人質問が行 われた。傍聴したスペディ検事、ポカレル検事は、 非常に丁寧な裁判官の訴訟指揮と、弁護人、検察官 による尋問に加え,裁判官自身が,被告人の反省の 程度や社会内更生の可能性の有無を確認するために 入念な補充尋問をしたことに相当感心したようであ り、閉廷後の質疑応答でも担当裁判官にその点につ いて重ねて質問をしていた。



札幌地裁所長表敬



担当裁判官との質疑応答

② アジア刑政財団 (ACPF) 札幌支部における講演 アジア刑政財団の御好意により,札幌市内のホテ ルにおいて講演会と懇親会が開催された。講演では, 両検事がネパールの新憲法制定の進捗状況と新憲法 下におけるネパールの刑事司法制度の在り方につい て発表した。その後講演会参加者との懇親会では, 終始和やかな雰囲気で歓談が行われた。両検事は ACPF 札幌支部の会員である多くの保護司の方々に 取り囲まれ様々な質問を受けたようである。両検事 とも保護関係者の犯罪者更生に向けた熱意に感じ入 っており,その後,この札幌での懇親会について, 忘れられない思い出の一つである旨語っていた。



ACPF 札幌講演会



懇親会にて

なお,札幌では,全く予定していなかった出来事 がひとつあった。朝,函館に異動するためにホテル から札幌駅に向かうと,駅前に交番があり,ちょう ど助女性警察官が立ち番をしていた。スペディ検事 は,それまでの行程で何度も「日本では,路上をあ るいていても警察の存在をぜんぜん感じない。それ なのにこれほど治安が保たれているのは驚きである。 カトマンズだったら市内の道路には警官がうようよ している。それなのに治安がよくない。いったいど うなっているのだ?」と言っていたので、せっかく だから日本の交番もご覧願おうととっさに考え、勤 務中に誠に恐縮であったが、女性警察官に「すみま せんが、ちょっと交番を見せてくださいませんか?」 とお願いしたところ、一瞬驚かれた様子であったが、 すぐにニコリと笑われ、「どうぞどうぞ」と交番の中 を見せてくださり、相勤の男性警察官お二人ととも に勤務体制などについて説明までしていただいた。 両検事は交番の親切な対応に少々驚いたようである が、「日本の交番が市民の信頼を得て見事に機能して いることがよく分かった。犯罪のない社会に向けた 真摯な努力を感じる」と感心していた。

#### (3) 函館セッション

今回の全行程の中で、両検事が日本の捜査訴追実 務をつぶさに観察することができたのが、函館での 3日間のセッションであった。本研究の眼目は、大 規模庁(大阪地検)と小規模庁(函館地検)におけ る検察実務を比較し、それぞれに工夫がなされて大 規模庁でも小規模庁でもそれぞれに検察としての適 正な機能を十分に果たしていることを理解してもら うことと、検察・警察の日常の仕事を、その現場に おいてできるだけリアルに理解してもらうことにあ った。その目的は、全庁を挙げてプログラムを企画 実施してくださった函館地検を始め、函館地裁、北 海道警察函館方面本部及び函館弁護士会の御協力で 十二分に果たせたと考える。

# ① 業務説明·庁舎見学·函館地裁表敬

赤根智子検事正から函館地検の業務概要説明を受けたほか,庁舎内各部署を見学し,各部署の係員に 質疑に応えていただいた。両検事は各部署において 細かいことにも興味を持ち,あれこれ質問を続け, 小規模庁においても大規模庁と何ら異なることなく, 職員がそれぞれの仕事に誇りと責任を持って取り組 んでることを改めて感じた様子であった。



函館地検検事正室にて



ゴム印に興味津々のスベディ検事



函館地裁所長表敬

### ② 検察官との座談会

検事正,次席検事,三席検事ほか数名の検察官出 席の下,討議が行われた。三席検事からは、ふだん の捜査に当たって警察官との信頼関係を保つのにど のような努力が払われているか,捜査指揮に関して どのような点に留意しているかなど,日本において はなぜ検察・警察の関係が概ね良好に保たれている かなどについて意見が述べられたほか,スペディ検 事からは、これらの点についてネパールの現状につ いて説明がなされた。同検事によると「ネパールに おいても、検察官と警察官との個人的関係は極めて 良好である。裁判官や弁護士との関係もそうだが、 要するに狭い世界であり、お互いに知り合いであっ て、人的関係では何の問題もない。ところが、これ が組織同士の関係となると奇妙なことに全く別の様 相を呈する。恐らくそれぞれの職にある者が各自の プロフェッショナルとしての役割・機能を日本ほど にはわきまえていないところに原因があると思われ るが、未だによく分からない。加えて各組織が極め て強い政治的な影響を受けることにも大きな問題が ある。」とのことであった。また、同検事は「ネパー ルでは,警察が刑事事件捜査を軽視する傾向があり, しかるべき訓練も未だ受けていないような若年の警 察官に任せきりにしてしまい、その結果適切な証拠 収集ができていないほか、捜査した事件のその後の 処理についてはひどく無関心で、検察に事件送致を してしまえば、あとは警察の仕事ではない、とばか りに放り出してしまうという問題がある」など、事 件捜査, 訴追実務についての幾つかの深刻な事態に ついて率直に語った。



函館地検検察官との座談会

#### ③ 模擬弁解録取

筆者が 2011 年3月の現地調査時に検事総長府側 と会談した際には、先方からは、「可能であれば検察 官による実際の取調べを見学したい」との要望があ ったが、これに応じるのは無理なので、実際の弁解 録取とほぼ同じやり取りを三席検事室において再現 し、見学してもらうことにした。しかし、見学する にしても、そのやり取りが何であるのか分からなけ れば意味がないので、実際の捜査の流れや、通常の 事件で典型的に収集される証拠や捜査書類がどのよ うなものであるかも含めて全体を理解してもらうた め、国際協力部教官において、事件記録(警察から の送致記録に、検察官が作成する勾留請求関係の書 類及びその後の補充捜査指揮に基づいて警察から送 られてくる関係書類からなるもので、これに基づき 検察官が処分をする直前の状態のもの)を英文で作 成し、両検事に配布するとともに、この内容に沿っ て、三席検事と被疑者役の若手検事ほか事務官も加 わって、弁解録取の状況を英語で演じた。両検事は この迫真の演技を熱心に見学した後、幾つかの質問 をし、被疑者に対する権利告知や弁解の聴取につい て正確に理解することができた模様である。

# ④ 函館弁護士会訪問

捜査公判を通じて検察官とは対立関係にある弁護 士の視点についても学ぶことが大切であると考え, 函館弁護士会の御好意により同会訪問が実現し,刑 事弁護を取り扱われる弁護士との座談会開催となっ た。スペディ検事らは,刑事手続の中では終始警察・ 検察とは対立緊張関係にある弁護人も,プロ法律家 として責任感を持って被疑者・被告人の権利保護に 尽力していることや,対立当事者でありながら検察 官との間でも互いにプロフェッショナルとして認め 合い,良好な関係にあることに感銘を受けた様子で あった。



函館弁護士会にて



座談会の様子

⑤ 北海道警察函館方面本部見学

函館方面本部には本研究において多大な御協力を いただいた。本部長からの方面本部管内の状況につい て詳しい説明の後, 警察官の装備点検, 各課や科学捜 査研究室,機動鑑識車両などを見学し、さらには第一 線の幹部捜査官の方々と懇談する機会まで設けられ た。両検事にとっては、日本の刑事警察の現場を自ら の目で確認でき、現場の捜査官から直接話が聞けると いう貴重な機会であった。方面本部の見学と捜査官と の会談を通じて,両検事は日本の警察がなぜ国民の信 頼を勝ち得ているのかを理解したようである。スペデ ィ検事は、その後も「北海道の第一線の捜査官に、仕 事上何が一番プレッシャーになるか、 と聞いたら、 即 座に『国民の目です』との答えが返ってきたことには 驚き,感動した。彼らがプレッシャーを感じているの は、上司でもなく、検察官でもなく、政治家でもなか った。警察官一人一人が国民を思い、国民のためにが んばっていることがよく分かった。」と筆者に述べ、 ネパールの検察・警察に足りないものの一つだ、と言 って日本の警察官の責任感の強さをうらやましくさ え思っている様子が窺われた。



熱心に説明をしてくださる本部長



第一線捜査官の方々と



薬物検査機器の見学

## ⑥ 事件相談見学

三席検事と函館中央警察署の御好意により,捜査 上の秘密事項や被疑者の人定等が分からないように 配慮しながら,警察官による検察官との事件相談の 様子を見学してもらった。事案は,横領になるのか, 詐欺になるのか,あるいは背任になるのか,擬律判 断の難しい事件であったが,両検事とも強い興味を 示し,ネパール法上であればどうなる,といった議 論までしていた。

## ⑦ 総括質疑応答

セッションの最後に、再び検事正以下検察官が参加し、全体的な総括質疑応答を行った。スペディ検 事からは、前日の座談時に引き続き、ネパールの実務や制度に関する問題についての説明が幾つかなさ れた。

実務上の問題として同検事が上げたのは,被疑者 取調べの問題である。ネパールでは,被疑者取調べ は警察官が単独ではこれを行うことができず,尋問 手続の適正を担保するため、必ず検察庁に引致して 検察官の面前で警察官が尋問をしなければならない そうで、実際にそのとおりの取調べが行われている そうである。ところが、警察は、その担当を未だ捜 査官としての訓練など全く受けていない、末端の巡 査(しかも、往々にして読み書きができるというだ けの理由で試験もなしに採用された若年の警察官) に任せてしまうため、そのような巡査が幾ら検察官 の前で尋問を行おうとしても、まともにできるはず もなく、さりとて、検察官が自ら尋問しようにも、 関連資料がほとんど送られてこないためどうするこ ともできない、という事態が頻繁に生じているとの ことである。

また、制度面では、一例として、勾留期間につい ての次のような問題があるそうである。すなわち、 ネパールでは、共犯事件の場合、勾留期間は人単位 ではなく、事件単位で進行するとのことである。つ まり、共犯事件の場合、一人が捕まると、勾留期間 が進行し始め、その終期までに他の共犯者が捕まら ないとその共犯者の勾留が不可能になるというので ある。我々からみれば制度的欠陥というほかないよ うな気がするが、そのため、組織犯罪の場合、幹部 は軽輩に金をつかませて出頭させ、その勾留期間が 終了するのを待ってから堂々と裁判に出廷し、否認 をするということが多く見られるとのことである。 刑事事件捜査関係者のモラルも向上と共に、このよ うな制度的な欠陥を是正していくこともこれからの 大きな課題であるとのことであった。

なお,この総括質疑応答のセッションでは,最後 に NHK 北海道支局の取材が行われた。両検事もこ れを快諾し,スベディ検事が記者の質問に答えて日 本の刑事司法についての感想を述べるとともに,日 本の治安の良さ,特に警察が路上でのプレゼンスを 感じさせないのにこれほどの良好な治安が保たれて いることや,高位の裁判官や検察官などが何ら護衛 なしに夜間でも一人歩きができることに感心した旨 述べていた。



総括質疑応答



テレビ取材を受けるスペディ検事

#### 6 所感

今回の比較研究は、既に述べたとおり、ネパール の幹部検察官に、可能な限り日本の捜査・訴追実務 を体感してもらい、そこで得たものを今後のネパー ルの刑事司法改革に役立ててもらうとともに、我が 国による今後のネパールに対する法整備支援の在り 方を検討する資料にすることが大きな目的であった が、それと共に、日本側がネパールの刑事司法の実 情に接することにより、何らかの刺激を受け、少し でも我が国の刑事司法の在り方を再考するきっかけ になればという思惑もあった。これらの点について は、本研究は概ねその目的を達したと言って差し支 えないと思われる。

筆者はこれまでにネパール向けの刑事関係の本邦 研修の企画実施に携わったほか、4回にわたってカ トマンズを訪れ、司法関係者と多く会談を持ち、セ ミナーなども行ってきたが、実のところ、先方が多 忙であったことや、スケジュールの都合などで、ネ パール検事総長府とはさほど突っ込んだ話はできな いでいたため、捜査・訴追の実務が抱える問題につ いては、裁判官や、退官された元検察官などの話や、 セミナーに出席してくれた検察官の反応、あるいは 英文の文献などから探るしかなかったのであるが、 今回、両幹部検察間と10日間を共に過ごすことによ り、さらに多くの情報を得、また、これまで推測す るにすぎなかった事項を改めて確認することができ た。筆者にとっては、これは何よりの収穫であった。

今回の比較研究実施に当たっては実に多くの方々 に多大な御協力をいただいた。大阪・札幌・函館の 各高検・地検のみなさまを始め、札幌地裁、函館地 裁、北海道警察函館方面本部、函館弁護士会のみな さまにはこの場を借りて心からの御礼を申し上げる 次第である。また、歓迎会を開催してくださった ACPF 大阪支部のみなさま、そして、講演会と懇親会 を企画実施してくださった ACPF 札幌支部と、これ らに参加された同支部会員のみなさまには特に厚く 御礼を申し上げる次第である。そして、大阪での座 談会に東京からお越しになった最高検国際分野専門 委員会のみなさまにも、厚く御礼を申し上げたい。 なお、全庁を挙げて懇切丁寧な対応をしてくださっ た函館地検からは、赤根検事正、野原三席検事、高 井検事,そして汐川企画調査課長からそれぞれ感想 文をいただいた。これについても改めて御礼申し上 げると共に、本稿に添付しますので是非御一読願い たい。

スペディ検事らが複数の場面で率直に述べていた とおり、ネパールの刑事司法はなお、多くの制度上・ 実務上の問題を抱えており、危機的な状況を脱した とはいえない。長引く「不処罰問題」は国民の司法 に対する信頼に深刻な影を落としており、これまで の刑事手続の制度的欠点を少しでも改善すべく起草 された刑法・刑事訴訟法・量刑法の審議は度重なる 政治的混乱による制憲議会の審議停滞により、成立 の見通しは明らかではない。ネパールの刑事司法関 係者は今後も多くの困難と障害に悩ませられ続ける であろう。しかし,筆者は,今回の比較研究実施の きっかけとなった要望をされたサングロウラ前検事 総長の果敢な行動や,今回来日した両幹部検察官の 刑事司法改革へ向けた真摯な態度などに接し,困難 の中にも明るい兆しが見えているのではないか,と いう感じを受けている。多くを説明するよりも,今 回の比較研究の企画段階で,筆者がサングロウラ前 検事総長から光栄にもいただいた,短い,しかし力 強いメールの内容を紹介して,本稿を締めくくろう と思う。

「森永へ。メールをありがとう。話はスベディ検事 とポカレル検事に伝えた。2人とも参加を楽しみに している。検事総長府は前進しているぞ。検察官研 修所は設立した。若手検事相手の初めての研修がも う始まっている。政府の予算が付いて、首都検察が まもなく立ち上がるぞ。総長ユバラジより。」

以 上

# ネパール憲法及び今後の刑事司法制度

## 現在のシナリオ

ネパールの刑事司法制度は土着的な発展の後、英 米法,大陸法の影響を受けてきた。1960年以前の 司法制度は、フランス大陸制度に類似しており、犯 罪被害者は,裁判所に告訴し,裁判所に属する司法 警察が捜査を行っていた。1960 年国家事件法が公 布された後は、刑事捜査は警察及び検察官が共同で 行い、起訴状は警察と検察官が共同で提出すると定 められていた。1990年、旧体制が転覆し、国民人 民運動 I の法規定が破棄され、その結果 1990 年ネ パール王国憲法が公布された。憲法は、検察権を検 事総長のみに与え、検事総長が部下の検察官に権限 を委任することを許可することも定めた。刑事司法 制度に関する憲法の新しい規定により、1960年旧 国家事件法は時代遅れとなり,これを廃止して 1992 年新国家事件法が公布された。新法は、警察 のみに刑事犯罪の捜査権を与え、検察官は訴追のみ に制約された。しかし,新法は検察官に,捜査中警 察に指示を与える権限を定めた。

2006 年人民運動 II の精神は,当時の反乱軍(毛 沢東主義者)とネパール政府との包括和平合意につ ながった。彼らは,和平合意を通じて停戦から維持 可能な平和及び繁栄に移行することを確約した。 2007 年暫定憲法は,改革及び運動の成果を制度化 するという政治的合意の下に制定され,毛沢東主義 者らを国政の中心に据えた。暫定憲法は,以下を目 的としている。

- -民主主義,平和及び発展を望む国民の信任を尊 重する。
- -国家再建という任務を達成する。
- -民主主義の価値,基準を確約する。

検事 ユバ・ラジ・スベディ 検事 スルヤ・プラサド・ポカレル

- 一自分たちの憲法を制定し、自由な環境の中で憲法議会の自由かつ公平な選挙に参加するネパール国民の基本的権利を保障する。
- -君主制を廃止する。
- -ネパールを連邦制,民主主義共和国と宣言する。

毛沢東主義者反乱軍は,立法議会及び政府に参加 した。憲法議会選挙は自由かつ公平に行われ,毛沢 東主義者は憲法議会で最大政党となった。暫定憲法 は,2年の枠組みで憲法議会を通じて新憲法を定め ることを規定した。しかし,新憲法は制定されなか ったため,期限が2倍に延長された。憲法制定期間 が延長された主な理由は,基本的指針原則,国家の 再建,政治形態,選挙方法などに関して政党間で意 見の一致が見られなかったからである。

人民運動の精神に基づき,法の支配及びグッド・ ガバナンスを国家の活動に反映しなければならない。 これらの価値を守るため,国の刑事司法制度を改革 し,公平,公正な捜査,訴追及び裁判を保障する制 度にする必要がある。世界の変化する状況に応じて 判決に関する方針も改革しなければならない。ゆえ に,国家の現在の刑事法は新しい法律に取り替えら れる。これに関連し,以下の法案が立法議会に提出 された。

- -2011 年刑事法
- -2011年刑事訴訟法

-2011年刑事犯罪(量刑及び科刑)法案

#### 2007 年暫定憲法

暫定憲法は 2007 年に公布された。この憲法は, 民主主義的価値観及び基準に関する人民の誓約を反 映しており,新しい憲法が憲法議会で制定されるま で有効である。何人も個人の自由を奪われず,威厳 をもって生活する権利を有し,死刑を定めず,捜査 又は裁判の間又はその他の理由で勾留された者は, 物理的精神的拷問や残酷で非人道的又は名誉を傷つ ける扱いを受けないなど,刑事捜査及び公平な裁判 に関する個人の権利のほとんどは暫定憲法によって 保護されている。拷問と考えられるいかなる行為も 法律に基づいて罰せられ,拷問を受けた者には法に 基づいた賠償が提供され,国家の主権,統合性,法 律又は秩序に対する直接の脅威となる十分な根拠が ない限り,何人も予防的に勾留されることはない。 暫定憲法は,正義に関して以下の権利を定めている。

- -何人も,逮捕理由を知らされずに勾留されるこ とはない。
- -何人も,逮捕後自ら選任する法律家に相談する 権利を有する。
- -逮捕された者は、逮捕後 24 時間以内に裁判所 に送致されなければならず、何人も裁判所の 命令がなければ勾留されることはない。
- -何人も、法律で処罰対象でなかった行為を行っ たことにより処罰されることはない。
- 一何人も、犯罪を行ったときに法律で定められて いる刑罰よりも重い刑を受けることはない。
- -犯罪の嫌疑をかけられたいかなる者も、その有 罪が証明されるまで無罪であると推定される。
- -何人も同じ罪で複数回裁判を受け、又は罰せら れることはない。
- 犯罪の嫌疑をかけられたいかなる者も、自分に 不利な証言をすることを強制されない。
- 一何人も自分に対する手続について知らされる権
   利を有する。
- 一何人も管轄権を有する裁判所又は司法機関による公正な裁判を受ける権利を有する。
- 一困窮者は、無料の法律扶助を受ける権利を有する。

## 憲法が定める検事総長の責任

検事総長は、国家の最高法律顧問である。総長は、 政府又は政府が定める機関に対し憲法及び法律問題 について意見し、助言を行う任務を負う。検事総長 及びその部下の検察官は、政府の権利、利益又は懸 案事項が関わる訴訟において政府を代表する。検事 総長は、裁判所又は司法機関で政府を代表して事件 を起訴するか否かについて最終判断をする。検事総 長は、最高裁判所の法律に関する解釈、又は最高裁 判所が定めた法律原則の実施について監視し、被勾 留者が人道的に扱われたどうか否かを決定するため に勾留状況をチェックすることを委任されている。

### 将来の憲法における刑事司法の規定

司法府及び基本的権利に関する新憲法の概念に関 して意見書を作成するために設立された委員会は、 報告書を憲法議会に提出した。その報告書は、さら に検討を行うため憲法委員会に転送された。この委 員会は、新憲法が保障すべき基本的権利について提 言し、正義に関する権利、拷問を受けない権利及び 予防的に勾留されない権利を新憲法に取り入れるこ とを提案した。暫定憲法は、被害者の権利について 何ら規定していない。被害者の概念は、刑事司法制 度の重要な要素の1つである。委員会は、その概念 を認め、被害者の権利を「犯罪被害者は、犯罪の捜 査、手続に関する情報にアクセスする権利を有する。 被害者は、社会復帰し、賠償を受ける権利を有す る」として受け入れる提言を行った。

#### 刑事司法制度

刑事司法制度は,犯罪捜査,訴追,管轄権を有す る裁判所の裁判,及びその決定の行使に関する制度 で構成される。

#### 犯罪捜査

犯罪捜査は,警察のみの責任である。犯罪に関す る最初の情報が警察に通報され,犯罪の情報を入手 した後,警察は即座に捜査を開始する手配を行う。 捜査中,警察は証拠を入手するために必要な手配を 行い,被疑者が逃亡しないよう必要な措置を講じな ければならず,この点について個人,当局の支援を 求めることができる。犯罪捜査を開始する前に,警 察は,担当検察官に犯罪に関する予備報告書を送付 する。検察官は,捜査方法,捜査手段に関して警察 に必要な指示を与えてもよい。

警察署は、犯罪捜査を担当する捜査官を任命する。 捜査官は,犯行現場,状況を説明した法律文書を作 成する。捜査中,場所,人物の捜索,差押えは,定 められた方法に基づいて行わなければならない。捜 査,差押えを行うに当たり,被疑者の威厳は尊重し なければならない。女性の場合, 配慮が必要であり, 女性の身体検査のために女性警察官が配置されてい る。捜索中に犯罪に関連する物が見つかった場合、 警察官は、当該物の説明、場所及び状況を説明した 文書を2通作成する。捜索及び差押えは関係者に令 状を示して行う。捜索、差押えは、日の出から日の 入時刻までに行わなければならない。殺人、自殺の 場合、警官は死体を検視し、死体の描写、場所及び その他顕著な事実について言及する法律文書を作成 する。検体の血液、精液、身体組織又はその他の物 を検査すれば証拠が出てくると考える合理的な理由 がある場合、警察は、法医学研究所で検体を調べる。

警察官は,捜索,差押え,死体の検視及び犯罪の 性質の検証,犯罪場所の説明に関する法律文書を作 成し,以下の者の立会いの下,業務を終了しなけれ ばならない。

- -現場に居合わせた地元の者, 少なくとも2名
- -地元団体のメンバー,又はそのようなメンバー が無理であればネパール政府の公務員
- (可能であれば) 被告人
- (可能であれば)犯罪の通報者

警察は、犯罪に関与していると思われる被疑者を

逮捕する。逮捕の理由を説明する通知書を逮捕され た者に示さなければならない。何人も捜査のために 24 時間以上拘束されない。捜査が 24 時間以内に終 了せず,被疑者を勾留して捜査を続ける必要がある 場合,警察は,裁判所に被疑者を送致して裁判所の 許可を求めなければならない。被勾留者は,裁判所 に対し身体検査の申し込みをすることができる。警 察が挙げる理由が妥当であれば,裁判所は,被疑者 を最大 25 日間勾留することを許可することができ る。

警察官は、検察官の立会いの下、被疑者の供述を 取る。被疑者を勾留すべきでないと警察が判断した 場合、検察官の許可を得て被疑者を釈放することが できる。警察が勾留すべきであると考える場合、何 時でも犯罪の詳細について専門家の意見を聞き、検 察官に法律の助言を求めることができる。捜査終了 後,警察は、捜査に関する意見、物証とともに事件 記録の原本、写しを検察官に提出する。

## 提案された捜査手続

2011 年刑事訴訟法案は,捜査についていくつか 新しい規定を設けた。

- -警察署が犯罪情報の受理を否定した場合,通報 者は,そのような否定を検察庁に公表して 不服を申し立てることができる。検察庁は,不 服の記録を保管し,関係する警察署に記録を 送付し,必要な手続をとる。
- -警察官は,裁判所から許可を得て容疑者を逮捕 する。
- 警察官は、検察官の許可を得て誤報を保留する。
- -警察署は、被疑者の身元を記載した勾留記録を つける。捜査機関は、容疑者を 24 時間以上勾 留する場合、検察官を通じて裁判所に容疑者 を送致する。裁判所は、犯罪の情報記録を保

管する。

- - 捜査官は、捜査日誌をつける。検察官及び裁判
   所は、何時でも捜査日誌をチェックすること
   ができる。
- 一検事総長は、捜査機関又は関係部署に対し、捜
   査について必要な指示を与えることができる。
- -警察官は、妊娠7か月以上の女性、70歳以上 の高齢者及び未成年者については、勾留せず に捜査手続を進めることができる。
- -警察官は、身体的状況又は治安の問題により直接捜査できない者がいる場合、テレビ会議システムを通じて供述を取り、又は取調べを行うことができる。

## 訴追

暫定憲法は、検事総長に刑事事件について訴追す るか否かを決定し、訴追権限を部下の検察官に委任 する権限を与えた。検察庁の組織は3層で構成され る。

- 中央レベルに検事総長府がある。

-区域レベルに16の高等検察庁がある。

-郡レベルに75の地方検察庁がある。

地方検事は,事件を訴追するか否かを決定する。 訴追を決定した場合,被告人に対して以下の情報を 含む起訴状を作成する。

-被告人の氏名及び住所

- 一犯罪情報
- ー犯罪の詳細
- 被告人の罪名及びその証拠
- -罰条
- 一求刑
- 賠償金額
- -事件名
- ー被告人の前科

法律が定める期限内に起訴状を、被告人、証拠及

び犯罪に関連する物とともに裁判所又は関連機関に 提出する。

### 提案された検察制度

2011 年刑事訴訟法案は、検察制度を改革するため以下のような新しい規定を提案した。

- -司法取引に関する規定
- -軽犯罪を訴追しない権限
- 一追加訴追権限
- -起訴状を修正する権限
- 一起訴する場合は起訴状の写し、不起訴の場合は
   決定の写しを捜査当局に提供する。

## 裁判プロセス

ネパールの司法制度では、裁判所は三審制である。

- -カトマンズに頂点の裁判所として最高裁判所
- -区域レベルに16の控訴裁判所,及び
- -75の郡都に地方裁判所

通常,地方裁判所は第一審裁判所である。地方検 事が起訴状を提出した後,裁判手続が開始する。起 訴状とともに被告人も送致された場合,裁判所は事 件を登録し被告人の供述を取る。被告人を勾留すべ きか,保釈すべきか,又は裁判所が指定する日に裁 判所に出頭する誓約をさせて釈放するかを決めるた め,予備審理を行う。被告人全員が起訴状とともに 送致されない場合,裁判所は失踪した被告人宛ての 召喚状及び令状を発する。

裁判所は,2回目の審理で起訴状の要求及び被告 人の供述を検討する。被告人が罪を認めた場合,裁 判官は即刻事件について裁決することができる。被 告人が検察の容疑を認めない場合,裁判所は,対立 する点について証拠を提出するよう両当事者に命ず る。

検察官は,証人の供述を取り,証拠を裁判所に提

出する。裁判所は,起訴状に記載されている証人を 召喚するよう警察に命ずる。警察は,裁判所が指定 した日に,政府の費用負担で検察官を通じて証人を 召喚し証拠を提出する。検察官は,反対尋問で被告 人の証人に尋問する。同様に弁護人は被告人の証人 を取り調べ,反対尋問で政府の証人に尋問する。

証拠の提出,取調べ後,最終審理が開始する。裁 判官は,検察の主張,証拠,被告人の供述,弁護人 の意見を検討し,まず犯罪が行われた否かを判断す る。両当事者の弁護人が裁判官に提出した証拠に基 づき,裁判官は,犯罪が行われたか否か,行われた 場合,被告人が関与しているか否か,そして被告人 が有罪になった場合その刑を決定する。判決に不服 を持つ当事者は,控訴のための召喚日又は判決日か ら70日以内に控訴する権利を有する。

## 提案された裁判プロセス

2011 年刑事手続法案は、裁判プロセスを改革するためにいくつかの新しい規定を設けた。

- 一召喚、令状は、全国紙による通知、海外に在住 する者に対しては電子メディアによる通知で 発行することが可能である。
- 失踪者について令状に定める特別規定
  - ・ 公的地位の停止
  - · 財産所有権移譲停止
  - ・ 知的財産からの利益受理停止
- 裁判のための保釈保証制度の導入
- 共同被告人は, 被告人を反対尋問できる。
- 一検察は、最初に証人を提示する優先権を有する。
- ーテレビ会議システムで行った証人の取調べ記録 を証拠として認定する。
- 一検察官の証人の安全のため、必要な手配を行う。
   一裁判所は、証人が申し立てた場合、証人を保護 する命令を発することができる。
- ネパールの領土外にいる証人の取調べに関する
   規定。

- 一検察官の推薦を受けた他の弁護士が、刑事事件 で検察側の陳述をすることができる。
- -30日の控訴期間
- 最終決定の日から1年経過後,決定に関する情報を受け取ったと見なされる。

## 判決の執行

地方裁判所は,全裁判所の決定を執行する任務を 負う。裁判所は,犯人の名前,刑期,釈放日,罰金 の金額,要求金額及び賠償金額を記載した記録を別 途保管する。

#### 刑に関する規定

有効な法律に基き,裁判所は,犯罪の種類に応じ て被告人を次のような方法で罰することができる。

- ー財産全てを没収した終身刑
- -終身刑(20年)
- 懲役及び罰金
- -懲役
- 一罰金

一将来同じ犯罪を行わないという被告人の誓約書一被害者に対し、請求額の賠償。

-被害者に対する妥当な賠償。

有罪者が最終決定日から 60 日以内に罰金を支払 い,又は懲役に服す準備ができている場合,刑期及 び罰金額を 20%減刑することができる。

被告人が初犯で刑期が3年以内の場合,刑期1日 当たりにつき25ルピーを支払えば懲役を免除する ことが妥当であると裁判官が考える場合,被告人が 再度罪を犯さないという誓約書を提出することが必 要である。罰金及び懲役の併科の場合,罰金を支払 わなければ4年以下の懲役が科される。有罪者が罰 金刑のみで罰金を支払えない場合,2年以下の懲役 が科される。

## 今後の刑法

2011 年刑事犯罪(量刑及び科刑)法案及び 2011 年刑法案は,以下の主な規定を定めた。

- ー犯罪に対する刑
  - · 終身刑 (30年)
  - 罰金
  - 罰金及び懲役

  - 罰金又は賠償金未払いの場合,懲役
  - ・ 懲役の代わりになる社会奉仕
- 全財産没収の刑は撤廃
- 凶悪, 重大犯罪の定義
- ー少年に対する別の処遇
- -10歳未満の児童に対する刑事責任の免責
- 刑期を半分まで減刑する規定
- --時賠償金に関する規定
- -3年以上の懲役の審査,又は

-30,000 ルピー以上の罰金又は有罪判決後 30 日 以内の刑行使の場合,別途審理を行うこと

- 刑の報告に関する規定

- 刑の審査のための基準必要
- 犯人の社会奉仕に関する規定
- 刑の執行猶予に関する規定
- 少年院に関する規定
- -社会復帰センターに関する規定

-懲役は,週末,夜のみなど,さまざまな方法で 実施可能である。

- ー犯人の公的労務
- 開放型刑務所に関する規定
- 仮釈放に関する規定
- 犯人の社会復帰に関する規定
- 刑務所における矯正プログラム実施の強制
- 保護観察及び仮釈放委員会に関する規定
- -被害者に対する賠償の規定
- 刑推薦委員会に関する規定
- -被害者の救済,賠償委員会などに関する規定

## 結論

ネパールは、君主国家から連邦民主主義共和国へ 移行した。新憲法を作成する過程において様々な利 害が表面化した。新憲法で自分たちの利害が受け入 れられるよう、様々な階級、地方、性、政党及び民 族の人々が圧力をかけている。この移行期に国内の 犯罪は急増した。国の様々な地域で武装活動が活発 化し、警察及び検察官にとって状況は厳しくなった。 この変革の分岐点において、警察及び検察官は、公 平、公正な捜査、起訴を通じて犯罪者を裁く必要が ある。

現在、憲法制定が国の主要課題である。新憲法制 定には, 政党, 市民社会, 民族グループ, 知識人な ど、様々な利害を抱えるグループが意見を一致させ なければならない。刑法学, 公正な裁判及び被害者 に対する正義という新しく生まれた概念を受け入れ て国の刑事司法制度を強化するコンセンサスが得ら れた。これらの概念に沿った法律を制定し、効率的 な刑事司法制度を確立するために、 ネパール政府は、 2011年刑法, 2011年刑事訴訟法及び 2011年刑事犯 罪(刑の審査及び行使)法の3つの法案を立法議会 に提出した。これらの法案は、刑事司法原則を取り 入れ,様々な性質の犯罪を定義し,刑事手続を定め, 斬新的な刑及び処罰の矯正理論を導入している。同 様に、法案は、捜査及び決定の行使における検察官 の積極的な役割を想定している。効率的な訴追のた め、法案は、訴追を行う検察官に捜査において警察 に指示を出し、指導し、監督する権限を与えている。 これらの法案に基づいて、検察官は、裁量的訴追権 及び裁判所に提出された起訴状の修正を行う権限を 有する。裁判の過程で,検察官は,関連する証拠, 証人を裁判所に提示するよう警察に指示することが でき、審理の中で、検察官は、証人の尋問、反対尋 問を行い積極的な役割を果たす。

刑事犯罪(量刑及び科刑)法は,議会で可決さ れればネパールにとって新しい実務になる。検事総 長は,中央仮釈放保護観察委員長になり,各郡にお いて地方検事は,郡の仮釈放保護観察委員長になる。 これらの新しい規定及び措置は,ネパールの刑事司 法制度を刷新し,効率的で確固たる制度にするため に必要不可欠である。

## ネパールの法制度

ネパールの法制度は二つの段階を経て発展した。 第1段階は不文法時代,第2段階は成文法時代と呼 ばれる。第1段階の不文法時代は,1853年以前の キラト時代,リッチャヴィ時代,マッラ時代,シャ 一時代に属する。この段階では習慣,伝統及び社会 慣習が法律と見なされていた。法体系は,民事,刑 事の2つに分けられていた。様々な性質の事件を審 理するため,それに応じた様々な種類の裁判所が形 成された。手続法は非常に具体的に定められており, 法制度全体はヒンズー哲学に大きく影響を受けた土 着の慣習法に基づいていた。

成文法時代は、1853 年国家法典<sup>1</sup>の公布とともに 始まった。この法典はフランスのナポレオン法典の 影響を受けており、ヨーロッパ訪問中にフランスの ナポレオン法典に刺激を受けた当時のジャング・バ ハドゥール・ラナ首相の意向により制定された。こ の法典は、序文で法の前の平等及び法による平等の 保護を初めて具体化した。

## ネパール法の構造

ネパールの法制度は、公法及び私法に分けられて おらず、憲法及び制定法の二つのカテゴリーに分け られている。憲法は、国家の基本法と見なされ、憲 法に整合しない法律は無効である。 ユバ・ラジ・スベディ スルヤ・プラサド・ポカレル

### 裁判所の構造

ネパールの司法制度において, 裁判所は三層で構 成されている。最高裁判所は頂点の裁判所であり, 憲法違反の法律の無効を宣言する権限を有する。そ れは記録裁判所と見なされ、下位裁判所全てを監督 し、統御する。全国に控訴審を行う16の控訴裁判 所がある。各郡には事実審裁判所又は第一審裁判所 として 75 の地方裁判所がある。国家の司法権は, 確立された国内外の司法、法律に関する原則を通じ て裁判所が行使する。通常、刑事事件及び民事事件 は、それぞれの事件を別々に審理する裁判所がない ため、同じ地方裁判所で審理する。地方裁判所は第 一審裁判所であるが、人身保護及び差止め命令に関 して審理する権限が与えられている。いくつかの裁 判所では, 試験的に刑事, 民事事件のために別々の 法廷が設置されている。最高裁長官は、憲法評議会 の提言を受け大統領が任命する。最高裁の他の裁判 官及び控訴裁判所、地方裁判所の裁判官は、司法評 議会の提言を受けて最高裁長官が任命する。

## 刑事司法制度

刑事司法制度は,犯罪,刑法,警察,検察官,裁 判官,犯人,被害者及び裁判所で構成される。刑事 司法の主な目的は,犯人を処罰し,被害者に正義を 実行することである。それはさらに,犯罪を防止す る。刑法違反は社会全体に影響を与える。したがっ て,公平,公正な捜査,訴追及び裁判を通じて犯人 を裁くことが国家の主要な関心事項の1つである。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> いわゆるムルキ・アイン (Muluki Ain) のことである。

# 刑事司法制度の構成要素

- ー刑法及び刑事政策
- 警察及び検察官
- -被疑者,被告人及び弁護人
- -裁判所
- -被害者
- -市民社会

## 刑法及び刑事政策

刑法は、犯罪及び刑について取り扱い、実体法 及び手続法という2つの種類の法律がある。 刑法 の実体法は、個人の一定の行為を禁止、処罰し、刑 を定める。それはまた、被害者の権利も認めている。 手続法は、捜査から最終決定の行使まで、刑事司法 制度のあらゆる段階について定めている。裁判が行 われる場合、全ての刑事事件について公平な審理及 び当然の正義の原則が適用される。

刑事政策は、さまざまな種類の刑に関連している。 それは犯罪の性質、時間、場所及び犯人の状況を含 め、様々な側面や状況を考慮しつつ遂行される。ネ パールは、1990年憲法の規定で死刑を廃止した。 現在有効な法律で定められた最も重い刑は、財産全 てを押収する終身刑であるが、犯罪者の保護観察、 仮保釈、開放型刑務所、社会奉仕については規定さ れていない。事実、何か特別な社会復帰プログラム もなく、刑の宣告に関して別途法律があるわけでも ない。そのような法律の必要性を満たすため、刑法、 刑事手続法及び量刑法案が起草され、議会に提出さ れた。

## 警察及び検察官

警察は,犯罪の捜査を委託されている。犯罪行為 の情報を得たとき,警察は即座に捜査を開始する。 警察は捜査官を任命し,捜査官は検察官に連絡を取 らなければならない。捜査は,犯罪の情報を得たと きに開始し,通常,検察官が事件を起訴するか否か を決定するために捜査官が捜査報告書を検察官(地 方検事)に提出したときに終了する。

## 捜査官の権限及び任務

- -犯罪の現場にできるだけ早く到達する。
- -目撃者,犯罪について知っている者の供述を記 録し,法律文書を作成する。
- 一容疑がかけられている場所、人物の捜索、押収 を実施する。
- 一逮捕理由を提示して被疑者を逮捕し、必要な場 合被疑者を勾留する。
- -被疑者を 24 時間以上勾留する場合,裁判所の 許可を得る。
- -検察官の立会いの下,被疑者の供述を録取する。
- 犯罪の物証を集める。
- -出頭を保証させて被疑者を釈放する。
- 一検察官の法律に関する指示に従う。
- 最終捜査報告書及び自らの見解とともに事件記録を検察官に提出する。
- 一検察官を通じて裁判所に事件が起訴された後入
   手した物証,書証を提出する。
- 指定された日時に検察官を通じて裁判所に証人
   を提示する。

刑事司法制度において,検察官は裁判前,裁判中, 裁判後において非常に重大な役割を果たす。検察官 は,捜査の開始時から捜査について警察に指示を出 し,犯罪について被疑者を取り調べることができる。 警察(捜査官)は,検察官の立会いの下,被疑者の 供述を取らなければならない。検察官は,捜査中い つでも警察に法律問題について助言することができ, 警察に対し被疑者の釈放を許可することができる。

憲法及び現在有効な法律の下,検察官のみが起 訴・不起訴を決定する権限を有する。検察官は起訴 状を作成し,裁判所に起訴し,陳述,証拠提出,証 人の取調べを通じて国家を代表して弁論する。事件 で敗訴した場合,検察官は高等裁判所に控訴する。

## 刑事免責と闘う警察及び検察官の関係

刑事司法制度において,捜査及び訴追は連携した 行為である。これらの行為は、両者とも捜査技術及 び法律の専門知識を必要とする。1992年国家事件 法<sup>2</sup>及びその他の法律は、警察に捜査機関として、 及び検事総長府に訴追当局として委任した。したが って、訴追を成功させるため、警察と検事の共同連 携プレーが必要である。ネパールの刑事司法制度に おいて、警察と検事の役割及び使命は、不必要に分 離されてきた。警察は、検事に事件記録を渡したと き自分の職務が終了すると考え、その後は事件の手 続に関わろうとしない。一方検事は、捜査において 非常に制限された最小の役割しか果たさない。通常 警察は、検事が捜査官に指示を与えればそれは自分 たちの領域への干渉であると考え、同様に、検事は 事件が敗訴した場合,常に捜査を非難する。このよ うな状況のため、警察と検事の間に亀裂が生じ、効 率的な訴追を阻害してきた。したがって, 刑事司法 制度を通じた刑事免責との闘いのための共同キャン ペーンも効果的ではなかった。

国家事件法は,警察と検察官の効果的な連携を想 定している。検察官は,警察に対する法律顧問であ るとみなされ,さらに警察に指示を与える権限を与 えられた。両者とも捜査に関与しなければならず, 警察は,検察官が起訴状を作成し裁判所に証拠を提 出するに当たり検察官に協力しなければならない。 同様に,1998 年検事(検察官)に関する規則は, 検事総長を議長とし,次長検事,総務省長官及び警 察庁長官で構成される中央レベル協力委員会につい て定めた。

効率的な連携の重大な必要性を考慮し,最近以下 の措置が講じられた。

-警察と検察官が相互に協力し合い,効果的な捜 査及び訴追のために連携するため,検事総長が 最近 33 の指針を出した。

- 一検事総長府はその5か年戦略的行動計画の中で、 控訴レベル及び郡レベルの協力委員会の設立を 提案した。
- 共同研修プログラムの開始。
- 一検事総長府が開始したプログラムに警察が定期
   的に参加。

## 検察官の組織的構造

## 検事総長府

検事総長府は検察官の本部であり,首都カトマン ズに所在する。検事総長は,首相の推薦の下,大統 領が任命する憲法に定められた地位である。検事総 長は,検察官の長及び政府の最高法律顧問として委 任されている。検事総長は,以下の権限及び機能が 与えられている。

- -ネパール政府の最高法律顧問
- 一政府の権利,利益又は懸案事項が関わっている 訴訟において政府を代表する。
- 一裁判所又は司法機関において政府の代理として
   事件を起訴する最終決定権を有する。
- -最高裁判所の法律解釈又は法律原則の実施を監 視する任務を負う。
- 一被勾留者が人道的な処遇を受けているか確認するために勾留を監視する権限を有する。
- - 立法議会又はその委員会の会議に出席し、いかなる法律問題についても意見を述べる権限を有する。

検事総長の部下の検察官は,政府の公務員である。 その役務は,司法サービスの検察グループに該当す る。彼らは,公務委員会が実施する全国試験で採用 される。検事総長は最高位であり,検察官の長と見 なされる。検察官の他の地位として,上から順に次 長検事,上級検事,準上級検事,地方検事及び地方 検事補がある。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 1992 State Cases Act

## 高等検察庁

検事総長府の組織は,裁判所の構造と同様である。 国中に16の控訴裁判所に相当する16の高等検察庁 があり,高等検察庁は,上級検察官の地位にある上 級検事がその長を務める。高等検察庁長官は,管轄 区域内の検察官及びその補助スタッフ全員を監視し, チェックする責任を負う。高等検察庁長官は,国家 の権利,利益又は懸念事項が関わる控訴裁判所での 訴訟において政府を代表する。ネパールの検事総長 は,勾留を監視しチェックする権限を高等検察庁の 上級検事に委任した。

## 地方検察庁

地方検察庁は、郡レベルの検察官として勤務する 地方検事が長を務める。刑事司法制度において地方 検事は、制度を促進する重要な人事である。彼らは 捜査官と直接連絡を取り、警察に指示を出し、法律 に関する助言を与える。 地方検事は、検事総長か ら与えられた権限の下で事件を起訴するか否かを決 定し、独立して起訴状、証拠を提出し、証人を取り 調べ、裁判所で陳述する。敗訴した場合、地方検事 は、高等検察庁に控訴申立書を送付する。

## 被告人及び弁護人

被告人は,犯罪の嫌疑がかけられた者である。被 告人は,捜査のどの段階においても公平な裁判を受 ける権利を有する。裁判前において,被疑者は逮捕 理由を知らされ,勾留に関する情報を得て,裁判所 の令状がない限り24時間を超えて勾留されず,逮 捕時に自分が選任する弁護人の法律相談を受ける権 利,黙秘権,有罪が証明されるまで無罪と前提され る権利,及び自分に対して取られる手続について情 報を受ける権利を有する。

裁判手続のどの段階においても,被告人は,管轄 権のある裁判所で公平な裁判を受ける権利を有する。 被告人が弁護人を雇うことができない場合,裁判所 が被告人のために弁護人を選任する。

## 裁判所

裁判所は、公平で独立した司法機関であると見な されている。裁判所は, 例外的な場合を除き捜査, 訴追においては何の役割も果たさない。したがって, 裁判官は裁決者として任務を遂行しなければならな い。地方裁判所では、単独の裁判官が事件を審理し、 決定する。ほとんどの刑事事件は地方裁判所に申し 立てられる。地方裁判所では、被告人の供述が取ら れた後,被告人を勾留し続けるか,保釈を求めるか, 指定された日に裁判所に出頭することを条件に釈放 するかを決定するため、事件の手続を開始し、予備 審理を行う。 次に, 証拠調べのために審理が行わ れる。裁判所は、様々な方法で証拠を取り調べる。 裁判所は、事件当事者が争う問題を集中的に取り調 べる。事件の処理に関して最終審理が行われ、裁判 官は、認定された事実及び証拠に基づき、被告人の 有罪,無罪について判定する。敗訴した当事者は, 高等裁判所に控訴することができる。裁判所は,最 高裁判所の最終許可を得た後,決定を行使する。

#### 被害者

通常,犯罪の被害を被った者は犯罪被害者である。 刑事司法制度は,犯人を罰し,被害者に賠償,補償 をすることにより被害者に救済を施す。ほとんどの 事件の場合,被害者は犯罪の主要な証拠である。被 害者は,事件の目撃者として犯罪の通報者になるこ とがあり,又は犯罪による肉体的,精神的,心理的 苦痛を被った可能性もある。刑事司法制度において 被害者の救済が導入された。

## 市民社会及び一般国民

市民社会において,社会のメンバーは平和,繁栄 の代理人である。社会は調和が必要である。このた め,紛争を減らし,効果的な紛争処理制度が必要で ある。したがって,社会の各メンバーは,正義を実 行するために警察,検察官及び裁判所に協力する任 務を負う。

# 訴追報告

通常,刑事事件は地方裁判所に申し立てられるが, 中には郡行政事務局,郡森林事務局などのような準 司法機関に申し立てられる事件もある。最近公表さ れた検事総長の年次報告書によると,2009-2010年 の受理事件数,既済事件数,有罪事件数,無罪事件 数及び未済事件数は以下のとおりである。

受訴機関	合計事件 数	既済 事件	有罪 事件	無罪事件	未済事件	有罪率
地方裁判所	12, 411	6, 255	4, 454	1, 801	6, 156	71.21
郡行政事務局	8, 585	4, 080	3, 939	141	4, 505	96.54
その他の機関	482	211	201	10	271	95.26
合計	21, 478	10, 546	8, 594	1, 952	10, 932	81. 49

# 2009-2010 年 事件の詳細

### 低い有罪率の原因

低い有罪率の原因は以下の通りである。

- 捜査が物証よりも供述に基づいている。
- -警察,検察官,裁判官及び裁判所の職員に対し 政治的,社会的,経済的,心理的又は物理的圧 力がかけられる。
- 一政府の証人は、証人支援プログラムが欠如して
   いるため裁判所に出頭して証言しようとしない。
- 一政府の証人は、偽証法が存在しないため裁判所
  に敵対することがよくある。
- 冗長な裁判所手続
- -警察,検察官及び裁判官は,犯罪捜査の新しい 技術,原則を熟知していない。
- -警察,検察官,裁判官及び裁判所職員の連携欠 如。
- -検察官は,効果的な事件の組立,提示技術が欠 如している。

### 刑事司法制度改革の可能性

ネパールでは,移行期間が長引いている。憲法議 会は新憲法制定に尽力している。公式には,2006 年 にネパール政府とネパール共産党毛沢東主義者との 間で結ばれた包括和平合意により反乱は終了した。 毛沢東党<sup>3</sup>は,2008 年に行われた憲法議会の選挙で 最大政党になった。ネパールは,憲法議会の第1回 目の議会で連邦共和制を宣言したが,様々な政党, ジェンダー,民族グループ,地方グループの間で多 くの対立問題,利害が存在している。

暫定憲法は,民主主義の価値と基準を誓約し,民 主主義,平和及び安全を希望する人民の信任を尊重 することを目的としている。それは,基本的権利, 生活の自由への権利,拷問を受けない権利,予防的 勾留をされない権利,正義を受ける権利などを保障 した。現在の刑法は非常に古く,様々な制定法,法 律規定に分散しており,刑に関する規定も適切でな

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Maoist

い。 同様に捜査, 訴追及び裁判プロセスは硬直し ている。この変革の分岐点において, ネパールは刑 事司法制度全体を改革する必要があり, そのため, 以下の3つの法案が議会に提出された。

- -2011 年刑法案
- -2011年刑事訴訟法案

-2011年刑事犯罪(量刑及び科刑)法案

## 2011 年刑法案

提案された法案は,既存の刑法を改定,統一し, 現在のニーズに対応したものにすることを目的とし ている。この法案の中で,多くの刑事犯罪は再定義 され,その刑も適切に定められている。法案の主な 特徴は以下のとおりである。

- -単一の法典で様々な種類の犯罪及びその刑を定 義
- -犯罪の計画, 共謀及び未遂に関する別々の規定
- -性的犯罪の範囲を拡大
- 全財産押収の刑を削除
- 凶悪犯,常習犯に対する刑の加重
- 終身刑の延長(30年)
- -10歳以下の児童は、刑事責任から免責
- 懲役の代わりになる社会奉仕の導入
- -司法取引の導入
- -一時的な賠償の導入
- -法典に刑事司法の原則を採用
- 共同被告の反対尋問導入

## 2011 年刑事手続法

この法律は,捜査,訴追,登録,裁判,審理及び その他の手続きに関する既存の法律を改定,統一し, 現在の状況のニーズに対応したものにすることを目 的とする。法案の主な特徴は以下のとおりである。

- -警察は、身体的、精神的状態により出頭できない者に対し、テレビ会議システムを通じて供述を取ることができる。
- -起訴状の追加及び修正に関する規定。

- 軽罪の起訴猶予に関する規定。
- 一裁判所は、テレビ会議システムを通じて証人を 取り調べることができる。
- -失踪者に関する特別規定。
- -検察は,証人を最初に提示する優先権がある。
- 一人身売買,性犯罪などの特別な事件の場合,非
   公開の審理を導入。
- 一被害者及び証人の身元を必要に応じて機密にする規定。
- 一海外に居住する証人についてはテレビ会議シス テムを通じて供述を取る規定。
- -裁判所は、証人保護令を発することができる。

#### 2011年刑事犯罪(量刑及び科刑)法案

刑事犯罪法案は,刑事犯罪人に対する適切な量刑 及び科刑を決定することを目的とする。法案の主な 特徴は以下のとおりである。

- 刑の予備審査報告に関する規定。
- 刑を審査するために別途行われる審理。
- ー刑の根拠。
- -罰金の金額は,賠償金の支払いに影響を与えな い。
- -被害者救済,賠償基金の設立。
- ー賠償金額査定の根拠
- -保護観察及び仮釈放委員会。
- 量刑勧告委員会
- -犯人に対する態度の改善。
- 懲役に代わる社会奉仕
- -3年間の懲役刑の執行猶予
- -犯罪者の少年院への送致
- 刑務所の代わりに社会復帰センターへの送致
- 一刑期の3分の2を終了した後,刑務所の看守の 推薦に応じて開放型刑務所に移す。
- 仮釈放を認める。
- 刑の代わりになる公的労役。
- -犯罪癖の改善のための刑務所矯正プログラム。
- 犯罪者の社会復帰。

# 強固な訴追の発展に対する制約

効率的な捜査,強固な訴追及び合理的な裁判は, いかなる市民社会においても求められている。しか し,社会の移行段階においては,移行段階を克服す る妥当な制度を確立することができない。 ネパー ル社会は,以下の大きな制約を緊急に解決すること が求められている。

- -人民は,捜査,訴追,裁判の過程に協力する意 識がない。
- 一警察,検察官及び裁判官が最近の犯罪の傾向及び捜査,訴追及び裁判に関して知識,技術が欠如している。
- -警察,検察官,弁護人及び裁判所の職員の適切 な職務関係が欠如している。
- 訴追は物証よりも主観的証拠に基づいている。
- 警察及び検察官のチームワークの欠如。
- 捜査当局及び検察の不安定な勤務条件。
- -犯罪捜査のために分離した特別な部署が警察に 存在しない。
- -捜査官及び検察官は,社会の様々な側面から圧 力を受けている。
- 一建物,研究所,図書室などの適切な職務遂行環
   境の欠如。
- 効果的な証人保護制度及び偽証処罰法の欠如。

# ネパールの検察について(メモ)

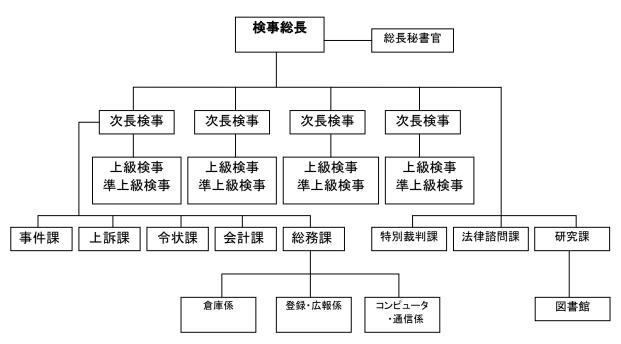
# 国際協力部作成

# 1 組織

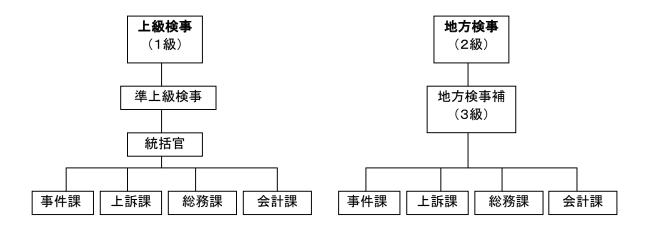
# 検事総長府 1か所(首都カトマンズ)・高等検察庁16か所・地方検察庁75か所

	東部地区	イラム高等検察庁	管内地方検察庁4か所
		ダンクタ高等検察庁	同3か所
		ビラトナガール高等検察庁	同2か所
		ラジビラジ高等検察庁	同6か所
検事総長府 (カトマンズ)	中部地区	ジャナクプール高等検察庁	同5か所
		ヘアトゥーダ高等検察庁	同5か所
		パタン高等検察庁	同9か所
	西部地区	ポカラ高等検察庁	同6か所
		バグルング高等検察庁	同4か所
		ブトワル高等検察庁	同6か所
	中西部地区	トゥルシプール高等検察庁	同5か所
		ネパールガンジ高等検察庁	同2か所
		スルケット高等検察庁	同3か所
		ジュムラ高等検察庁	同5か所
	極西部地区	ディパヤル高等検察庁	同5か所
		マヘンドラナガール高等検察庁	同4か所

# 検事総長府機構図



地方検察庁組織図



- 2 人員 (総員数 861名)
- (1) 検事 (Government Attorney) 242名
  - 検事総長(Attorney General) 1名 憲法上の機関で、ネパール政府に直属し、政府を代表する首相に対して責任を負う。最 高裁判所判事任命適格者<sup>1</sup>の中から首相の推薦により大統領が任命する。首相が解任権を 持つ。
  - ② 次長検事<sup>2</sup> 4名 Deputy Attorney General
  - ③ 上級検事 27名
     Joint Government Attorney
     → 検事総長府検事又は高等検察庁長官など
  - ④ 準上級検事 87名
     Deputy Government Attorney
     → 検事総長府検事補又は高等検察庁副長官など
     地方検事(District Government Attorney)
     → 地方検察庁長官など

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 最高裁判事の任命適格は、「7年以上控訴裁判所判事の職もしくはこれに相当する司法業務の職にあった者、1 5年以上弁護士もしくは上級弁護士の職にあった者又は定評のある法学者として12年以上法・司法に関する職務 経験を有する者」(暫定憲法)とされている。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> ネパールの公務員は、1993年公務員法(2007年に最終改正)により「官報掲載官(gazetted public servant-官 報に氏名を公表することにより任命が効力を生じる幹部公務員で、特級、1級、2級、3級の4ランクがある)」と「非 官報掲載官(non-gazetted public servant – 任命に官報掲載を要しない一般公務員で、1級から5級までの5ランク がある)」に分かれる。検事の場合、本文の②次長検事が特級、③上級検事が1級、④準上級検事が2級、⑤地方 検事補が3級となっている。

⑤ 地方検事補 123名
 Assistant District Government Attorney
 → 地方検察庁検察官など

新任の検事は,法学士号を有する者で,公務員委員会<sup>3</sup>が実施する公務員採用試験のうち 「司法業務の部」に合格し,かつ公務員委員会が適格者として推薦する者の中から政府が「官 報掲載官3級」として任命する。任命後の配置・昇進などは,最高裁判所長官,検事総長及び 公務員委員会委員長からなる司法業務委員会(Judicial Service Commission)<sup>4</sup>が決定する。

- (2) 事務官その他 619名
  - 1級事務官<sup>5</sup>
     110名
  - ② 2級事務官 158名
  - ③ その他事務員,タイピスト,運転手等 351名

検事・事務官は政府の法律専門家として他省庁への出向を命じられることがあり、2009年の時点で、職権乱用調査委員会(Commission for Investigation of Abuse of Authority)<sup>6</sup>に14名・ 選挙管理委員会に1名、内国歳入局に2名、歳入調査局に2名、食品技術及び品質管理局に1 名、各地の地方行政局に11名が出向している。

# <u>3 機能·職務</u>

ネパールの検事総長は、憲法上、ネパール政府の主席法律顧問とネパールの主席検察官を 兼ね、憲法及び法律に関する事項につき政府に対して意見を述べ、助言を行うこと、及びネパー ル政府が利害関係を有するいかなる訴訟<sup>7</sup>においてもネパール政府を代表すること、その他憲法 や法律により与えられた職務を遂行することを任務とし、自らの権限を監督下にある検事に委任 することができるとされている。すなわち、ネパールにおいては、検察官は独任制官庁ではなく、 すべて検事総長からの委任で職務を遂行する。また、憲法に例外規定(職権乱用調査委員会の 訴追権限など)のない限り、公訴提起をすべきか否かの最終判断権限は検事総長にある。

公訴提起の職務に付随して,検事は事件送致を受けた後,警察に対して証拠収集及び身柄の措置等について指揮をすることができる。また,警察による被疑者の取調べ・供述録取は検察 庁において検事の面前で行われることとされている。

なお、行刑には検事は関与せず、刑の執行は判決裁判所の指揮(令状による)に基づき、内務省(Ministry of Home Affairs)の監獄局(Department of Prison Management)が行うこととされている。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 我が国の人事院に相当する国家機関。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 憲法上の機関である。

<sup>5</sup> 事務官は、注2でいう非官報掲載官であり、その級を便宜上表記したもの。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 1991年に設置された,公務員の職権乱用や汚職調査を専門とする憲法上(2006年以降は暫定憲法第120条)に根拠を置く)の委員会。委員は憲法評議会(Constitutional Council)の推薦に基づき首相が任命する。一定の職権乱用・汚職事件につき訴追権を持つ。

民事・行政・刑事を問わない。

日本国法務省法務総合研修所国際協力部 山下部長 殿 森永教官 殿

## 国際協力部招聘プログラム

# 「日本及びネパールにおける刑事捜査及び検察実務に関する比較研究」 参加報告書

拝啓

上記プログラムに招聘していただき,法務省法務総合研修所国際協力部に感謝を申し上 げます。強固な検察制度を確立,発展させるに当たり,私たち,私たちの組織全体,そし てネパールの刑事司法制度全体にとって非常に有益な知識をプログラムで得ることができ ました。

プログラムでは、日本の警察、検察官による捜査及び裁判手続を直接、そして詳細にわ たり観察しました。刑事捜査における警察の機能、及び検察庁の業務、説明責任の配分は 高度に確立されており、素晴らしかったです。日本各地における裁判所の簡潔かつ効率的 な事件処理、効率的な検察機能及び適切な警察制度に刺激を受けました。さらに、事前の 予告もなしに交番を訪問させていただき、警察の現場における機能を学びました。日本の 制度は犯罪のない社会に向かっており、町は警察がいなくても治安がよく、要人も武装・ 非武装の警備員がいなくても守られていることは素晴らしいことです。幸運なことに、函 館では知能犯罪の適切かつ効果的な捜査のために検察官が捜査官に指示を与える実務及び 被疑者の模擬捜査を観察する機会を得ました。職員は全員自分の職務に誇りを持っており、 責任を持ち、日本には汚職に関わる役人がいないというのは驚きでした。現場を見ない限 り、外国人にとってそのような現実を理解することは不可能でした。

大阪高等検察庁の柳検事長及び松井次席検事,並びに大阪地方検察庁の北村検事正に表 敬訪問をすることができて大変喜んでいます。札幌では,北田検事長及び佐々木検事正, 並びに函館では前国際協力部長の赤根検事正にお会いし,意見交換を行い,カウンターパ ートとの経験について議論しました。各会合や話し合いでは色々な問題について経験を共 有することができ,非常に有益でした。このような交流が我々の刑事司法制度改革の中で 役に立つことと期待しています。

また、函館地方裁判所の山田所長、刑事部長の中桐裁判官及び札幌地方裁判所の熊代裁

判官に表敬訪問をしました。札幌地方裁判所では刑事裁判を傍聴し,日本の裁判はユニー クでとても効率的に行われていることが分かりました。裁判の間,裁判官は比較的活発で 適切な役割を果たしておられることが分かりました。

函館弁護士会とも意見交換を行い,刑事司法制度に関するさまざまな問題及び検察官と 弁護士との関係について意見が一致しました。

さらに、北海道警察函館地方本部の眞田警視長にも表敬訪問をし、刑事捜査手続、法医 学研究所、犯罪捜索、事実認定、捜査用の設備が整えられた車両、さらに個別に装備され た警官を含む警察の活動の様々な分野を観察しました。また、警察の捜査制度、活動、業 務の分割、検察との関係、警備手順及び全国の警察の信頼性及び仕事に対する誇りについ て捜査官のみなさまと話し合いをしました。この機会を利用して、喜んで私たちを歓迎し ていただいたことについて日本の警察に深い感謝を申し上げます。

大阪及び札幌では日本の非常に著名な学者及び専門家の前で発表をする機会がありま した。各発表ではネパールの現在の刑事司法制度及び提案された制度について集中的に話 し,新しい憲法起案過程及び国会の承認待ちである3つの刑事関連法についてもご報告し, ネパールの変革シナリオにおける日本の刑事司法制度の影響についても論じました。日本 の人々とネパールの刑事司法制度について有意義な議論をすることができ,日本の学者や 専門家から質問を受けたことは刺激になりました。

また,札幌でシニアの市民の方々にお会いし,彼らの懸念について話を伺ったことは決 して忘れません。彼らは犯罪者の保護観察を行って市民社会を構築するために相互協力を することに大きな関心を持っていました。シニアの方々が矯正委員制度を深く信頼されて いることが分かりました。

ネパールは内陸国ですが、プログラムを通じて日本は海に囲まれていることを感じました。船に乗り、京都と函館の美しい自然の思い出もできました。

私たちを招聘していただいた法務総合研修所国際協力部に感謝いたします。特に、山下 部長、國井教官、瀬井専門官、佐野専門官、及びこのプログラムを効果的で価値のある内 容にするためにご尽力された皆様方に感謝を申し上げます。森永教官は日本滞在中いつも 私たちに同行され、通訳をしていただき、時間をともにすごしました。また、権瓶さんに プログラム全体の調整をしていただき、歓待していただいたことは忘れません。

国際協力部,法務省及び検察庁の職員の皆様にネパールの検事総長府を定期的に訪問されることを要請いたします。森永教官は今年11月にネパールを訪問される予定と伺ってお

りますので,その際には我々の研修所で日本の専門家から講義が受けられることと期待し ております。

感謝の意を込めて。

敬具

ネパール検事総長府検事 ユバ・ラジ・スベディ ネパール高等検察庁検事 スルヤ・プラサド・ポカレル

## 函館地検にネパール検事をお迎えして

函館地方検察庁検事正 赤根智子

「大阪でも、札幌でもそうだったが、街角 には警察官の姿がないのに、かくも見事に秩 序が保たれ、何もかもが整然としているのは 何故なのですか。」私は、スベディ検事の口を ついて出た感嘆符付きの言葉の意味を理解で きず、しばし沈黙してしまった。日本では交 差点で交通整理する警察官を見かけなくなっ て久しいが、そのことに驚いているわけでは あるまいと思いつつ、私はネパールには一度 も足を踏み入れたことがないこともあって、 彼の国の状況もわからない。よくよく聞いて いるうちに、スベディ検事の言っている意味 が少しずつ理解できるようになった。

今は少しずつ落ち着きを取り戻しつつある が,ネパールは2008年の王制廃止を経て連邦 民主制に移行し、27 もの政党がひしめく中, 現在も憲法制定議会による新憲法の制定作業 が続いている。このような政治的混乱が治安 の悪化をもたらしたのみならず、社会の安 定・秩序の基盤となる警察や司法機関などが うまく働かなくなってあちこちで機能不全を 起こしているらしい。日本の街角にはほとん ど警察官がいないにもかかわらず, 道行く 人々は不安を感じる様子もなく、平和そうな 顔をして通っていくのを目の当たりにして、 スベディ検事は、日本では、警察をはじめと する刑事司法インフラが整備され、健全に機 能していると判断したものと思われる。スベ ディ検事は, 函館入りする前に札幌地方裁判 所で刑事事件の裁判を傍聴しており、「わずか 1年前後の懲役刑<sup>1</sup>に処せられるような軽い 罪であるにもかかわらず、検事も裁判官も弁 護士も、手を抜くことなく、その事件の被告 人や被害者のために真剣に、そして真摯に向

き合う姿に感動した。」とも言っていた。また, 函館地検の見学時には,職員が彼の求めに応 じ,パソコンで作成した職員の休暇簿を即座 に画面上に出したのを確認し,会計課では帳 簿類などが,記録庫では裁判記録などがそれ ぞれ整然と整理されているのを熱心に観察し ていたから,それらの見聞も含め,日本の刑 事司法の運用状況を肌で感じ取ってくれたに 違いないと確信した。

今回の企画は,法務総合研究所が招いたネ パールの検察幹部(検事)二人に対し,日本 の刑事司法の実務をつぶさに観察し,日本の 刑事司法の実務家と自由な意見交換を行う機 会を提供することが直接的な目的であった。 そして,検察現場での見聞を広める場として, 大阪,札幌,そして函館が選ばれた。函館地 検の私の立場からすると,お招きした彼らが, 函館を含む日本の刑事実務から必要な知見を 得て,ネパールで進行中の刑事司法改革のた め,何らかの形で役立ててくれればこの上も なくうれしいことであり,そうなればきっと 当庁のみならず,日本の検察にとっても誇り となるであろうと期待するところが大きかっ た。

同時に、私を含め、ネパールの刑事司法に 精通していない日本の普通の検察官らが、ネ パールの検察幹部と刑事司法実務に関する意 見交換などを通じて、日本の検察官らの「国 際化」という意味でも、ささやかながら将来 への「種まき」になれないかという密かな希 望も持っていた。

過去の記録を調べたわけではないが,函館 の地にネパールの検察幹部をお迎えしたのは, おそらく初めてのことであったであろうと思 う。そのため,当庁では,次席検事,三席検 事をはじめとする検察官数名,事務局長,調

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 事案は配偶者に対するDVの傷害事件であった。

査企画課長をはじめとする多くの検察事務官 らの協力を得て、今回の招へいの主体となっ た法務総合研究所および同所国際協力部の関 係者と緊密な連絡を取り、試行錯誤を繰り返 しながら周到な準備を重ねて、その日を待っ たのである。ネパール検察幹部の訪問先実務 庁の一つとして選ばれた函館地検としては, 小地検ならではの強みを生かし、3日間とい う短期間ながら、少なくともその間は彼らの ホスト庁としての立場で主体的に関わり、日 本の刑事司法実務をできるかぎり身近に感じ ていただこうと、日程は目一杯の内容を入れ 込んだ欲張りなものとなった。法務総合研究 所,特に国際協力部からは,今回の企画にか かる資料やネパール刑事司法に関する情報な どを大量に送っていただいたが、その中の刑 事模擬記録の英語版を用いた模擬弁録も計画 されたし、警察との連携をテーマとした実務 的な座談会なども盛り込んだ。

結論から言えば、今回の企画は、成功裡に 終わったと思う。お招きした前出のスベディ 検事(検事総長府の筆頭検事)とポカレル検 事(ブトワル高等検察庁の長)は、函館に滞 在中の数日間,検察庁の我々との交流のほか, 警察,裁判所,弁護士会などを視察して見聞 を広め、それぞれ日本の刑事司法の実務家と 大いに議論を交わした。彼らの日本の刑事司 法実務に対する感想は,ごく単純化して言え ば,「日本では法制度そのものも高度に整備さ れており、見習うべき点が多いのはもちろん だが,それよりも,警察,検察,裁判所,弁 護士会 (所属の弁護士を含む。)等それぞれの 組織がそれとして完全に機能し,それらの連 携が刑事司法全体の機能をさらに高めている 点に感銘を受けた。また、日本の法曹養成制 度、実務家に対する職業教育・研修、実務家 の知識・職業的技能も素晴らしいが、何より もそれぞれの実務家の士気の高さや事件に向

き合う真摯な態度を大いに学んだ。是非ネパ ールに持ち帰り,できることから取り入れて ネパールの刑事司法改革に役立てたい。」とい うものであった。

念のため付言するが,今回の企画では,よ くありがちな、日本の良いところだけを見せ る、ということにはこだわらないことを目指 した。日本の刑事司法制度やその運用に関し, なるべくありのままを見ていただきたかった。 したがって、その問題点のほか、司法制度改 革,検察改革等が行われている事実やその背 景に関しても、できるだけ丁寧な情報提供を 行った。函館弁護士会での座談会においては, 弁護士らから日本の刑事司法制度やその運用 に関する問題点などに対する厳しい意見が述 べられる場面もあった。しかし、我々のそう した態度がスベディ検事らを大いに喜ばせた のか、同じ分野の専門家同士としての共通理 解が広がったのか,彼らの刑事司法における 問題点も率直に述べていただける場面が増え ていった。日本側の我々も、ネパールの抱え ている問題の根幹に「職員の士気の低さや汚 職問題」、「政治や権力者による刑事司法への 日常的介入」があることも具体的に理解する ことができた。

スペディ検事は、敬虔な仏教徒、ポカレル 検事はヒンズー教徒で、二人とも大変まじめ で物腰や態度は極めて礼儀正しく、常に日本 や我々に対する感謝の言葉を忘れなかったし、 特にポカレル検事は何かと冗談を言って周囲 を笑わせるなど明朗な人柄であった。他方、 二人とも厳格な菜食主義で卵さえ食べないと いうこともあり、昼夜の食事等の手配には細 心の注意を払う必要もあった。そんなわけで、 彼らの函館地検滞在中、その一挙手一投足は、 函館地検の職員の大きな関心事となっていた。 それがまた、我々の好奇心と探求心を刺激し、 客人に対するおもてなしと温かい気配りにも いっそう磨きがかかったが,それは当初の私 の予想をはるかに超えたうれしい展開であっ た。今回の企画に関与した検察官,検察事務 官からも,ネパールの検事と楽しくおつきあ いができて良かったとの声も聞かれて,今回 の企画の推進派であった私としても,少しほ っとした思いであった。

二人をお迎えするにあたっては,函館地検 の職員には,ずいぶんと手間と苦労をかけた と思うが,いささか手前味噌ながら,法務総 合研究所が企画し,それを現場が実務の力を 結集して支える,という国際協力のあるべき 一つの姿を提供できたのではないかと思う。 今回このような形で国際協力を行ったことに より,検察現場の検察官を含む職員も,今ま で知らなかった海外の刑事司法実務の一端を 垣間見る機会を得た。また海外の刑事司法の 実務家から学ぶこともあったのではないかと も思っている。

もっとも今回はいわばテストケース<sup>2</sup>であ り,全過程を大過なく終えられたのは,ネパ ールの刑事司法制度に詳しい森永太郎教官や 権瓶由佳里統括国際協力専門官が全日程に同 行して,全面的なサポートをしてくれたこと による。また,JICA専門家として現在ネパー ルに赴任中の平井克宗弁護士が一時帰国され, 函館にお越しいただけたという事情も大きく 寄与したと思う。また,今回は,英語が堪能 なネパールの検事をお招きしたこと,当庁の 検察官に英語が堪能な者が複数いたこと等が 幸いした面がある。アジア諸国の刑事司法関 係者皆が,英語が上手というわけではない。 ましてや日本の刑事司法関係者には外国語に

<sup>2</sup> 国際協力部が実施する招へい型の企画において は、検察の実務庁へのスポット的な訪問は頻繁に 行われているものの、今回のように、一地検がい わばホスト庁な形で招へい者を受け入れることは まれであったと認識している。 秀でた者は少ない。今後同様な企画をする場 合には,通訳人を同行する,現場で通訳人を 依頼するという形でコミュニケーション手段 を確保することが不可欠になると思われるが, そのような手段と予算を確保してでもやるべ き価値はあると感じている。

スベディ検事は,日本側との座談会などの 冒頭に,必ずといってよいほど,以下のよう に切り出した。

「私たちは今回初めて日本に来ました。そ のため、日本語が全くわからず、英語で話す ことを申し訳なく思います。次回日本に来る 機会があるならば、必ず日本語を覚えてきま す。」ちなみにネパールは、英国の植民地にな ったことはなく、したがって母語は英語では なく、ネパール語である。スペディ検事のそ の言葉は、日本に対する最高の敬意とともに、 英語がほとんど使えない日本社会に対する密 かな驚きを絶妙に表現した名言ではなかった かと思う。

#### 「日本とネパールの刑事事件の捜査・公判の

#### 比較研究」に参加して

## ~外からの視点で見えること~

函館地方検察庁 三席検事 野原一郎

平成23年9月13日から同月16日まで,ネ パールの最高検のスペデイ検事及び同国のブ トワル高検のポカレル検事が,「日本とネパ ールの刑事事件の捜査・公判の比較研究」プ ログラム(以下「比較研究プログラム」とい います。)の一環として,函館地検を訪問さ れました。私も,比較研究プログラムの中の いくつかのセッションに参加いたしましたの で,その感想等を述べたいと思います。

私が参加したのは,同月14日午前10時~ 午後零時までの「検察官との座談会」,同日 午後1時30分~午後3時の「模擬取調べ実演 (英語による弁解録取」,同月15日午後1時 30分~午後3時の「警察に対する捜査指揮の 実際~適切かつ効率的な立証のために~」及 び同日午後3時10分~午後4時30分の「総 括質疑応答」でした。私が参加したそれぞれ のセッションの内容について簡単に説明いた します。

まず、「検察官との座談会」には、当庁の 赤根検事正、中尾次席検事、私、高井検事、 鈴木副検事が参加いたしました。事前に、法 総研国際協力部から、ネパールの検事が、日 本の検察官の警察に対する捜査指揮の在り方 について強い関心があるとうかがっていまし た。そこで、このセッションでは、まず、私 が、日頃警察に対する捜査指揮をするに当た って注意している事項について、レジュメに 基づいて英語で説明し、私の説明が一段落す る度に、私や他の当庁の検察官がネパールの 検事から適宜質問をお受けいたしました。 次に、「模擬取調べ実演(英語による弁解 録取)」のセッションでは、私が、最初に、 日本の刑事司法制度における取調べの重要性 について簡単に説明した上で、模擬弁解録取 を行いました。模擬弁解録取では、法総研国 際協力部に作成していただいた模擬記録を使 用して、私が検察官役となり、高井検事が被 疑者役となり、手錠腰縄も用いて、英語で模 擬の弁解録取手続を行いました。このセッシ ョンでは、被疑者の人定確認、被疑者に対す る権利告知等から始め、弁解を聞いた後には、 弁解録取書や取調べ状況等報告書の作成手続 まで行い、実際の弁解録取手続と全く同様に (言語だけを英語にして)行いました。

三番目の「警察に対する捜査指揮の実際~ 適切かつ効率的な立証のために~」というセ ッションにおいては, 函館中央警察署の了解 をいただき, ネパールの両検事にも秘密保持 をお願いした上で、函館中央警察署の警察官 に実際の事件の事件相談に来ていただき、私 が通常通り日本語でその事件相談を受けまし た。そして、事件相談終了後、法総研国際協 力部の教官に, 被疑者や事件の特定が特定さ れないよう配慮していただきながら、事件相 談の状況や私と警察官とのやり取りの内容に ついて,英語で説明していただきました。事 案自体がけっこう複雑で,罪名も詐欺になる のか, 横領になるのか検討を要する二課事件 だったのですが、ネパールの両検事とも、事 件の事実関係や擬律自体に非常に興味を持た れて, 証拠関係の細かいところまで質問をさ れており、検事は、どこの国でも検事だなと いう印象を受けました。

四番目の「総括質疑応答」には,当庁の検 事正,次席検事,私,高井検事及び事務局長 が参加し,比較研究プログラムの最後として, ネパールの両検事からの総括的な質問をお受 けいたしました。

いずれのセッションにおいても、ネパール の両検事は、ネパールにおける制度運用の現 状を我々に説明してくださりながら、日本の 刑事司法制度やその運用について活発なご質 問をされており、どのセッションも予定時間 を超過するような状況でした。

これ以外にも、スペディ検事とポカレル検 事と夕食をご一緒させていだく機会もあり、 私にとっては、日本の刑事司法制度の長所に ついて、外からの視点で改めて見直す良い機 会となりました。両検事が、どのセッション でご発言されていたのか(又は夕食の時に発 言されていたのか)までは、よく覚えていま せんが、私の印象に残った両検事のご発言・ ご質問としては、以下のようなものがありま した。

ネパールの警察は,警備を重視しており,
 事件捜査を重視していない。そのため,ネパールで事件の捜査をしている警察官は,若くて,何も分かっていない人間ばかりである。
 ネパールの制度では,警察が取調べを行う際には,警察官と被疑者が検察庁に来て,検察官の目の前で取調べを行うことが義務づけられているが,若くて何も分かっていない警察官が取調べを行っている。ネパールの検察官も,尋問能力が低いため,警察の取調べを効果的に補充することができない。

ネパールの警察も検察官も、刑事事件の
 捜査・公判に対して責任感がなく、無罪になることを気にしない。

ネパールにおいては、警察官と検察官との個人的な関係はうまくいっているが、組織としては、警察と検察との間に感情的な対立

があり、相互に協力せず、お互いに非難しあ っている。ネパールでは、被疑者を逮捕する 前に、警察官と検察官が事件相談をするとい うことはない。また、共犯事件において、共 犯者のうちの1人が先に逮捕されて、その1 人を起訴する時には、他の共犯者が逮捕され ていなくても全ての共犯者を起訴しなければ いけないという制度であるため、共犯事件の 捜査が難しい。

仮に強力な物的証拠がある場合に、取調
 べで自白を得ることにどのような意味があるのか。

ネパールの警察の捜査は、内務大臣の政治的意向に大きく左右されるし、ネパールの検事総長は、政治任用であるため、ネパールの検察官も、強い政治的圧力にさらされており、その上、政府が、起訴を取り下げることのできる制度もある。スペディ検事自身、政治家が関与している事件の捜査・公判を担当していた際、命を狙われたこともある。

これらについては、ネパールの両検事が、 外交辞令として、ネパールの制度について謙 遜してその短所をより強調し、日本の制度に ついてその長所をより強調しておられるとい うところもあったのかもしれません。しかし, このようなネパールの両検事のご発言を聞い ていると、日本の検察と警察との間には良好 な関係が保たれているということを改めて感 じることができました。また、日本の警察及 び検察は、近時様々な批判を受けることはあ るものの,基本的には,政治的に中立な立場 で,責任感を持って職務に取り組んでいると いうことを改めて感じることができました。 日常的な仕事をしている中では、日本の刑事 司法制度の長所や短所について考えることは 少ないのですが、このような外からの視点で 日本の刑事司法制度を見直すことは、私にと っては大変勉強になりました。

両検事のご発言と比べると,非常にレベル が低い話で恐縮なのですが、子育てをしてい ても、同様のことを感じます。私には、現在 1歳10か月の娘がいるのですが,彼女にとっ ては、目に映る全ての物が新鮮なようで、私 にとっては特に目新しくもないことが、彼女 にとっては,非常に興味深くて,面白いもの のようです。例えば、私は、月を見てもあま り何も感じませんが、彼女は、月を見ること をとても喜んでおり、毎晩、私に月を見せろ とせがみます。パブロ・ピカソは、「子供は 誰でも芸術家だ。問題は大人になっても芸術 家でいられるかどうかだ。」と言ったそうで すが,子供と遊んでいると,違う視点で物事 を見ることの重要性を感じます。今回、ネパ ールの両検事を函館地検にお迎えして, ネパ ールの両検事の新鮮な視点で、日本の刑事司 法制度を見ることは,私にとってとても良い 機会でした。

スベディ検事とポカレル検事と夕食をご一 緒させていただいたときに,スベディ検事は, 「色々な国に色々な法制度があるが,自分は, 犯罪者がどこの国でも同じようにきちんと処 罰されるような世界にしたい。」とおっしゃ っていました。今後,犯罪者がどんどん国境 を越えていく中で、我々が、犯罪者の処罰を 行っていくためには,各国の検察官の相互理 解が増進することが望ましいのではないかと 思います。スベディ検事は、「日本の制度は、 非常にうまく運用されているように見える。 それに比べると、ネパールの制度は、どこか がうまくいっていないのだが, どこがうまく いっていないのかが分からない。」とおっし やっていました。今回の比較研究プログラム を通じて、日本の刑事司法制度の長所がネパ ールで取り入れていただけることになれば, 両国の法曹の刑事司法制度に対する共通理解

が増し、国境を越える犯罪の捜査を行うため の一つの基盤になるのではないかと思いま す。

以上

## ネパールの検事と交流して

函館地方検察庁 検事 高井賢太郎

今回, 函館地検にお招きしたネパールのス ベディ, ポカレル両検事は, 日本とネパール の刑事実務を比較研究するために来日したそ うです。ですが, 終わってみれば, 刑事実務 を比較する機会に恵まれたのは私の方だった のではないかと思うくらい, カンファレンス や夕食会でのお二人の話は新鮮で刺激的でし た。お二人にうかがった話の一部をご紹介し たいと思います。

これは、スペディ検事から、「日本の検察 官は、仕事上、どんなプレッシャーを感じる のですか?」という質問があったときのこと です。私は、「無実の人を誤って起訴するこ とは、その人にとっては最悪の出来事ですし、 また、検察官としても大変な不名誉です。起 訴時には、有罪立証に足る証拠があるかを刑 事裁判官以上に細かく見るよう意識していま す。ですから、起訴するときは常にプレッシ ャーを感じています。」と答えました。する と、スペディ検事は、ネパールの無罪率が約 50パーセントであり、しかも、そのことを気 にしている検察官は非常に少ない、と話され ました。

日本のように無罪率が非常に低いことを是 とすべきかは議論の余地のあることかもしれ ません。ですが,有罪立証に足る証拠の無い まま相当数の人が起訴され,それが問題にな らないというのは,私の検事としての職業倫 理からは考えがたいことでした。

その後の交流を通じて,私は,両検事に, ネパールの起訴手続きや,標準的なネパール の検察官の職業意識について教えていただき ました。私が理解したところでは,ネパール では,起訴手続きが検察庁ないし検事総長の 名で行われるので,終局処分の責任主体が対 外的には明らかにならず,それ故,各検察官 も,自分が担当した事件の有罪・無罪の結果 にあまり関心を持たないということでした。

両検事は、日本では起訴状に代表される 様々な書面に、検察官が自署・押印している ことに驚かれていました。日本では、検察官 は、対外的には独任制官庁として扱われ、検 察権も各検察官の権限に基づいて行使されま す。両検事が指摘したような、様々な手続き を検察官名で行うという我が国の刑事司法の 仕組みが、不当な起訴をすることがあっては ならないという日本の検察官の矜恃を下支え しているのかもしれません。

また、両検事から、ネパールでは、勾留期 間が人ごとではなく事件ごとに進行する制度 が採用されていると聞きました。この制度が あるため、共犯事件において共犯者が1名検 挙され、その勾留期間が満了すると、未検挙 の共犯者を将来勾留することもできなくなっ てしまうとのことでした。実際、組織的犯罪 において、上位者が末端関与者にわずかな金 を渡して出頭させ、その後雲隠れして処罰を 免れる事態が横行し、国民の刑事司法に対す る不信を招く要因になっているとのことでし た。

勾留が対人的な処分であることを,私は当 然のことと思っておりましたので,両検事と の対話が無ければ,勾留を対事件的な処分と する制度設計もあり得ると発想すること自体 無かったと思います。

交流が深まるに連れ,私の関心は,なぜ日 本が現行の法制度を採用し,なぜネパールが 現行の法制度を採用したのかに移りました。 両検事は,ネパールで刑事法が制定された経 緯や,十分に機能しなくなった事情,現在, 新しい法体系・法制度を模索している実情 を,1960年の国王主権確立時以降の史実を交 えて,詳しく話して下さいました。今のネパ ールは,もしかしたら150年ほど前の日本に 似ているのかもしれません。ですが,私に十 分な知識がなかったため,日本の法制史をお 二人に説明することはできませんでした。

それでも、日本の現行の法制度が、決して 当たり前にあるものではなく、数ある選択肢 の中から先人が議論を重ねて制定したもので あるのだと思い起こす好機になりました。

このほか,スペディ検事は,転勤を言い訳 にして長い間親元に帰省していない私の生活 態度を,「それはいけません。あなたが今あ るのは,ご両親のお陰なのです。」と優しく たしなめたり,食事をするにあたっても,「ネ パールではひもじい思いをしている人が道に 沢山います。出された食べ物を全部食べない ような人が,世の中のために働けるとは思い ません。」と仰ったり,随所に敬虔な仏教徒 らしい発言をなさっていました。このように, 刑事司法以外のお話の中でも,確かに異国の 方の価値観に触れていると感じられる場面が あり,これも交流の楽しい思い出となりまし た。

ネパールの検事2名を函館にお招きすると 聞いたとき,私は,真っ先に,慶應義塾法科 大学院在学時に受講した『開発法学』という 講義(松尾弘教授担当)を思い出しました。 この講義では,我が国の法整備支援の現状と 課題に焦点をあてることに相当な時間が割か れ,相手国の実情にあった法の継受とは何か 考えることが求められていました。当時,ま だ実務についていなかった私に,それが至難 の業であったことは言うまでもありません。 講義を受けてから4年経ちました。今の私 は、まだ先輩方に教えを請うてやっとこさ仕 事している任官2年目のひよっこ検事です。 ネパールからいらした賓客に我が国の刑事実 務を詳しくお話することなど、私に出来よう はずはありません。ですが、馴染みが薄かっ たネパールの刑事法制の実情を知ることを通 じて、日本の刑事法制を少しだけ俯瞰する契 機に私自身が恵まれました。

仕事に追われがちな毎日の中でも,手続き 一つ一つがなぜそのように制定されているの か,ときには根源的な問いに立ち返って自分 なりに考えることが必要だと感じることがで きました。日本の法曹と外国の法曹が交わる 機会が今度更に増えることを願ってやみませ ん。

# ネパールの検事をお迎えして

函館地方検察庁企画調査課長 汐川一美

この度,函館地検にネパールの検事スベデ ィ氏とポカレル氏のお二人をお迎えするにあ たり,担当した所管の課長として,事前準備 において留意した事項等をいくつか述べさせ ていただきます。

本年6月,事務局長から,「法務総合研究 所が招へいするネパールの検事2名が,9月 中旬ころに函館地検を訪問することになった ので,企画調査課で担当して欲しいとの話が ありましたが,果たして外国の検事を地方の 小規模庁が受け入れることができるのだろう かと不安が脳裏を駆け巡りました。函館地検 では,検察広報の一つとして,財団法人北海 道国際交流センターからの依頼により,函館 市近郊の外国人留学生に対し,日本の司法制 度や検察官の業務について説明する移動教室 を実施しているものの,英語が堪能な検事に すべてお任せしているのが現状で,外国人を 招くためのノウハウが全くないからでした。

ネパールの検事お二人をお迎えするにあた っては,事前準備における課題が二つありま した。

その一つは、ネパールの検事お二人の食事 問題でした。お二人ともハイレベルな菜食主 義者であるとの情報があったことから、ベジ タリアン料理に関する情報を集めてみたとこ ろ、函館市内のベジタリアン対応店が少ない ことが分かりました。

結局のところ,予算や移動時間等を考慮す ると,宿泊ホテル内のレストランに加え,市 内3店舗で食事していただくことが最良と思 われたので,各店舗を訪れて事前交渉し,ビ ュッフェでの朝食には,通常はメニューカー ドに料理名がオレンジ色の文字で表示されて いるところ,ベジタリアン料理にはグリーン 色の文字で表示し,ネパールの検事お二人が 分かり易いよう工夫していただいたり,夕食 ではベジタリアンに詳しい野菜ソムリエに相 談したり,卵入りのナンに代えて北海道産米 のご飯を出してもらうなどして,楽しく食事 ができるよう手配をして備えました。この食 事問題では,ネパールでの宗教上の食習慣に ついて勉強させられ,「カースト制度」や「五 葷」という言葉も初めて知りました。

二つ目は, 言葉の問題でした。各カリキュ ラムでの配付資料は, 当然, 英語版の資料を 用意することになりますから, 検事正が行う 業務説明では, 最高検作成「検察庁のしおり (英語版)」のデータを上質紙に印刷して, しおりを作成したほか, 英語版のパワーポイ ントによる説明資料を作成しました。模擬取 調べの実演に使用する事件記録については, 英語版と日本語版の両方を国際協力部から送 付いただき, 英文が分からない職員にとって は,準備作業をする上でとても助かりました。

また、函館地検の庁舎見学では、検事正自 ら各部署の業務説明等を英語でしていただく ことから、各部署の責任者においても、検事 正が英語で何を話されているのかをイメージ してもらうため、事前に説明内容を周知し、 かつ、各部屋等に職員を配置させて、庁舎見 学が円滑に行えるよう工夫して備えました。 その他に留意した点は、

- 説明事項等は、英訳することを考慮して、簡潔な日本語表現にすること。
- 庁舎見学の時間帯には、身柄や在宅の
   呼出しを控えてもらい、見学が円滑に行えるよう、特に、同行室などは、身柄が
   在室して見学の機会を失することのないよう配慮すること。
- 庁舎見学の際、ネパールの検事らから 質問があった場合は、管理職等が応答す るのではなく、直接の担当者が応答する

こと。

- ・ 控え室は、応接ソファーを入れた和室
   を用意し、日本文化を体験していただく
   こと。
- 函館地方裁判所,函館弁護士会及び北海道警察函館方面本部とは連絡を密にし,必要な情報を積極的に提供すること。
- マスコミ対応については、国際協力部 と協調すること。

などです。

そして,国際協力事務部門の瀬井主任国際 協力専門官からの情報提供や御指導を度々い ただき,十分ではないにしろ,何とかネパー ルの検事らを迎え入れる日を迎えたのでし た。

函館滞在中は,ネパールの検事お二人が予 想以上に質問を多くされたり,時間厳守の感 覚が日本とは異なるという文化的な違いもあ ったりして予定どおりに事が運ばず,その場 対応が度々あり,計画の甘さを露呈しました が,なんとか全日程を終え,ネパールの検事 お二人が無事帰国されたと聞いて安堵してお ります。

結局,あいさつ程度の会話しかできない担 当者としては,日常会話についても,専ら, 同行された森永教官と権瓶統括国際協力専門 官に頼らざるを得ず,ネパールの検事お二人 とのコミュニケーションが直接とれなかった ことを残念に思いました。今後は,もう少し 英会話のレベルアップに努めようと思いま す。

この度のネパールの検事訪問に,函館地検 が選ばれたのは,数々の条件が一致したこと によって実現したものであります,地方の小 規模庁にとっては,国際協力の一役を担った 貴重な経験であったと思います。

ちなみに,平成23年度の国家公務員 I 種採

用職員の意識調査では,国際的な業務につい ては,「積極的に希望する」や「機会があれ ば携わってもよい」との回答が合わせて 95.5 パーセントに達し,ほとんどの新人が国際的 な業務に意欲を持っていることが伺えるよう です(人事院月報No.745 による。)が,今後 も,コミュニケーション手段を確保の上で, このような企画が実施されることを願ってお ります。

## 日本・ネパール捜査訴追実務比較共同研究日程

2011年8月30日現在

〔教官:森永教官 專門官:瀨井主任專門官,佐野専門官〕

日曜 宿泊 カトマンズ(トリブヴァン国際空港) - バンコク(スワナプーム国際空港) - 関西国際空港 9 / KTM 13:50 - TG320 - 18:25 BKK 23:30 - TG 622 - 07:00 KIX 機中 火 6 15:00 18:30 9 部長主催 / 関空到着 07:00 KIX オリエンテーション等 大阪 水 意見交換会 7 ICD 4Fセミナー室 13:00 14:00 10:00 9 講義 「日本の刑事訴訟における 捜査と立証の概略」 「検務事務 - 大規模庁における事件管理」 (庁舎見学を含む) / 木 業務概要説明 大阪 8 ICD 4Fセミナー室 ICD 4Fセミナー室 大阪地検 11:25 11:00 14:00 9 大阪高 大阪地 座談会 産設ム 「検察実務が抱える諸問題—国民の信頼確保に向けて日本及びネパールの現状比較」(仮題) / 金 検検事 長表敬 検検事 正表敬 大阪 9 検事長室 検事正室 ICD 4Fセミナー室 9 / 大阪 + 10 9 関西国際空港 - 新千歳空港 札幌 B 11 KIX 12:50 - ANA 1715 - 14:40 CTS 11:00 11:25 13:30 18:00 9 ACPF札幌支部講演会 「ネパール新憲法制定と 今後の検察」 札幌高 検検事 札幌地 検検事 / 月 札幌地裁刑事公判廷傍聴·質疑応答 札幌 長表敬 正表敬 12 検事長室 検事正室 14:15 15:00 13.30 9 庁舎見学・業務説明 「小規模庁における事件管理・事 件処理」 函館地検 函館地裁 所長表敬 / 札幌 09:19 - JR特急北斗8号 - 12:51 函館 函館 火 検事正表敬 13 函館地検 検事正室 10:00 13:30 15:30 9 函館地検検察官との座談会 「現場検察官からみた 検察と警察の関係」 模擬弁解録取・取調べ 函館弁護士会訪問 / 水 函館 14 函館地検 函館地検 函館弁護士会 10:00 13:30 15:30 9 警察に対する捜査指揮の実 北海道警察 際 / 除 ~適正かつ効率的な 立証のために~ 総括質疑応答 函館 木 函館方面本部見学 15 道警函館方面本部 函館地検 函館地検 9 / 帰国準備 函館空港 - 東京(羽田空港) - バンコク(スワナプーム国際空港) - カトマンズ(トリブヴァン国際空港) 機中 金 HKD 17:45 - ANA864 - 19:10 HND 00:20 - TG661 - 04:30 BKK 10:15 - TG319 - 12:25 KTM 16 9 / ± カトマンズ着 12:25 KTM 17

~外国法令紹介~

# 韓国の新不動産登記法について

## 1 はじめに

韓国の新不動産登記法が2011年4月12日に法律 第10580号で公布され,債権担保権に関する規定を 除いて,公布後6か月が経過した同年10月13日に 施行されることになった。

この法律は,現行の不動産登記法(以下「韓旧法」 という。)を全部改正するものであり,コンピュー タ登記簿の本則化,法律規定事項の整理,予告登記 制度の廃止等を内容とするものである。

そこで、韓国の新不動産登記法(以下「韓新法」 という。)の主な改正事項について解説するととも に、日本の不動産登記法(以下「日本法」という。) も2004年に同様の全部改正していることから、それ との比較も行いたい。<sup>\*1</sup>

# 2 コンピュータ登記簿の本則化について

韓旧法は、紙の登記簿を用いることを原則として おり、コンピュータ登記簿及びオンライン申請に関 しては、旧法中第4章の2に電算情報処理組織によ る登記事務処理に関する特例を設けて規定してい た。

韓国では、1994年から不動産登記簿のコンピュー タ化の作業が開始され、2002年に全て完了してい る。また、2006年にはオンライン申請が導入されて いる。

そこで、コンピュータ登記簿を本則化し、紙の登 記簿を前提とした規定の改廃を行った。具体的には、 国際協力部教官 朝 山 直 木

「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に, 「登記用紙」を「登記記録」などに改めた。また, 書面,オンラインの双方の申請方法に対応できるよ う「申請書」を「申請情報」に改めた。

日本も 2004 年の不動産登記法全部改正の際にコ ンピュータ登記簿の本則化を行っているが,異なっ ている点がある。例えば,韓国では,登記簿の種類 について土地登記簿と建物登記簿の区別を維持して いること(韓新法 14 条 1 項,日本では法律レベルで の区別は廃止),1不動産1登記記録主義について 区分建物についての例外規定(1棟全体で1登記記 録)を維持していること(韓新法 15 条 1 項,日本で は廃止)等である。

# 3 法律規定事項の整理について

韓旧法は、申請書記載事項、添付書面、登記実行 方法など下位法令等で定めても十分な事項について も法律で規定していたことから、国民のニーズに応 じた迅速で弾力的な運用を行うことが困難であっ た。また、韓旧法は、申請書に記載すべき事項を規 定する形で間接的に登記事項を規定していた。

そこで,韓新法では主に登記事項を直接規定し, 具体的な登記申請手続や登記実行方法等については 大法院規則に委任している。

また,登記手続に関する規定の順序について,下 記のとおり改めた。

<sup>\*1</sup> 日本の場合は、法文の現代語化やオンライン申請を可 能とすることが改正の主要な点となる。

	the sta		
旧法	新 法		
第4章 登記手続	第4章 登記手続		
第1節 通則	第1節 総則		
第2節 所有権に関する登記手続	第2節 表示に関する登記		
第3節 所有権以外の権利に関する登記手続	第1款 土地の表示に関する登記		
第4節 抹消に関する登記手続	第2款 建物の表示に関する登記		
	第3節 権利に関する登記		
	第1款 通則		
	第2款 所有権に関する登記		
	第3款 用益権に関する登記		
	第4款 担保権に関する登記		
	第5款 信託に関する登記		
	第6款 仮登記		
	第7款 仮処分に関する登記		
	第8款 官公署が嘱託する登記等		

日本も 2004 年の不動産登記法全部改正の際に法 律規定事項の整理を行っているが,相違点としては, 韓国では,甲区,乙区の区別を法律レベルで維持し ていること(韓新法15条2項,日本では権利に関す る登記が記録される部分を権利部としている(日本 法2条8号)。),行政区画の変更があったときの 変更登記のみなし規定を維持していること(韓新法 31条,日本では表示に関する登記のみ適用すること としている(日本不動産登記規則92条)<sup>\*2</sup>。)等が ある。

# 3 登記することができる権利等に債権担保権を追加

韓国では,抵当権によって担保した債権を質権の 目的としたときは,その抵当権の登記に質権の付記 登記をしなければその効力が抵当権に及ばないとさ れている(韓国民法348条)。そこで、不動産登記 法に登記することができる権利として権利質権が規 定されており(韓旧法2条6号)、また、当該登記 を申請する際に登記申請書に記載すべき事項が規定 されていた(韓旧法142条の2)。

2010年に「動産・債権等の担保に関する法律」が 公布され、法人又は商号登記をした者が動産や金銭 の支払を目的とする指名債権を担保として提供する 場合には担保登記をすることができ(同法3条1項, 34条1項),担保登記をした担保権を動産担保権又 は債権担保権といっている(同法2条2項,3項)。 債権担保権に関しては民法348条を準用しているの で(同法37条),登記することができる権利等に債 権担保権を追加するとともに(韓新法3条7号), 債権担保権の登記をする際の登記事項を規定してい る(韓新法76条2項)。

なお、「動産・債権等の担保に関する法律」は 2012 年 6 月 11 日に施行するので、不動産登記法の関係条

<sup>\*2</sup> 取扱いの変更に関して民事月報 65-12・75 ページ以下 参照

項も同日に施行となる(韓新法附則1条但し書き)。

# 4 登記の効力発生時期に関する規定の新設について

登記官が登記を終えた場合,その登記は受付した ときから効力が発生するとの規定を新設している (韓新法6条2項)。

登記手続は、受付、調査、記入、校合\*3の順に処 理を進める。校合の処理が完了すると、登記は完了 したことになり、申請に係る登記事項が登記簿に記 録される。そのため、受付と校合の間に時間のずれ が発生する場合があり、登記の効力発生時点が受付 時点か校合時点かで紛争が生じる可能性がある。

通常,校合時点が登記の効力発生時点と考えられ るが,受付時点とした趣旨は,

- 登記事項を受付年月日から校合年月日(登記 年月日)に変更する必要があること
- ② 登記簿に受付年月日を記録することは、登記 制度が導入されてから現在までほぼ 100 年近 く持続しており、一般人の認識の中にも登記 の効力発生時期について、当然に登記簿に記 録され、公示されている受付年月日と認識さ れてきたが、これを急に変更することは深刻 な混乱を招く可能性が大きいこと
- ③ 登記官が校合を完了するまで登記申請人の地 位が不安定な状態になること

から、校合時点を登記の効力発生時点とするのは適 当ではないとし、そのことを明確化するために、こ のような規定を設けたようである。<sup>\*4</sup>

## 5 職権更正登記手続の改善について

旧法では、登記官が登記の錯誤や遺漏が登記官の 過誤によるものであることを発見した場合でも、登 記上利害関係のある第三者がいる場合には、職権で 更正登記をすることができなかった(韓旧法 72 条 1 項但し書き)。新法では、登記上利害関係のある第 三者がいる場合でも、その第三者の承諾があるとき には、職権で更正登記をすることができるようにし た(韓新法 32 条 2 項但し書き)。

日本も 2004 年の不動産登記法全部改正の際に同 様の改正を行っている(日本法 67 条 2 項但し書き)。

# 6 伝貰金返還債権の一部譲渡に伴う伝貰権の一 部移転登記の新設について

伝貰権とは、一定の金銭(伝貰金)を支払うこと によって、他人の不動産を占有し、その不動産の用 途に従い使用収益を行うことを内容とする用益物権 である(韓国民法 303 条参照)。地上権又は賃借権 と異なるのは、最初に伝貰金を支払えば、そのほか に家賃等を支払う必要がない点にある。それどころ か、伝貰権の存続期間が満了した後には、不動産の 所有者は伝貰権者に伝貰金を返還しなければならな い。不動産の所有者が伝貰権を設定することによる 利点は、受領した伝貰金を運用することによって発 生する利息等が所有者の利益となる点にある。

存続期間満了後の伝貰金返還債権については、後 順位権利者その他の債権者に先立って優先弁済を受 けることができることから、担保物権的性格も持っ ている。\*5

そこで、抵当権と同様に、伝貰金返還債権の一部 譲渡を原因とした伝賞権一部移転登記をするとき は、譲渡額を記録することとし(韓新法73条1項), 伝賞権一部移転登記の申請は伝賞権の存続期間の満 了前にはできないが、存続期間中であっても伝賞権 が消滅したことを証明した場合には申請可能として

<sup>\*3</sup> 登記手続の最後に登記官が自己の識別番号を記録す ることを登記実務上「校合」といっている(日本不動産登 記規則7条,韓国不動産登記規則7条参照)。紙の登記簿 の時代は登記官が登記用紙に押印していた。

<sup>\*4</sup> 国会法制司法委員会・不動産登記法全部改正法律案審 査報告書9ページ

<sup>(</sup>http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\_id=ARC\_ M1W0G0C6B111T1N4Z0U9M0M2E9E2M8)

<sup>\*5</sup> 小島武司ほか編・韓国法の現在(下)33ページ

いる(新法73条2項)。

# 7 共同抵当の代位登記の規定の新設について

共同抵当の一部の不動産のみを競売し,その対価 を先に配当する場合は,その競売した不動産の次順 位抵当権者は,先順位抵当権者が共同抵当不動産を 同時に競売して配当したならば,他の不動産の競売 代価から弁済を受けることができた額の範囲内で, 先順位の抵当権者を代位し,その抵当権を行使する ことができるのは日本と同様であるが(韓国民法 368 条),韓国では,その際の代位登記の手続に関 する規定が用意されてなかった。そこで,共同抵当 の代位登記に関する規定を新設している(韓新法 80 条)。

日本にはもともと同様の規定がある(日本法 91 条)。

# 8 仮登記後の登記の職権抹消の規定の新設につ いて

韓旧法では、仮登記による本登記を行ったときの 職権抹消に関する規定がなく、運用で職権抹消を行 っていたようである。<sup>\*6</sup>

そこで、韓新法では職権抹消に関する規定を新設 し、仮登記による本登記を行ったときは、仮登記後 に行われた登記であって、仮登記により保全された 権利を侵害する登記を職権で抹消しなければならな いこととし、当該登記を抹消したときは、遅滞なく、 その事実を抹消された権利の登記名義人に通知しな ければならないこととしている(韓新法第92条)。

日本では、所有権に関する仮登記に基づく本登記 については、登記上の利害関係を有する第三者の承 諾があるときに限って、申請することができる(日 本法109条1項)。そして、登記官が同申請に基づ

(http://www.lawtimes.co.kr/LawInfo/LawMagazine/Pdf/02-1 (0).pdf)

いて登記するときは、当該第三者の権利に関する登 記を職権抹消しなければならない(日本法109条2 項)。これに対して、所有権以外の権利に関する仮 登記に基づく本登記については特段の規定を置いて いない。これは、所有権は不動産取引上最も重要な 権利であって、登記記録上、公示の混乱を防ぐ要請 が高いことから、本登記をするのと同時に仮登記に 後れる第三者の権利の登記を抹消することを手続上 確保する必要性が高いが、所有権以外の権利の場合 には、第三者の権利の登記を同時に抹消するまでの 必要性はなく、むしろ、速やかに本登記を望む仮登 記権利者の利益を優先させるべきと考えられるから である。<sup>\*7</sup>

# 9 仮処分の登記後の登記の抹消に関する規定の 新設について

旧法では,仮処分の登記後の登記の抹消に関する 規定がなく,次のように運用で処理しているようで ある。

- 仮処分権利者が仮処分に基づき,所有権移転
   登記を申請する場合,当該仮処分登記後にされ
   た第三者名義の所有権移転登記及び所有権移転
   登記以外の登記は,仮処分権利者の申請により
   抹消し,当該仮処分の登記は,執行法院の嘱託
   によって抹消している。
- ② 仮処分権利者が仮処分に基づき,所有権抹消 登記を申請する場合,当該仮処分登記後にされ た第三者名義の所有権移転登記は,仮処分権利 者の申請により抹消し,当該仮処分の登記の後 にされた第三者名義の所有権移転登記以外の登 記及び当該仮処分の登記は職権で抹消してい る。
- ③ 仮処分権利者が仮処分に基づき,所有権以外の権利の設定登記を申請する場合,その設定登

<sup>\*6</sup> キムヨンヒョン・改正「不動産登記法」主要内容の解 説(法務士 2011 年 5 月号)12 ページ

<sup>\*7</sup> 清水響・新不動産登記法の概要について(平成16年 改正不動産登記法と登記実務(解説編))79ページ

記と両立できない当該仮処分の登記後にされた 第三者名義の登記は、仮処分権利者の申請によ り抹消し、当該仮処分の登記は、執行法院の嘱 託によって抹消している。<sup>\*8</sup>

そこで、新法では、仮処分債権者が仮処分債務者 を登記義務者として、権利の移転等の登記を申請す る場合には、仮処分後の登記の抹消を単独で申請す ることができ、当該抹消登記を行ったときは、登記 官は仮処分の登記を職権抹消すること及び抹消され た権利の登記名義人に対して通知する旨の規定を新 設している(韓新法 92 条)。

# 10 予告登記制度の廃止について

予告登記は,登記原因の無効又は取消しによる登 記の抹消又は回復の訴えが提起された場合に,当該 訴えを受理した裁判所が登記所に対して嘱託を行 い,登記所が不動産登記簿に訴えが提起されている 旨を登記するものである(韓旧法4条,39条)。不 動産登記には公信力が認められていないことから, 訴訟の帰趨によっては不動産を所有できなくなるお それがあることを第三者に知らせることに意味があ るが,他の登記とは異なり,予告登記自体によって 何らかの権利の変動を生じさせるものではなく,警 告的な機能を持つに過ぎない。

日本にも同様の制度があったが、予告登記の機能 が中途半端なものであったこと、取消後の第三者と 取消者との関係を対抗問題として処理する現在の判 例の考え方を前提とすると、第三者が実体的に保護 されない場合はほとんど考えられないこと、予告登 記が執行妨害目的で濫用されていること等を理由に 廃止された。<sup>\*9</sup>

韓国でも、反対意見があったものの、廃止された が、その理由は、

\*9 清水響・新不動産登記法の概要について(平成16年 改正不動産登記法と登記実務(解説編))91ページ

- 予告登記の要件に該当する訴えを提起すれば、勝訴の見込みに関係なく予告登記が行われるので、登記名義人の財産権行使を妨害する目的で濫用されていること
- ② 抵当権設定登記後,所有権を第三者に偽装譲 渡し,当該第三者を相手に所有権移転登記抹消 の訴えを提起して予告登記をする方法で抵当権 実行を妨害する執行妨害目的で悪用されること もあること
- ③ 予告登記が廃止された場合は、原告に対して 仮処分制度の利用を間接的に強制するようになり、結果的に予告登記と同様の役割を果たすこと
- ④ 先に予告登記制度を廃止した日本で同制度の廃止による副作用はないこと

等である。<sup>\*10</sup>

# 11 区分建物の表示に関する登記官の実質的審査 権の廃止について

韓国では、不動産の物理的な状況を公示する機能 (土地台帳,建築物台帳等)と権利関係を公示する 機能(不動産登記簿)が分離されており、不動産登 記制度は後者のみを対象としている。また、日本と 同様に不動産登記の審査は形式的審査権のみを有す る。しかし、区分建物については、一棟に属する区 分建物中の一部のみに関して所有権保存登記を申請 する場合には、その残りの区分建物に関しては表示 に関する登記を同時に申請しなければならない(他 の区分建物の所有者に代位して申請を行う。韓旧法 131条の2第1項,第2項)。さらに、区分建物の 表示に関する事項については実質的審査権を有して いた(韓旧法 55条12号、56条の2)。

これは、区分建物の根拠法である「集合建物の所有及び管理に関する法律」の施行当初に区分建物の

<sup>\*8</sup> キムヨンヒョン・改正「不動産登記法」主要内容の解 説(法務士 2011 年 5 月号)13 ページ

<sup>\*10</sup> キムヨンヒョン・改正「不動産登記法」主要内容の 解説(法務士2011年5月号)14ページ

判断基準に混乱があったことを解決しようと導入し た制度であった。公示の正確性を確保し,建築物台 帳所管庁の誤った判断を登記官が簡単に救済するこ とができるという点で意味があった。

しかし,以下のとおり,現在は施行当初の状況と は異なる等の諸事情を勘案して,廃止することとし た。

- ・ 台帳作成及び管理に関する法令がある程度完備されたこと
- ② 建築物台帳の作成に関する問題については、 基本的に建築物台帳所管庁で担当するのが妥当 であること
- ③ 2003年に「集合建物の所有及び管理に関する 法律」が改正され、区分建物の表示に関する登 記官の実質的審査権の導入の一因となっていた 区分店舗についても区分建物として登記能力が 付与されたこと(同法第1条の2)
- ④ これまで、実際に登記官の事実調査権が行使 された事例がほとんどなく実効性がないこと
- ⑤ 一般建物として建築許可を受けたが区分建物 に構造を変更して建物を新築した場合には、台 帳所管庁では区分建物としての登録申請を拒否 するが、当該建物の所有者が区分建物として登 記申請すると、登記官は区分建物としての構造 上、利用上の独立性を具備しているかどうかを 審査し、これらの要件を備えていた場合には、 区分建物として登記することになるが、これは、 区分建物の表示に関する登記官の実質的審査権 が行政規制の回避手段に悪用される結果を招い て、不正な建築物が量産され、建築行政におけ る公共の利益のための規制が無力化する結果を 招くことになること

# 12 おわりに

上記のとおり,新法は具体的な登記申請手続及び 登記実行方法に関する事項を大法院規則で規定する こととし,大法院規則として不動産登記規則が2011

年9月28日に公布されている(大法院規則第2356 号)。<sup>\*11</sup>

<sup>\*11</sup> 不動産登記規則は、国家法令情報センターのホームページで確認することができる。(http://www.law.go.kr/)

## (参考1)

新法で削除及び追加された条項は次のとおりであ る。<sup>\*12</sup>

削除

 具体的な登記申請手続及び登記実行方法に関す るもの一規則事項とする 第16条の2(区分建物の登記用紙) 第42条第5項(区分建物に関する登記の申請と 規約や公正証書の添付) 第46条(相続登記の申請と相続を証する書面の 添付) 第48条(登記名義人表示の変更・更正登記の申 請とその表示の変更・更正を証する書面の添付) 第48条の2(国有不動産の管理庁の名称変更登 記) 第50条(第三者の許可,同意又は承諾) 第53条(申請書の受付),第57条の2第2項 ~第4項(敷地権があるという趣旨の登記) 第57条の3第2項(敷地使用権に関する移転登 記の添付書面) 第59条(表示番号の記載) 第60条(付記登記の番号記載) 第62条(仮登記後の本登記の記載) 第64条(権利変更登記の記載) 第64条の2第2項(買戻登記等の記載) 第65条第2項(登記名義人変更登記の記載) 第70条(嘱託登記した場合の登記済証の発行) 第76条(回復登記の記載)

第86条第2項(新登記用紙への移記)

第88条(文字記載などの方式)

第91条(土地滅失登記等の申請)

第91条の2(土地分筆登記の申請)

第93条~第95条(十地分筆登記の実行方法)

第 96 条(土地分合筆登記の実行方法)

\*12 キムヨンヒョン・改正「不動産登記法」主要内容の 解説(法務士2011年5月号)7ページ

第97条~第98条(土地合筆登記の実行方法) 第99条(土地面積増減登記の実行方法) 第100条(地目・地番変更登記の実行方法) 第102条(建物の滅失登記等の申請) 第102条の2~第102条の5(敷地権変更登記 の実行方法) 第103条の2(建物の分割・区分登記の申請) 第104条の2(建物の区分登記の実行方法) 第105条(建物の分割合併の登記の実行方法) 第105条の2(建物の区分合併の登記の実行方 法) 第107条(建物の分割合併・区分合併の登記の 実行方法) 第108条(建物の合併登記の実行方法) 第108条の2(建物の区分合併の登記の準用) 第109条(建物の面積増減登記の実行方法) 第110条(建物番号・構造等の変更登記の実行 方法) 第111条(番号の変更) 第112条(不動産の滅失) 第112条の2第2項(規約上共用部分の登記) 第112条の3第2項・第3項(規約上共用部分) の登記の抹消) 第113条(不動産の滅失) 第121条(不動産の信託) 第132条(所有権保存登記の申請) 第135条の3 (敷地権のある建物に関する登記) 第141条(所有権以外の権利上の抵当権) 第142条(抵当権の移転) 第145条(共同担保) 第147条(追加共同担保) 第150条(共同担保目録の記載) 第154条~第155条(共同担保の一部の消滅又 は変更) 第165条の3第1項(敷地権のある建物に対す る権利の登記) 第172条(抹消の方法)

第177条の5第1項(申請書副本の送付手続)

 電算化で不必要になった規制 第14条第2項(登記簿の分設) 第15条第2項(不動産が登記簿を分設した数個 の区画にわたるとき) 第16条の3(共用部分の用紙) 第17条(登記用紙への押印) 第19条(申請書編綴簿) 第21条第2項・第3項(登記事項に変更がない という事実の証明など) 第23条第2項(申請書編綴簿に編綴する書面に 関する特例) 第24条(登記簿の滅失) 第40条第4項(登記義務者の権利に関する登記) 済証に代わる登記完了の通知書) 第42条第6項(敷地権の目的である十地が他の 登記所の管轄のときの登記簿謄本の添付) 第45条(登記原因証明書がない場合の申請書副 本の提出) 第58条(共同人名簿の記載) 第61条(仮登記の記載) 第67条(登記済証の発行) 第79条~第85条(滅失回復登記) 第86条第4項・第5項(表題部又は各区の新用 紙への移記) 第133条(登記番号の記載) 第177条の6(登記の電算移記に関する特例) ③ 予告登記制度廃止関連

第4条(予告登記) 第39条(予告登記) 第55条第13号(登記の申請が第170条第4項 に違反した場合) 第170条(予告登記の抹消) 第170条の2(予告登記の抹消)  ④ 区分建物の表示に関する登記官の実質的審査権
 の廃止関連
 第 55 条第 12 号(区分建物の表示に関する事項 が集合建物の所有及び管理に関する法律第1条 又は第1条の2と合わない場合)
 第 56 条第3項(建築物台帳所管庁への通知)
 第 56 条の2(登記官の調査権)

# ⑤ その他

第56条第2項(登記簿と台帳の不一致) 第114条(河川敷地) 第167条第3項(登記義務者の行方不明と伝貰 権・抵当権に関する登記の抹消申請)

#### 追加

第2条(用語の定義) 第3条第7号(登記することができる権利とし ての債権担保権) 第6条第2項(登記の効力発生時期) 第16条(登記簿副本資料の作成) 第 21 条第2項(閉鎖された登記記録の復活申 請) 第30条(登記完了の通知) 第41条第4項(一棟表題部に関する変更登記) 第43条第3項(一棟全部の滅失登記) 第44条第3項(存在しない一棟全部の滅失登 記) 第71条第4項(要役地が他の登記所の管轄であ る場合の地役権の変更又は抹消登記) 第73条(伝貰金返還債権の一部譲渡に伴う伝貰 権の一部移転登記) 第76条第2項(抵当権付債権についての債権担 保権の登記事項) 第80条(共同抵当の代位登記) 第84条第1項(受託者が複数の場合の合有の旨 の記録) 第87条第3項(信託財産が受託者の固有財産と

なった場合の信託登記の抹消申請)

第92条(仮登記後の登記の抹消)

第94条(仮処分登記後の登記の抹消)

第95条(仮処分に伴う所有権以外の権利の設定

登記)

# 不動産登記法 (2011 年 4 月 12 日法律第 10580 号仮訳)<sup>\*1</sup>

# 第1章 総則

第1条(目的)この法律は、不動産登記に関する事 項を規定することを目的とする。

第2条(定義)この法律において使用する用語の定 義は以下のとおりである。

- 「登記簿」とは、電算情報処理組織により入力・処理された登記情報資料を大法院規則で 定めるところにより編成したものをいう。
- 2 「登記簿副本資料」とは、登記簿と同一の内 容で補助記憶装置に記録された資料をいう。
- 3 「登記記録」とは、1筆の土地又は1個の建 物に関する登記情報資料をいう。
- 4 「登記済情報」とは、登記簿に新たな権利者 が記録された場合に、その権利者を確認する ために第11条第1項の規定による登記官が作 成した情報をいう。
- 第3条(登記することができる権利等)登記は不動 産の表示及び次の各号のいずれかに該当する権 利の保存,移転,設定,変更,処分の制限又は消 滅についてする。

第4条(権利の順位)① 同一の不動産に関して登

- 1 所有権
- 2 地上権
- 3 地役権
- 4 伝貰権
- 5 抵当権
- 6 権利質権
- 7 債権担保権
- 8 賃借権

記した権利の順位は,法律に別段の規定がなけれ ば,登記の順序による。

- ② 登記の順序は、登記記録の同一の区にした登記の相互間は順位番号により、別の区にした登記の相互間は受付番号による。
- 第5条(付記登記の順位)付記登記の順位は主登記 の順位による。ただし、同一の主登記に関する付 記登記相互間の順位はその登記の順序による。
- 第6条(登記申請の受付時期及び登記の効力発生時
   期)① 登記申請は、大法院規則で定める登記申
   請情報が電算情報処理組織に保存されたときに
   受付されたものとみなす。
- ② 第 11 条第1項の規定による登記官が登記を終 えた場合,その登記は受付したときから効力を発 生する。

第2章 登記所及び登記官

- 第7条(管轄登記所)① 登記事務は不動産の所在
   地を管轄する地方法院,その支院又は登記所(以下「登記所」という。)が担当する。
- ② 不動産が複数の登記所の管轄区域にまたがっているときは、大法院規則で定めるところにより、各登記所を管轄する上級法院の長が、管轄登記所を指定する。
- 第8条(管轄の委任)大法院長は、ある登記所の管 轄に属する事務を他の登記所に委任することが できる。
- 第9条(管轄の変更)ある不動産の所在地が他の登 記所の管轄に変わったときは,従前の管轄登記所 は,電算情報処理組織を利用して,その不動産に

\*1 本翻訳は,韓国新不動産登記法の大まかな内容を把握するために,国際協力部教官朝山直木が日本語訳した ものである。したがって,正確性等について必ずしも担保されていないことから,利用するに際しては原文を併 せて参照されたい。 関する登記記録の処理権限を他の登記所に引き 渡す措置を行わなければならない。

- 第10条(登記事務の停止)大法院長は、登記所において登記事務を停止しなければならない事由が 発生した場合、期間を定めて登記事務の停止を命 ずることができる。
- 第11条(登記事務の処理)① 登記事務は,登記所 に勤務する法院書記官・登記事務官・登記主事又 は登記主事補(法院事務官・法院主事又は法院主 事補中2001年12月31日以前に実施した採用試 験に合格して任用された者を含む。)の中で,地 方法院長(登記所の事務を支院長が管掌している 場合は,支院長をいう。以下同じ。)が指定する 者(以下「登記官」という。)が処理する。
- ② 登記官は登記事務を電算情報処理組織を利用して登記簿に登記事項を記録する方式で処理しなければならない。
- ③ 登記官は受付番号の順序に従って登記事務を処 理しなければならない。
- ④ 登記官が登記事務を処理したときは、登記事務 を処理した登記官が誰なのか知ることができる 措置を講じなければならない。
- 第12条(登記官の業務処理の制限)① 登記官は、 自己、配偶者又は4親等以内の親族(以下「配偶 者等」という。)が登記申請人であるときは、そ の登記所で所有権登記をした成年者であって登 記官の配偶者等でない者2名以上の参与がなけ れば登記をすることができない。配偶者等の関係 が終了した後も同様である。
- ② 登記官は、第1項の場合に調書を作成し、参与 人と一緒に記名捺印又は署名をしなければなら ない。
- 第13条(財政保証)法院行政処長は,登記官の財政 保証に関する事項を定めて運用することができ る。

第3章 登記簿等

第14条(登記簿の種類等)① 登記簿は土地登記簿

及び建物登記簿に区分する。

- ② 登記簿は永久に保存しなければならない。
- ③ 登記簿は大法院規則に定める場所に保管・管理 しなければならず、戦争・天災地変その他これに 準ずる事態を避けるための場合を除き、その場所 の外に移すことができない。
- ④ 登記簿の附属書類は、戦争・天災地変その他これに準ずる事態を避けるための場合を除き、登記所の外に移すことができない。ただし、申請書その他の附属書類については、法院の命令又は嘱託があった場合若しくは法官が発付した令状によって押収する場合はこの限りでない。
- 第15条(物的編成主義)① 登記簿を編成するとき は、1筆の土地又は1個の建物について1つの登 記記録を置く。ただし、1棟の建物を区分した建 物にあっては1棟の建物に属する全部について 1つの登記記録を使用する。
- ② 登記記録には、不動産の表示に関する事項を記録する表題部並びに所有権に関する事項を記録する甲区及び所有権以外の権利に関する事項を記録する乙区を置く。
- 第16条(登記簿副本資料の作成)登記官が登記を終 えたときは,登記簿副本資料を作成しなければな らない。
- 第17条(登記簿の損傷及び復旧)① 登記簿の全部 又は一部が損傷し,又は損傷するおそれがあると きは,大法院長は,大法院規則で定めるところに より,登記簿の復旧・損傷防止等の必要な処分を 命ずることができる。
- (2) 大法院長は、大法院規則で定めるところにより、
   第1項の処分命令に関する権限を法院行政処長
   又は地方法院長に委任することができる。
- 第18条(附属書類の損傷等の防止処分)① 登記簿 の附属書類が損傷・滅失のおそれがあるときは、 大法院長はその防止のために必要な処分を命ず ることができる。

② 第1項の規定による処分命令は,第17条第2項

を準用する。

- 第19条(登記事項の閲覧及び証明)① 何人も手数 料を納付して、大法院規則で定めるところにより、登記記録に記録されている事項の全部又は一 部の閲覧及びこれを証明する登記事項証明書の 発行を請求することができる。ただし、登記記録 の附属書類については、利害関係のある部分に限 り閲覧を請求することができる。
- ② 第1項の規定による登記記録の閲覧及び登記事 項証明書の発行の請求は、管轄登記所以外の登記 所に対してもすることができる。
- ③ 第1項の規定による手数料の金額及び免除の範囲は、大法院規則で定める。
- 第20条(登記記録の閉鎖)① 登記官が登記記録に 登記された事項を新登記記録に移記したときは, 従前の登記記録を閉鎖しなければならない。
- ② 閉鎖した登記記録は永久に保存しなければならない。
- ③ 閉鎖した登記記録については,第19条を準用す る。
- 第21条(重複登記記録の整理)① 登記官が,同一 の土地について,重複してされた登記記録を発見 した場合には,大法院規則で定めるところによ り,重複登記記録のいずれかの登記記録を閉鎖し なければならない。
- ② 第1項の規定により閉鎖された登記記録の所有 権の登記名義人又は登記上の利害関係人は、大法 院規則で定めるところにより、その土地が閉鎖さ れた登記記録の所有権の登記名義人の所有であ ることを証明して閉鎖された登記記録の復活を 申請することができる。

第4章 登記手続

第1節 総則

- 第22条(申請主義)① 登記は当事者の申請又は官 公署の嘱託によってする。ただし,法律に別段の 規定がある場合は,この限りでない。
- ② 嘱託による登記手続は、法律に別段の規定がな

い場合は、申請による登記に関する規定を準用す る。

- ③ 登記をしようとする者は、大法院規則で定める ところにより、手数料を納付しなければならな い。
- 第23条(登記申請人)① 登記は,法律に別段の規 定がない場合は,登記権利者及び登記義務者が共 同で申請する。
- ② 所有権保存登記又は所有権保存登記の抹消登記は,登記名義人となる者又は登記名義人が単独で申請する。
- ③ 相続,法人の合併その他大法院規則で定める包括承継による登記は,登記権利者が単独で申請する。
- ④ 判決による登記は、勝訴した登記権利者又は登
   記義務者が単独で申請する。
- ⑤ 不動産の表示の変更又は更正の登記は,所有権の登記名義人が単独で申請する。
- ⑥ 登記名義人の表示の変更又は更正の登記は、当 該権利の登記名義人が単独で申請する。
- 第24条(登記申請の方法)① 登記は、次の各号の いずれかに該当する方法で申請する。
  - 1 申請人又はその代理人が登記所に出頭し、申 請情報及び添付情報を記載した書面を提出する 方法。ただし、代理人が弁護士(法務法人、法 務法人(有限)及び法務組合を含む。以下同じ。) 又は法務士(法務士合同法人を含む。以下同じ。) の場合には、大法院規則で定める事務員を登記 所に出頭させ、その書面を提出することができ る。
  - 2 大法院規則で定めるところにより、電算情報 処理組織を利用して、申請情報及び添付情報を 送信する方法(法院行政処長が指定する登記類 型に限る。)
- ② 申請人が提供しなければならない申請情報及び 添付情報は、大法院規則で定める。

第25条(申請情報の提供方法)登記の申請は、1件

につき1つの不動産についての申請情報を提供 する方法によらなければならない。ただし,登記 の目的及び登記原因が同一であることその他大 法院規則で定める場合には,同じ登記所の管轄内 にある複数の不動産に関する申請情報を一括し て提供する方法で行うことができる。

- 第26条(法人でない社団等の登記申請)① 宗中, 門中その他代表者又は管理人がいる法人でない 社団又は財団に属する不動産の登記については, その社団又は財団を登記権利者又は登記義務者 とする。
- ② 第1項の登記は、その社団又は財団の名義でその代表者又は管理人が申請する。
- 第27条(包括承継人による登記申請)登記原因が発 生した後に登記権利者又は登記義務者について 相続その他の包括承継がある場合には,相続人そ の他の包括承継人がその登記を申請することが できる。
- 第28条(債権者代位権による登記申請)① 債権者 は、「民法」第404条の規定により債務者を代位 して登記を申請することができる。
- ② 登記官が第1項又は他の法令の規定による代位 申請により登記をするときは、代位者の氏名又は 名称、住所又は事務所の所在地及び代位原因を記 録しなければならない。
- 第29条(申請の却下)登記官は,次の各号のいずれ かに該当する場合に限り,理由を記載した決定で 申請を却下しなければならない。ただし,申請の 誤りを補正できる場合であって,申請人が登記官 が補正を命じた日の翌日までにその誤った部分 を補正したときはこの限りでない。
  - 1 事件がその登記所の管轄ではない場合
  - 2 事件が登記すべきものでない場合
  - 3 申請権限のない者が申請する場合
  - 4 第 24 条第1項第1号の規定により登記を申 請するときに当事者又はその代理人が出頭しな い場合

- 5 申請情報の提供が大法院規則で定める方式に 適合しない場合
- 6 申請情報の不動産又は登記の目的である権利 の表示が登記記録と一致しない場合
- 7 申請情報の登記義務者の表示が登記記録と一 致しない場合。ただし、第27条の規定により包 括承継人が登記申請をする場合を除く。
- 8 申請情報と登記原因を証明する情報が一致し ない場合
- 9 登記に必要な添付情報を提供しなかった場合
- 10 取得税(「地方税法」第20条の2の規定により分割納付する場合には、登記する前に分割納付すべき金額をいう。),登録免許税(登録についての登録免許税のみ該当する。)又は手数料を納付せず、又は登記申請に関連して他の法律により賦課された義務を履行しない場合
- 11 申請情報又は登記記録の不動産の表示が土地 台帳・林野台帳又は建築物台帳と一致しない場合
- 第30条(登記完了の通知)登記官が登記を終えたと きは、大法院規則で定めるところにより、申請人 等にその事実を通知しなければならない。
- 第31条(行政区域の変更)行政区域又はその名称が 変更されたときは、登記記録に記録された行政区 域又はその名称についての変更登記があったも のとみなす。
- 第32条(登記の更正)① 登記官が登記を終えた後, その登記に錯誤又は遺漏した部分があることを 発見したときは,遅滞なく,その事実を登記権利 者及び登記義務者に通知しなければならず,登記 権利者及び登記義務者がいない場合には,登記名 義人に通知しなければならない。ただし,登記権 利者,登記義務者又は登記名義人が各2名以上の 場合は,そのうちの1名に通知すれば足りる。
- ② 登記官が登記の錯誤又は遺漏した部分が、登記 官の過誤によるものであることを発見した場合 には、遅滞なく、その登記を職権で更正しなけれ

ばならない。ただし、登記上の利害関係のある第 三者がいる場合には、第三者の承諾がなければな らない。

- ③ 登記官が第2項の規定により更正登記をしたときは、その事実を登記権利者、登記義務者又は登記名義人に通知しなければならない。この場合、第1項ただし書を準用する。
- ④ 債権者代位権により登記を終えていたときは、 第1項及び第3項の通知を、その債権者にもしな ければならない。この場合、第1項ただし書を準 用する。
- 第33条(新登記記録への移記)登記記録に記録され た事項が多く,取扱いが不便になる等の合理的な 事由で登記記録を移記する必要がある場合に,登 記官は,現在効力がある登記のみを新しい登記記 録に移記することができる。

第2節 表示に関する登記

第1款 土地の表示に関する登記

- 第34条(登記事項)登記官は、土地の登記記録の表 題部に、次の各号の事項を記録しなければならな い。
  - 1 表示番号
  - 2 受付年月日
  - 3 所在及び地番
  - 4 地目
  - 5 面積
  - 6 登記原因
- 第35条(変更登記の申請)土地の分割,合併がある 場合及び第34条の登記事項に変更がある場合 は、その土地の所有権の登記名義人は、その事実 があったときから1か月以内にその登記を申請 しなければならない。
- 第36条(職権による表示変更登記)① 登記官が地
  籍所管庁から「測量・水路調査及び地籍に関する
  法律」第88条第3項の通知を受けた場合に、第35条の期間内に登記名義人から登記申請がない
  ときは、その通知書の記載内容による変更の登記

を職権でしなければならない。

- ② 第1項の登記をしたときは、登記官は、遅滞なく、その事実を地籍所管庁及び所有権の登記名義人に通知しなければならない。ただし、登記名義人が2名以上いる場合には、そのうちの1名に通知すれば足りる。
- 第37条(合筆の制限)① 所有権・地上権・伝貰権 ・賃借権及び承役地(便益提供地)にする地役権 の登記以外の権利に関する登記がある土地につ いては、合筆の登記をすることができない。ただ し、全ての土地について、登記原因及びその年月 日並びに受付番号が同一の抵当権に関する登記 がある場合には、この限りでない。
- ② 登記官が第1項に違反した登記の申請を却下した場合,遅滞なく,その事由を地籍所管庁に通知しなければならない。
- 第38条(合筆の特例)①「測量・水路調査及び地籍 に関する法律」に基づく土地の合併手続を終えた 後,合筆登記をする前に,合併した土地のいずれ かの土地について所有権移転登記がされた場合 であっても,利害関係人の承諾があれば,当該土 地の所有権の登記名義人は,合筆後の土地を共有 とする合筆登記を申請することができる。
- ② 「測量・水路調査及び地籍に関する法律」に基づく土地の合併手続を終えた後、合筆登記をする前に、合併した土地のいずれかの土地について第37条第1項に定める合筆登記の制限事由に該当する権利に関する登記がされた場合であっても、利害関係人の承諾があれば、当該土地の所有権の登記名義人は、その権利の目的物を合筆後の土地の持分とする合筆登記を申請することができる。ただし、要役地(便益必要地)にする地役権の登記がある場合には、合筆後の土地全体のための地役権とする合筆登記を申請しなければならない。
- 第39条(滅失登記の申請)土地が滅失した場合には、 その土地の所有権の登記名義人は、その事実があ ったときから1か月以内にその登記を申請しな

ければならない。

第2款 建物の表示に関する登記 第40条(登記事項)① 登記官は,建物の登記記録 の表題部に,次の各号の事項を記録しなければな らない。

- 1 表示番号
- 2 受付年月日
- 3 所在,地番及び建物番号。ただし,同一地番 上に1個の建物のみある場合は,建物番号は記 録しない。
- 4 建物の種類,構造及び面積。附属建物がある 場合は,附属建物の種類,構造及び面積も併せ て記録する。
- 5 登記原因
- 6 図面の番号(同一地番上に複数の建物がある 場合及び「集合建物の所有及び管理に関する法 律」第2条第1号の区分所有権の目的となる建 物(以下「区分建物」という。)の場合に限る。)
- ② 登記した建物が区分建物である場合に、登記官は、第1項第3号の所在、地番及び建物番号に代えて、1棟の建物の登記記録の表題部には所在、地番、建物の名称及び番号を記録して、専有部分の登記記録の表題部には建物番号を記録しなければならない。
- ③ 区分建物に「集合建物の所有及び管理に関する 法律」第2条第6号の敷地使用権であって建物と 分離して処分することができないもの(以下「敷 地権」という。)がある場合には、登記官は、第 2項の規定により記録しなければならない事項 のほか、1棟の建物の登記記録の表題部に敷地権 の目的である土地の表示に関する事項を記録し、 専有部分の登記記録の表題部には、敷地権の表示 に関する事項を記録しなければならない。
- ④ 登記官が第3項の規定により敷地権の登記をしたときは、職権で敷地権の目的である土地の登記記録に所有権、地上権、伝貨権又は賃借権が敷地権である旨を記録しなければならない。

- 第41条(変更登記の申請)① 建物の分割,区分, 合併がある場合及び第40条の登記事項に変更が ある場合には、その建物の所有権の登記名義人 は、その事実があったときから1か月以内にその 登記を申請しなければならない。
- ② 区分建物で表示登記のみある建物については、 第65条の各号のいずれかに該当する者が第1項 の登記を申請しなければならない。
- ③ 区分建物で敷地権の変更又は消滅がある場合には、区分建物の所有権の登記名義人は、1棟の建物に属する他の区分建物の所有権の登記名義人に代位してその登記を申請することができる。
- ④ 建物が区分建物である場合に、その建物の登記 記録のうち1棟表題部に記録する登記事項に関 する変更登記は、その区分建物の1棟の建物に属 する他の区分建物についても、変更登記としての 効力を有する。
- 第42条(合併の制限)① 所有権・伝貰権及び賃借 権の登記以外の権利に関する登記がある建物に ついては,合併の登記をすることができない。こ の場合,第37条第1項ただし書を準用する。
- ② 登記官が第1項に違反した登記の申請を却下した場合,遅滞なく,その事由を建築物台帳所管庁に通知しなければならない。
- 第43条(滅失登記の申請)① 建物が滅失した場合 には、その建物の所有権の登記名義人は、その事 実があったときから1か月以内にその登記を申 請しなければならない。この場合、第41条第2 項を準用する。
- ② 第1項の場合,その所有権の登記名義人が1か 月以内に,滅失登記を申請しない場合には、その 建物の敷地の所有者が建物の所有権の登記名義 人に代位してその登記を申請することができる。
- ③ 区分建物でその建物が属する1棟全部が滅失した場合には、その区分建物の所有権の登記名義人は、1棟の建物に属する他の区分建物の所有権の登記名義人に代位して1棟全部についての滅失

登記を申請することができる。

- 第44条(建物の不存在)① 存在しない建物の登記 があるときは、その所有権の登記名義人は、遅滞 なく、その建物の滅失登記を申請しなければなら ない。
- ② 建物の所有権の登記名義人が第1項の規定により登記を申請しない場合には、第43条第2項を 準用する。
- ③ 存在しない建物が区分建物である場合には、第 43条第3項を準用する。
- 第45条(登記上利害関係人がいる建物の滅失)① 所有権以外の権利が登記されている建物の滅失 登記の申請があった場合に,登記官は,その権利 の登記名義人に,1か月以内の期間を定めて,そ の期間までに異議を陳述しなければ滅失登記を する旨を通知しなければならない。ただし,建築 物台帳に,建物滅失の旨が記録されている場合又 は所有権以外の権利の登記名義人が滅失登記に 同意した場合には,この限りでない。
- ② 第1項本文の場合には,第58条第2項から第4 項までを準用する。
- 第46条(区分建物の表示に関する登記)① 1棟の 建物に属する区分建物のうち,一部のみについて 所有権保存登記を申請する場合には,残りの区分 建物の表示に関する登記を同時に申請しなけれ ばならない。
- ② 第1項の場合に区分建物の所有者は、1棟に属 する他の区分建物の所有者に代位して、その建物 の表示に関する登記を申請することができる。
- ③ 区分建物でない建物として登記された建物に接続して区分建物を新築した場合に、新築建物の所有権保存登記を申請するときは、区分建物でない建物を区分建物に変更する建物の表示変更登記を同時に申請しなければならない。この場合、第2項を準用する。
- 第47条(規約共用部分の登記及び規約廃止に伴う登 記)① 「集合建物の所有及び管理に関する法律」

第3条第4項の規定による共用部分である旨の 登記は,所有権の登記名義人が申請しなければな らない。この場合,共用部分である建物の所有権 以外の権利に関する登記があるときは,その権利 の登記名義人の承諾がなければならない。

② 共用部分である旨を定めた規約を廃止した場合 に、共用部分の取得者は、遅滞なく、所有権保存 登記を申請しなければならない。

第3節 権利に関する登記

第1款 通則

- 第48条(登記事項)① 登記官が甲区又は乙区に権 利に関する登記をするときは、次の各号の事項を 記録しなければならない。
  - 1 順位番号
  - 2 登記の目的
  - 3 受付年月日及び受付番号
  - 4 登記原因及びその年月日
  - 5 権利者
- ② 第1項第5号の権利者に関する事項を記録する ときは、権利者の氏名又は名称のほかに住民登録 番号又は不動産登記用登録番号及び住所又は事 務所の所在地を併せて記録しなければならない。
- ③ 第 26 条の規定により法人でない社団又は財団 名義の登記をするときは、その代表者又は管理人 の氏名、住所及び住民登録番号を併せて記録しな ければならない。
- ④ 第1項第5号の権利者が2名以上の場合には、 権利者ごとの持分を記録しなければならず、登記 する権利が合有であるときは、その旨を記録しな ければならない。
- 第49条(登録番号の付与手続)① 第48条第2項 の規定による不動産登記用登録番号(以下「登録 番号」という。)は、次の各号の方法により付与 する。
  - 国,地方公共団体,国際機関及び外国政府の
     登録番号は,国土海洋部長官が指定・告示する。

- 2 住民登録番号がない在外国民の登録番号は、 大法院の所在地を管轄する登記所の登記官が 付与し、法人の登録番号は、主たる事務所(会 社の場合には本店、外国法人の場合には国内 で最初に設置の登記をした営業所又は事務所 をいう。)の所在地を管轄する登記所の登記 官が付与する。
- 3 法人でない社団又は財団及び国内に営業所又 は事務所の設置の登記をしていない外国法人 の登録番号は、市長(「済州特別自治道設置 及び国際自由都市造成のための特別法」第15 条第2項の規定による行政市の市長を含み、 「地方自治法」第3条第3項の規定により自 治区でない区を置く市の市長は除く。)、郡 守又は区庁長(自治区でない区の区庁長を含 む。)が付与する。
- 4 外国人の登録番号は、滞在地(国内に滞在地 がない場合には、大法院の所在地に滞在地が あるものとみなす。)を管轄する出入国管理 事務所長又は出入国管理事務所出張所長が付 与する。
- ② 第1項第2号の規定による登録番号の付与手続 は大法院規則で定め、第1項第3号及び第4号の 規定による登録番号の付与手続は大統領令で定 める。
- 第50条(登記済情報)① 登記官が新たな権利に関 する登記を終えたときは,登記済情報を作成し, 登記権利者に通知しなければならない。ただし, 次の各号のいずれかに該当する場合には,この限 りでない。
  - 登記権利者が登記済情報の通知を希望しない
     場合
  - 2 国又は地方公共団体が登記権利者である場合
  - 3 第1号及び第2号に規定する場合のほか,大 法院規則で定める場合
- ② 登記権利者及び登記義務者が共同で権利に関す る登記を申請する場合に、申請人は、その申請情

報と併せて第1項の規定により通知を受けた登 記義務者の登記済情報を登記所に提供しなけれ ばならない。勝訴した登記義務者が単独で権利に 関する登記を申請する場合もまた同様である。

- 第51条(登記済情報がない場合)第50条第2項の 場合に,登記義務者の登記済情報がないときは, 登記義務者又はその法定代理人(以下「登記義務 者等」という。)が登記所に出頭して登記官から 登記義務者等であることの確認を受けなければ ならない。ただし,登記申請人の代理人(弁護士 又は法務士に限る。)が登記義務者等から委任を 受けたことを確認した場合又は申請書(委任によ る代理人が申請する場合には,その権限を証明す る書面をいう。)中の登記義務者等の作成部分に ついて公証を受けた場合には,この限りでない。
- 第52条(付記でする登記)登記官が次の各号の登記 をするときは、付記でしなければならない。ただ し、第5号の登記は、登記上の利害関係のある第 三者の承諾がない場合にはこの限りでない。
  - 1 登記名義人の表示の変更又は更正の登記
  - 2 所有権以外の権利の移転登記
  - 3 所有権以外の権利を目的とする権利に関する 登記
  - 4 所有権以外の権利に対する処分制限の登記
  - 5 権利の変更又は更正の登記
  - 6 第53条の買戻特約登記
  - 7 第54条の権利消滅約定登記
  - 8 第 67 条第1項後段の共有物分割禁止の約定登記
  - 9 その他大法院規則で定める登記
- 第53条(買戻特約の登記)登記官が買戻特約の登記 をするときは、次の各号の事項を記録しなければ ならない。ただし、第3号は登記原因にその事項 が定められている場合に限り、記録する。
  - 1 買受人が支払った代金
  - 2 売買費用
  - 3 買戻期間

- 第54条(権利消滅約定の登記)登記原因に権利の消 滅に関する約定がある場合,申請人はその約定に 関する登記を申請することができる。
- 第55条(死亡等による権利の消滅及び抹消登記)登 記名義人である人の死亡又は法人の解散により 権利が消滅するという約定が登記されている場 合に,人の死亡又は法人の解散によりその権利が 消滅したときは,登記権利者はその事実を証明 し,単独で当該登記の抹消を申請することができ る。
- 第 56 条(登記義務者の所在不明及び抹消登記)①
  登記権利者が登記義務者の所在不明により共同
  で登記の抹消を申請することができないときは、
  「民事訴訟法」に基づいて公示催告を申請することができる。
- ② 第1項の場合に除権判決があった場合,登記権 利者がその事実を証明して単独で登記の抹消を 申請することができる。
- 第57条(利害関係のある第三者がいる登記の抹消)
   ① 登記の抹消を申請する場合に、その抹消について登記上の利害関係のある第三者がいるときは、第三者の承諾がなければならない。
- ② 第1項の規定により登記を抹消するときは、登記上の利害関係のある第三者名義の登記は、登記官が職権で抹消する。
- 第58条(職権による登記の抹消)① 登記官が登記 を終えた後,その登記が第29条第1号又は第2 号に該当することを発見したときは,登記権利 者,登記義務者及び登記上の利害関係のある第三 者に,1か月以内の期間を定めてその期間に異議 を陳述しなければ登記を抹消する旨を通知しな ければならない。
- ② 第1項の場合に、通知を受ける者の住所又は居 所が分からない場合は、第1項の通知に代えて、 第1項の期間中、登記所の掲示場にこれを掲示 し、又は大法院規則で定めるところにより公告し なければならない。

- ③ 登記官は、第1項の抹消について異議を陳述した者がいる場合は、その異議に対する決定をしなければならない。
- ④ 登記官は、第1項の期間内に異議を陳述した者 がおらず、又は異議を却下した場合には、第1項 の登記を職権で抹消しなければならない。
- 第59条(抹消登記の回復)抹消された登記の回復を 申請する場合に,登記上の利害関係のある第三者 がいるときは,その第三者の承諾がなければなら ない。
- 第60条(敷地使用権の取得)① 区分建物を新築し た者が「集合建物の所有及び管理に関する法律」 第2条第6号の敷地使用権を保有している場合 に,敷地権に関する登記をせずに,区分建物に関 してのみ所有権移転登記を終えたときは,現在の 区分建物の所有名義人と共同で敷地使用権に関 する移転登記を申請することができる。
- ② 区分建物を新築して譲渡した者がその建物の敷 地使用権を後に取得して移転することを約定し た場合には、第1項を準用する。
- ③ 第1項及び第2項の規定による登記は、敷地権 に関する登記と同時に申請しなければならない。
- 第61条(区分建物の登記記録に敷地権登記がされて いる場合)① 敷地権を登記した後にした建物の 権利に関する登記は,敷地権について同一の登記 としての効力を有する。ただし,その登記に建物 のみに関する旨の付記がされているときはこの 限りでない。
- ② 第1項の規定により敷地権についての登記としての効力がある登記と敷地権の目的である土地の登記記録の該当の区にした登記の順序は、受付番号による。
- ③ 敷地権が登記された区分建物の登記記録には、 建物のみに関する所有権移転登記又は抵当権設 定登記、その他これと関連がある登記をすること ができない。
- ④ 土地の所有権が敷地権である場合に,敷地権で

ある旨の登記がされている土地の登記記録には, 所有権移転登記,抵当権設定登記,その他これと 関連がある登記をすることができない。

- ⑤ 地上権,伝賞権又は賃借権が敷地権である場合 には,第4項を準用する。
- 第62条(所有権変更の事実の通知)登記官が次の各 号の登記をしたときは、遅滞なくその事実を土地 の場合には地籍所管庁に、建物の場合には建築物 台帳所管庁にそれぞれ通知しなければならない。
  - 1 所有権の保存又は移転
  - 2 所有権の登記名義人の表示の変更又は更正
  - 3 所有権の変更又は更正
  - 4 所有権の抹消又は抹消回復
- 第63条(課税資料の提供)登記官が所有権の保存又 は移転の登記(仮登記を含む。)をしたときは, 大法院規則で定めるところにより,遅滞なく,そ の事実を不動産の所在地を管轄する税務署長に 通知しなければならない。

第2款 所有権に関する登記

- 第64条(所有権保存登記の登記事項)登記官が所有 権保存登記をするときは,第48条第1項第4号 の規定にかかわらず,登記原因及びその年月日を 記録しない。
- 第65条(所有権保存登記の申請人)未登記の土地又 は建物に関する所有権保存登記は、次の各号のい ずれかに該当する者が申請することができる。
  - 土地台帳,林野台帳又は建築物台帳に最初の 所有者として登録されている者又はその相続人 その他の包括承継人
  - 2 確定判決によって,自己の所有権を証明する 者
  - 3 収用により所有権を取得したことを証明する 者
  - 4 特別自治道知事,市長,郡守又は区庁長(自 治区の区庁長をいう。)の確認により,自己の 所有権を証明する者(建物の場合に限る。)

第66条(未登記不動産の処分制限の登記及び職権保

存)① 登記官が未登記不動産について法院の嘱 託により所有権の処分制限の登記をするときは, 職権で所有権保存登記をし,処分制限の登記を命 じる法院の裁判により所有権の登記をする旨を 記録しなければならない。

- ② 登記官が第1項の規定により建物に対する所有 権保存登記をする場合には、第65条を適用しな い。ただし、その建物が「建築法」上の使用承認 を受けなければならない建物であるにもかかわ らず使用承認を受けていない場合は、その事実を 表題部に記録しなければならない。
- ③ 第2項ただし書の規定により登記された建物について、「建築法」上の使用承認がされた場合には、その建物の所有権の登記名義人は、1か月以内に、第2項ただし書の記録についての抹消登記を申請しなければならない。
- 第67条(所有権の一部移転)① 登記官が所有権の 一部に関する移転登記をするときは、移転する持 分を記録しなければならない。この場合に、登記 原因に「民法」第268条第1項ただし書の約定が あるときは、その約定に関する事項も記録しなけ ればならない。
- ② 第1項後段の約定の変更登記は、共有者全員が 共同で申請しなければならない。
- 第 68 条(取引価額の登記)登記官が「住宅法」第 80 条の2第1項及び「公認仲介士の業務及び不 動産取引申告に関する法律」第 27 条第1項で定 める契約を登記原因とする所有権移転登記をす る場合には、大法院規則で定めるところにより、 取引価額を記録する。

## 第3款 用益権に関する登記

- 第69条(地上権の登記事項)登記官が地上権設定の 登記をするときは、第48条に規定する事項のほ か、次の各号の事項を記録しなければならない。 ただし、第3号から第5号までは登記原因にその 約定がある場合に限り、記録する。
  - 1 地上権設定の目的

- 2 範囲
- 3 存続期間
- 4 地料及び支払時期
- 5 「民法」第289条の2第1項後段の約定
- 6 地上権設定の範囲が土地の一部である場合に
- は、その部分を表示した図面の番号
- 第70条(地役権の登記事項)登記官が承役地の登記 記録に地役権設定の登記をするときは,第48条 第1項第1号から第4号までに規定する事項の ほか,次の各号の事項を記録しなければならな い。ただし,第4号は,登記原因に約定がある場 合に限り,記録する。
  - 1 地役権設定の目的
  - 2 範囲
  - 3 要役地
  - 4 「民法」第292条第1項ただし書,第297条第1項ただし書又は第298条の約定
  - 5 承役地の一部に地役権設定の登記をするとき は、その部分を表示した図面の番号
- 第71条(要役地地役権の登記事項)① 登記官が 承役地に地役権設定の登記をしたときは,職権で 要役地の登記記録に次の各号の事項を記録しな ければならない。
  - 1 順位番号
  - 2 登記の目的
  - 3 承役地
  - 4 地役権設定の目的
  - 5 範囲
- 6 登記年月日
- ② 登記官は、要役地が他の登記所の管轄に属する ときは、遅滞なく、その登記所に承役地、要役地、 地役権設定の目的及び範囲並びに申請書の受付 年月日を通知しなければならない。
- ③ 第2項の通知を受けた登記所の登記官は,遅滞 なく,要役地である不動産の登記記録に第1項第 1号から第5号までの事項並びにその通知の受 付年月日及びその受付番号を記録しなければな

らない。

- ④ 登記官が地役権の変更登記又は抹消登記をする
   ときは、第2項及び第3項を準用する。
- 第72条(伝貨権等の登記事項)① 登記官が伝貨権 設定又は転伝貰の登記をするときは,第48条に 規定する事項のほか,次の各号の事項を記録しな ければならない。ただし,第3号から第5号まで は登記原因にその約定がある場合に限り,記録す る。
  - 1 伝貰金又は転伝貰金
  - 2 範囲
  - 3 存続期間
  - 4 違約金又は賠償金
  - 5 「民法」第306条ただし書の約定
  - 6 伝貨権設定又は転伝貨の範囲が不動産の一部 である場合は、その部分を表示した図面の番 号
- ② 複数の不動産に関する権利を目的とする伝賞権 設定の登記をする場合には、第78条を準用する。
- 第73条(伝貰金返還債権の一部譲渡による伝貰権の 一部移転登記)① 登記官が伝貰金返還債権の一 部譲渡を原因とする伝貰権一部移転登記をする ときは,譲渡額を記録する。
- ② 第1項の伝賞権一部移転登記の申請は、伝賞権の存続期間の満了前にはすることができない。ただし、存続期間の満了前であっても、当該伝賞権が消滅したことを証明して申請する場合には、この限りでない。
- 第74条(賃借権等の登記事項)登記官が賃借権設定 又は賃借物の転貸の登記をするときは,第48条 に規定する事項のほか,次の各号の事項を記録し なければならない。ただし,第2号から第5号ま では登記原因にその事項がある場合に限り,記録 する。
  - 1 借賃
  - 2 借賃支払時期
  - 3 存続期間。ただし、処分能力又は処分権限の

ない賃貸人による「民法」第619条の短期賃貸 借である場合には、その旨も記録する。

- 4 賃貸保証金
- 5 賃借権の譲渡又は賃借物の転貸についての賃 貸人の同意
- 6 賃借権設定又は賃借物転貸の範囲が不動産の 一部であるときは、その部分を表示した図面の 番号

第4款 担保権に関する登記 第75条(抵当権の登記事項)① 登記官が抵当権設 定の登記をするときは,第48条に規定する事項 のほか,次の各号の事項を記録しなければならな い。ただし,第3号から第8号までは登記原因に その約定がある場合に限り,記録する。

- 1 債権額
- 2 債務者の氏名又は名称及び住所又は事務所の 所在地
- 3 弁済期
- 4 利子及びその発生時期・支払時期
- 5 元本又は利子の支払場所
- 6 債務不履行による損害賠償に関する約定
- 7 「民法」第358条ただし書の約定
- 8 債権の条件
- ② 登記官は、第1項の抵当権の内容が根抵当権の 場合には、第48条に規定する事項のほか、次の 各号の事項を記録しなければならない。ただし、 第3号及び第4号は登記原因にその約定がある 場合に限り、記録する。
  - 1 債権の最高額
  - 2 債務者の氏名又は名称及び住所又は事務所の 所在地
  - 3 「民法」第358条ただし書の約定
  - 4 存続期間
- 第 76 条(抵当権付債権についての質権等の登記事 項)① 登記官が「民法」第 348 条の規定により 抵当権付債権についての質権の登記をするとき は,第 48 条に規定する事項のほか,次の各号の

事項を記録しなければならない。

1 債権額又は債権最高額

2 債務者の氏名又は名称及び住所又は事務所の 所在地

- 3 弁済期及び利子の約定がある場合にはその内 容
- ② 登記官が「動産・債権等の担保に関する法律」 第 37 条において準用する「民法」第 348 条の規 定による債権担保権の登記をするときは、第 48 条に定める事項のほか、次の各号の事項を記録し なければならない。
  - 1 債権額又は債権最高額
  - 2 債務者の氏名又は名称及び住所又は事務所の 所在地
  - 3 弁済期及び利子の約定がある場合にはその内 容
- 第77条(被担保債権が金額を目的としない場合)登 記官が一定の金額を目的としない債権を担保す るための抵当権の設定の登記をするときは、その 債権の評価額を記録しなければならない。
- 第78条(共同抵当の登記)① 登記官が同一の債権 に関して複数の不動産に関する権利を目的とす る抵当権設定の登記をするときは、各不動産の登 記記録にその不動産に関する権利が他の不動産 に関する権利と併せて抵当権の目的のために提 供された旨を記録しなければならない。
- ② 登記官は、第1項の場合に、不動産が5個以上であるときは、共同担保目録を作成しなければならない。
- ③ 第2項の共同担保目録は,登記記録の一部とみ なす。
- ④ 登記官が1個又は複数の不動産に関する権利を 目的とする抵当権設定の登記をした後、同一の債 権について別の1個又は複数の不動産に関する 権利を目的とする抵当権設定の登記をするとき は、その登記及び従前の登記に、各不動産に関す る権利が併せて抵当権の目的のために提供され

た旨を記録しなければならない。この場合,第2 項及び第3項を準用する。

- ⑤ 第4項の場合に、従前に登記した不動産が他の 登記所の管轄に属するときは、第71条第2項及 び第3項を準用する。
- 第79条(債権の一部の譲渡又は代位弁済による抵当 権一部移転登記の登記事項)登記官が債権の一部 についての譲渡又は代位弁済による抵当権一部 移転登記をするときは,第48条に規定する事項 のほか,譲渡額又は返済額を記録しなければなら ない。
- 第80条(共同抵当の代位登記)① 登記官が「民法」 第368条第2項後段の代位登記をするときは、第 48条に規定する事項のほか、次の各号の事項を 記録しなければならない。
  - 1 売却不動産(所有権以外の権利が抵当権の目 的であるときはその権利をいう。)
  - 2 売却代金
  - 3 先順位抵当権者が弁済を受けた金額
- 第1項の登記は、第75条を準用する。

第5款 信託に関する登記

- 第81条(信託登記の登記事項)① 登記官が信託登 記をするときは、次の各号の事項を記録した信託 原簿を作成し、登記記録には、第48条に規定す る事項のほか、その信託原簿の番号を記録しなけ ればならない。
  - 1 委託者,受託者及び受益者の氏名又は名称及 び住所又は事務所の所在地
  - 2 信託管理人がいる場合には、その氏名又は名 称及び住所又は事務所の所在地
  - 3 信託の目的
  - 4 信託財産の管理方法
  - 5 信託終了の事由
  - 6 その他の信託の条項

② 第1項の信託原簿は,登記記録の一部とみなす。第82条(信託登記の申請方法)① 信託登記の申請

は,当該信託による権利の移転又は保存若しくは

設定登記の申請と同時にしなければならない。

- ② 信託を原因として、委託者が自己の名義の財産 を受託者に処分する場合、それによる信託登記の 申請は、委託者を登記義務者とし、受託者を登記 権利者とする。
- ③「信託法」第19条の規定により信託財産に属することになった場合及び「信託法」第38条の規定により信託財産を回復した場合の信託登記は、受託者が単独でその登記を申請することができる。
- ④ 受益者又は委託者は、受託者を代位して信託登 記を申請することができる。
- 第83条(受託者の更迭による登記)① 受託者の任務が次の各号のいずれかの事由により終了し,新たに受託者が選任された場合には,第23条第1項の規定にかかわらず,新たに選任された受託者がこれを原因とする権利移転登記を単独で申請することができる。
  - 受託者の死亡,破産宣告,禁治産宣告又は限 定治産宣告
  - 2 受託者である法人の解散
  - 3 法院又は主務官庁の解任命令
- ② 登記官が受託者の更迭による権利移転登記をしたときは、職権で、信託原簿の記録を変更しなければならない。
- 第84条(受託者が複数の場合)① 受託者が複数で ある場合は、登記官は、信託財産が合有である旨 を記録しなければならない。
- ② 複数の受託者の一部の受託者の任務が、第83 条第1項各号のいずれかの事由により終了した 場合には、第23条第1項の規定にかかわらず、 残りの受託者がこれを原因とする権利変更登記 を単独で申請することができる。
- ③ 登記官が複数の受託者の一部の受託者の任務終 了による権利変更登記をしたときは、第83条第 2項を準用する。

第85条 (嘱託による信託変更登記) ① 法院が受託

者を解任したとき,信託管理人を選任又は解任し たとき若しくは信託財産の管理方法を変更した ときは,遅滞なく,信託原簿の記録の変更登記を 登記所に嘱託しなければならない。

- ② 主務官庁が受託者を解任したとき,信託管理人 を選任したとき又は信託の条項を変更したとき は,遅滞なく,信託原簿の記録の変更登記を登記 所に嘱託しなければならない。
- ③ 登記官が受託者を解任した法院又は主務官庁の 嘱託により信託原簿の記録を変更したときは、登 記記録に受託者解任の旨を付記しなければなら ない。
- 第86条(信託変更登記の申請)受託者は,第83条 第2項,第84条第3項及び第85条に該当する場 合を除き,第81条第1項各号の事項が変更され たときは,遅滞なく,信託原簿の記録の変更登記 を申請しなければならない。
- 第87条(信託登記の抹消)① 信託財産に属する権 利が,移転又は消滅したことにより,信託財産に 属さなくなった場合,信託登記の抹消申請は,信 託した権利の移転登記又は抹消登記の申請と同 時にしなければならない。
- ② 信託終了により信託財産に属する権利が移転又 は消滅した場合には、第1項を準用する。
- ③「信託法」第31条第1項ただし書の規定により 信託した財産が受託者の固有財産となった場合, 信託登記の抹消申請は、受託者の固有財産となった た旨の登記申請と同時にしなければならない。

# 第6款 仮登記

- 第88条(仮登記の対象)仮登記は,第3条各号のい ずれかに該当する権利の設定,移転,変更又は消 滅の請求権を保全しようとするときにする。その 請求権が始期付き又は停止条件付きの場合その 他将来において確定すべきものである場合も同 様である。
- 第 89 条(仮登記の申請方法)仮登記権利者は,第 23 条第1項の規定にかかわらず,仮登記義務者

の承諾があるとき又は仮登記を命ずる法院の仮 処分命令があるときは、単独で仮登記を申請する ことができる。

- 第90条(仮登記を命ずる仮処分命令)① 第89条 の仮登記を命ずる仮処分命令は、不動産の所在地 を管轄する地方法院が仮登記権利者の申請によ り仮登記の原因事実の疎明がある場合にするこ とができる。
- ② 第1項の申請を却下した決定に対しては、即時 抗告をすることができる。
- ③ 第2項の即時抗告に関しては、「非訟事件手続法」を準用する。
- 第91条(仮登記による本登記の順位)仮登記による 本登記をした場合,本登記の順位は仮登記の順位 による。
- 第92条(仮登記により保全される権利を侵害する仮 登記以後の登記の職権抹消)① 登記官は,仮登 記による本登記をしたときは,大法院規則で定め るところにより,仮登記以後にされた登記であっ て,仮登記により保全される権利を侵害する登記 を職権で抹消しなければならない。
- ② 登記官が第1項の規定により仮登記以後の登記 を抹消したときは、遅滞なく、その事実を抹消さ れた権利の登記名義人に通知しなければならない。
- 第 93 条(仮登記の抹消)① 仮登記名義人は,第
   23 条第1項の規定にかかわらず,単独で仮登記
   の抹消を申請することができる。
- ② 仮登記義務者又は仮登記に関して登記上の利害 関係のある者は、第23条第1項の規定にかかわ らず、仮登記名義人の承諾を得て単独で仮登記の 抹消を申請することができる。

#### 第7款 仮処分に関する登記

第94条(仮処分登記以後の登記の抹消)① 「民事 執行法」第305条第3項の規定により権利の移 転,抹消又は設定の登記請求権を保全するための 処分禁止仮処分の登記がされた後,仮処分債権者 が仮処分債務者を登記義務者として,権利の移 転,抹消又は設定の登記を申請する場合には,大 法院規則で定めるところにより,その仮処分登記 以後にされた登記であって,仮処分債権者の権利 を侵害する登記の抹消を単独で申請することが できる。

- ② 登記官が第1項の申請により仮処分登記以後の 登記を抹消するときは、職権でその仮処分登記も 抹消しなければならない。
- ③ 登記官が第1項の申請により仮処分登記以後の 登記を抹消したときは、遅滞なく、その事実を抹 消された権利の登記名義人に通知しなければな らない。
- 第 95 条(仮処分による所有権以外の権利の設定登 記)登記官が第 94 条第1項の規定により仮処分 債権者名義の所有権以外の権利の設定登記をす るときは、その登記が仮処分に基づく旨を記録し なければならない。

第8款 官公署が嘱託する登記等 第96条(官公署が登記名義人等に代わって嘱託する ことができる登記)官公署が滞納処分による差押 登記を嘱託する場合には,登記名義人又は相続人 その他の包括承継人に代わって,不動産の表示, 登記名義人の表示の変更,更正又は相続その他の 包括承継による権利移転の登記を併せて嘱託す ることができる。

- 第97条(公売処分による登記の嘱託)官公署が公売 処分をした場合に,登記権利者の請求を受けた場 合は,遅滞なく,次の各号の登記を登記所に嘱託 しなければならない。
  - 1 公売処分による権利移転の登記
  - 2 公売処分により消滅した権利登記の抹消
  - 3 滞納処分に関する差押登記の抹消
- 第98条(官公署の嘱託による登記)① 国又は地方 公共団体が登記権利者である場合には、国又は地 方公共団体は、登記義務者の承諾を得て、当該登 記を、遅滞なく、登記所に嘱託しなければならな

い。

- ② 国又は地方公共団体が登記義務者である場合には、国又は地方公共団体は、登記権利者の請求により、遅滞なく、当該登記を登記所に嘱託しなければならない。
- 第99条(収用による登記)① 収用による所有権移 転登記は,第23条第1項の規定にかかわらず, 登記権利者が単独で申請することができる。
- ② 登記権利者は、第1項の申請をする場合に、登記名義人又は相続人その他の包括承継人に代わって、不動産の表示、登記名義人の表示の変更、更正又は相続その他の包括承継による所有権移転の登記を申請することができる。
- ③ 国又は地方公共団体が第1項の登記権利者である場合には、国又は地方公共団体は、遅滞なく、第1項及び第2項の登記を登記所に嘱託しなければならない。
- ④ 登記官が第1項及び第3項の規定により収用による所有権移転登記をする場合は、その不動産の登記記録に所有権、所有権以外の権利、その他の処分制限に関する登記がある場合は、その登記を職権で抹消しなければならない。ただし、その不動産のために存在する地役権の登記又は土地収用委員会の裁決でもって存続が認定された権利の登記は、この限りでない。
- ⑤ 不動産に関する所有権以外の権利の収用による 権利移転登記に関しては、第1項から第4項まで の規定を準用する。

第5章 異議

- 第100条(異議申請及びその管轄)登記官の決定又 は処分に異議がある者は,管轄地方法院に異議申 請をすることができる。
- 第101条(異議手続)異議の申請は、大法院規則で 定めるところにより、登記所に異議申請書を提出 する方法とする。
- 第102条(新たな事実による異議の禁止)新たな事 実又は新たな証拠方法を根拠に異議申請をする

ことができない。

- 第103条(登記官の措置)① 登記官は, 異議に理 由があると認定するときは, それに該当する処分 をしなければならない。
- ② 登記官は、異議に理由がないと認定するときは、 異議申請日から3日以内に意見を付して異議申 請書を管轄地方法院に送付しなければならない。
- ③ 登記を終えた後に異議申請があった場合には、 3日以内に意見を付して異議申請書を管轄地方 法院に送付し、登記上の利害関係のある者に異議 申請の事実を通知しなければならない。
- 第104条(執行不停止)異議には執行停止の効力が ないものとする。
- 第 105条(異議についての決定及び抗告)① 管轄 地方法院は、異議について、理由を付して決定を しなければならない。この場合、異議に理由があ ると認定するときは、登記官にそれに該当する処 分を命令し、その旨を異議申立人及び登記上の利 害関係のある者に通知しなければならない。
- ② 第1項の決定については、「非訟事件手続法」 に基づいて抗告することができる。
- 第106条(処分前の仮登記及び付記登記の命令)管 轄地方法院は、異議申請について決定する前に、 登記官に仮登記又は異議がある旨の付記登記を 命令することができる。
- 第107条(管轄法院の命令による登記)登記官が管 轄地方法院の命令により登記をするときは,命令 をした地方法院,命令の年月日及び命令により登 記をする旨並びに登記の年月日を記録しなけれ ばならない。
- 第 108 条(送達)送達については、「民事訴訟法」 を準用して、異議の費用については、「非訟事件 手続法」を準用する。

第6章 補則

第 109 条(電算情報資料の交換等)① 法院行政処 長は、国家機関又は地方公共団体から、登記事務 処理に関連した電算情報資料の提供を受けるこ とができる。

- ② 登記簿に記録された登記情報資料を利用し、又 は活用しようとする者は、関係中央行政機関の長 の審査を経て法院行政処長の承認を受けなけれ ばならない。ただし、中央行政機関の長が登記情 報資料を利用し、又は活用する場合には、法院行 政処長と協議しなければならず、協議が成立する ときに、その承認を受けたものとみなす。
- ③ 登記情報資料の利用又は活用及びその使用料等 に関し必要な事項は、大法院規則で定める。
- 第110条(登記済情報の安全確保)① 登記官は, 取り扱う登記済情報の漏えい,滅失又はき損の防 止その他登記済情報の安全管理のため必要かつ 適切な措置を準備しなければならない。
- ② 登記官その他登記所で不動産登記事務に従事す る者又はその職にあった者は、その職務により知 り得た登記済情報の作成又は管理に関する秘密 を漏えいしてはならない。
- ③ 何人も不実登記をすることとなる登記の申請又 は嘱託に提供する目的で登記済情報を取得し、又 はその事情を知りながら登記済情報を提供して はならない。
- 第111条(罰則)次の各号のいずれかに該当する者 は、2年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金 に処する。
  - 1 第110条第2項に違反して登記済情報の作成 又は管理に関する秘密を漏らした者
  - 2 第110条第3項に違反して登記済情報を取得 した者又はその事情を知りながら登記済情報を 提供した者
  - 3 不正に取得した登記済情報を第2号の目的で 保管した者
- 第112条(過怠料)第41条及び第43条の規定によ る登記申請の義務がある者がその登記申請を怠 ったときは50万ウォン以下の過怠料を賦課す る。

第113条(大法院規則への委任)この法律の施行に

必要な事項は大法院規則で定める。

附 則

- 第1条(施行日)この法律は、公布後6か月が経過 した日から施行する。ただし、第3条第7号及び 第76条第2項の改正規定及び附則第4条第17項 は2012年6月11日から施行する。
- 第2条(登記済証に関する経過措置)この法律の施 行前に,権利取得の登記をした後に従前の第67 条第1項の規定により登記済証の発行を受け,又 は従前の第68条第1項の規定により登記完了の 通知を受けた者は,この法律の施行後に登記義務 者となり第24条第1項第1号の改正規定により 登記申請をするときは,第50条第2項の改正規 定による登記済情報の提供に代えて申請書に従 前の第67条第1項の規定による登記済証又は従 前の第68条第1項の規定による登記完了通知書 を添付することができる。
- 第3条(予告登記に関する経過措置)この法律の施 行の際現にされている予告登記の抹消手続に関 しては、従前の規定による。

第4条(他の法律の改正) 〈略〉

- 第5条(他の法令との関係)① この法律の施行の 際他の法令で登記簿謄本又は抄本を引用する場 合には,登記事項証明書を引用するものと,登記 済証を引用する場合には,登記済証のほか登記完 了通知書又は登記済情報通知書も引用するもの とみなす。
- ② この法律の施行の際他の法令で従前の「不動産 登記法」の規定を引用する場合に、この法律中に 該当する規定があるときは、従前の規定に代えて この法律の当該規定を引用するものとみなす。

~ 国際協力の現場から ~

初めての「国際協力」

## 「国際協力事務部門?」

「石井さんはね,大阪の法総研の国際協力事務部門」 2009年1月のある日,その年の4月の異動に関す る意向打診の際に言い渡されたシーンです。この一 言が,私とICD との出会いのきっかけでした。全く 予想していなかった異動の打診に,新しい職場が何 をするところなのかも分からず,しどろもどろにな りながらようやく,

「慎んでお受けします。」

とだけ答えたのを、今でも覚えています。私の前任 庁は大阪少年鑑別所で、採用から3年での異動でし た。

「国際協力」や「法整備支援」と言われても、使 われている言葉が私にとっては抽象的で、とどのつ まり自分が何をするのかイメージもできないまま、 ICD の専門官になり、それ以前には想像もしなかっ た経験をたくさんしました。本稿では、その初めて づくしの経験と、それを通じて感じていることを述 べたいと思います。

### あかれんがまつり

ICD に来て最初の、印象深い仕事は、5月末に法 務省で開催された「あかれんがまつり」に広報担当 として参加したことです。国際協力部の仕事をクイ ズで紹介する役割を与えられたのですが、「法整備支 援」とはいったい何か、国際協力部のパンフレット を読んでも、ICD NEWS を読んでも全然イメージが わきません。小学生が対象のクイズということでし たので、大人の自分に分からないような難しいこと をやっても仕方ないと開き直り、国際協力部が関わ

# 国際協力専門官 石 井 涼 子

っている国の文字や食べ物,文化を紹介するような 内容でクイズを作成,実施し,「何とかしのいだ」と いう心境でした。

クイズ作成のため、法整備支援の対象国の、宗教 や歴史を調べたことで、ぼんやりと、ベトナムやカ ンボジア、インドネシアといった国々が見え始めま した。しかし、この時点ではまだ、「法整備支援」が どういうものなのか、例えば支援対象国でどのよう な成果を挙げているのか、どのようなことを期待さ れているのか、また日本側がどのような思い入れを もって取り組んでいるのか、といったことについて は全然イメージできていなかったのでした。

#### いよいよ海外へ

ところがその年の夏,早速カンボジア王立裁判 官・検察官養成校 (RSJP) での現地セミナーに出張 することになりました。何しろ海外に出ること自体 が初めてでしたし,目的が仕事であることからも不 安と緊張が高まります。プノンペンの空港で教官に 会えたときの安堵はひとしおでした。

さて、プノンペンに到着した翌日から早速 RSJP でのセミナーが始まります。RSJP の教官候補生を対 象にしたセミナーは、熱心な質問が飛び交い、白熱 した様子で、休憩時間にも講師に質問する受講生の 姿が見られました。一週間セミナーを聴講し、RSJP の教官候補生が日本の講師から少しでも学ぼうとす る様子を目の当たりにし、彼らが法整備支援に寄せ る信頼や期待を感じることができました。しかも、 このときに会った教官候補生が、きっと将来、カン ボジアの司法をリードしていくのだと思うと、なん だかすごい仕事をしている人たちと一緒にいるのだ と感じ、気持ちが高揚したものです。

#### 本邦研修

そして 11 月にはインドネシア最高裁判所をカウ ンターパートとした国別研修「法廷と連携した和 解・調停実施」の事務を担当しました。

このときは、2週間の研修の間にいったい何が起 きるのか予想もつかず、不安なまま本番を迎えるこ とになったのです。さらに、研修員との日常のやり 取りのため片言の英会話をするためにも、突発的な 出来事に対応するためにも、張り詰めた状態が続き、 終わるころにはぐったりと疲れてしまいました。

それでも最終日には、研修員とハグし、握手をし て別れる自分がいました。出会って間もない相手と それほどのスキンシップをするなんて、普段の私に はまずありません。今振り返ると、反省すべき点も 多々あったのですが、懸命にやったことがインドネ シアの研修員にも伝わったのだという思いがそうさ せたのだと思いますし、思い出せば今でも、胸が熱 くなります。

#### たくさんの出会い

ところで, ICD の仕事は, 当然ですが多くの外部 の方々との関わりの中で成り立っています。

例えば、研修では JICA、JICE、財団法人国際民商 事法センター、講師の先生や見学先との協力が不可 欠です。セミナーやシンポジウムを行うにしても、 講演者はもちろん、聴きにきてくださる参加者も、 ICD にいるからこそお会いできる方ばかりで、人と の出会いの不思議を感じます。

さらに、本邦研修や現地セミナーでお会いする海 外の方の中には、きっとこの先二度とお目にかかれ ない方もいらっしゃいます。それでも、例えば2011 年3月の東日本大震災に際し、私の家族や知人に被 災者はいなかったものの、お見舞いのメールをいた だいたりして、とても温かい気持ちになりました。 逆に、ICD での仕事を通じて関わりをもった国に災 害が起きたというニュースを聞けば、やはり無関心 ではいられません。遠い場所での出来事に、以前よ りも思いをはせることができるようになったのは、 ICD での数々の出会いの賜物だと思います。

#### 終わりに

「国際協力専門官」の職名を名乗ることは、最初 はとても恥ずかしく、「こんなに何も分からないでど こが『専門官』なんだ」と、強い違和感がありまし た。

しかし,やるうちにできるようになることも少し はありますし,できるように頑張りもします。

また,これまで考えもしなかった多くの方々との 出会いがあり,とりわけ,海外のカウンターパート が日本の支援から学ぼうとする意欲や,学者と実務 家が一丸となってそれに応えようとされている姿は, 実際にここで見たから分かることです。したがって, ICD で見聞した全てが,私にとって貴重な糧になっ ていると思います。

本来なら、平凡な日常の中にも、人を成長させる 気づきのきっかけ、視野が少し広くなるきっかけが あるのでしょうが、意識化することは難しいのが普 通です。今は、仕事の中に大きな刺激がたくさんあ り、まだまだ全てを消化しきれていないという思い があるものの、貴重な環境にいられることへの感謝 でいっぱいです。

「国際協力って、法整備支援っていったい何?」

最初の疑問を簡潔に説明できる言葉は見つかりま せん。「『法整備支援の現場』で私に何ができている か」を自分に問うても、上手く答えることはできま せん。

しかし, ICD の勤務を通じて私は, インパクトの 強い, 初めての経験をたくさんしました。そこから, 目に見えず, 言葉で説明できない, 多くのものを与 えられています。「国際協力専門官」で, 名前の上で は「協力する側」のようですが、むしろ受け取るも のの方がはるかに多く、恥ずかしいような思いがし ます。

ただ私の立場で思うことは、「国際協力」や「法整 備」という言葉は、スケールが大きく、圧倒されるよ うな心地がしますが、根本のところには自分が受け たやさしさを、自分より少し困っている人に向ける ような、思いやりの気持ちがあるのだろうというこ とです。実行するのには難しいことが多いですが、 思いやりの気持ちをつなぐ歯車のような役割を演じ られるよう、努力して参りたいと、今は思っていま す。

# 編集後記

「未曾有」

なるほど、字にして改めて見ると確かに「いまだ かつてない」という雰囲気が伝わってきますね。

さて,2011年のICDは9月から年末まで,まさに この未曾有という言葉がぴったりの忙しさでした。

東日本大震災の影響で研修のほとんどが下半期に 固まったということもあり,ほぼ毎週,だれかが研 修のために出張しているという状況で,今も私の隣 では研修日程案を前に菅原専門官が何やら難しい顔 をしています。

こうも忙しいと研修の準備をすることにばかり頭 がいってしまい、そもそも自分のやっている仕事が 法整備支援の一端を担っているということを忘れて しまいがちです。専門官は事務屋としての仕事もも ちろん重要だと思うのですが、「専門」の名の示すと おり、自分の担当国のことくらいはしっかりと中身 も分かった上で仕事ができればいいなと常々思って います。(かく言う私は担当国のネパールについての 知識がスカスカでお恥ずかしい限りです・・・専門官 の皆さん、頑張っていきましょう。)

さて, ICD-NEWS49号は本年8月に開催された名 古屋大学とのタイアップ企画, サマーシンポジウム の様子を特集として掲載しました。

学生達からは、法整備支援の枠にとらわれない、 多岐に亘る提言がなされましたが、一方で支援を「し てあげる」と語る場面が垣間見え、「支援」について の彼らの姿勢に、個人的には疑問に感じるところも ありました。

これら支援のあり方については巻頭言で松尾教授 が「法整備支援への眼差し」というタイトルにて問 題提起をされておられます。

文中に出てくる,教授が開発法学の期末試験で問 うた「日本はなぜ法整備支援をすべきか。」に対する 学生達の答えが4つの立場で拮抗しているというこ とに関しては大変興味深く読ませていただきました。

また,このように様々なとらえ方がある,答えの 出ない禅問答のような法整備支援のあり方について, 他国ドナーがどのように考えているのかも興味深い ところです。

近年,法整備支援に乗り出した韓国の状況について,山下部長が KLRI(韓国法制研究院)のフォー ラムに参加された際の報告を掲載しました。

韓国法整備支援の特徴として謳われている短期間 の成長モデルが韓国の今後の法整備支援にどのよう に現れてくるのか、興味のあるところです。

一方,日本のこれまでの法整備支援の足跡につい て,本年11月3~4日に行われた日独法律学シンポ ジウムでの事務次官の講演を掲載させていただきま した。法整備支援のこれまでの流れがわかりやすく まとめられており,ICDを含めたこれまでの日本の 法整備支援を理解する貴重な資料となっております。

そのほか,この「未曾有」の忙しさの中,当部教 官から多数の原稿をいただきました。

ラオス,ネパール,インドネシア,中国など,い ずれも詳細な報告があるほか,韓国の新不動産登記 法についての法令紹介も掲載しております。

ラオスについては、松尾教授から巻頭言だけでな くラオス法律人材育成強化プロジェクトで行われた 民法基本問題集作成支援についての報告もいただき ました。大変ありがとうございます。

当初,あまりに忙しく原稿が集まらないかもと危 惧されていた49号ですが,気づけば約200頁の大作 となりました。ご寄稿いただいた皆様には重ねて御 礼申し上げます。

ICDは2012年も法整備支援連絡会を皮切りに,年 度末まで研修の予定がギッシリと詰まっています。

「仕事は楽しく,されど厳しく」皆で一致団結し て風邪など引かずに年度末を迎えられるよう頑張っ ていきたいと思います。(編集担当:瀬井)